

津山市史

第七卷 現代Ⅱ —大正・昭和時代—



表紙写真 図1 建設当時の旧津山市庁舎
(江見写真館蔵)

津山市史

第七卷

現代Ⅱ
—大正・昭和時代—

目次

第一章 津山市の成り立ち

一、市制施行前の様子

津山町の概要

郡制の廃止

林田村から津山東町へ

二、市制施行と市域の拡大

各町村への働き掛け

各町村の動き

合併に伴う協議事項

津山市の誕生

東苦田・佐良山両村との合併

三、市政当初の諸問題

市庁舎の新築

上水道の設置

福岡分教場問題

市財政の行き詰まり

疑獄の発生

四、市制二十周年記念博覧会

五、行政区画の移動

三六三
七六
九
一一
一五
一九
二二
二六
三〇
三六
三七
四〇

第二章 社会運動と戦争

一、各種社会運動

美作の護憲運動

米 騒 動

農民の小作争議

美作の各種労働運動

普通選挙運動と美作男会

各種団体の発生

二、第一次世界大戦と社会

日清・日露戦争と津山

日本の参戦と軍備増強

大戦と産業博

三、第二次世界大戦と社会

満州事変と社会

六、隣接十箇村との大合併

合併交渉の始まり

隣接町村への働き掛け

勝西ブロックの動向

一宮ブロックの動向

高野ブロックの動向

大津山市の誕生

檜・池ヶ原・堂尾部落の編入

滝尾村の行政区画

東一宮・一宮両村の合併

隣接十箇村との大合併

合併交渉の始まり

隣接町村への働き掛け

勝西ブロックの動向

一宮ブロックの動向

高野ブロックの動向

大津山市の誕生

檜・池ヶ原・堂尾部落の編入

四四

四五

四九

五〇

五二

五四

五六

五八

六四

七一

七二

七四

七七

七九

八一

八二

八四

八七

八九

第三章 産業・経済の発展

一、農業の変遷

農業変遷の概要	一一九
農村の不況	一二二
昭和池の築造	一二五
食糧の供出制度	一二八
戦後の農地改革	一三二
改革を手懸けた農地委員会	一三七
農会から農協へ	一三八
酪農と牛乳販売	一三九
養蚕の衰微	一四二
二、工業の発達	
製糸業の盛衰	一四四

四、敗戦と社会

日中戦争と国民組織	九二
統制経済下の国民生活	九五
平沼内閣の誕生	九八
太平洋戦争と国民生活	一〇〇
津山への学童疎開	一〇四
文化人の疎開	一〇七
敗戦と戦後の暮らし	一〇九
復員と引揚者	一一二
労働組合の再起	一一四
人間天皇の巡幸	一一五

第四章

交通機関の発達

一、鉄道の発達

中国鉄道の国有化運動	一八一
陰陽連絡の作備線	一八五
陰陽連絡第二線めの因美線	一八九
姫津線の開通	一九一
姫津線全通記念博覧会	一九四
二、道路の整備	
津山駅と今津屋橋筋	一九六
市街地の道路整備	一九九
都市計画	二〇一
天幕街と道路舗装	二〇四
三、車両交通の進歩	

三、商業の発展

製紙業の変遷	一四五
撚紙業	一四八
がら紡織物への転換	一五〇
電気会社の合併統合	一五二
ガス会社の開設	一五七
その他の工業	一五九
三、商業の概要	一六五
商工会議所の発足	一七〇
商店会	一七二
銀行の移り変わり	一七三

人力車などの車両輸送	二〇七
自動車 の 発達	二〇九

第五章 教育の移り変わり

一、幼稚園の創立

二、大正期の学校

大正初期の尋常高等小学校	二二〇
西小学校の誕生	二二二
雙松小学校の分離	二二四
伝統ある津山中学	二二五
良妻賢母の津山高女	二二六
商業学校の創立	二二七
美作学園の草創期	二二九
実業補習学校の創立	二三〇
青年訓練所の併設	二三三
三、市制施行後の学校	
小学校の整備統合	三三四
福岡小学校の移転整備	三三八
工業学校の創立	三四〇
作陽学園の開設	三四一
鶴山中学塾の閉鎖	三四二
青年学校の誕生	三四三
戦時下の学校教育	三四六

四、戦後の教育改革

連合軍の指令と学制改革	二五〇
-------------	-----

戦後混乱期の小学校教育	二五一
新制中学誕生の苦悩	二五三
新制の津山中学校	二五五
新制高校への転換	二五七
教育委員会の設置	二五九
五、社会教育	
青年団と婦人会	二六一
公会堂から公民館へ	二六三

第六章 宗教と福祉活動

一、宗教活動の変遷	
神社の变革	二六九
作業神社の修復	二七一
新興宗教の布教活動	二七二
二、寺院の福祉活動	
美作仏教各宗自修会の発足	二七四
津山施療院の開設	二七七
濟世顧問制度から濟世会へ	二七九
福祉施設	二八〇

第七章 文化と体育

一、文化	
津山基督教図書館の設立	二八三
市立津山郷土館	二八四
文化財の保護	二八五

第八章 公共諸機関の変遷

進歩した映画	二八八
各種の文化活動	二九〇
郷土出身の文化人	二九二
二、体 育	
神伝流津山游泳会	二九七
各種競技会での活躍	二九九
柔 剣 道	三〇〇
一、警察署と刑務所	
自治体警察の誕生	三〇三
刑務所から拘留所へ	三〇四
二、消防組と災害	
消防組の拡充	三〇五
風水害の発生	三〇七
三、医療施設の開設	
病院の開設と変遷	三一一
伝染病と隔離病舎	三一四
保健所の創設	三一七
医師会の変遷	三二八
看護婦講習所	三二九
四、電々公社と新聞社	
電話設置の初期	三三一
新聞社の合併統合	三三二

第一章 津山市の成り立ち



図2 津山大橋 一大正15年一 (江見写真館撮影)

第一章 津山市の成り立ち

第一章 津山市の成り立ち

一、市制施行前の様子

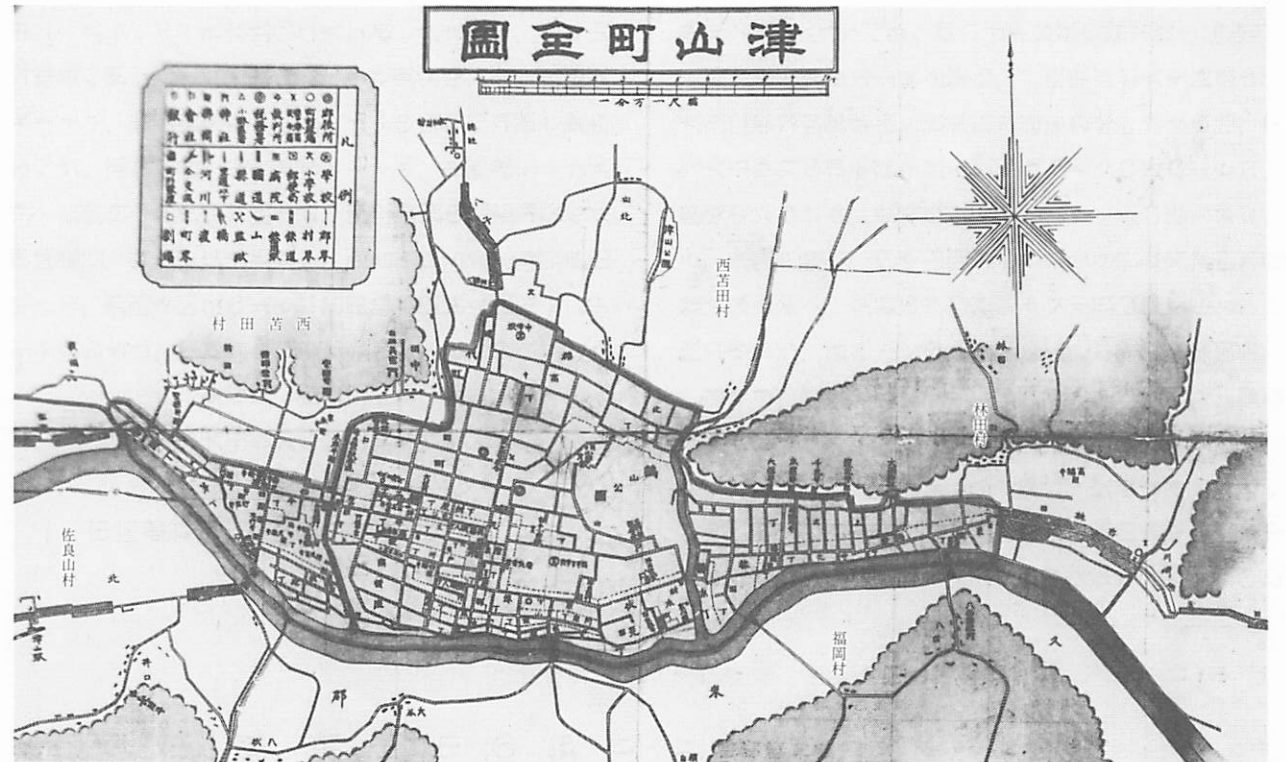
津山町の概要

大正時代の津山町の行政区域は、東は東新町、西は安岡町、北は北町・椿高つばきこう下を北辺とし、南は吉井川をもって境としていた。したがって、周囲を図三のように苦田郡林田村はやた（大正一二年町制施行、津山東町と改称）・西苦田村と久米郡佐良山村・福岡村の各町村に囲まれ、四三箇町の大字に分かれていた。面積は約二平方キロメートル、東西約三二七九メートル、南北約一一八〇メートルの吉井川に沿う東西に細長い町であった。人口はあまり変化がなく、大正元年（一九一一）一万六九〇二人であったものが、「津山

現勢調査簿」によると、大正一四年までに七四三人の増加をみせているに過ぎない。これは、津山町が山間の小都市で、瀬戸内や山陰地方から離れ、交通も不便であったため発展が遅れた、と思われる。

しかし、県北では商工業の最も進んだ町であり、職業別にみると、五ページの調査表のように、商工業関係戸数が最も多く、全体の六〇パーセント近い数を示している。農業戸数は、町が山間にありながら行政区域内に農地が少ないため、全体の一・七パーセントに過ぎない。

大正時代の町予算を見ると、五ページの表のように、大正二年には総額約三万余円に過ぎなかったものが、第一次大戦後次第に上昇を重ね、一四年には大正初期の七倍近くに増大している。特に七年以降の経常費の膨張は、



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|-------|-------|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------------|
| 安岡町 | 新茅町 | 鉄砲町 | 茅今町 | 西今町 | 宮脇町 | 坪井町 | 福渡町 | 鍛冶町 | 城代町 | 南新座 | 元魚町 | 桶屋町 | 新職人町 | 戸川町 | 本町三丁目 | 本町二丁目 | 美濃職人町 | 細工町 | 上紺屋町 | 下紺屋町 | 田山町 | 二階町 | 吹屋町 | 新魚町 | 堺町 | 船頭町 | 小性町 | 京町 | 河原町 | 山原町 | 伏見町 | 材木町 | 北町 | 椿高下 | 橋本町 | 上之町 | 林田町 | 勝間田町 | 中之町 | 西新町 | 東新町 | 四十三
箇町名 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|-------|-------|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------------|

図3 津山町全圖 一大正2年10月一 (津山郷土館蔵)

第一章 津山市の成り立ち

町政の発展にもよるが、大方が物価の急激な高騰によるもので、大正七年には全国的規模の米騒動まで起きた。大正時代は、このように経済的に不安定で、物価高騰のため町財政は苦しかったが、その苦況にもかかわらず、

職業別戸数調査表（「津山町会議事録」）

職業年	農 業		工 業		商 業		水産業		そ の 他		計
	専	兼	専	兼	専	兼	専	兼	専	兼	
大2	25	35	252	139	1,164	458	0	28	686	1,028	3,815
%	1.6		10.3		42.5		0.7		44.9		
大6	60	9	548	235	1,109	475	0	2	1,095	446	3,979
%	1.7		19.7		39.8		0.1		38.7		
大10	29	41	393	520	914	296	4	5	1,361	579	4,142
%	1.7		22.0		29.3		0.2		46.8		
大15	25	20	366	485	1,238	259	5	8	1,052	702	4,160
%	1.0		20.5		36.0		0.3		42.2		

津山町歳入歳出予算総額一覧表（「津山町会議事録」）

歳入年度	歳入予算	歳 出 予 算	
		経 常 部	臨 時 部
大正2	31,377.728	28,282.228	3,095.500
3	31,595.320	30,404.720	1,190.600
4	34,282.570	31,211.570	3,071.000
7	39,199.340	37,957.740	1,241.600
8	52,615.676	50,072.676	2,543.000
9	95,766.390	92,802.390	2,964.000
12	181,541.880	142,396.380	39,145.500
13	204,819.010	149,946.250	54,872.760
14	209,018.000	166,970.000	42,048.000

津山町は、大正六年には津山産業博覧会を開き、同一〇年には津山町立商業学校を建設、同一一年には津山町立西尋常小学校を開校するなど、大きな事業を行っている。また、同一二年には津山駅の開設、同一四年には作備線津山―勝山間の開通があり、津山町にとっては大きな変化であった。これらの一つ一つについては、項を改めて述べることにする。

この大正時代に、町政を担当した町長は、六・七代小

昭和3年度津山町歳入歳出予算（「津山町歳入歳出予算書」）

歳 入		歳 出 (経 常 部)			
不 動 産 収 入	909	神 社 費	80	火 葬 場 費	1,411
使 用 料	6,121	会 議 費	1,997	勸 業 諸 費	2,013
御 下 賜 金	450	役 場 費	39,952	統 計 費	609
交 附 金	7,025	土 木 費	5,800	社 会 事 業 費	1,877
国 庫 下 渡 金	20,500	男 子 校 学 校 費	29,332	津 山 乳 幼 児 保 健 所 費	1,200
県 補 助 金	2,744	女 子 校 学 校 費	28,809	警 備 費	3,767
統 計 補 助 金	87	西 校 学 校 費	16,822	予 備 費	436
寄 附 金	1,040	津 山 実 業 学 校 費	4,643	基 本 財 産 造 成 費	1,258
獎 励 金	350	津 山 青 年 訓 練 所 費	1,669	罹 災 救 助 金 造 成 費	100
繰 入 金	11,482	学 事 諸 費	895	財 産 費	967
経 済 調 整 基 金 運 用	10,000	伝 染 病 予 防 費	846	諸 税 及 負 担 費	273
繰 越 金	8,500	隔 離 病 舎 費	4,494	鐘 樓 費	546
雑 収 入	6,818	汚 物 掃 除 費	5,093	公 金 取 扱 費	381
町 税	151,757	衛 生 諸 費	193	雑 支 出	945
		公 園 費	5,455		
				経 常 部	161,868
歳 入 計	227,783	歳 出		臨 時 部	65,915
		歳 出 計			227,783

次男（大正四年四月—大正八年四月）、九代安東久次郎
 沢泰（明治三十九年一〇月—大正三年一〇月）、八代三好

（大正八年四月—大正一一年一月）、一〇代結城秀哉
 （大正一一年四月一四日—大正一二年四月二五日）、

一一代三浦達夫（大正一一年五月—大正二二年八月）、二代飛田謙蔵（大正一三年五月—大正一五年八月）、三代小沼敬三郎（大正一五年一〇月—昭和四年二月）である。

さて、上の表は、市制施行前の最後の年（昭和三年）の津山町歳入歳出予算である。

明治三三年（一九〇〇）郡制の廃止

制が施行され、津山町大字山下五三番地（現津山地方振興局の位置）に苦田郡役所が設置された。郡には郡長が置かれ、郡内の町村行政を指揮監督する権限を持っていたが、県と町村の中間的存在で、十分その機能を発揮することができなかった。そこで、政府は、大正一〇年（一九二一）四月、郡制廃止の法律を公布し、同一二年四月一日から、これを実施することに踏み切った。

郡制を廃止する政府の意図は、郡に所属し

第一章 津山市の成り立ち

ていた事業をそれぞれ県や町村に移行することによって、事務の簡素化と経費の節約を図り、それによって、町村の財政を潤し、活動を増強することになった。

しかし、岡山県は、郡制廃止後もしばらく郡役所を残務整理のために残したので、苫田郡役所が事実上廃止されたのは、大正一五年六月三〇日である。その後、太平洋戦争中の昭和一七年七月一日、各郡に改めて地方事務所が開設されたが、それまでの間は、県と市町村との中間的行政機関は閉鎖されていた。

大正一二年二月から郡役所廃止まで、最後の苫田郡長を勤めた小沼敬三郎は、大正一五年一〇月一五日、津山町会で町長に選出された。郡長時代に、津山町を中心とする町村合併を推進してきたので、小沼の町長就任は、当然、合併と市制の施行を活発にする結果となった。

林田村から 市制施行前、林田村は町制を施行して、津山東町へ 「津山東町」と呼んでいたが、自治体

としての「津山東町」には二つの場合があった。一つは、明治三二年（一八八九）町村制の実施に当たり、大橋以東東新町までを「津山東町」と呼んだが、これは明治三三年郡制実施の年、津山町と合併し、「津山東

町」の名称はなくなった。今一つは、林田村（現在の川崎・野介代・林田地区）を「津山東町」と呼んだ場合で、ここでは後者について、発足までの経過を述べることにする。

明治の中ごろにさかのぼるが、林田村・川崎村・野介代村の三箇村を統合して、林田村と呼んできたことは第六巻で述べたとおりである。この林田村は、西は津山町の東新町と上之町うわのまちとに接し、津山町の発展とともに商工業は栄え、家数も次第に増加した。そこで、村民の間に町制実施の声が起こり、大正九年（一九二〇）二月二七日の村会で、同年四月一日から町制を実施し、「林田町」とすることを決議した。しかし、その後、林田村商工会や青年団の請願により、一たん決議した「林田町」の名称を、「津山東町」と変更することにしたが、当時、一部に津山町との合併問題も論議されていたので、新町名の施行期日は明確にしていなかった。

そこで、大正一一年六月二八日の村会は、再びこの問題を取り上げ、同年一〇月一日から「津山東町」と変更することを決議した。ところが、これについて、七月一日の村会で、助役から次のような発言がなされている。

郡長ニ面会シ、本村町制施行ニ関シ監督官庁ノ意見ヲ
 糺セシトコロ、郡当局及県庁ニ於テモ林田村町制施行
 ニ就テ、実力アルモノト認メ居ル旨回答ヲ得タリ。名
 称ノ問題ニ就テハ、単ニ町制施行ナラバ県庁ノ許可ニ
 テ済ムモ、名称ヲ變更スルニハ其理由ヲ具シ、内務大
 臣ノ許可ヲ要スルヲ以テ手續複雑ナリ。因ツテ現今ノ
 状況ト将来ヲ考ヘ、万違算ナキ様致シ度ク熟考ヲ願フ。
 (後略)

(「林田村会議事録」)
 これによると、呼称を「村」から「町」に変えて、「林
 田町」とするのは簡単であるが、「津山東町」とするこ
 とは、内務大臣の許可を要し手続きが面倒である。その
 ため、「林田町」とするよう、暗に県・郡当局の指導が
 あつたことをうかがわせる。しかし、議員の多くは既に
 決議していることであるから、村当局は速やかに事務手
 続きをなすべきである、と迫つた。

また、先に請願した林田村商工会も、再び、村当局あ
 て次のような請願書を提出した。

抑抑、「津山東」ナル称呼ハ、多年來全国一般ニ認
 知セラレツアルヲ以テ、今回町制施行ヲ機トシテ、
 町ノ一字ヲ加ヘテ「津山東町」トセントスルコトハ策

ヲ得タルモノニシテ、村会ニ於テモ、既ニ大正九年二月
 並ニ本年六月ノ両度ニ涉リテ、「津山東町」トスルコト
 ニ決議セラレタル次第ナリ。而シテ、今日迄、諸君ハ請
 願ノ趣旨貫徹ノ為メニ斡旋セラレタルコトハ、感謝ニ堪
 ヘザル所ナリ。然ルニ、町名變更ノ件ニ就キ、本日爰ニ
 村会ヲ召集セラルルニ到リタルコトハ、蓋シ、村理事
 者ニ於テ、地方課長ノ内意ヲ本意トシテ、余リニ重視
 セラレタル感アルハ、甚ダ遺憾トスル所ナリ。(中略)
 希クハ、賢明ナル村会議員諸氏ノ慎重ナル御審議ニ
 依リ、前決議ヲ実行セラレンコトヲ、右謹ンデ請願ス。
 (「林田村会議事録」)
 こうして、やや難産ではあつたが、村民の熱意が当局
 を動かし、ついに、大正一二年三月一五日の会議で、次
 のように決議された。

本年三月十日付ヲ以テ、本村ヲ「津山東町」ニ變更
 ノ件許可セラレタルニ付、之ガ施行期日ヲ大正十二年
 四月一日ト定ム。(「林田村会議事録」)

ここに、ようやく今一つの「津山東町」の誕生をみた
 のである。

二、市制施行と市域の拡大

各町村への働き掛け 市制を施行するための動きは、かなり以前からなされていた。ところが、

「市制実施のための法律」によると、原則として人口二万五〇〇〇人以上がその前提条件であったのに対し、津山町の人口は、大正の中ごろ約一万七〇〇〇人に過ぎなかった。したがって、市制施行のためには、どうしても隣接町村との合併が必要であった。

大正七年（一九一八）四月一九日の津山町会で、伊賀義太郎助役は、行政視察の報告を次のとおり行っている。

福山市ハ戸数四千二百戸ナリシガ、市制ヲ布キテヨリ六千戸ニ上レリ。年ヲ追ヒテ郡費ノ負担多ク、且ツ、四圍事情及商工業盛ニナリシヲ以テ、市制ヲ布クコトトナレリ。先ヅ近村ヲ合併シテ約十ヶ月ヲ経テ、市制ヲ布ケリ。經常費・臨時費併セテ九万円ヲ計上シ、負担ハ町村共ニ輕クナレリ。（後略）

（『津山町会議事録』）

これによると、既に市制施行の前提としての町村合併

が、町当局の胸中にあつたようで、助役の視察もそうした観点からなされたものであつた。論議の結果、津山町も隣接町村と合併を進めようということになり、準備委

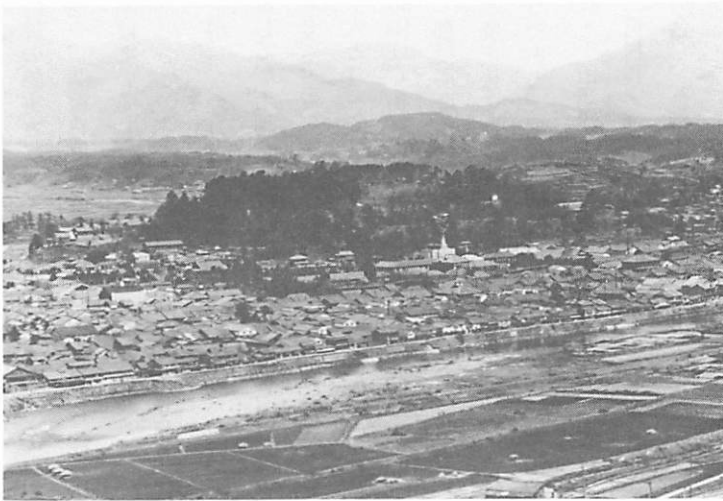


図4 津山町全景 一大正15年一（江見写真館撮影）

員として、町会議員七名が指名された。

その後、合併のための準備委員は、たびたび改選されることになるが、この七名が最初の委員であった。

準備委員としての具体的な活動や調査内容は明らかでないが、大正八年津山町長に就任した安東久次郎は、関係町村へ初めて合併を呼び掛けている。しかし、この時点では、いまだ機が熟せず、具体化するには至らなかった。

その後も、市制施行と町村合併を目ざす論議は、いろいろな機会に続けられた。大正一四年三月二〇日、時の町長飛田謙蔵から小沼敬三郎郡長にあて、左のような陳情書が上申された。

津山町ハ、従来、津山東町・西苦田村・二宮村、久米郡佐良山村・福岡村ヲ合併シ、市制施行ノ希望コレアリ。コノ際ニ付、津山東町・西苦田村ニケ町村ノ合併ヲ切ニ要望仕リ候間、速ニ合併ノ実ヲ挙グル様御配慮相成度上申候也。追而二宮村、久米郡佐良山村・福岡村ノ合併ニモ相当御考慮願申上候。

（『津山市町村合併記録文書』）

これは、段階的に合併を進めようとしたものであるが、

この時も実現にまでは至らなかった。飛田町長は、当時合併の障害となっていたものについて、(1)町村税割の不均一、(2)村有財産の多少、(3)小学校教員俸給の不均衡を挙げている。

たまたま、大正一五年四月一七日、時の岡山県知事佐上信一が地方巡視に当たり、「津山は、隣接の町村と合併して、市制を施行し、地方自治の基礎を確立することが必要である。」と、力説した。これに端を発して、一時下火となっていた合併問題が、再び堰を切ったように表面化してきた。

郡役所廃止の残務整理に当たっていた小沼郡長は、郡制廃止後の合併実現を、郡長最後の仕事と考えていたようである。早速、四月一九日、小沼は、飛田謙蔵津山町長・千田勇津山東町長・和田義一西苦田村長・小原謙吉二宮村長・池上静福岡村長・坂手俊次郎佐良山村長らと会合し、合併実現を協議した。

続いて五月九日には、県の稲垣地方課長・金子事務官らの出席を得て、再び会合を開き、各町村とも合併委員を選出して調査研究することを申し合わせた。

ところが、同月一八日、院庄村が津山町と隣接しては



図5 初代津山市長小沼敬三郎
(津山市役所蔵)

いないが、二宮村とは古くから関係が深いので、この際の合併に参加することを申し出てきた。これによって、院庄村を含む七箇町村が合併の準備を進めることになった。

さて、郡役所は、いよいよ大正一五年六月三〇日廃止された。廃止されてみると、当時の町村は小規模で財政力が乏しく、その上、当初の意図である事務の簡素化に反し、上級官庁や各町村間の連絡調整に、思いもよらない新しい隘路あわらが生まれ、合併の必要性を更に加えてきた。町村合併の産婆役を務めてきた小沼は、市制促進の中

心人物として、大正一五年一〇月一六日、迎えられて津山町長に就任した。新町長を迎えた津山町はもとより、他の町村も地区ごとに合併委員を選出して、調査・研究に手を付け、賛否の論議は一段と熱を加えていった。その間、町村長の会合は十数回を数え、連合の合併委員会も前後数回にわたって開かれている。途中、佐良山村は村勢が合併賛成に至らず、合併組から脱退し、六箇町村で具体化を進めることになった。

各町村の動き
津山町を除く各町村の動きは、次のとおりであった。

△津山東町▽ もともとこの合併問題は、津山町と津山東町の主唱によって進められたもので、両町の間には大きな問題はなかった。

昭和二年（一九二七）七月一日の町会では、合併調査委員七名を町長が指名することと、調査費を追加計上することを決めた。

昭和三年一月一八日付で、町長は合併調査委員会の決議に依り、津山町に、「一、津山町は七箇町村合併が実現せざる場合と雖も、希望町村のみにて合併をなす意志ありや。二、津山東町との単独合併の意志ありや。」と

の質問を出したが、津山町長からは「意志あり。東町との単独合併は、最も之が実現を切望する。」（『津山町会議事録』）との回答を得、二月一日の町会にこの事を報告し、今後の対策を協議した。

昭和三年一〇月一三日、関係町村との申し合わせにより町会を開き、県知事からの合併に関する諮問に同意の答申案を満場一致で承認し、同時に、津山東町としての希望事項を決定した。

△院庄村▽ 院庄村は、前に述べたように最初の町村合併協議会には加わっていなかった。それは、同村の位置が直接津山町と隣接していないという理由に過ぎなかった。その後、関係者の間で慎重に検討が進められ、院庄村は将来の工業地帯であり、津山市の西玄関となる地域と考えられ、殊に二宮村とは旧来密接な関係にある。また、佐良山村とも一衣帯水の間にあることを考えれば、位置は必ずしも西に偏するものではない、との結論に達して合併に加わることになった。

しかし、同村内部には反対論もあり、必ずしも楽観は許されなかった。杉山八十一村長を初め、青年団を中心とする少壮有志の活躍によって、予定の昭和三年一〇月

一三日、津山・津山東の両町に続き、いち早く合併決議を取り付けた。このことは、残りの各村に刺激を与え、合併促進の大きな力となった。

△二宮村▽ 二宮村は、当初時期尚早論が大勢を占め、村会も混乱寸前の状態がしばしばであった。時の村長小原謙吉が、「合併ならずば、この長髭ながひげを剃り落として掛冠けいかんする。」と、決意のほどを示したという逸話が残っている。

こうして、

次第に合併気運が盛り上がり、院庄の決定に続いて決議の運びになった。

△福岡村▽

福岡村は、吉井川を挟んで南北に長く、山を隔てた遠



図6 元二宮村役場 一現橋本会館一

い地域もあって、津山町との関係は、他の町村に比べおのずから異なる点があった。したがって、合併が必ずしも地域の発展につながらず、また、均等な行政の機会かからも、軽視される恐れがあるとして、合併反対の氣勢が上がり、村会議場に動員をかけ、一時混乱する事態もあつた。

しかし、池上静村長の熱意がよく村民を納得させ、申し合わせより二日遅れの昭和三年一〇月一五日になって、田満に決議をみることができた。

△西苦田村▽ 大正一四年、津山町長から苦田郡長に提出した合併に関する陳情書に、「津山東町・西苦田村をまず考え、次に二宮村・佐良山村・福岡村の合併を考える。」と、あるように、当初から地勢上西苦田村を除いては、合併の意味を失うものであつた。しかし、同村は二〇〇〇余町歩に達する部落有林を持ち、この処分を巡って根強い合併反対論があつた。

小沼津山町長・金子県事務官らの懸命な努力や、知事の山林区会設置の確約にもかかわらず、村会は完全に賛否両派に分かれ、青年団が反対側に立ち、ついに村民大会を開催する事態にまで進んだ。

しかし、和田義一村長や賛成派の粘り強い努力により、一〇月一八日の村会で決選投票へ持ち込み、八対七の一票差でようやく合併へ終止符を打った。

△佐良山村▽ 佐良山村は、前記のように、初めは合併の対象に入り、連合委員会にも臨んでいたが、村勢が反対の立場をとるようになったため、連合委員会から脱退せざるを得なかつた。

当時、津山駅（現津山口駅）が中国鉄道の終点であつたので、駅のある佐良山村に中国鉄道が多額の公課を負担していた。そのため、村民の負担する税の戸数割が、他の町村に比べ半額にも満たない状態であつた。ところが、合併するとその戸数割が増額になるというので、大きな問題になった。これが村勢を左右し、連合会脱退の要因となつたのである。

〔津山市町村合併記録文書〕「作州からみた明治百年」）次の表は、六箇町村合併に当たり、合併討議の資料となつた町村勢調査書（大正一五年度）の一部を抜粋したものである。

市制施行と市域の拡大

町村勢調査書（「津山市町村合併記録」）

小学校学級数	学校数	学齢児童	教育費一戸当負担額	町村歳入一戸当	町村歳入一戸当	特別税戸数割平均一戸	町村税一戸当	直接県税一戸当	直接国税一戸当	生産総額一戸当額						人口	戸数	面積	区分 町村名	
										計	工産	林産	水産	畜産	蚕業					農産
五九組	三校	二、八四八人	一八四六六錢	五六四〇八錢	二、三三三、二九三円	一六四一七錢	三六四一九錢	二七四七六錢	二八四七二錢	五〇八円二五錢	四六二円三九錢		一円七一錢	二四九一錢	三四四九三錢	六四三二錢	一七、六五九人	四、一六〇戸	〇・一三万里	津山町
一四	一	五九七	二〇・七一	五五・三四	四二、七八一	一八・八〇	三四・四四	二二・〇九	一六・五二	一、一七四・三三二	九〇〇・三三二	四・八五	一・四六	四・九八	四二・五八	二二〇・一三三	三、七〇五	七七三	〇・三〇	津山東町
一四	一	七四一	一九・八〇	四六・五四	三一、四二二	一一・七〇	二二・四七	二八・九五	一五・一五	五二二・四八	四九・二三	〇・三九	〇・五九	三八・三一	二二・一一	四二・一八五	三、二九五	六七五	〇・四七	西苦田村
八	一	三三〇	二九・一七	六三・九三	二二、九七六	六・八五	五九・三八	四三・五四	一八・八八	二〇、五〇七・九八	二二九・三二二	〇・〇七	一・六五	四・二三	九、九四八・八三	三三三・九八	二、〇七三	三七五	〇・一七	二宮村
一一	一	四〇六	一五・八二	四一・八〇	二二、三六五	一一・五九	二二・八三	一六・九〇	八・三九	四〇五・二八	三・〇三	三・七〇	二・九六	一四九・〇〇	二二二・四六	三、〇七五	五五九	一・一四	福岡村	
八	一	三四八	二四・七四	六一・〇二	二四、四七〇	一九・一三	三六・五九	一五・四二	二二・三〇	七三八・九八	九六・八七	〇・八二	〇・六七	五四・二七	五七九・三二	二、二〇五	四〇一	〇・二八	院庄村	

第一章 津山市の成り立ち

この諮問に答える町村会の決議は、合併決議となる重大なことであった。関係町村は同月一三日、これをいっせいに会議に掛けることを申し合わせ、同月一八日、各町村会は、それぞれ、「右ハ御諮問ノ通り御措置相成異議無之候条及答申候也。」（「市町村合併記録文書」）との答申案を、次に示す協議事項とともに議決した。これによって、六箇町村の合併が事実上決定をみたわけである。

に諮問した。

合併に伴う協議事項
 昭和三三年（一九二八）一〇月三日付で、
 岡山県知事は関係各町村会へ次のように諮問した。

合併に伴う協議事項

昭和三三年（一九二八）一〇月三日付で、岡山県知事は関係各町村会へ次のように諮問した。

給料	町村会議員		役場職員
	収入役	助役	
年一、二〇〇円	年一、二〇〇円	年一、二〇〇円	三一人
五八三	六九六	八四〇	七
六〇〇	五一〇	六〇〇	七
四一八	四八〇	五四〇	四
四八四	四八〇	四九〇	六
四八〇	四八〇	六〇〇	五

津山町外五箇町村合併に伴ふ協議事項

一、合併方法

二宮・院庄・津山・西苦田・津山東及び福岡の六ヶ町村を廃し、其の区域に依り津山（市）を置く。

二、役場

合併後、差当り現在の津山町役場庁舎を以て之に充て、可成速かに適當の位置を選定し新築すること。尚ほ、納税期等の場合に於ては、適宜臨時出張所を設けること。

三、吏員

(一) 現在六ヶ町村吏員は、全部之を新町吏員に引続き採用すること。

(二) 有給吏員在職年数は、新町の勤務年数に通算すること。

(三) 町長は名誉職又は有給、助役は定数を二名、収入役は定数を二名、

入役は一名とすること。

四、町会議員

定数を三十名とし、議長及び其の代理者を選出すること。

五、委員

合併後、新町将来の発展を期するに必要な事項を調査する為め、委員を設定すること。

六、教育

(一) 小学校 現在の儘新町が引継ぎ、学級編成及び通学区域は、合併後新町に於て調査し、適当に之を按配すること。

(二) 補習学校 一応特別の事情あるものを除き、現在の儘を新町に継承の上、新町区域に涉り之が整理及び内容の改善を図る為め、更に調査研究をなすこと。

(三) 青年訓練所 特別の事情あるものは差向き現在の儘とし、他は一ヶ所に統一すること。

七、土木

(一) 道路・橋梁及び上下水道

ア、新町に於て道路及び上下水道調査機関を新設

して、其の将来計画を慎重に調査考究の上、財政の許す限度に於て之を実施すること。但し、

関係町村に於て計画中に係る道路・橋梁・水道等の土木事業は、之を新設の調査機関に於て更に調査考究すること。

イ、上下水道に関する事業費に付ては特別会計とし、受益地域に於て其の経費負担を為すこと。

ウ、農作道等に付ては、従来の慣例に依り、町費を以て相当の修繕費を支弁すること。

(二) 用悪水路
ア、全部現在の儘新町に継承すること。

イ、水利又は用水組合に関する旧慣は、之を尊重すること。

八、衛生

伝染病隔離病舎は、現在の儘新町に於て之を継承し、適当の時期に於て之が配置を改め、内容の改善を図ること。

九、警備

現在の消防組は、其の儘新町に於て之を継承し、警察と打合せの上、適宜之が編成替及び内容の改善

図ること。

一〇、勸業

特に農村区域の発展充実を期するに必要な施設事業を行ふこと。

一一、徴税

(一) 特別の事情あるものを除き、凡て均一賦課となすこと。

(二) 家屋税及び戸数割の課税標準を定むるに当りては、農業地域に於ける者の負担が過重に涉らざる様、特に留意すること。

一二、町村有財産（基本財産を含む。）及び部落有財産

(一) 町村有財産（基本財産を含む。）は新町に継承すること。

(二) 部落有財産（土木共）は関係各町村現在の儘永久に据置き、其管理及び処分を為、必要に依りて事に区会の設置を申請すること。

前項の部落有財産中には、町村費を以て其費用を支弁したるものをも包含すること。

一三、負債

全部之を新町に引継ぐこと。

一四、各種積立金

全部新町に引継ぐこと。

一五、各種施設事業

(一) 全部新町に於て継承し、事業の緩急を計り適宜施設をなすこと。

(二) 合併後に於ける各種の施設に付ては、機会均等の趣旨を重んずること。

一六、合併期

昭和 年

一七、予算

昭和三年度予算は、差向き現在の関係町村予算総額を超過せざる範囲にて適宜按配すること。

一八、市制の施行

合併後直ちに市制施行準備を為し（合併と同時）、御大典記念として市制を施行すること。

（『津山市町村合併記録文書』）

協議事項の内容は、各町村がそれぞれ強く望んでいたことで、合併後の役場出張所、町村吏員の扱い、学校問題、税率、財産区の取り扱いなど、極めて多岐にわたり、決定までには多くの曲折があった。

また、この協議事項の外に、各町村別に独自の希望事項が提出された。

要約すると、

〈津山東町〉

林田小学校講堂の新設と校舎の一部改築、野介代線・林田線・駅付近・隔離病舎への道路改修、水源地の設置、商業発展のための施設と工業試験場の設置、これらの諸施設は、市域の外郭地区より着手して均等を図ること。

〈二宮村〉

西松原松並木の伐採、出張による徴税、学校など諸施設の均等化、上下水道経費の受益者負担、道路改修、特に二宮村より佐良山村へ通ずる道路・橋梁の新設。

〈院庄村〉

村中央を南北に貫通する道路の新設、県道を含む在来道路の幅員拡張、衛生組合・農会の合併とその支部の設置、農村振興策の実施。

〈西苦田村〉

西部地区学区の検討、県道と下道北川橋以北道路

の拡幅・改修、常時修繕道路工夫の配置、主要農道に対する修繕補助金の醸出、上下水道経費の受益者負担、隔離病舎の敷地選定と火葬場の位置変更、農蚕学校の新設、農務課の新設と農村行政に対する人材の登用、一般施設の均等配置。

〈福岡村〉

小学校運動場の拡張と設備の充実、組合立轟名小



図7 二宮の松並木 一大正15年— (江見写真館撮影)

学校の存置、道路の新設・拡幅・改修、農業振興のため農会出張所の新設、委員制度の新設による各種事業の徹底普及。

〔津山市町村合併記録文書〕
以上が各町

村から出された条件の概要であるが、道路の新設・改修が最も多く、当時、各町村がそれぞれ努力しながら、なかなか実績が上がらず、財政的にも大きな負担になっていたことをうかがわせる。

変わったものでは、二宮の松並木を危害防止上伐採するよう望んでいることで、津山の史跡として誇るべきものであったが、同時に、地区住民は、これにより多くの損害を受けていたことを物語っている。

また、津山東町が誘致しようとした水源池は、市制施行直後の上水道新設に際し、津山の西部に設けられた。

その後の給水区域の増大に伴い、昭和五〇年、東部地区へも増設をみるようになった。

津山市の誕生

昭和三年（一九二八）二月二三日付で、内務大臣は各町村会に対して、

「岡山県苫田郡津山町・津山東町・西苫田村・二宮村・院庄村及び久米郡福岡村を廃して、其の区域を以て津山市を置かんとす。依て其の会の意見を諮ふ。」（『津山市町村合併記録文書』）という旨を、また、岡山県知事は、翌二四日付をもって、「新たに津山市を設置せらるる場合は、其直前に於ける其町村の財産を新たに設置せらるる

る津山市に隸属せしめんとす。右市制第三条第五項に依り其の会の意見を諮ふ。」（『津山市町村合併記録文書』）と、諮問した。これに対して、各町村は二月二十八日までに、異議のない旨の答申を終わった。

こうして、合併協議は成功し、昭和四年二月一日（当時は紀元節）をもって、人口三万三三六一人、面積三八・五平方キロメートルの津山市が誕生した。市役所は、差し当たり津山市京町四一番地（元津山町役場）に置かれ、市長臨時代理者に前津山町長小沼敬三郎、同収入役に荊田時四郎が就任した。

また、各町村の職員は原則として新市に吸収され、課長六、主事七、技師一、書記三二、書記補一〇、技手一、巡視二、計五九名となった。

次いで、三月一日に第一回市会議員選挙が行われ、立候補者六三名の中から三〇名が当選した。新議員は、三月九日、津山男子尋常高等小学校で第一回議會を開催し、議長に中島琢之、副議長に下山武四郎を選任し、三月一四日までの間に、次の諸議案を審議決定した。

○ 町名の呼称 旧二宮村全域を以て、新たに大字二宮とし、同時に市全域すべてに大字を冠せざること



(乙号表 月額)

区分	主事	書記	書記補
1級	円 140	円 120	円 60
2級	120	100	50
3級	110	90	45
4級	100	80	40
5級	95	70	35
6級	90	60	30
7級	85	55	27
8級		50	24
9級		45	22
10級			20

図 8
昭和 4 年 2 月 11 日
市制施行後の津山市全圖
(津山郷土館蔵)

一合併地区は津山東町、西苦田村、
二宮村、院庄村、福岡村一

- 吏員俸給規程(抄)
- (甲号表)
- 市長 年俸 二、五〇〇円以上
- 五、〇〇〇円以下
- 助役 年俸 一、二〇〇円以上
- 三、〇〇〇円以下
- 収入役 年俸 一、二〇〇円以上
- 二、五〇〇円以下
- 吏員の定数 主事七人
- 以内、技師技手各一人、書記三
- 九人以内、書記補二四人以内と
- する。(略)
- 町と改称する。
- する。また、美濃職人町を美濃

第一章 津山市の成り立ち

津山市昭和4年度歳入歳出予算
(「津山市歳入歳出予算書」)

歳 入 の 部			
項 目	金 額	項 目	金 額
財 産 収 入	406	獎 励 金	300
使用料手数料	8,695	寄 附 金	40
交 附 金	11,799	繰 入 金	17,500
国庫下渡金	38,351	繰 越 金	2,920
国庫補助金	152	雑 収 入	7,069
県 補 助 金	5,116	市 税	225,350
総 額	317,698		

(丙号表) (略)
 続いて、同年三月二〇日、第二回議会が召集され、出席議員二十九名、満場一致をもって津山市長に小沼敬三郎を選任した。翌四月議会で、次の表の

歳 出 の 部					
経 常 部				臨 時 部	
項 目	金 額	項 目	金 額	項 目	金 額
神 社 費	470	会 議 費	3,407	土 木 費	4,061
役 所 費	64,898	土 木 費	13,038	小学校營繕費	3,273
小 学 校 費	130,875	実 業 学 校 費	8,139	道路上水道調査費	3,356
青年訓練所費	3,738	学 事 諸 費	1,763	公 園 事 業 費	1,350
伝染病予防費	1,300	隔 離 病 舎 費	4,943	公 債 費	5,170
汚物掃除費	6,000	衛 生 諸 費	280	寄附金(商業学校)	18,105
屠 場 費	1,770	公 園 費	5,343	補 助 費	12,220
火 葬 場 費	1,334	勸 業 費	3,200	獎 励 費	610
統 計 費	714	社 会 事 業 費	1,975	雑 支 出	2,800
乳幼児保健所費	2,210	警 備 費	5,698		
財 産 費	1,490	諸 税 負 担	549		
公 金 取 扱 費	271	選 挙 費	150		
報 時 費	705	雑 支 出	1,493		
予 備 費	1,000				
計	266,753			50,945	
総 計	317,698				

ような昭和四年度歳入歳出予算を決定し、津山市の新しい市政が始まった。この予算額を見ると、総額三十一万七

六九八円となっている。この金額は、市制施行前の津山町・津山東町・西苦田村・二宮村・福岡村・院庄村の各町村の予算総額（大正一五年度）を加えた金額三七万九二九七円と比較すると、六万一五九九円の減少になっている。このことは、市制施行の大きな目標であった負担軽減が、大きく実現したわけである。

東苦田・佐良山 昭和四年（一九二九）二月一日の
両村との合併 新津山市の誕生は、隣接する東苦田

村・佐良山村に大きな影響を与え、次第に津山市への合併気運が両村に高まっていった。

まず、東苦田村は、津山の市制施行に当たって、改めて村是を確立するため研究会を開き、将来の方針を研究した。その結果、「将来、諸種の施設を充実するために、大きい津山市に編入する以外にない。」という結論に到達した。

そこで、東苦田村長福田駒次郎は、昭和一〇年（一九三五）七月、津山市に編入を非公式に申し出ている。以後、東苦田村会は協議の末、昭和一四年一〇月一日、六名の東苦田村・津山市合併委員を選出した。

津山市は、先に東苦田村長から編入の申し入れがあっ

たので研究のため、昭和二年七月一日、九名の東苦田村編入調査臨時委員を任命した。当時、津山市としては、単に東苦田村とだけの合併にとどまらず、大津山市の建設を目指して、更に、東一宮・一宮・佐良山・河辺かわべの各村との広域合併を究極の目標と考えていた。しかし、以前、佐良山村脱退の例があるので、拙速を避け、なるべく県の斡旋をまって進めたい、と思っていた。

ところが、昭和一四年八月の市議会で、「市は東苦田村の合併はともかく、佐良山村への働きかけが真剣味を欠いている。」とか、「佐良山村の合併が不可能ならば、東苦田村だけでも早く合併すべきだ。」とかの強い意見があった。その後、合併交渉が紆余曲折くわよくせつするうちに、佐良山村自体が京都・彦根方面の先進町村を視察したり、県当局と協議を行ったり、村内部落で意見交換をしたりしていたので、以前の場合と違って佐良山村に合併の気運が高まった、と津山市は判断した。そして、昭和一四年九月八日、津山市は、従来の東苦田村編入調査臨時委員を廃し、改めて隣接村合併委員を任命した。

その後、津山市は、太田清三郎助役を出県させ、以上の様子を報告し、県地方課からも両村へ出向き、合併を

一戸当たり平均一二円になっていた。その上、前々から
東北の各種団体が、中国鉄道国営移管運動を行っており、
それが実現したら中国鉄道から村への税収の道が閉ざさ
れ、一戸当たりの税負担額が、更に上がることが予想され
た。したがって、村意は次第に合併へと傾いた。そこで、
村では合併委員を任命し、その研究に当たらせた。



図 9 東苦田村・佐良山村の津山市合併記事
(昭和11年7月1日付『津山毎日新聞』)

推進するよ
う促した。

佐良山村
は、市制施
行の際、合
併すると住
民の税負担
が増すので
合併をやめ
たが、その
後年々税が
増加し、昭
和一三年に
は特別税は

このようにして、ようやく東苦田村、佐良山村の足並
みが揃い、昭和一四年九月一日、津山市と両村の関係者
が出臈し、県の斡旋を受けて協議に入った。翌一五年が
紀元二六〇〇年に相当するので、その記念事業として合
併を急ぐことが、関係者の中で話し合われた。

しかし、この段階になっても反対意見がなかったわけ
ではない。東苦田村では、昭和一五年三月、青年層の一
部が、合併は自治の精神に反するし、現在、中央で税制
改革案審議中でもあるので、合併は延期すべきである、と
陳情していた。また、佐良山村でも、村の南部が津山か
ら遠く離れ、不便になることや、村有林・溜池ためいけ工事費な
どの扱いを巡って論議が絶えなかった。

しかし、このような反対はあったが、村長や委員の努
力により、次第に両村の意向は合併へと統一されていっ
た。昭和一五年一二月二九日、津山市議会は合併協定事
項を可決し、市の境界変更、財産処分に関する意見書を
議決して、知事へ上申した。

こうして、翌年二月八日、県知事から「岡山県東苦田郡
東苦田村及久米郡佐良山村ヲ廃シ、其ノ区域ヲ岡山県津
山市ノ区域ニ編入シ、昭和一六年二月一日ヨリ之ヲ施

行スル」旨の告示が出され、ここに人口四万〇三五七人、面積六一・六平方キロメートルの津山市が誕生した。なお、津山市・東苦田村・佐良山村の合併協定事項は、概略次のとおりである。

△東苦田村の部▽

一、小学校は之を存置すること。

二、高田村所在東苦田村有林野は、之を東苦田村を区域とする一部の財産として存置すること。

△佐良山村の部▽

一、村有財産

無条件に市に引継ぐものとする。但し、村基本財産中部落有財産統一に係る土地は、その統一条件に従つて、従来の佐良山村を区域とする区会を設ける。

二、土木事業 (略)

三、市役所出張所の設置

旧佐良山村役場を市役所出張所に充て、職員若干名を置き、簡易な住民の諸願・届・諸税徴収等の事務を取扱ふ。

四、保健・衛生

(一) 佐良山診療所の県営を表現する。

(二) 佐良山村を区域とする国民健康保険組合に対し、

従来、村が計上してきた額より以上の補助を、毎年度、市から組合に補助する。

五、教育

(一) 通学距離および利便を考慮した学区の編成をする。

(二) 佐良山校の設備は、将来市内小学校と同程度に充実する。

(三) 加美^{かみ}青年学校の組合費は、市が引継ぎ負担する。

六、吏員

市に引継ぎ勤務する。

(『津山市議会議事録』)

津山市・佐良山村・東苦田村の合併討議資料の一部を抜粋すると、次のとおりである。

第一章 津山市の成り立ち

津山市・東苦田村・佐良山村勢調査書 一昭和14年調、但人口昭和10年調一

(「津山市議会議事録」)

負 債	行政財産				学校基本財産	基本財産				附加税戸数割一戸当	直接県税一戸当	直接国税一戸当	面積	戸数	人口	区分 市村名
	特別会計償還未済	一般会計償還未済	山林	建物		役所・学校 その他土地	現金(債券)	宅地	畑							
七四七、三七六円八一銭	二二二、七四九円九四銭	四六一、七九九坪	一、三六〇坪	四三、六七四坪	(現) 一、三三三円 (債) 一九〇円	(現) 四、二八円 (債) 二〇円		二反	二反	一四円五四銭	二〇円七〇銭六厘	二七円三銭四厘	二、四九方里	七、七八四戸	三六、〇九二人	津山市
一一、七一〇円三九銭	二、六五七円七一銭	六七三、〇〇九坪	四〇坪	一六二坪	(現) 五八八円 (山林) 二反六畝	一、九五二円		一畝		二〇円三銭	一八円四二銭九厘	一〇円九六銭二厘	〇・八方里	二九九戸	一、二八〇人	東苦田村
	一、〇〇〇円	一、一七八、八〇四坪		二九、四〇〇坪	(土地) 三、二五四坪 (建物) 五七六坪	二八、五一〇円	三〇〇坪	一反	三反	二二円五〇銭	一七円一一銭八厘	一一円五二銭九厘	一、〇七方里	六一五戸	二、九八五人	佐良山村

三、市政当初の諸問題

市庁舎の新築

市制施行と同時に、市庁舎は、京町四一番地の元の津山町役場と決められた。

もともと、この町役場の建物は、明治七年（一八七四）、成器小学校の校舎として建てられたもので、同二〇年尋常津山小学校となり、三二年同校が新校舎（元の津山女子尋常高等小学校）へ移転した後、町役場に転用していたものである。学校開設当初は、目を見張るほどの洋風建物であったが、歲月とともに老朽化し、新市の庁舎として、到底その機能を發揮できるものではなかった。そこで、当然その建築が問題となってきた。以下、市庁舎建築について、『津山市議会議事録』によりその経過を述べることにする。

昭和四年（一九二九）四月の議会には、合併後、初めての年間予算が提案されたが、当局は、早くもこの議会に、市庁舎建築に関する予算を追加議案として提出した。これは、市債と旧庁舎敷地等売り払い代金を財源とし、二箇年継続概算一二万七〇〇〇円という、相当思い切っ

た規模を骨子としていた。しかし、議会審議に入る前、時期尚早と考えた小沼市長は議案を撤回している。

次いで、同年五月召集の議会に改めて提案したが、建築位置・同単価、様式規模、財政問題を初め、「助役・収入役の人事を後回しにしてまで、市庁舎を急ぐ必要があるのか。」と、特別職の人事問題にまで意見が発展し、

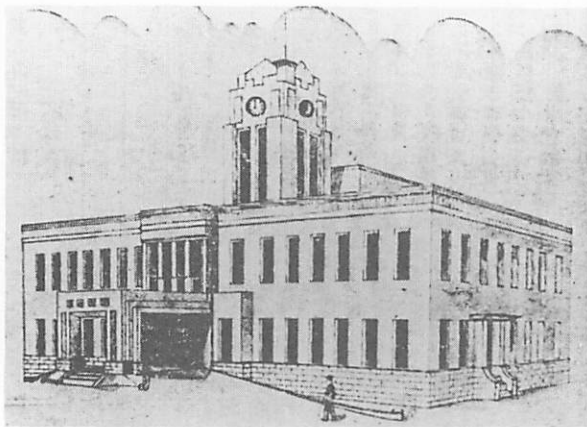


図10 津山市新市庁舎設計図 一昭和5年10月一
（『津山毎日新聞』所載）

六月二〇日、市長は再びこれを撤回して、検討の上再提案することを約した。

市制一周年の祝賀会に帰郷した前大蔵次官



図11 津山市庁舎建設地鎮祭 (江見写真館蔵)

黒田英雄が、「私は、市長の椅子にちょっと腰を掛けてみたが、骨が突き出ている尻が痛かった。市の台所も大分苦しかろうが、大体、市役所があんな建物では、仕事の能率に關係する。緊縮政策もよいが、必要な所にはどんどん金を払って活気を作らねば、折角の市制も発展が遅れる。」と、市庁舎建設を促したという逸話もある。(『津山市政

回顧録』)

こうし

て、一箇

年余を経

過した昭

和五年九

月に至り、

市当局は

議会と協

議の末、

鉄筋コン

クリート

二階建て、

建築費五

万円から六万円という、当初計画よりかなり縮少した基本方針を定め、一〇月二日の議会に提案した。

しかし、この提案は、敷地の選定が論議の中心となり、予定の位置、土地の単価、市有地の利用、市民感情など、質問・意見が続いた。ついには、市長の「価格の決定は議会の権限だが、土地の購入は執行権である。」という発言まであり、紛糾したやり取りが議会と執行部の間で行われる始末であった。結局、調査委員に市長・議長・市議三名を選出し、数箇所の候補地を挙げて比較調査することになった。

委員は、まず候補地として税務所跡(田町二三番地)、中島病院隣接空地、連合事務所(現津山地方振興局付近)、刑務所跡(現いずみショッピングセンター付近)、大熊屋敷(現津山朝日新聞社付近)、美作製紙株式会社跡(現旧市庁舎付近)の六箇所を挙げ、研究の結果、各候補地について、概要次のような調査結果をまとめた。

1、税務所跡・中島病院隣接空地は、敷地が狹隘で候補地として適さない。

2、連合事務所五三〇坪の土地は、大蔵省に交渉の結果、果坪六坪、建物は県で公用廃止の取り扱いは可能で

あるが、現在使用している各種団体のための交換移転先が必要である。事務所移転費四〇〇〇円、その他家屋代、整地費等含めて、計三万七三〇〇円以上を要し、その上、交渉困難な事情もあり、難しい。

3、刑務所跡は、市営住宅建設用地として払い下げを受けているので、敷地代は不要であるが、払い下げ条件から困難性がある。整地費三三七〇円、今津屋橋から一九七メートル幅員八メートルの道路拡張費一万五六〇〇円、計一万八九七〇円を要する。

4、大熊屋敷は九〇三坪、坪当り一八円、計一万六二五四円で手に入る。この屋敷は、最も平坦ではあるが、敷地内に居住者があり、なお、西側竹藪の中には、信仰者の多い稲荷神社もあって、問題がある。

5、製紙会社跡地は、東部は奥行が狭い。西角の片岡氏居住の土地は、面積八一五坪、敷地代二万二八二〇円、整地費二二八〇円で、居住人の立ち退きを必要とする。会社跡地中間の土地は、坪一八円で盛り土を崩せば間口三五間・奥行二八間・高さ四尺となる。しかも、この場合は、二棟の煉瓦倉庫（価格七〇〇円以上）が寄附せられる。

委員会

は、以上の結果を

昭和五年

一月二

六日、議

会へ報告

した。委

員会とし

ては、候

補地に順

位は付け

なかつた

が、製紙

会社跡地を最適とする意を込めた報告であった。

この報告に基づいて論議が行われた結果、製紙会社跡地と大熊屋敷の二候補地に絞られ、賛否を起立に問うた。製紙会社跡地を可とする者一七名、否とする者一名で、市庁舎建設用地は製紙会社跡地に決定した。

しかし、国の財政緊縮方針もあって、なかなか起債の

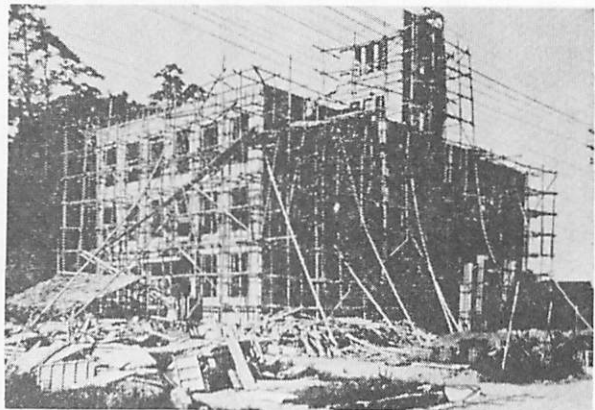


図12 津山市庁舎の建築（津山市郷土館蔵）

第一章 津山市の成り立ち

昭和7年度市庁舎建築歳入歳出追加予算（抄）

歳 入 の 部		
項 目	金 額	備 考
土地建物売払代	29,931	旧市庁舎土地建物、旧津山東町役場土地建物、旧西苦田村役場土地建物、旧院庄村役場土地建物、旧西苦田村と旧二宮村の隔離病舎土地建物、山下住宅（現酒造会館）
前年度繰越金	25,269	市債25,000円、財産支払代 269円
市 債	22,000	
計	77,200	
歳 出 の 部		
項 目	金 額	備 考
建 築 費	63,900	528坪、鉄筋コンクリート二階建内部間仕切り木造
敷地買収費	11,000	800坪、坪13円75銭
整地費	800	800坪、坪1円
監督費	1,000	技手2人、月50円、延18箇月、賞与100円
雑費	500	
計	77,200	

許可が出ず、昭和七年二月三日付で、ようやく六、七両年度それぞれ二万五〇〇〇円計五万円が許可になった。そこで、六月に至り、津山市は次のように追加予算を決定し、同時に、議会から市庁舎建築工事臨時委員五名を

選出、計画を一年遅らせて着工することにした。この予算は、敷地買収の単価が下げられており、現存する煉瓦建倉庫二棟の無償寄附が含まれていた。

その後、委員は調査研究を続け、現存のように三階建

てに変更し、昭和七年

九月二日、業者の施工に入っているが、変更の理由は明らかでない。

昭和七年度の市の

「事務報告」によれば、

施工状況は次のページの表のようになってい

る。続いて、市は昭和八年六月七日には、一

万二〇〇〇円の暖房設置の追加を決定した。

建設に際し、小沼市長は建築費の縮小に努めたが、最終的には、市庁舎建築累計総予算は

市庁舎健築工事費内訳（『市事務報告』）

項目	金額	備考
請負金額	39,000.00 ^円	請負人 名古屋市水野鉄五郎 昭和7年9月2日起工 昭和8年7月31日竣工
セメント	9,566.00	7,820袋、市が木村繁太郎から購入
鉄筋	7,625.41	131.490、市が神戸製鋼所から購入
計	56,191.41	

業であった。工事を終わって、昭和九年二月一日、市役所は津山市山下九二番地の新庁舎へ移転した。

上水道の設置

津山市が上水道の設置を公式に取り上げたのは、大正一五年（一九二六）二

月二〇日の津山町会が最初であるが、津山東町は、それより前、既に水道敷設計画を進めていた。しかし、合併

八万九二〇〇円になり、什器その他を加えると合計一〇万円に及ぶといわれる。この金額は、昭和六年度の市歳入決算額が、事業費を含めて三六万円であったから、津山市にとっては大事

問題が具体化するに及び、着工に至らないまま、合併希望事項に水源池の東部設置を挙げ、水道事業は新津山市へ引き継ぐことになった。

さて、津山町会では調査委員会を設け

昭和三年（一九二八）一月二二日、第一回の会議を開き、翌年二月までに八回の協議を重ねた。その大要を記すと、

○ 第一回委員会（昭和三年一月二二日）

水道の基本調査実施のこと。水道敷設について他都市の視察を行うこと。

○ 第二回委員会（昭和三年二月二一日）



図13 中島上水道取水口（津山市水道局蔵）

早く調査を完了するため、上下水道のうち、まず、水道について調査すること。水道使用者を五万人、一人一日平均の使用量を一一〇リットルとすること。水源地はおおむね二宮松原付近とすること。

○ 第三回委員会（昭和三年三月二六日）

先進都市七市の水道視察報告。各都市の水道工事費は、奈良市（一三六万円）、尼崎市（一五七万三千元）、西宮市（一一九万五千元）、高松市（一七七万円）、丸亀市（五九万円）、尾道市（一四五万四千元）、福山市（二六九万六千元）。

○ 第四回委員会（昭和三年五月二四日）

高松市の尾崎水道課長を招き、水源予定地を委員一同で視察。

○ 第五回委員会（昭和三年五月二六日）

前回の視察結果に基づき、尾崎課長から次の報告があった。

第一案 二宮桜町の裏か、小田中のうち吉井川北岸の菜洗場付近に水源地を設け、県道の右に沈澱池・濾過池を置き、その水を山畑に引き上げ配水する。

工事費七五万円。

第二案 衆楽園付近に井戸二本を掘り、同所に濾過池を設け、丹後山に引き上げて配水する。工事費六八万円。

第三案 吉井川・宮川の合流点に水源池を設け、大橋上手から城山に引き上げ配水する。工事費七一万円。

右三案の内、衛生上最も安全で工事費も少ない第二案が有望となり、小林技師（日本鑿井会社）に調査を依頼。結果は水量が少なく不適。

○ 第六回委員会（昭和三年六月） 流会。

○ 第七回委員会（昭和三年七月六日）

調査を終わり、第一案の二宮菜洗場付近を水源地に選定。更に、津山瓦斯株式会社付近に鑿井して、丹後山に上げ配水すれば経費が安い、という新提案が出され、調査することを決定。

○ 第八回委員会（期日不明）

瓦斯会社付近は、水量少なく濾過池を設ける土地が狭隘。吉井川の水を取れば水量はあるが、汚水が入り易く、合流点のため土砂に埋まる心配がある。

（『津山町会議事録』）

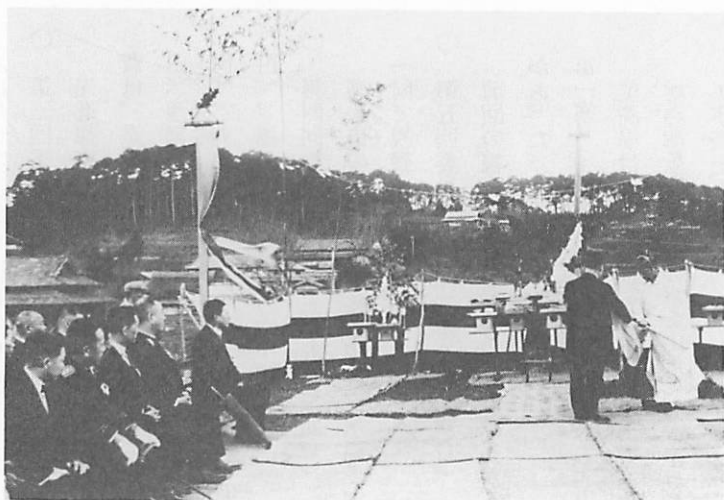


図14 上水道配水池起工式 (津山市水道局蔵)

以上のように、水量・水質に難点が多く、旧町時代の調査では、水源地の位置を第一案とすることに落ち着いていた。

市制実施後は、新しい調査委員会によって調査が進められ、第一回委員会が昭和四年七月一六日に開かれ、旧町時代の第一案を引き続き採用することに決定した。以後、翌年の一月二日の委員会まで八回の協議を重ね、第一案に基づく伏流水を取るか、河水を取るかの調査が続けられた。

こうして、旧町時代の調査委員会発足後約三年で、ようやく津山市水道計画の作成が終わり、当局は昭和五年一月一八日、次の「津山市水道布設工事目論見書」を議会に提案した。

津山市水道敷設工事目論見書(大要)

第一 水道事務所ノ所在地

津山市京町 津山市役所内

第二 水源ノ位置、取水方法、周囲ノ概況、水量概算
及水質

(ア) 水源ノ位置

岡山県久米郡佐良山村大字中島字天王鼻

(イ) 取水方法

吉井川右岸ニ鉄筋混凝土取水樋門ヲ設ケ、集水

井ニ連絡シ河水ヲ其ノ儘導水スルト共ニ、集水井

第一章 津山市の成り立ち

ニ湧出セル伏流ヲモ採水スル装置トス。

(ウ) 周囲ノ概況

佐良山村大字中島字天王鼻ノ地点ニ求メタル所

以ハ、宮下堰ニヨリ水位ノ調整ヲナシ、且ツ、市

街地及郡是製絲会社等ヨリ注流セル汚水ヲ避ケタ

ルニヨル。

(イ) 収入ノ方法及其ノ予算

国庫補助金 拾九万五千元

県費補助金 七万円

繰入金 拾貳万参千五百拾四円

給水料金 参拾九万壹千四百八拾六円

給水使用料ハ左ノ割合ニ依リ徴収ス。

(エ) (ウ) (略)

第三 水源地、送水管線、

浄水場ノ位置「図一

五」

第四 給水区域、人口、

給水量

(フ) 給水区域「図一五」

(イ) (略)

第五、第六、第七 (略)

第八 起工並竣工期間

起工は昭和六年四月、竣工は昭和七年九月、工事

期間は一年六箇月。

第九 工事総額、其ノ収入支出方法及予算

(ア) 総額金七拾八万円

種別	最低料金	超過料金	其ノ他
放任専用	同	同	二〇銭 給水栓一箇増二〇銭増、浴槽 給水装置四〇銭増、給水装置 ナク浴槽ノミニ二〇銭増
放任共用	一戸五人迄 六〇銭	一人ヲ増ス毎 二〇銭	浴槽使用者一箇ニ付一五銭増、 二戸共用一戸ニ付一〇銭増
営業用	一〇キロリットル 一〇〇キロリットル	一キロリットル 増ス毎 同	一〇銭
湯屋業用	六〇〇銭	同	六銭

水道敷設費七拾八万円ハ一時起債ニ求メ、之ガ償還ハ国庫並県費補助繰入金、給水料金等ニヨル。

第一〇 (略)

この案が提出されると、早速議員の間から、「第一案を採用する理由や、原始的な濾過装置で果たして十分で

図15

津山市上水道給水区域主要配水幹線図

(『津山市水道布設工事目論見書』昭和5年12月18日作成)

説	明
-----	給水区域
—————	配水幹線 150~400ミリ
—————	配水幹線 100ミリ

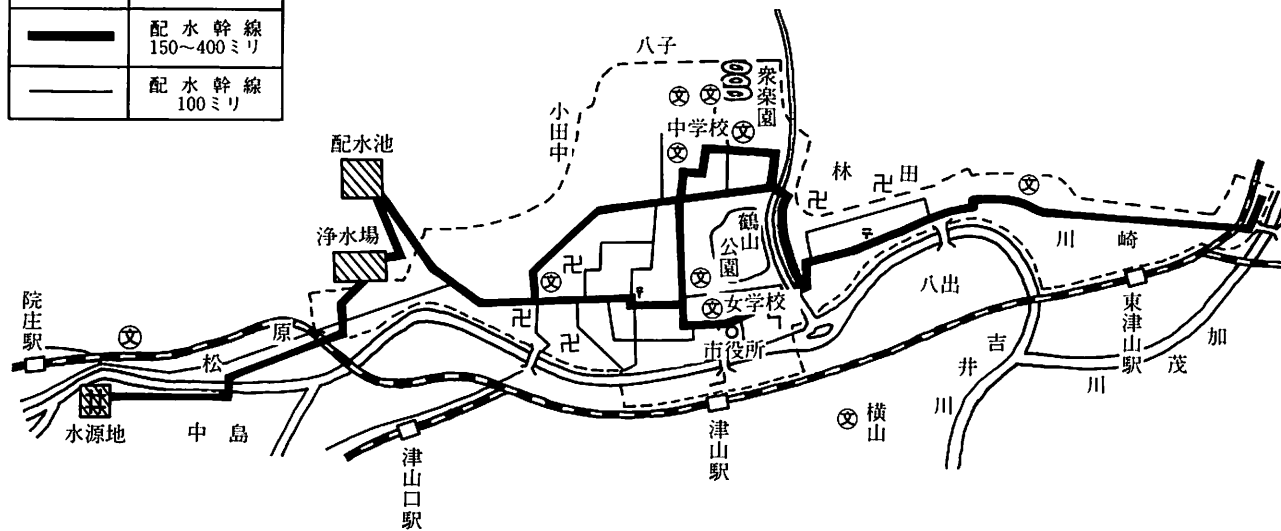




図16 上水道配水管工事 一大橋上手一
(津山市水道局蔵)

あるか。」また、「給水区域内の税負担がどれだけ増加するのか。」「膨大な経費を市民が負担し得るか。」「などの質問が出た。これに対し、市は第二、第三案の不適当な理由を説明するとともに、浄化装置については万全を期することや、経費は他都市のものをよく検討したもので、杜撰ずさんなものではない、などの答弁をしている。

一般市民もまた、前記のような問題点をもっていたので、その説得のために多くの月日を費やし、工事完成予定は大きく遅れた。なにごぶん、市民は毎日使用する水であるので衛生上の心配があり、工事費七八万円に

の津山市年間経費三六万円の二倍以上になるので、経費負担の心配があったのも無理からぬことであった。それらの影響によって、水道の不用を申し入れる者が五〇〇名にも達し、市も大いに困惑したようである。

こうした問題が続いたが、当局は最終的に鑑定を依頼した京都大学松原厚理学博士の「現設計は、何れの点より見るも、最も其の当を得たるものなるを以て、之を遂行して惑ふことなきを最良の策なりと思惟しするものなり。」(『津山市議会議事録』)という鑑定結果により、いよいよ起工に踏み切ることになった。

配水工事は昭和七年六月六日、浄水場工事は七月二〇日、水源工事は一〇月三日開始された。全工事の完成日時は明らかでないが、昭和九年四月一〇日、市制五周年記念式に合わせて通水祝賀会を行っている。

さて、上水道工事について評価すべきことは、幾多の困難を排してこの時期にやり遂げたことである。もし、時期尚早として延期していたとすれば、程なく戦時財政に入るの、あるいは実現が難しかったかもしれない。また、昭和六・七・八年といえ、農村不況と失業者増大の時期で、この工期二箇年間における約二〇万円の賃

金は、勤労者の救済に好影響を与えた。更に、物価の低落で資材や市債の金利も安く、結果的に市費の節約を図ることができたことになる。

福岡分教場問題 昭和四年（一九二九）の町村合併による津山市の誕生に際し、福岡村はその

条件として、福岡小学校・轟名小学校の存置を挙げている。た。

轟名小学校は、吉岡村塚角^{つかの}にあり、福岡・吉岡両村組合立学校で、福岡小学校に遠い押淵^{おしづち}地区がこの学校へ通学していた。しかし、小学校条例により、市と町村との小学校組合は認められなかったため、市制施行に伴い、押淵地区から轟名小学校への通学がでなくなった。津山市としては、押淵地区を含む旧福岡村全体を福岡小学校学区と考えていたが、関係地区民は合併条件と違うことに對し、強く反発した。そして、その当時、福岡小学校へ通っていた種・荒神山の地区とともに、分教場設置の運動を開始した。

その後、市としても検討の必要を認め、昭和四年九月一六日、学務委員会に對し、「小学校数並びに通学区域を整理する必要なきや。若しありとせば其の方法如何^{いかん}。」

との諮問を出した。これに對し委員会は、同年一月十五日、「元福岡校南部児童のため、来年度に於て分校を設置するを要す。」との結論をまとめ、学区については、「種・荒神山・金屋^{かなや}・押淵」とする旨を付記して答申した。

この答申に基づいて、市は翌年一月二八日の市議会へ、福岡校分教場の必要を述べた「覚え書」を提出した。審議の上、一時保留になったが、二月一七日再審議の末、「止むなきものとして原案に賛成す。但し、位置については、物議を醸さざるよう慎重留意のこと。」として議決した。以上の経過を経て、ようやく設置が決まったものの、校地の選定は容易でなかった。

（「津山市議会議事録」）

もともとこの地域は、津山盆地を作る南側山地の谷合いに、吉井川に沿うて点在する小集落であり、耕地面積は少なく、旧福岡村時代にも分教場設置が論議されながら、位置の問題で実現に至らなかった。今回もまた、種地区と押淵地区とが互いに距離を主張して譲らず、ついに市長裁断に任せざるを得なかった。

市当局と市会は、その後検討を重ねた結果、校舎完成



図17 元福南小学校 一元福岡小学校の分校一

知事へ答申した。

これより先、その年の四月一日から、押淵地区四年以下の児童四四名は、今村嘉三郎宅に開かれていた福岡校押淵分教場仮校舎へ通学していた。翌六年二月二五日、校舎の竣工に伴い、同日新校舎へ移転。同年四月一日から押淵・金屋・荒神山・種の四年以下の児童七八名を収容して、福岡小学校分教場が正式に開校した。

まで、一時、

種部落の四年生以下を佐良山小学校へ委託通学とし、山王を分教場の

位置として合意を得、昭和五年八月二四日、敷地を押淵字山王三七五・三七六番地と定めて

この分教場は、終戦後の昭和二三年五月一日、独立して津山市立福南小学校となり、学区内全学年の児童を収容することになった。当時、一〇〇名を越える児童がいたが、時勢の推移とともに激減し、複式学級から複々式学級となり、ついに、昭和四一年四月には南小学校へ吸収合併された。

以上、市制直後の学校問題について、福岡小学校の分教場問題だけを記したが、学校問題はひとり分教場問題にとどまらなかった。全小学校の統合整備に関して種々の問題が提起され、なかなか結論が得られず、戦後まで持ち越された。このことは、改めて、第五章教育の項で述べることにする。

市政の 昭和四年（一九二九）二月一日、待
行き詰まり 望の市制が施行され、市民は喜びに湧

いたが、財政的に前途は決して安易なものではなかった。

同年四月の市議会で、昭和四年度の歳入予算三万七六九八円を可決し、いよいよ市財政のスタートを切ったが、市制当初の大事業として市庁舎の建築、上水道の設置の外、学校整備、道路整備など幾多の事業が山積していた。これらの事業は、市制実施前からの懸案でもあり、

それを見送るわけにはいかなかった。

折悪しく、当時の経済界は不況にあえぎ、米・繭その他の価格は暴落の一途をたどっていた。苦しい市財政の中で、これらの事業を行おうとすれば、特別税の戸数割増徴か、公債による借入れ以外に財源を求める方法はなかった。しかし、住民から増徴することは、合併時点で、多くの地区から出された希望条件に反するので、必然的に財政は切り詰められ、やむを得ない事業は、公債に頼らざるを得なかった。特に、市庁舎の建設と上水道の設置が重なり、昭和七・八・九年度の財政は、これらの公債償還のため極めて苦しく、ついに赤字を生む結果になった。

さて、その行き詰まりの状態を会計の歳入歳出の面から見ると、表のように昭和七年度は二万一千七百五十一円五銭の繰り越しがあったが、市庁舎建築を初め、塵埃焼却場新築、戸島線など七路線の継続道路工事の公債による事業費の繰り越しが、三万七千五百八十〇円あったため、実質は一万五千八百九十五銭の不足をきたす事態を招いた。

続いて昭和八年度も決算期に入って、経常費の歳入未済等があり、市会計が不均衡となって、ついに二万五千

五六円一
三銭を借
り入れ、
ようやく
決算の均
衡を保つ
ことがで
きた。こ
うした事
態は、九
年度も続
き、表の
ように事
業費の繰
り越しが
二万九千
九〇円あ
り、実質
二万八千
四七円八

津山市財政状況一覧表（「津山市会計決算書」）

年	歳入	歳出	繰越	備考
昭5	円 銭 340,606.27	円 銭 310,337.55	円 銭 30,268.72	
6	359,792.12	332,922.08	26,870.04	
7	408,721.80	386,970.75	21,751.05	事業繰越37,580円、不足15,828円95銭
8	379,849.75	405,205.88	△25,356.13	不足25,356円13銭
9	536,332.68	534,990.53	1,342.15	事業繰越29,690円、不足28,347円85銭
10	471,210.14	395,012.61	76,197.53	
11	573,646.13	510,478.51	63,167.62	
12	549,513.54	361,367.21	188,146.33	

(△は負債を示す)

第一章 津山市の成り立ち

津山市公債歳入・償還予算額一覧（「津山市会計予算書」）

区分 年	経 常 費		特別会計(上水道)	
	公債歳入予算	償 還 予算	公債歳入予算	償 還 予算
昭5	15,000円	5,570円	—	—
6	35,000	15,240	517,204円	17,240円
7	57,200	17,222	256,700	29,904
8	18,400	29,076	(追) 182,700	(追) 38,640 182,700
9	45,000	24,128	(追) 332,700	45,299
10	25,100	34,080	0	46,222
11	1,400	55,237	(追) 6,800	54,544

※ 昭8(追) 182,700円は、高利債の借り替えを行ったもの。

五銭の不足を生じ、翌年度の歳入を繰り上げることによって補われた。

次に、この行き詰まった財政状態を公債による歳入予算と償還予算の面から見ると、表のように六年以後が極度に多くなっている。市制後のこうした切羽詰まった公債の利用

債の利用が積もり積もって、ついに一年度に、償還額が、経常費だけでも五万五〇〇〇円を超えようになつた。加えて、この年は、

上水道設置に伴う特別会計の償還額も五万四〇〇〇円を超えた。

昭和一〇年には、次の項で述べる疑獄事件が発生し、財政立て直しに努力していた小沼市長は、その責を負って四月一二日退任し、後の責任を引き受けたのが寺坂頼甫助役であった。助役は、疑獄のための混乱を收拾するとともに、前記破綻に直面した財政の立て直しに奔走し、ついに病に倒れることになった。

当時の様子を「津山市政回顧録」は、

この貧乏世帯を切り回す寺坂助役の心労は一通りではなかつた。自治経営には、相当の体験と自信を持ち、老練よく円滑なる腕の冴えを見せつつあった助役も、極端なる貧乏財政の切り盛りには悲鳴をあげた。かれこれの疲労から、八月初旬に至ってバツタリ病臥、同月八日急逝してしまつた。

こうして市長、助役ともに欠員となり、後任の決定が急がれたが、このような時期に、後を受けて進んで立候補を名乗り出る者はなかつた。市議会は、時の市会議長中島塚之に白羽の矢を立てたが、腰が重く、ついに全議

員が議長宅に居座り、決断を要請した。その結果、ようやく承諾を得、一〇年一〇月一五日、一期めの中島市長の誕生をみた。

中島市長は、助役に倉敷警察署長守安重太を迎え、徹頭徹尾緊縮財政を強行した。こうして、昭和一〇年度は三箇年続いた赤字財政を一応切り抜けることができたが、その内容は極めて苦しいものであった。

次いで、一一年二月一三日の市議会で、次年度予算方針につき、市長は次のように述べている。

(前略) 本年市債償還未済総額百余万円ノ多額ニ上ルコトハ、各位ノ御承知ノ通りデアリマス。(中略)

昭和十一年度ノ市債償還額ハ、一般会計ニ於テ五万五千二百円、水道特別会計ニ於テ五万四千五百円、合計十萬九千七百円ノ市債償還ヲナス事ニナツテ居リマス。之等多額ノ市債ガ、一般会計及ビ特別会計ニ重圧ヲ加ヘテキル事ハ、皆様御承知ノ通りデアリマス。従来ノ事業ハ悉ク起債ニ俟チ、年々二万円乃至三万円ノ起債ヲ賄ツテ来タト言フノデアリマス。(中略)

此ノ上ノ起債ハ、市ノ財政ヲ危機ニ導クコトナリ、又、監督官庁モ到底許可サレナイト思フ。斯クノ如キ

状態ナルガ故ニ、遺憾ナガラ、私ハ十一年度ノ予算編成ニ當ツテハ、新事業ヲ行ハズ、継続事業モ繰延べ健康全財政ノ確立ヲ計ツタノデアリマス。

(「津山市議会議事録」)

昭和十一年度当初予算は、償還金五万五千二百七円を含みながら、三万三千八百一円という緊縮予算を前年に続いて編成し、上程可決した。しかし、中島市長はこうした緊縮財政の一方で、特別会計による産業博覧会を開き、沈滞しようとする市況の復活を目指した。こうした努力により、徐々に財政の行き詰まりは解消されていった。

疑獄の発生

昭和九年(一九三三)一月、県下で未嘗有の教育疑獄が発生した。これは人事問題を巡る汚職事件で、六名の県視学と一〇〇余名の教職員が取り調べを受けた。事件は津山市にも波及し、学務課長・現職小学校長・教員数名が起訴された。

(昭和九年二月二日付「津山毎日新聞」)

その動揺がまだ収まらない一年後に、今度は市に疑獄事件が発生した。昭和一〇年一月二六日早朝、突然、市役所水道課経理係と元水道課経理主任とが岡山に強制収容され、庁内は騒然となった。これが第一次疑獄捜索の

始まりである。次いで、二月四日には収入役、更に庶務課長も召喚され、短時日の間に吏員九名が強制収容される始末となった。その後、事件は議員にも波及し、水道、市庁舎、更に市長選挙にまつわる不正が判明し、市民の憂色は次第に濃くなった。市議会終了直後の四月五日、ついに小沼市長も召喚され、一二日、刑務所内から辞表を提出した。この事件により一五名が起訴されたが、その中心は、難航した市庁舎建設、水道工事の反対者に流された運動費といわれ、問題は市長選挙にまで関連し、その複雑性を物語っている。

次いで、昭和二二年有元市長にまつわる第二次疑獄事件が発生した。この疑獄の原因となった有元市長誕生の経緯について述べると、前記津山市財政立て直しに努力し、ようやくその危機を脱した中島市長が、突然、昭和二二年二月二一日辞表を提出した。

当時、市長は、議会の選考で決定される制度になっていた。当然、議会の大きな問題となり、三月二〇日の市議会で、選考委員により候補者を人選の上、提案する方針を決定した。ところが、四月五日の議会では、その委員の数が議員各派の問題となり、五名説・七名説・一

〇名説となかなかまとまらず、結局、各派一名と正副議長の計七名に決定した。このように、市長選出は委員会結成の時から波瀾はらんの様相を示した。

その後、委員会が七回、全員協議会が二回開催された。その間には、選考委員の改選もあり、市長候補としては小沼敬三郎前市長・生末近夫県議・春名藤平前市議会議長・伊賀良一前京都市助役などが挙げられた。しかし、委員の努力にもかかわらず受諾を得ることができず、議案提出後四箇月を経ても決定をみなかった。

そのため、最終的には地元候補に限らないということになり、東京高等工業学校・大阪工學院の校長であり、その設立者でもあった有元史郎と、東京市の経済顧問をしていた景山栄志とを推挙し、議会は、八月八日、二派に分かれて決選投票を行った。結果は、一五票対一二票で有元史郎が選ばれた。（『津山市議会議事録』）

有元市長担ぎ出しの理由は、当時、津山が工業学校建設を目指していたので、これまでの有元の経歴からその手腕に期待するということであった。しかし、半年に近い市長選挙騒ぎは、議会内の対立を深め、その後の市政に大きな影を落とす結果になった。

有元市長は、就任早々、まず、市長選考に当たり反対派と見られた課長を含む吏員一七名を解雇した。これが発端となり、市政は混沌たる状態となった。更に、九月一日の議会席上では、市長と助役の対立場面まで生じた。こうした混乱が、ついに市長不信任案の提出となり、可決成立したが、市長は辞意を示さず、九月一九日、自宅を出たまま行方をくらました。（『市政回顧録』）

次いで、一〇月一五日、逃避先から辞任を申し出、七日解任されたが、既にこの時警察の手が入っており、庶務課長が呼ばれ、一二日には市議二人が引致され、一月四日、ついに有元前市長も召喚された。この事件により、一三名が市長選考にまつわる贈収賄で起訴されたが、公判中有元前市長は電車から転落して死亡した。一度ならず二度までも続いた疑獄事件は、その後、長く市民の暗い思い出となった。

四、市制二十周年記念博覧会

昭和二四年（一九四九）は、津山市制施行二十周年に当たるので、この年を転機として、戦後の復興に一層の拍車をかけ、市政の充実を図ろうとの声が上がった。そこで、市議会・商工会議所・報道関係・市役所等の代表者が、前年の七月一二日、第一回委員会を開いた。委員会は、記念事業に博覧会の開催を決定し、代表委員七名を選び、具体的な調査研究を行うことにした。

代表委員は、他都市の実例を参考にするともに、協



図18 市制20周年記念博覧会
ポスター

力者として、この道の専門業者乃村工藝社（東京都）を指定、その後、会期や会長和田義一・名誉会長市場巳之助などの役員を決定し、一二月四日には事務局を開設して、本格的準備に入った。

丁度そのころ、岡山市は県と共済で産業大博覧会の計画を進め、期間も津山市と同様四月から五月ということを発表した。津山市は、県下二箇所と同種類の催しを開くことの不利を考え、できれば岡山博の第二会場として開設することを折衝したが、県内他都市との関係でその願いはままとまらなかった。結局、津山市は独自で計画のとおり、不利を承知で強行することにした。このことが、産業博収支に大きく影響したのである。

明けて一月七日には、乃村工藝社と博覧会の会場（鶴山公園一帯）、開催期間（昭和二十四年四月一日から五月一〇日まで）、施設の管理、宣伝方法、出品物、入場料（大人七〇円、小人五〇円）等について契約した。

市当局並びに議会が開催の肚を決めて五箇月、一応の案はできたが、わずか三箇月後に開催を控えて、事務局は東奔西走、夜を日に継いで準備することになった。

一月一四日、議会は、津山博開催を正式に議決、同時

に趣意書・諸規程を関係方面に発送して、ようやく津山博は本格的に一步を踏み出した。

さて、昭和二十四年一月一五日からいよいよ会場建設に取り掛かり、主会場を鶴山に、特設演芸場を市役所東隣に建設した。この演芸場は後日公民館として活用されたが、後に、市庁舎が次第に手狭となり、庁舎の一部に転用された。

前売入場券の販売は、経費を賄うため最も力を注ぎ、市職員・市議員も協力した。入場券は抽選付きで人気を呼び、予定の一二万を上回る市内八万〇七六九枚、その他四万五四五七枚、合計一二万六二二六枚が売れた。博覧会開幕の状況を、当時の『山陽新聞』は次のように報じている。

鶴山公園松の段の農業館では、新しい農機具展示実演があった。梅の段と辰巳櫓の段に設けられた郷土産業館では、三千三百余点の商品が展示され、戦時中の物資不足に苦勞した観客は、郷土産業の復興ぶりに目を見張った。県下と近県の観光地を紹介した、野外パノラマ、や、花人形館・防犯館・こどもの国も作られ、本丸跡には野外劇場を開設、連日喜劇・歌謡曲などを

公開して、娯楽に飢えていた人々を喜ばせた。特設演芸場では、素人芸能大会・名土隠し芸大会・美術展などが開かれた。

博覧会を決算の上から見ると、成績（五万八二〇九円七〇銭の黒字）は必ずしも満足すべきものではなく、入場者が一六万四八二九人（招待者を入れ約一八万人）で予想に反して少なかつた。その原因は、悪天候と経済界の変動によって、周辺農村が不況であつた上に、前記のように同時期に岡山博と重なつたためである。

しかし、いづれにしても入場者数が予想収入に及ばした現実、事務局の心痛の種であつた。「博覧会の思い出」に、「万一の場合を予想して支出は極力整理節約し、不用額を生み出すことに苦勞した。」と、記録されている。

また、予定の県補助金（三〇三万五〇〇〇円）が入らなかつたことが、一層その経理を困難なものにしたことはいふまでもない。この県補助金支出については、博覧会後も長く交渉が続けられたが、県議会で否決になつてしまつた。その理由は、津山博を補助すれば、他に補助すべきものがあり不公平になる。また、津山博は黒字が出ている、などであつた。しかし、その裏には、岡山博と

同時期になるため、津山博は一、二年延期するよう求められたのに、県の意向を無視して開催したことがあるようだ。当時、県会の生末議長・塩山副議長は津山出身であつたので、市議会は両氏を招き、補助金否決の理由を強く迫る一幕もあつた。

こうして、大きな利潤こそなかつたが、物資の乏しいこの時期に行つた博覧会は、この地方の産業振興に刺激を与え、津山の文化を紹介する点においては、多大の成果があつた。また、終戦直前、取り壊された公会堂・商工会議所が再建されたことも成果の一端といえよう。

五、行政区画の移動

滝尾村の行政区画 滝尾村は、行政区画上、もと勝田郡に属していたが、村民は、かねてから苦

田郡に変更してもらいたいという強い願いを持っていた。これについて、同村青年団は、昭和三年（一九四八）二月四日、次のような陳情書を村会に提出した。

行政区画変更について

苦田郡に編入を希望する理由

○地理的に見て

北は苦田郡加茂町に接続し、西は加茂川を挟む苦田郡神庭村に接続する稍盆状の地であつて、僅かに東部の一部分が勝田郡の広野村に接している。交通上から見ると、滝尾村は上級官庁である勝田地方事務所への交通は、因美線により津山で乗り換えて姫新線を利用する。自転車は勝加茂・植月を経て勝間田町に至る里程約三里半。関係官公署各種団体は左記のとおり。

勝間田町——地方事務所・農業会支部・警察署・

食糧公団

林野町——税務署・土木所・酒類配給公団

苦田郡であれば全部津山市である。

○教育上より見て

小学校は苦田郡神庭村と組合立であり、新制中学校・高等学校も亦神庭・高倉・高野各村組合立であり、本村のみ郡を異にするため実に支障多し。

○経済的に見て

農業経済区の合理化・生産増強が叫ばれている今日、諸施設の利用という点から考え、又、村将来の

発展を考慮しても一大支障あり。通信費・旅費等年間を通じて莫大な損失を生じあり。

右青年層の意気と熱による村民の陳情と主旨を検討し、行政区画の変更を議会は決議するに在り。

この陳情は、文の末尾にあるように、ひとり青年だけでなく村民全体の願いでもあったので、村会は、「時機到来を見て、実現に一路邁進するに決するを可とす。」として採択した。しかし、その後、津山市と滝尾村を含む周辺地区の大合併が取り上げられたため、この行政区画変更の問題は、必然的に津山市との合併問題へと移行した。

東一宮・一宮 東一宮村と一宮村とは互いに隣接し、

両村の合併 地理的にも職業的にも共通している面

が多く、特に学校教育や水利については、委託したり組合を作ったりして処理するなど、古くから行政上の協力関係は極めて密接なものがあつた。

したがって、両村の合併については、明治のころからたびたびその声が上がっていた。特に、津山市制実施に伴う津山東・西苦田・二宮・院庄・福岡の町村合併に強い影響を受け、両村の間には合併気運が次第に高まりをみ



図19 元一宮小学校 一現織維工場一

せていた。そのような中で、昭和八年（一九三三）九月七日、杉浦一宮村長は、村会で「時勢の進運に適應し強大なる自治体を構成、鞏固きょうこならしめ、以て円満なる自治の進展と地方の福利増進・共存共栄の爲め、隣接東一宮村との合併を期し、三大字（東田た・西田た・西一宮）各老名宛すうの合併委員を選定せんとす。」（『一宮村会議事録』）と、公式に合併を提案し、自村内の意向をまとめることを図つた。東一宮村内でも、時を同じくして同様のことが行われた。

その後、両村の合併委員は互いに協議を重ねた。翌九年一月二日の一宮村会で、村長は、

一宮・東一宮両村合併委員会の経過を、次のように報告している。その大要を記すと、

- 一、合併は即時断行す。
- 一、小学校舎は、字天王付近に千六百坪の敷地を買収し、直ちに一宮校舎を移転し、東一宮旧校舎は徐々に（五年計画位）新位置に移転す。

（『一宮村会議事録』）

この報告に基づいて協議の結果、次の事を決定した。
一、一宮村としては合併に異論なし。但し、小学校位置に関しては絶対現位置に反対あるを以て、合併と同時に小学校舎を新位置に移転し、経費は起債に俟つ事。

一、右決定案を以て、東一宮村と交渉の事とし、他は大局上より見、且、百年の大計上より変動を生ぜざる限りに於ては、互譲の精神を以て望む事。

（『一宮村会議事録』）

以上のように、合併後一宮村は、特に東一宮小学校舎に通学することに反対し、新位置天王に校舎を建設することを強く要望したわけである。

しかし、その後天王の新位置についても反対の意向が

出、先の議決も急速には進まなくなった。どこの合併の場合でも、学校の位置は重要な合併条件となるが、結局、その学校に対する愛着・通学距離・設備等が問題になる場合が多い。一宮村、東一宮村合併でも、学校問題が一番大きな問題点であった。新しい学校の位置で委員会がしばらく紆余曲折するうちに、小学校の合併は、公民学校、引き続く青年学校設立問題と関連し、のびのびになってしまった。その後、次第に戦争が激しくなり、学校問題とともに合併問題もしばらく姿を消すことになった。

戦後、学制改革によって新制中学建設問題が起き、両村の間では、先の小学校統合の件が再び浮上してくるようになった。学校問題は、即両村合併条件であり、二つのことは互いに絡み合い、合併実現まで、再三再四論争が続けられた。

戦後、学制改革による新制中学の建設費用を作るのに、各町村は大変な苦勞をした。一宮・東一宮両村も、論議の末ようやく小学校組合を設立して、小学校を統合し、児童を東一宮小学校校舎に収容した。そして、空いた一宮小学校を新制中学校に使用するという最も簡便で経費の掛からない方法を採用して、昭和二三年三月五日付で

県の許可を得た。

ところが、その直後、高田小学校・東一宮小学校を仮校舎として開設していた高田村外二箇村（東一宮村・一宮村）組合立共和中学校の方で、一宮小学校舎は新制中学として将来のため不適当である、ということになり、新たに高田村内に新校舎を建設することになった。その結果、一宮村会



図20 元東一宮小学校（一宮保育園蔵）

は東一宮村との学校組合は不要であるとして、同年五月二五日、県へ組合解散、小学校の統合反対を陳情した。しかし、東一宮村側は解散に同意せず、一宮村長は、紛糾の責

めを負って辞任した。しかし、町村合併は、当時、国の施策でもあったので、苫田事務所長のその後の仲介斡旋が効を奏し、住民の意向も青年層を中心に次第に合併へと傾いていった。

こうして、遠く明治・大正のころから声のあった両村合併は、ついに実現をみることになり、昭和二十六年三月二三日、「苫田郡一宮村・苫田郡東一宮村を廃し、其の区域をもって新たに一宮村を置き、昭和二十六年四月一日から実施する。」（『一宮村会議事録』）として、これを岡山県知事に申請した。

以上の経過を経て、ようやく両村は合併を実現するとともに、新しく天王の地（現在地）に小学校建設が進められることになった。両村は合併による新村建設計画を次のとおり決定した。

一、新村名 岡山県苫田郡一宮村

二、新村建設の基本方針

新一宮村は、隣接津山市に対する農産物資の供給源としての機能を営むことを中心にして、その発展を図るものとする。そのためには、既往災害の復旧に重点を置き、逐次農道の整備、土地の改良等も行

い、併せて、教育・文化・衛生諸般に互^たって、津山市と平衡した施設拡充を期するものである。

三、村役場支所又は出張所の統合整備に関する事項

1、役場の位置 一宮村大字東一宮天王

2、役場建物増築新築の方針 財政の余裕が出来次第、現在の位置に改築を行うこととする。

四、小学校・中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

昭和二十六年、村合併と同時に、旧一宮小学校を旧東一宮小学校に統合しているが、校舎が老朽であるのと、位置が甚だ不便であるので、平坦地に現在新築中である。その内容を完備する。

1、小学校校舎の転用の方針。現在の小学校校舎は、児童移転後一宮保育所に転用する。

（後略）

（『一宮村会議事録』『一宮小学校沿革史』）

六、隣接十箇村との大合併

合併交渉の始まり 第二次世界大戦後の経済の変動は、市町村財政を苦境に陥れ、規模の小さい

自治体ほど、その打開策に苦しんだ。その結果、市町村の合併により自治体の規模を大きくして、税収入の増加を図り、人件費を節約し、産業の興隆を期待する動きが次々に出てきた。

津山市とその周辺農村でも、早くから非公式な合併交渉がなされていたが、記録にあるものは、春名藤平（前津山市議会議長）の仲介により、昭和二六年（一九五一）二月八日、津山市と高野村・河辺村との間で行われた話し合いが最初で、「相談会」と名付けられた。

当時、津山市は将来への構想として、津山市東部の高野村と河辺村を編入し、大企業を誘致して産業の振興を図ることを考えていた。両村とも「相談会」の前に村会を開き、どのようにこの合併に対処すべきかを協議した。

高野村では、いろいろ論議されたが、「相談会」までの日数も少なく、ひとまず交渉委員の選出を村長に一任し、協

議に応ずることにした。河辺村では、「相互相似たる村が合併するのが理想だ。」「津山市と純農村の我が村とは、特質的に相違しており、負担においても不利になる。」などの反対意見が多く、村民の意向も明らかでないので、時期尚早として八日の会には欠席することを決定した。したがって、会は津山市と高野村だけの会合となり、お互いの考えを述べ希望を聞く程度で終わった。

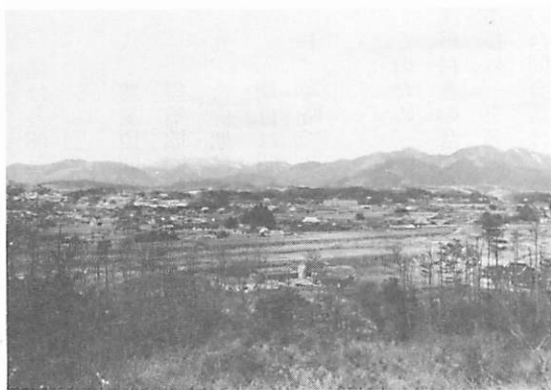


図21 開発の進んだ高野地区

しかし、翌二月九日の高野村会では、「市と合併することに異議はない。」と、一応、今後の方向が決議され、それに基づいて部落会でも話し合いが続けられた。その結果、高

野村から津山市に対し、次のような条件が出された。

一、支所設置の件

現在の高野村役場を津山市役所高野支所にあてること。

二、役場職員に関する件

高野村役場職員を全員受け入れること。

三、財産帰属に関する件

村有林及び各村との共有山林の如きものは、元の

高野村の慣習に従うこと。

四、高等学校に関する件

合併後速やかに適地に新設し、県立になすことを

望む。

五、通学区域に関する件

小中学校の通学区域は変更しない。但し、大字野

村部落の小学校児童は神庭村立成名小学校に委託す

ること。

六、選挙に関する件

投票所は従前通り二ヶ所を認めること。

七、消防施設に関する件

高野分団を置き、消防ポンプ一台を配備すると共

に常備員の設置を望む。尚、高野村各部落有消防装
備は各部落有を変更せず、維持費は市において負担
すること。

八、農業協同組合に関する件

農業協同組合は合併しないこと。

九、合併期日に関する件

期日は昭和二十六年二月二十八日

十、(略)

(「津山市町村合併記録文書」)

このため、津山市は合併調査委員を召集して検討の上、

高野村との合同会議を、二月二三日市役所で、津山市側

市長外一三名、高野村側村長外八名が参加して開いた。

合同会議は、高野村提出の合併実施期日に討議が絞ら

れ、津山市としても市民の声を聞き、その認識を深める

ための期間が必要であるとして、「期日を決めず、お互

いに一層の調査研究を行い、ゆとりのある合併をする事

が必要だ。」という結論に達した。

隣接町村への
働き掛け

津山市と高野・河辺両村との合併は、
前記のとおりしばらく見送りとなつた

が、この事によって、他の周辺農村の住民は、一様に合

併へ強い関心を持つようになった。合併は、最初から津山市への合併を考えたものばかりではなく、津山の東部、北部、西部の各地区では、考え方の違いによっていろいろな合併が論議されていた。

昭和二八年（一九五三）三月一八日の市議会で、中島市長は、隣接町村との合併について意見を問われ、次のように答えている。

町村合併は国家の方針であり、県としても、之はどうしてもやらなければならん事である。成案を得て皆さんに積極的にご協議したい。自分の考えとしては、小さいブロックでなく、なるだけ周辺を大きくしたい。私の行った所では喜んで、「やれ」という声もあり、助役が当った所もあり、向うから申し出た所もある状態である。（『津山市議会議事録』）

この答弁によると、市長・助役は、非公式に広範囲にわたって話を進めていたことがうかがえる。

翌月二八日、市当局は、積極的に周辺農村二四箇町村（神庭村・高野村・高倉村・加美町・誕生寺村・河辺村・高田村・一宮村・田邑村^{あむち}・郷村・吉岡村^{うくの}・打穴村^{うたな}・三保村・倭文村^{しよち}・久米村・弓削町^{ゆげ}・大崎村・北和気村・南和

気村・高取村・広野村・勝加茂村・滝尾村・勝間田町）に案内状を送り、町村長・議長を招き、衆楽園迎賓館で懇談会を開いた。この会は、作北（美作の北部の略称）の発展を期して、これらの町村と合併を進め、大津山市を建設することを目標としたもので、各町村は、今後、調査研究を進めることを約して解散した。（『津山市町村合併記録文書』）

その後、同年五月ごろ、町村合併促進法の制定（九月公布、一〇月施行）が明らかになると、全国的に合併気運が急速に高まっていった。

そこで、津山市は合併事務の円滑を期するため、隣接町村合併事務局を新設、事務局長に助役、次長に庶務課長を任命し、市議会でも合併調査委員会規程を作成、全議員がこれに当たることにした。引き続き、各町村へ合併調査委員並びに関係職員を送り、合併への調査研究を促進した。

その結果、市としては二四箇町村のうち、第一次の合併対象として、田邑・一宮・高田・高倉・高野・神庭・滝尾・広野・河辺・大崎・高取の一一箇村を取り上げることにした。この一一箇村とは、その後、一宮ブロック

(一宮・田邑・高田)、高野ブロック(高野・高倉・神庭・滝尾)、勝西ブロック(河辺・大崎・広野・高取)と地区別に話し合いをもつことにし、昭和二八年七月二十九日の勝西ブロックを皮切りに、同年一月二日一宮ブロック、翌年二月一九日高野ブロックと協議を重ねた。この間、各地域・各種団体等で公式・非公式の会合がいろいろな形で開かれたことは言うまでもない。

勝西ブロックの動向

合併のための協議会をとおして、ブロックの動向をみると、昭和二八年七月二十九日、三ブロックのうち最初の合同連絡会が、津山市と勝西ブロックとの間で開かれた。ブロック側一名(広野四、河辺一、大崎・高取各三)、津山市側一六名により、まず、次のような規約を決定した。

津山市・河辺村・大崎村・高取村・広野村合併連絡会規約

第一条(目的) この規約は、津山市、勝田郡河辺村・大崎村・高取村・広野村(以下「関係市村」という。)の合併に関する事務について、相互に連絡調整をはかるため、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条(名称) 連絡会は、津山市、勝田郡河辺村・大崎村・高取村・広野村合併連絡会(以下「連絡会」という。)という。

第三条(連絡会を設ける市村) 連絡会は、津山市、勝田郡河辺村・大崎村・高取村・広野村が設ける。

第四条(連絡会の行う事務) 左に掲げる事務について連絡調整を図る。

- 一、合併を促進するために必要な調査に関すること。
 - 二、その他、合併に関する協議連絡に関すること。
- (後略) (『津山市町村合併記録文書』)

以下は、連絡会の事務所・組織・会長職務代理・会議の招集・運営・経費の支出方法を定め、次いで、会長に中島市長、会長代理に長尾市助役、委員に各村長・正副議長等を選出して最初の会を終わった。

その後、高取村では、津山市との合併と勝間田町(現勝央町)との合併の両論が起き、また、広野村でも勝加茂村との合併を主張する者があり、ブロック全体で津山市と合併することは、難しい情勢になった。

高取村では、二九年一月一二日、部落長・各種団体長の会を開催して採決を行ったところ、村当局の思わくが

大きく、違い、勝間田町側への合併賛成四一票、津山市への編入賛成一票、保留六票という結果が出た。そこで、驚いた村当局は、村会を招集し、村民投票により態度を決することを議決した。

その後、両派の住民に対する運動が行われ、一月四日、投票が実施された。結果は、勝間田町合併希望五三三票、津山市合併希望三九九票、無効一〇票となり、住民全体の意志が明確になった。しかし、一部村民は津山市への合併を強く主張し、村内は東西の両派に分かれて論議が険悪化した。そのため、県の指導のもとに、ひとまず全村を勝間田町側に合併し、その後の分村については、県に一任する和解策が採られた。こうして、高取村は一応勝西ブロックから離脱した。

その後、津山市と各村は、協定事項について協議を行った結果、各村から概略次のような要望が出された。

△広野村の要望▽

- 1、国民健康保険組合新設を早急にすること。
- 2、隔離病舎を改造し、診療所を設置すること。
- 3、消防用水池を完備すること。
- 4、小型機動消防ポンプ三台を設置すること。



図22 元大崎村役場

備促進を図ること。

8、溜池・水路の整備を図ること。

9、老朽校舎建築第二期計画の完成を期すること。

10、市との直通電話を開通すること。

11、(略)

△大崎村の要望▽

- 1、現行の完納者(税)に対する報償制度を昭和二十

5、市街地を中心とする環状道路を速やかに完備し、支所統合までに連絡バスの運転をすること。

6、村道の幅員を拡張すること。

7、農道の完

九年中存続すること。

2、生活保護に比率、又は数による制限を設けず、適正な基準により実施すること。

3、市内バスの大崎駅までの延長が実現するよう努力すること。

4、農業協同組合を一層積極的に育成すること。

5、県道津山佐用線が大崎駅前を通過するよう、路線変更を図ること。

6、(略) (『大崎村会議事録』)

△河辺村の要望▽

1、旧村役場を支所として存置すること。将来、整理統合する場合は、津山市兼田付近に東部支所を設けること。この場合、旧役場の建物は旧地区に無償貸与すること。

2、老朽校舎の改築、物置・便所の改築は必ず完成すること。

3、定時制高校を津山市兼田付近に設置し、将来、県営移管出来るよう整備充実を図ること。

4、幼稚園の設置を切望すること。

5、郷土館分館を設置し、村内多数の古墳群と国分寺

史蹟の保存措置を講ずること。

6、(略) (『河辺村会議事録』)

先に記した広野村内の勝加茂村との合併問題は、その後、田熊住民の希望が一層強くなり、ついに勝加茂合併派は村当局へ意見書を提出し、広野村からの分村を強く迫った。分村のためには、境界変更の手続きが必要であり、田熊住民の六割以上が勝加茂村との合併に賛成する、という署名が必要であった。そこで、村当局は賛成者だけの署名を昭和二十九年五月二十七日、公民館で行った。異様な空気の中で行われた署名の結果は、有権者総数五十三名のうち賛成者二十九名であった。したがって、総数の六割である三〇八名に九名不足となり、勝加茂村との合併は不成立になった。そこで、村当局は、直ちに全村そろって津山市へ合併する手続きを取り、分村問題は終りを告げた。

一宮ブロック 昭和二八年一月一二日、一宮ブロックの第一回合併連絡会(津山市二二名、各村四名)を市会議場で行い、まず、勝西ブロック

と同じようにこの会の規約を決め、懇談に入った。ブロック側から「津山への合併が、一番正しいものということ

に未だ^{いまだ}なっていない。「新聞には、村と市の当局^{たうじう}だけで話を進めている、という憶測^{おくそく}がなされている。」「村民を無理に引張^{ひきちが}って行くのでなく、意志を盛り上げて行きたい。」（『津山市町村合併記録文書』）などの意見が多く、必ずしも、各村が津山への合併姿勢^{あてま}になっているとは考えられなかった。市としては、できれば一箇村同時編入合併を望んでいたため、今後、互いに話し合いを進めてほしいことを述べ、会を閉じた。

翌年一月一六日、連絡会を開き、協定事項に付き審議を行い、続いて二月三日、三村は津山への要望事項を次のように決定した。

一宮ブロック要望事項

- 1、湯谷県道（中山神社―田邑村）の拡張、又は付替えをすること。
- 2、定時制高校を早期に津山工高付近、又は沼の旧青年学校跡付近に新設すること。尚、県宮移管できる程度に整備充実すること。現在の中山高校校舎の移転にはこだわらない。
- 3、長期債及び一時借入金^{おろし}を引継ぐこと。
- 4、村有財産（山林）は財産区として残すこと。大篠^{おおささ}

入会山林については別に研究すること。

- 5、支所を旧村ごとに設置すること。
- 6、職員は村長以下全員を引継ぐこと。
- 7、戸籍・配給・税収に関するものは、支所長の権限とすること。
- 8、旧村会議員をもって各村ごとに協議会を組織し、その代表者（二名）に対し、市議会に出席して意見を述べる機会を与えること。
- 9、各村の教育委員をもって各村ごとに協議会を組織し、その代表者（二名）に、教育委員会に出席して意見を述べ得る機会を与えること。
- 10、教育委員会事務局職員は、教育長以下全員引継ぐこと。
- 11、全市一選挙区とすること。
- 12、課税については、一箇年間は旧村の方法及び比率で行うこと。
- 13、農務・畜産・山林を合わせて農林部制を設けると。
- 14、土木行政については、各村三名宛の土木専門委員を選任し、委員会を設置すること。

15、小中学校舎の増改築、教員の配置等については、市中の学校と差のないようにすること。

16、農業協同組合・農業共済組合は、当分そのままとすること。尚、共済組合は、当然統合し一組合とすること。

17、二十九年年度予算は、各村ごとに編成議決の上、市に持ち寄り、市はこれを二十九年年度予算に引継ぐこと。

（『津山市町村合併記録文書』）
この要望を、二月四日津山市へ提出、早期合併に努力することを約し、その後も会を重ね、二月二三日、各村は津山市へ合併することの了解が成立した。

高野ブロック 早くから津山市へ合併の話があった高野ブロックは、その後のいろいろな事情により、苦心の末ようやく合併に到達した。

まず、二八年三月一六日、滝尾村では次のような四箇村だけの合併を決議している。

（前略）地方団体の自治能力の強化は、合併による町村規模の拡大を必然的に要求するものであるに鑑み、今回鴨川中学校組合村（苦田郡高野村・同高倉村・同神庭村、勝田郡滝尾村）の四箇村を合併し、以て地方



図23 元滝尾村役場

議事録』)

この決議のように、滝尾村は、他の三箇村に積極的に呼び掛けることにした。同年八月三日、四箇村は議員総会を開き、津山市へ合併するか、更に広野村を加え、農村部だけの新町を作るかを協議した。このころから、滝尾村の一部には、加茂町への合併を希望する動きが出てきていた。その後、数回協議会を開き、四箇村合併の基本

自治の確立を期し、前記各村に積極的に働き掛けると共に、村内外に対し、あらゆる機会にこれが機運の醸成を図り、一路合併に邁進することを申し合わせる。

（『滝尾村会

方針や津山市建設基本方針を審議したが、日時が経過するばかりで協議はまとまらなかった。

二九年二月一九日になって、ようやく津山市と高野ブロックとの第一回連絡会（津山市一二名、高野村九名、その他各三名）が開かれたが、この時も、津山市建設計画について協議するにとどまった。

このブロックの去就は、最も規模の大きい高野村の態度に掛かっていた。三月三日、ついに高野村は住民投票を行い、津山市合併賛成一四六八票、四箇村合併賛成七三〇票、無効投票三二票の結果となり、ようやく津山市への合併態度を決定した。その後、四箇村は数回の協議を重ね、高野ブロックの要望を次のように決定した。

高野ブロックの要望事項

- 一、支所設置に関する事項
合併一年後の永久的支所は協議して定めること。
- 二、学校教育・社会教育に関する事項
 - 1、鴨川中学校に計画中の雨天体操場を速やかに新設すること。
 - 2、白鷺^{はげろ}高等学校と中山分校を統合、東津山駅付近



図24 元神庭村役場

に移転、県営に移管すること。

3、小中学校通学区区域は変更しないこと。

4、小中学校の維持経費は従来を上回ることに。

5、公民館は存続、社会教育の振興を図ること。

6、教育委員会は市に引継ぐこと。

三、消防施設に関する事項

各村に分団を置き、消防費、防火用水施設の継続

事業は市に於て施行のこと。

四、衛生に関する事項

各村の隔離病舎は市に統合すること。

五、厚生施設に関する事項

1、高野・

高倉両村の保育所の助成、他の村へ保育所を新設すること。

六、土木施設に関する事項

1、農道・村道・林道の工事計画は引続き実施すること。

2、林田―高野の旧道を自動車道路に改修すること。

3、土地改良事業、耕地砂防等災害復旧工事は、全部市に引継ぐこと。

七、農村振興に関する事項

1、適当な地区へ農業・畜産技術員を常置すること。

2、農業協同組合を育成強化すること。

3、農業改良普及所を強化存置すること。

八、財産に関する事項

部落有林野、入会野山は従来の慣習によること。

九、市税に関する事項

市民税の賦課は、昭和三十年より現行津山市の賦課方法によること。

(後略) (『津山市町村合併記録文書』)

大津山市 の誕生

各ブロックとの協議により、おおむね合併への見通しを得た津山市は、県知

事から、合併計画の意見を求められたので、昭和二十九年(一九五四)四月三〇日の議会で、次の答申を議決した。

津山市は、苦田郡田島村・一宮村・高田村・神庭村・高倉村・高野村、勝田郡河辺村・大崎村・広野村・滝尾村と合併の方針であり、時期については、なるべく早急に実施したいので、方針決定の確実になったものから順次、至急勧告せられるようお取運びを願いたい。

(『津山市議会議事録』)

なお、この答申は、津山市以外の関係村でも、ほとんど同時に同趣旨のものを県へ提出した。

ここに至って、合併はいよいよ具体的なものとなり、市では、かねて各村と協議してきた事をまとめ、津山市建設計画を作成、五月一八日の全員協議会に提案した。

津山市建設計画案

一、合併形式は編入合併とする。

二、基本方針の主な点は、十箇村の編入により強化された行財政力を活用して、諸施設を整備し、経費を効果的に使用して、農・商・工一体の躍進を遂げる

都市を建設する。

三、市役所はなるべく早期に増築する。編入村役場を支所として存置し、運営が円滑になれば整理統合する。支所で取扱う事務は、戸籍、配給、市税の納入に関する事務程度とする。

四、小中学校の位置は当分現状のままとする。但し、将来は児童生徒の通学の利便を考慮し、また、老朽校舎の新築等の場合は、新教育内容を充実するため、編入全地域と市街地を一体とする学校整備統合を行う。

定時制高校は適地に建設し、県宮に移管できるように整備充実を図る。

幼稚園の設備も考慮する。

公民館その他社会教育・文化施設は、現状のまま引継ぎ、整備拡充を図り、中央公民館・図書館を設ける。

古代文化財の保護をする。

五、警察の駐在所を市警のものに改める。

(七月から県警に統制される見通し。)

六、消防団は統一し、各村に分団を置く。機材の充実

と機動力の増強を図る。

七、国民保険を実施し、綜合病院を企画する。診療所は現状のままとする。隔離病舎は市に統合拡充する。野焼火葬場は整備する。アフターケアを誘致する。

八、授産施設は拡充する。保育所は現状のままとして考える。職業補導施設を新設或は拡充する。

九、関係村の継続事業は市に引継ぎ、市街地から関係村地区と連絡する環状道路・中継道路を一貫した都市計画のもとに、財政に応じて、年次計画で整備を行う。

十、水道は当分の間合併による増減はしない。

市営自動車を企画する。

十一、原則として、村有財産は市に引継ぎ、山林は、年次計画で造成保育を行う。

十二、編入全地域を含めた農業振興計画を立案、その基本方針により事業を遂行する。積雪寒冷・急傾斜事業の誘致拡大を図り、土地改良・営農改善等の積極推進を行う。農産加工の育成、高度集約酪農地域として酪農の振興を図ると共に、家畜市場の整備拡充と和牛の改善普及を推進する。家畜診療所の誘致

現況表

〔津山市議会議事録〕

高倉村	高野村	河辺村	大崎村	広野村	滝尾村
2,210 ^人	4,759	3,341	2,146	2,379	1,796
267 ^人	608	341	250	242	307
411 ^戸	902	612	427	446	360
9 ^戸	126	121	27	22	
48 ^人	405	490	111	146	
402 ^戸	776	491	400	424	360
2,162 ^人	4,354	2,851	2,035	2,233	1,796
8.3 ^方	7.8	10.1	8.6	9.8	5.9
7,041 ^反	5,193	5,889	5,293	5,750	1,738
6,000 ^{千円}	145,000	131,400	40,000	24,350	59,666
150 ^{千円}	161	219	130	55	33
1	2	1	5	1	4
4	10	8	9		3
1	6	2	2	1	1
3	34	5	21	3	20
1	3	2	1	1	
73 ^円	223	411	394	122	282
32 ^円	123	164	240	125	259
1,468 ^円	1,471	1,521	1,388	1,351	751

を図る。林産物の増産、林道の開発を行う。家内工業の振興、農産物の計画生産、卸売市場の建設。観光事業は、新たな編入地域の施設を加え、観光道路の整備、動植物園の設置拡充を行う。

△ その外、農業委員会は統合を期する。農協は一応現状のままとするが、将来、統合を考えると、森林組合は整備統合する。この計画案は、五月一九日、津山市公民館で開かれた

第一章 津山市の成り立ち

関係市村の

区 別		津山市	田 邑 村	一 宮 村	高 田 村	神 庭 村
現 住 人 口		52,267 ^人	2,363	2,503	3,322	2,021
一平方軒当人口		838 ^人	235	158	103	190
現 住 戸 数		11,783 ^戸	470	487	597	378
商 工 業	戸	8,489 ^戸		150	52	
	人	35,198 ^人		681	228	
農 業	戸	3,294 ^戸	470	337	545	378
	人	17,069 ^人	2,363	1,822	3,094	2,021
面 積		61.6 ^{平方軒}	10.2	15.8	33.1	10.7
土 地 (田畑・山林・その他)		30,746 ^反	4,847	9,360	28,410	4,322
生 産 額	総 額	2,212,941 ^{千円}	64,000	75,560	72,500	57,000
	一戸当	188 ^{千円}	136	151	137	150
官 公 署		51	1	2	2	4
文 化 施 設		3		8	6	
衛 生 施 設		82		1	1	1
電 話 加 入 者		1,918	5	14	13	4
学 校		23	2	2	2	2
国 税 一 人 当		2,608 ^円	247	699	142	547
県 税 一 人 当		1,157 ^円	50	138	37	14
市 村 税 一 人 当		1,792 ^円	1,194	1,771	1,254	1,428

市長・村長・助役・議長・合併委員等の連絡会で審議され、活発な質疑応答がなされた後、満場一致で採択され、各村は五月三〇日、議決、七月一日、合併実施を申し合わせた。

その後、同年五月二四日、津山市議会は、「地方自治法第八条の二の規定に基づき、苫田郡田邑村・一宮村・高田村・神庭村・高倉村・高野村、勝田郡河辺村・大崎村・滝尾村を廃して、その区域を津山市に編入することを勧告する。」（『津山市議会議事録』）との県知事の勧告を可決した。

この勧告には広野村が入っていないが、村内の事情により一時除外され、後日、同様の手続きを経て、合併は同時に行われた。

次いで、五月三〇日、津山市と各村とは財産の帰属、負債の処分、村長以下吏員の身分、役場の存続、地区協議会と地区教育協議会の設置、課税方法などについて協定書を交換した。この協定書は、各ブロックの要望を大幅に取り入れたものであった。こうして、合併に関しては、いろいろと紆余曲折はあったが、ついに十箇村合併に成功し、昭和二九年七月一日をもって新津山市の誕生

をみたのである。

当日は、津山市の公民館で、支所の開所式と合わせて、合併記念式が簡素に行われ、賑やかな祝賀行事は改めて一〇月に実施されることになった。こうして、津山市は、人口五万二〇〇〇余人から一躍八万〇六一八人へ、面積六一・六平方キロメートルから一八一・九平方キロメートルへと大きく膨脹した。当時の一般市民の声を紙上看ると、次のような喜びの声もさることながら、将来への覚悟のほどが多く見られる。

編入後の市政は、相当困難を伴うものと思われるので、安易な考え方は捨てなければならない。第一に、編入村の新市民と親密になって繋りを打ち立てることが、津山市の将来を築く第一の要素である。

（昭和二九年七月二日付）
 『津山朝日新聞』

一〇月二二日の合併祝賀行事は、祝賀式が公民館で関係者四八〇名により盛大に行われ、一般市民の仮装行列、素人自転車競争、素人のだ自慢大会、祝賀体育大会などが開催され、市民は、新しい津山市誕生を祝い、喜びに湧いた。前ページの表は、十箇村合併における調査資料の抜粋である。

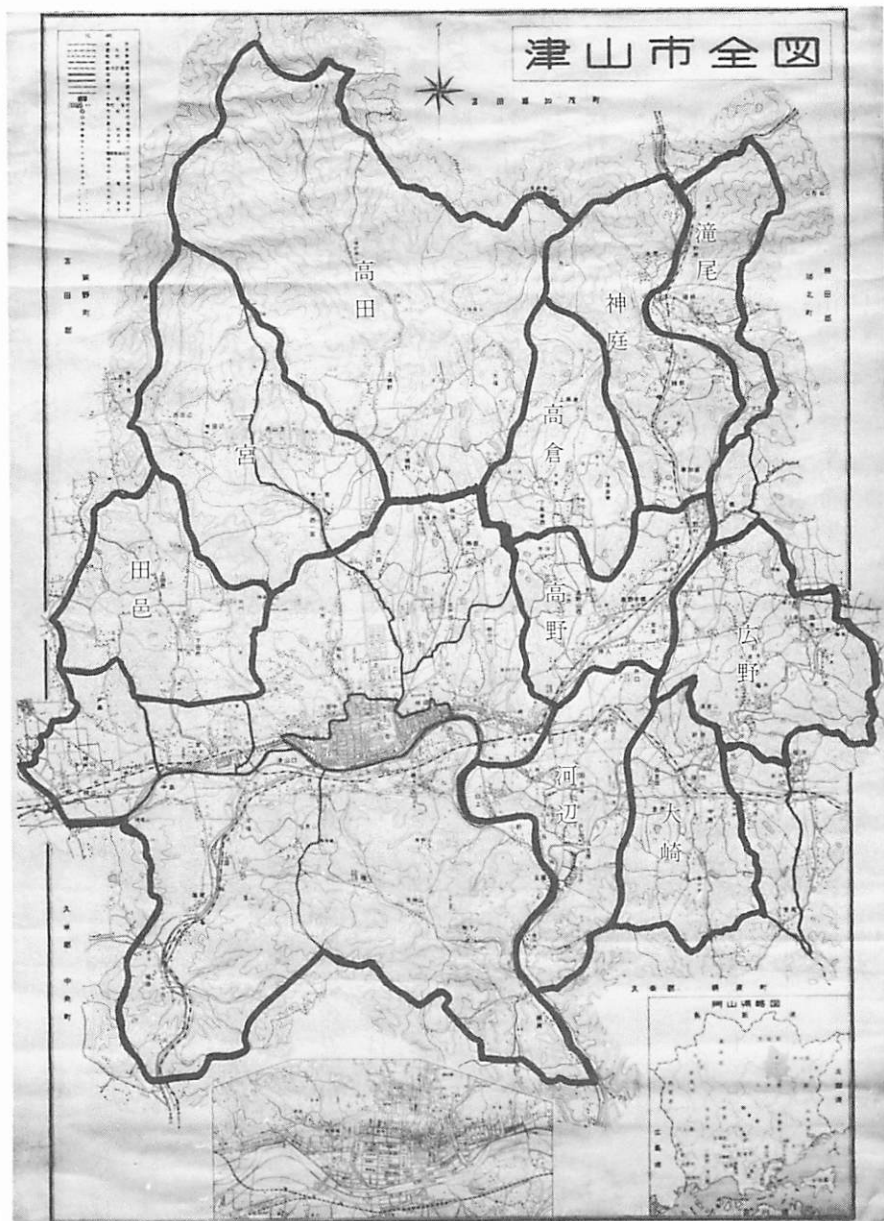


図25 10箇村合併（昭和29年7月1日）後の新津山市全図

—合併地区は滝尾、神庭、高倉、高野、広野、河辺、大崎、高田、一宮、田邑の各村—

昭和二十九年（一九五四）七月一日の
堂尾部落の編入 十箇村編入に際し、高取村の池ヶ原・

堂尾部落は津山へ希望したが、前述のとおり勝間田側へ合併せざるを得なかった。また、勝加茂村の檜部落も、津山市と密接な関係があり、地理的にも、教育行政上（児童は成名小学校へ通学）からも関係が深く、津山市への編入を希望したが、これもその希望が果たせなかった。

しかし、この三部落は、その時、それぞれ新しく生まれる勝央町や、勝北町から分村して、津山市へ編入することを、県や旧町村から取り付けていたので、翌三〇年には津山市への編入が実現した。次に、その編入の経過を村別に述べると、

△勝加茂村檜部落▽

新野村・広戸村・勝加茂村は、二九年一月一七日の三箇村合併協議（勝北町誕生のための協議）に際し、檜部落の津山市への希望を次のように協定した。

勝加茂村大字檜は、津山市へ境界変更の希望があり、適正な諸条件を具備した場合において

は新町発足後、境界変更を承認するものとす。

（『三箇村合併協定書』）

この協定に基づいて、三箇村と檜部落の代表は、同年一月一日、県に出向き、次の事項を協議確認の上、覚え書を交換した。

1、勝田郡新野村・広戸村・勝加茂村の三箇村合併の一月一日の発足については、これを認めること。

2、檜部落は、三箇村合併後分離するものとし、分離の議決は、新町議会の第二又は第三議会とすること。

3、境界線については、鷲田わした県議会議員の斡旋により、檜・池ヶ原・堂尾部落の合併調査資料抜粋（『津山市議会議事録』）

別戸数人口				戸数	人口		面積	区分
農業	工業	商業	男		女			
二八戸	三戸	一一戸	六一一人	二一六〇人	三三一人	一・七平方料	檜部落	
一六三人	二五人	六九人	三〇一人	三三七人				
一〇〇戸	四戸	二戸	六一八人	一一六戸	三〇一人	二・九四平方料	池ヶ原・堂尾部落	
五二六人	一六人	一人	六二八人	一一六戸				

第一章 津山市の成り立ち

楯部落と関係四箇部落と協議の上決定すること。但し、分離の議決までに境界線の決定をみないときは、大字楯部落全域とすること。

4、境界変更の時期については、新町と津山市と協議の上決定すること。

〔三箇村合併協定書〕

以上のように、津山市編入の準備を終わり、楯部落は、一月一日をもって、一応勝北町となった。その後、部落代表者は、口頭や文書により、津山市へたびたび境界変更手続きを取るよう陳情した。陳情を受けた津山市は、二月二五日、編入に関する岡山県知事への申請に添えて、「勝北中学校に通学中の生徒で編入後も同様に通学を希望する者は、中学修業まで津山市の委託を受けて通学させる。」という協定書を県へ提出した。

こうして、県は申請のとおり認可。四月一日をもって、楯部落はようやく津山市に編入された。

△高取村池ヶ原・堂尾部落▽

高取村は、前述のとおり住民投票により、一応、五箇町村合併と決まったが、津山市に接する村内

税 務	業 産						生徒数		土 地					産 業			
	家 畜	生 産	額	額	額	額			原 野	山 林	宅 地	畑	田	計	その他		
自 転 車 税	固 定 資 産 税	村 県 民 税	乳 牛	和 牛	その他	農 産	鉱 工 産	中	小								
二一、八〇〇円	二六七、四五〇円	五六四、八〇四円			約 三〇〇千円	約 二、八〇〇千円	約 二〇、〇〇〇千円	三二人	四一人	二〇反七一一	三三七反二二四	九、七七九坪二二四	二四反二二八	二八六反四〇〇	六二戸	三三一人	二〇戸 六四人
四三、〇〇〇円	四六〇、五〇〇円	二〇五、五〇〇円			約 八〇〇千円	約 二〇、〇〇〇千円	約 二、〇〇〇千円	五〇人	八八人	八反	三五六反	一、九八〇坪	一七七反	七三四反四〇〇	一一六戸	六二一人	一〇戸 七五人

の西部地区には、いまだ釈然としないものがあり、二九年八月一七日には、村内西部地区の婦人会代表が、市当局に編入を申し入れている。その後、いろいろな論議を経て、ようやく津山市と直接接する池ヶ原・堂尾の二部落が、県の仲介により津山市に編入されることになり、四月一日、市当局は次のように知事に申請した。

勝田郡勝央町のうち池ヶ原及び堂尾の区域を別紙協定書により津山市に編入し、昭和三十年六月一日から施行するものとする。同時に、勝央町有財産のうち、池ヶ原及び堂尾の区域にあるものは権利義務とも一切津山市に帰属せしめるものとし、これを岡山県知事に申請するものとする。

(協定書の概要)

- 1、二地区の小中学校児童生徒で、編入以後も高取小・勝間田中学校への通学を希望する者は、小学校は三学年度限り、中学校は修了するまで津山市の委託を受けて引続き通学できること。
- 2、納税は、三十年五月三十一日までの納期のもものは勝央町へ、以後のものは津山市へ納めること。
- 3、二部落の者で、三十年五月三十一日現在、町一般

職員である者は、引続き市の一般職員となること。

この申請書を県議会は五月二六日可決、いよいよ六月一日をもって両部落は津山市へ編入された。同日、市と関係地区の代表者は商工会議所で合併式を簡素に行った。

以上のように、三部落を編入した津山市は、人口八万〇八三名(昭三〇・一〇・一調)、面積一八五・六四平方キロメートルと拡大した。

さて、市の行政区画の変動を、大正一二年の郡制廃止以後についてまとめると、次のようになる。

第一章 津山市の成り立ち

津山市行政区画変更一覧表

苫田郡		久米郡		苫田郡					郡
田邑村	東苫田村	佐良山村	福岡村	院庄村	二宮村	西苫田村	(旧津山東町・ 旧林田村)	津山町	郡制廃止 大三・四・二
同上	同上	同上						津山市	市制施行 昭四・三・二
同上								津山市	市村合併 昭六・三・二
同上								津山市	合併 昭六・四・二
								津山市	十箇村合併 昭三・七・二
								津山市	編入
上田邑・下田邑	志戸部・勝部・靱保・紫保井・大田・沼	津山口・井ノ口	福田・高尾・皿・平福・中島・一方・荒神山	大谷・横山・八出・小桁・金屋・押淵・種	院庄・神戸・戸島	二宮	小田中・上河原・山北・総社・小原	川崎・野介代・林田	町名(昭三〇現在)
									東新町・西新町・中之町・勝間田町・林田町・橋本町・上之町・材木町・伏見町・京町・河原町・船頭町・小性町・吹屋町・新魚町・堺町・二階町・元魚町・新職人町・戸川町・三丁目・二丁目・美濃町・桶屋町・下紺屋町・鍛冶町・坪井町・福渡町・細工町・上紺屋町・宮脇町・南新座・山下・北町・椿高下・城代町・田町・西寺町・鉄砲町・新茅町・西今町・茅町・安岡町

隣接十箇村との大合併

勝 田 郡					苦 田 郡					郡		
高取村の内 池ヶ原 堂尾	勝加茂村 の内(檜)	河辺村	大崎村	広野村	滝尾村	神庭村	高倉村	高野村	高田村	東一宮村	一宮村	郡制廃止 大三〇・二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	市制施行 昭四三・二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	市村合併 昭六三・二
勝中央町 (三九・三・三)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一宮村	同	合併 昭三六・四・一
同	勝北町 (三〇・一・一)	津山市					津山市					十箇村合併 昭元・七・一
津山市 (三〇・六・一)	津山市 (三〇・四・一)	津山市					津山市					編入
池ヶ原・堂尾	檜	国分寺・日上・瓜生原・河辺	新田・福力・中原・金井・西吉田	福井・河面・近長・田熊	堀坂・妙原・三浦	吉見・綾部・草加部	上高倉・下高倉東・下高倉西	押入・高野山西・高野本郷・野村	上横野・下横野・大篠	東一宮・山方	東田辺・西田辺・一宮	町名(昭三〇現在)

第二章
社会運動と戦争



図26 農業報国推進隊 (津山郷土館蔵)

第二章 社会運動と戦争

一、各種社会運動

大正時代に入り、国民の間に自由を主張する民本主義の思想が盛んになった。そのため、護憲運動・農民運動・労働運動・普選運動などの社会運動が起きた。これらの運動は、それぞれ国民の議会主義政治への願いであったり、農民の小作料値下げの願いであったり、労働者の賃上げの願いであったりした。次に、津山に関係するこれらの運動について述べる。

美作の護憲運動

大正時代の初めごろから、政治について国民の関心が深まり、明治の藩閥政治や元老政治を廃し、議会主義政治を主張する憲政擁護

運動が盛んになった。岡山県には「憲政の神様」といわれた犬養毅（木堂）がいた。当時、犬養は国民党を率いていたが、尾崎行雄（琴堂）と「憲政擁護」・「閥族打破」を唱え、官僚と藩閥による桂内閣と対決していた。

犬養と尾崎が津山へ遊説に来たのは、大正二年（一九一三）四月である。対鶴楼に泊まり、立憲青年会が中心になり、鶴山館で演説会を開いた。このことを、「山陽新報」は「両堂来」と題して、次のように報じている。

木堂の口を開くや、言々風霜を帯び、句々人の肌骨に砒す。琴堂の論を立つるや、条章整然、一糸紊れず、共に言論壇上の雄たり。今や両々相携へて斯地に入るを見る。我地方人士の政治的意気を興起する、蓋し、期して待つ可きなり。抑々憲政の義たる、素より一党



図27 号堂・木堂憲政擁護演説会のため来津
—鶴山公園— (津山郷土館蔵)

一派の得て私すべきものに非ず。憲政を擁護して、其の美果を収め、政界を整理して国運開展の地を作るは、実に聖旨に奉対する全国民の責務なり。(中略)二氏の来りて啓発を謀るは頗る我心を獲るものなり。

美作地区は、明治のころから自由民権思想が強く、国会開設などの運動を早くから行った経緯があり、一般民衆の政治に対する認識は高かった。特に、当時の青年層は、閥族政治に反発、護憲運動に共鳴していた。そして、その中核となったのが、明治四四年一〇月創立をみた立憲青年会である。

米 騒 動 第一次大戦による好景気は、農業人口を工業関係へ流出させ、外米輸入制限

と相俟^あって、米の需要と供給のバランスを崩す結果になった。その上、大正五年(一九一六)、六年と、気候不順により、米の収穫が激減したため、諸物価に比べて、大正七年五月以後、米価は次第に高騰を見せ始めた。

こうした矢先の七月一〇日夜、県下一帯は暴風雨に襲われ、各地に被害が出た。特に、美作の山間部は、一時交通も途絶えるほどの惨状であった。この災害が一層米価の暴騰に拍車をかけ、生活に困窮する者が続出した。当時の

状態を「山陽新報」は、

貧乏百姓は内地米を離れて一ヶ月、麦と外米で日を送り、(中略)日雇人は雇はれ先なく、其の日の生活にも差支へ、各富豪邸に至り食を求め居れる状態にて、其の悲惨目も当てられず。

と、報じている。

これより先の大正七年四月末、岡山県では、時の知事笠井信一が諭告を出し、米の不足を告げて、その節約を勧め、買い占め・売り惜しみに対し警告していた。その警告にもかかわらず、米価は暴騰し、平素一升二五錢ぐらいのものが、八月には五〇錢にも達した。

こうした状況の下で、最初の米騒動が、大正七年八月三日、富山県下で発生した。当時、富山地方の漁民は、一日五〇錢程度の収入であり、主婦の収入は少なく、生活は困窮していた。そうした矢先の米価の高騰は、死活問題であり、ついに漁村婦人の米騒動となった。

この米騒動は、たちまち全国に広がり、ついに八月九日には岡山県にも波及し、まず、県北の落合・津山・林野・久世・勝山などで騒動が起きた。

津山町では、八月五日から住民の動揺を防ぐため、郡

役所・警察署・町役場の関係者が集まり、協議の末、外米の購入、内地米の安売り、寄附金の募集などを決定していた。ところが、八月九日には津山の米価もついに四七銭になり、町内の有力者が、米屋や警察署にその対策を要請した。たまたま、その時、南新座の米屋が四九銭に値上げした、との情報が流れたので、殺気立った群衆が押し寄せ、値下げを認めさせる結果を生じた。こうした事態に対し、警察は、一〇日、二〇〇名の消防夫を召集し、町内の警備に当たらせた。「苦田郡誌」によれば、その消防夫が、堺橋さかいばし付近で米を移動する荷車を見付け、放水によって移動を防いだので、米は水びたしになった、という事件が起きている。

八月一日、外米購入に出掛けた者が、神戸市から外米一〇〇〇俵を購入して帰津した。早速、町役場では安売券を作成し、困窮者に米の特別安売りを行った。そのため、不穏な空気は次第に平静になっていった。この時の安売補償には、町内有力者の寄附が当てられた、ということであるが、津山町の米騒動は、この程度で終わっている。

津山近隣の町村でも、津山町と同様米価の暴騰が一般

家庭の生活を脅かし、不安な状態を生んだ。そのため、津山東町・西苦田村・東一宮村・田邑村等は、それぞれの町村役場や農会が中心になって寄附を募り、その金で村民の剰余米や外米を購入して、困窮者に安売りするなどの対策を講じた。〔苦田郡誌〕『岡山県社会運動史』

『岡山県の歴史』)

農民のこの地域の小作争議は、大正時代から小作争議 昭和にかけて起こったが、満州事変から日中戦争に続いて、社会が戦時態勢となるにつれ、争議は次第になくなった。しかし、昭和二年(一九四六)の農地改革を予想した、地主の小作地取り上げが原因で、再び争議が起こり、二七年の農地改革完了によりようやく終わった。これらの様子について次に述べる。

明治の中ごろまでの地主と小作人の関係は、言わば主従にも似たもので、小作人は地主の権力によって支配されていた。したがって、小作料(地域、個人により違いますが、苦田郡の各農家は平均して全収穫米の五五——六五パーセント)についての不服はあまり表面には出なかった。しかし、大正時代の民本主義の風潮の中で、小作人は黙って我慢してはいなかった。

小作争議件数
下(岡山県農地改革史)

年度	美作	備前	備中
大七	〇	一	〇
〇八	二	〇	二
〇九	七	六	四
一〇	五	一七	一一
一一	一八	三七	四〇
一二	一三	三一	三一

大正期に入っ
て県下各地に
争議が発生した
が、その数は、
表のように年々
増加している。
その多くの原因

は、地主の小作料増徴、または、その高率であったが、中には奨励米の要求であったり、風水害等による不作を理由にしたりするものであった。〔岡山県社会運動史』

『勝田郡誌』『岡山県農地改革史』)

奨励米というのは、米の俵装費の要求で、小作料は、初め、一俵三斗五升の柙ネめで物納していた。それが、明治三六年(一九〇三)から、一俵四斗入りの俵装にして納めることになったため、その手数料を要求したものである。奨励米は、一俵につき二、三升を標準に妥結し、終戦後の農地改革の時期まで続いていた。

これらの要求は、大正七年(一九一八)の米騒動が一つの契機になったもので、米騒動における民衆の示威運動は、地主には脅威を与え、小作人には集団の威力を教

えたわけである。

その上、大正九年六月には、世界大戦後の反動不況により、米・綿糸・生糸などの価格は大暴落し、農家経済は危機に直面した。このような情勢は、当然、小作争議の原因になった。そのため、県下にも多くの争議が起きたが、『岡山県農地改革誌』に、津山に関係した地区の争議が、概略、次のように記してある。

大正九年十二月、河辺村井ノ口で、地主四名と小作人二十五名、(田二十町の小作)の間に争議があった。

この争いは、穀物検査の規格が厳重なため、労力・経費を費すので、奨励米を三升乃至四升到増額することを要求し、これを拒絶された。

この時は、小作人の要求が入れられず、争議の成果があがらなかった。当時は、まだ県北に小作組合の結成がなく、小作人の力が十分なものでなかったことを物語っている。

その後、大正一一年には、県内に日本農民組合の支部が続々と結成され、苫田郡内にも四地区に結成をみた。それにつれて、争議も前年には県全体で三三件であったものが、この年は九五件に激増した。これも、組合を背

景にして、小作人の不満が争議となったもので、中には、全小作地を返還して強硬に抗争を続ける組合も出てきた。

大正一三年一二月には、滝尾村でも次のような争議があった。

地主十六名と小作人五十六名(田六十町の小作)が争い、永久小作料二割減を主張し、反当り一石七斗五升以上は永久一割減額、以下は相互間で適当に折衝ということで結着した。(『岡山県農地改革誌』)

このように、小作争議は全国に広がっていったが、前記のように組合の結成によって、大正一二年ごろから決着をみるところも出てきた。

さて、この小作組合の団結した争議行為に対し、地主側も結束して、これに対処しているが、津山地区でもその動きがみられる。

次は、元津山藩主であった松平家の文書綴つづりの中にある小作争議に対処した地主側の文書である。松平家は、津山周辺に多くの田地を所有する大地主であり、当然、佐良山村内にも多くの田畑があった。大正一一年一二月、佐良山村の地主有志が、村内の地主に結束を呼び掛け、松平家へも文書を送ってきた。

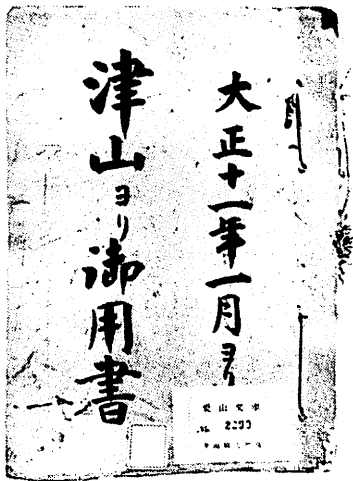


図28 松平家御用書
(津山郷土館蔵)

(前略) 御承知ノ悪化思想ガ作州僻地ニモ流行的ニ浸入致候趣、就テハ、佐良山村中島部落ヨリ小作組合ノ委員トカ申サルル御人、昨ヨリ両三名宛地主ヲ訪問セラレ、半永久的ニ小作料ノ二割減額方ヲ申出デラレ、本年度ヨリ実行シ呉レ度旨申出候。思フニ半永久ニ減額スル事ハ、到底地主ノ応ジ能ハザル事ト相考申候。大宇中島地方ノ苞反歩ノ小作料ハ苞石參斗ヨリ苞石四斗位ニシテ、或方面ノ如ク苞石六、七斗ニモ宛ル事ニ比較スレバ、一般的ニ見テ下位ニアリ、田地水利交通共ニ宜シク、稲麦ニハ最適当ナル耕作地ニシテ、減額スベキ理由ハ断ジテ無^レ之モノト存ジ候。(中略)

御賛成被^レ下度候テ地主同一ノ歩調取り申度候。

(「松平家御用書」)

以上のように、地主も強硬な姿勢で優位性を保っていたが、次第に時勢には抗し難くなっていった。

さて、これら争議の調停は農会によって手掛けられ、各村の農会に小作問題調停委員を設け、農会長(村長兼務)がその衝に当たっている。次は、二宮村の農会長が、大正一二年四月、遠隔の地主へ送付した文書であるが、当時の調停の状況がしのばれる。

先般御協議致候大正十一年小作料問題ノ儀、小作人側ハ依然トシテ一割五分ヲ提唱スルヲ以テ、荏苒今日ニ立至申候。一度ハ、調停案トシテ小作人側提唱ノ半額位ニテ勸説候モ、其ノ儀ニテハ一向折レ合フ様子無^レ之、カクテハ、何時解決ノ曙光ニ達スルヤノ見込ミ無^レ之、頗ル遺憾ノ次第ナルヲ以テ、最後ノ調停案トシテ一割引トシテ力説ノ結果、漸クニシテ了得スル処トナリ、(中略) 右ニ対シテハ定メテ御意見モ可^レ有^レ之、(中略) 最寄地主ノ方々ニ於テモ止ムヲ得ザル儀ナリ、ト御了解ヲ得タル次第ニ候。(後略)

(「松平家御用書」)

結局、地主は集会には集まりが悪く、その上周囲の状況が厳しく、一割引以下では調停が困難なので、この案を了承するよう農会長が依頼したものである。

昭和に入つて、争議は次第に減少していったが、これは、前記の小作料永久減額が確立したこと、昭和三年（一九二八）の三・一五事件（日本共産党員などが大檢舉された）によつて、組合勢力が極度に弱められたためである。その後は、戦後の農地改革まで、地主と小作人の関係は、表面穏やかな状態になり、組合活動は衰え、争議は行われなかつた。

美作の各種労働運動

明治時代の有識者によつて育てられていた民本主義の思想は、大正時代に入ると、農民・工場・官公庁の一般大衆にまで広がつていった。このような思想と、物価高の生活苦とが、工場労働者の勤務条件改善要求の闘争になつたり、官公庁の同盟罷業などになつたりして、美作地区にも多くの労働運動が発生した。

大正五年（一九一六）七月一四日付の「山陽新報」は、郡是製絲の罷業を次のように報じている。

郡是製絲株式会社津山分工場にては、去る十二日午

前九時より突然女工七十余名、同盟罷業をなすに至りたるが、今其の内容を聞くに、（中略）七十名は真庭郡落合製糸会社より引移り、残部八十余名は悉く旧津山製糸会社の女工なれば、自ら津山派及落合派の二派に分かれて女工中意志の疎通を欠き居る傾きあるにより、（中略）巖に女工十四名の逃走事件勃発以來、社員の落合派女工に対する態度、非常に優しくなりしところから、今度は、津山派女工が内心不満で堪らぬ折柄、（中略）製糸成績を発表したるに、落合派女工は悉く優良にして、津山派女工は之に反して成績不良なると、（中略）落合派女工を最負する片手落の結果なりと爲し、彼れや是れやにて、津山派七十余名の女工は、一時に同盟罷業を起こす。（後略）

この罷業は、会社役員の説得により業務に復したが、これが津山における工場争議の最初である。

続いて、大正七年九月一九日、苦田郡林田村の美作和紙株式会社で、次のような争議があつた。

朝の始業時直前から、不意に同盟罷業に入つて帰宅してしまつた。かねてから要求していた賃上げについて、会社側が応じないことに對する不満が爆発したの

である。この戦いは、同盟罷業に腰を抜かさなければに驚いた会社側の譲歩によって、解決をみたが、賃上げの額や実施時期などは明らかでない。

〔岡山県社会運動史〕

このように、労働者も次第に団結して戦うようになってきた。

官公庁もまた例外ではなく、同年九月、津山郵便局で芳野・久田・奥津・香々美南村などの各局へ送る郵便物が遅れたり、わずか一里の地域への電報が七時間も遅れたりするという状態に、利用者の不満が高まった。局側の調査によると、同盟罷業への動きを管理者が抑えたためのサボタージュで、この争議は長期間続いたが、結末については明らかでない。

また、当時の小学校教員の給料は、国庫負担の制度がないため、全額町村の負担であった。したがって、各町村はその財源に苦しみ、町村の財政力により給与に差を生ずることがあった。

大正八年四月七日、苫田郡加茂五箇村の小学校校長五名が、教員四六人を代表して、物価高に伴う生活難を訴え、一〇割昇給の陳情をそれぞれの役場へ行った。小学校教

員の待遇問題について、管理者の校長が陳情するなど、到底考えられない時代であった。しかし、この陳情に対し、県は、「近々五割増俸を実施するが、十割は突飛である。」と、回答している。

さて、その結果かどうか明らかでないが、当時、津山男子小学校に勤務していた一教師の手記により、給料の状態を見ると、

大正七年八月 月俸二十三円給与
 “ 八年一月 臨時手当毎月俸給の一割五分
 “ 八年三月 月俸二十五円給与
 “ 八年四月 臨時手当毎月俸給の二割五分
 “ 八年九月 “ 五割
 “ 八年十月 “ 七割
 “ 九年三月 月俸三十二円給与
 “ 九年八月 月俸五十五円給与（臨時手当廃止）

以上のように、津山町でも二倍以上の増俸をみる結果となった。しばしば臨時手当が支給されているが、このことは、当時の経済状態の急激な変動をも知ることができる。



図29 对鶴楼での木堂・罌堂
(津山郷土館蔵)

普通選挙運動
と美作男会
農民運動や労働運動と並んで、大正時
代の民本主義の象徴ともいふべきもの
は、普通選挙運動（普通運動）の高まりである。

ここに、その普通運動に関した貴重な写真がある。こ
れは、大正一二年（一九二二）、牧野英一（久田村）が、
土居通憲（田邑・衆議院議員）に対し、普通運動激励の
ため贈ったものである。この写真は、犬養・尾崎が、大
正二年護憲運動のため関西遊説の際、对鶴楼に投宿、そ
の庭で写したもので、写真の裏面に次の言葉がある。

木堂・罌堂津山に来る。星霜去来十数余、憲政逆転
また逆転、今再び両雄くつわを並べ陣頭に立つ。当年

の勇氣と今年円熟せる革新の号とを渾然たらしめば、
国家百年の経綸期せずしてなるべし。いま、大正一二年
初頭にあたり、たまたま、「木堂・罌堂くつわを並べ
る図」を手にして、うたた感あり。これを畏い土居大
人に贈り、革新倶楽部諸士のご奮闘を国家の爲め是祈。
国民党が改組されてできた革新倶楽部は、次期国会で
普通法案の成立を大きな目標としていた。この大先輩犬
養・尾崎両雄の写真を受けた土居通憲は、大いに奮起さ
せられたことであろう。

さて、大正末期にこのように燃え上がった普通選
挙運動は、どのような経過をたどってきたかを振り返っ
てみよう。

普通運動は、納税の金額によって国民に選挙権・被選
挙権を与えるという制限を撤廃し、年齢制限も下げ、広
く国民を政治に関与させようとする運動であった。憲法
が制定された時には、直接国税一五円以上を納める三〇
歳以上の男子だけが被選挙権を持ち、二五歳以上の男子
だけが選挙権を持つというものであった。

このような制限を撤廃しようとする運動は、明治三〇年
代から起き、明治三三年には、直接国税が一〇円以上に

改められた。そして、同四四年には、普選法案は一旦衆議院を通過したが、貴族院で否決された。大正に入ると普選選挙を要求する世論が高まり、ついに、大正八年五月、原内閣の国会で選挙法を改正して、小選挙区制を採用するとともに、納税資格を三円以上に下げた。しかし、この改正によっても国民の普選選挙に対する世論を押さえることができず、この運動は全国的な国民運動となっていた。

大正九年は普選運動が最高潮に達した年で、全国各地に期成同盟といった組織ができ、演説会が多く開かれた。普選選挙を要求する国民の声をバックに、犬養の国民党は選挙権の納税資格を取りやめ、満二〇歳になれば選挙権・被選挙権を与えるという普選法案を作った。しかし、いよいよ普選法案が国会に上程されると、政府は、社会秩序を破壊する恐れがあるという理由で、国会を解散してしまった。

解散に続いて、大正九年五月一〇日の選挙で、作州地区の第八区（苦田郡・勝田郡・英田郡）では、政友会から妹尾順平（妹尾銀行頭取）、国民党から本庄京三郎（久田村）が立って相争った。国民党は、選挙の浄化と、

前記の普選選挙実現を旗印に掲げた。

この選挙の浄化と普選選挙実現という理想に、かねてから魅力を感じていた作州の若者たち約五〇〇人が、美作男会（操会）を作って、鶴山館で発会式を行い、夜は、新地座で政談演説会を開いて氣勢を上げた。この会の幹事長は、先に写真を贈った牧野英一である。会員は、いずれも血気盛んで、金力への強い抵抗感を持つ若者たちであった。

大正九年の選挙は、妹尾順平に一時軍配が上がるが、金力が災いして失格することになり、補欠選挙が行われた。この選挙で、美作男会は、国民党の土居通憲を推して、政友会の森本辰二（津山町）を破り、大正一一年四月二一日当選させた。こうして、美作地区の普選運動推進への足掛かりはいっそう強固なものになった。この選挙の翌一二年、土居通憲に贈られたのが前記の写真で、意気盛んな普選運動関係者の気概をうかがわせるものがある。

その後、各地区の普選法への盛り上がりは、加藤内閣の出現によって、大正一四年三月の第五〇議会で、ついに普選法を成立させ、有権者は一躍四倍に増加した。しかし、

直接国税の制限はなくなったものの、年齢は従来どおりで、女性には選挙権がなく、更に、扶養を受けている者には資格がない、など多くの制限が残された。

各種団体の 発 生

これまで述べたように、大正期の民本主義による各種運動は、次のような団体の活動へと発展していった。大正九年（一九二〇）には日本社会主義同盟が生まれ、大正一一年には日本共産党が結成された。同じ年、部落差別の撤廃を求めて全国水平社が結成された。（岡山県水平社は、大正一二年五月一〇日、県商會品陳列所で、美作水平社は、同年七月五日、津山の鶴山館で結成された。）引き続き、一五年には労働農民党が結成され、また、婦人も参政権の獲得を目指して、婦人の解放を呼び掛け始めた。教育界でも民主的風潮によって、自由教育運動が盛んになった。このように、大正期後半には、民本主義的思想を根底とする各種の団体が生まれ、いろいろな運動が起きた。

こうした運動が激しくなるにつれて、これに対応するため、政府は、過激な言論や行動を厳しく取り締まり、指導者らの動向の視察や内偵なども始めた。政治を論ずる集会には警官が臨席し、その監督のもとに行われ、時

には、警官が、「弁士注意」・「中止」・「解散」・「検束」など、演説の抑制や身柄の拘束をすることもあった。

また、大正一四年に制定された治安維持法は、「国体を変革し、または、私有財産を否認することを目的とする結社・運動を禁止し、違反者を処罰する。」というもので、共産主義や反政府主義的思想の弾圧に適用され、社会運動家・思想運動家などが、取り締まりの対象とされた。昭和に入ると、一層思想の取り締まりが厳しくなり、昭和三年（一九二八）七月には、ついに特別高等警察（特高）が新設された。

郷土出身の作家片岡鉄兵が津山へ帰り、基督キリスト教図書館で「生彩ある美」と題して講演を行い、警官に「弁士注意」を二度受けた、といわれるのも、この時期である。

彼は、昭和三年三月、三四歳のころ労働党に入党し、前衛芸術家同盟に加わった。その後、「余の左傾と前芸入りに就いて」の論文を発表し、左翼作家であると同時に流行作家としても有名になった（『片岡鉄兵資料集』）。治安維持法による三・一五事件以後、共産党員の検挙が厳しく行われ、片岡鉄兵も、ついに昭和五年五月、大阪の第三次関西共産党事件で検挙された。

同じように、郷土出身の俳人西東三鬼も、昭和一五年、「京大俳句」事件で検挙されている。

また、昭和七年

一二月には、津山市勝間田町の素封家に生まれた荻田アサノが、共産党へ活動資金を提供したということで検挙されている。アサノは、幼いころから貧しい者へ気を配るやさしい性格であった、といわれるが、大正一一年日本女子大学に進んだころから、社会福祉やロシア文学に関心をもち、卒業後共産党の地下組織に加わった。出獄後は、生家で過ごし、津山製紙で労務管理を担当していた



図30 津山基督教図書館での鉄兵の講演
(『作州からみた明治百年』所載)

が、昭和二四年一月の衆院選に共産党候補として出馬、当選し、党中央委員・婦人部長などを歴任した。時代の流れが荻田アサノの人生を決めた感はあるが、昭和初期の時代相を語る津山人の一人である。

二、第一次世界大戦と社会

日清・日露戦争と津山

明治維新以降、急速な近代産業の発達により、欧米諸国は、原料資源と市場獲得のため、植民地争奪・軍備拡張の時代を迎えた。

国内市場の狭い日本は、諸外国と同じように大陸への発展を計画し、まず、朝鮮に足場を築こうとした。当時、朝鮮は清国に従属していたので、日本の政策は、当然、清国との間に摩擦を招く結果になり、明治二七年（一八九四）八月一日、ついに日清戦争が始まった。戦いは、日本の素早い出兵と攻撃で、翌年四月一七日、勝利を得て終戦となった。このようにして、日本は朝鮮半島を支配し、大陸侵略の足掛かりをもった。

この戦いに、津山地区からも多くの従軍者が出た。『苦田郡誌』・『久米郡誌』によると、津山町三二名・

二宮村六名・院庄村九名・西苦田村六名・高野村一二名・高倉村六名・高田村一名・佐良山村一〇名・福岡村二名が出征し、その内一二名が戦死している。

当時の徴兵制度の規則に、

男子二十歳以上、身丈五尺一寸、無病強壯の者徴引くびきにより鎮台へ屯営三ヶ年（明治四〇年、歩兵の在営年を二箇年に短縮）。尤も、戸主・嫡子・嫡孫・養子等一家の相続に当る者、父母存在すれども、病氣若しくは事ありて父兄に代り家を治る者、徴兵在役中の兄弟たる者は一切之を除く。（『岡山県郡治誌』）

とあり、なお、徴兵には免役料の規定があり、代人料金二七〇円を納めれば兵役を免除された。したがって、主に二男以下の者や資産のない者が徴兵の対象となった。

出征兵士の見送りは、太平洋戦争のように盛大なものではなく、兵士の家族や近隣の者たちが、武運長久を願いながら見送っただけのようである。応召者の家族に対しては、若干の援助がなされた。村によっては、一五歳以下の子どもと六〇歳以上の老人に対し、一日八錢程度の生活費を出している所もある。津山町では、郵便切手（五〇錢）二五枚を送ることを決めた記録がある。（『作

東町の歴史』『津山町会議事録』）

日清戦争の勝利によって、日本は遼東半島を領有したが、三国干渉によって返還させられ、国民はその屈辱に敵愾心てまがいを燃やし、政府も次の戦争に備えて軍備の拡充に努めた。戦争の結果、清国の弱体が暴露すると、列強は、競って清国に租借地を設け、多くの権利を手に入れた。ロシアが満州に多くの権利を獲得し、軍備を増強したので、ついに、日本は、明治三十七年二月一〇日、ロシアに宣戦を布告し、日露戦争になった。しかし、翌年五月、日本海海戦の勝利によって戦争は終わった。

出征兵士に対しては、日清戦争当時と異なり、盛大な見送りや戦勝祈願が行われた。これは三国干渉に対する怒りと、ロシアの極東進出に対する国民の不安が増大してきたからであろう。戦死者の慰霊祭は、町・村葬の形で行われ、郡役所が会葬者の区域を決定し、その区域内の町村長・神職・僧侶そうりよは、必ず会葬することとされた。また、郡内の役所・学校へも連絡したので、多くの参加者があり、慰霊祭は盛大に行われた。『苦田郡誌』には、その状況が次のように述べられている。

力めて葬家の元費を省き、其の調度儀式等すべて役

場吏員及委員等の手に於て為せしのみならず、或は毎戸五錢以上を香料として醸出し、以って其の費に充てしむるものなり。(中略) 毎回郡内官衙・公立諸学校へ通牒して会葬せしむ。故に葬儀は盛大ならざるはなし。

日露戦争の戦死者・従軍者数

(勝田・久米・苫田各郡誌から)

区分	戦死者	従軍者
津山	20名	388名
東津山	3	41
院庄	2	49
二宮	3	52
西苫田	11	57
東苫田	2	13
一宮	0	18
東一宮	1	34
高田	10	81
高倉	4	44
高野	13	64
神庭	4	46
林田	5	不明
田邑	2	48
河辺	5	不明
広野	6	17
大崎	6	不明
滝尾	2	22
福岡	2	53
佐良山	4	64

会葬区域

○津山町……二宮・院庄・芳野

西苫田・田邑・一宮・東一

宮・東苫田・高田・高倉・

高野・林田

○二宮村……院庄・芳野・郷・

大野・津山・西苫田・田邑・林田

○院庄村……二宮・芳野・郷・大野・津山・西苫田・

田邑・林田

○林田村……二宮・院庄・津山・西苫田・田邑・東一

宮・東苫田・高倉・神庭・高野

○高野村……津山・西苫田・林田・東苫田・東一宮・

高倉・神庭

(後略)

この戦争でも、次の表のように、多くの者が戦場に送り出され、多数の戦死者を出している。

日本の参戦 日本は、日露戦争後新たに我が勢力圏と軍備増強 となった南満州や韓国の経営に力を注

ぎ、明治四三年(一九一〇)には韓国を併合、続いて明治四四年、中国の辛亥革命に便乗して、中国軍閥に援助を与え、勢力の拡大を図った。たまたま、大正三年(一九一四)六月、ヨーロッパでオーストリア皇太子が、セルビアの青年に暗殺される事件が起き、それを切っ掛けにドイツ・イタリア・オーストリアの同盟国と、イギリス・フランス・ロシアなどの連合国との間に、第一次世界大

第二章 社会運動と戦争

戦が勃発した。

日本は、日英同盟を結んでいたため、イギリスから東洋におけるドイツの仮装巡洋艦の撃破を求められた。そこで、これを機会に参戦を申し入れ、大正三年八月、ドイツに宣戦を布告した。開戦と同時に、日本陸軍はドイツの極東における根拠地青島を占領し、海軍は南洋のドイツ領諸島を陥れた。日本は、更に大陸への進出を目指し、大正四年、中国政府に二十一箇条の要求を提出して、その大部分を認めさせた。また、ロシアの内乱に乗じ、連合国とともにシベリアにも出兵した。しかし、この出兵は多額の国費と人命を無益に失い、他国からは領土的野心を疑われ、出兵以来四年後、空しく撤兵した。

この第一次大戦における津山市域の従軍者は、久米、苦田、勝田の各郡誌によると、二百村一名・田島村一二名・西苦田村四名・神庭村九名・河辺村一名・高田村五名・福岡村一〇名・佐良村七名で、神庭村の一名が戦病死している。

津山町軍隊宿泊割当表(「津山町会議事録」)

年	月	部隊名	宿泊		
			人員	馬	
大 1	2	第10師団	9,328	170	
	11	對抗 第17師団			
2	7	野砲兵23聯隊	1,215	480	
	1	歩兵40聯隊			
	10	歩兵54聯隊			
3	3	輜重兵17大隊	30	160	
	4	野砲兵23聯隊	270		
	5	工兵17大隊	396		
	7	歩兵54聯隊	500		
	8	山砲兵2大隊	231		32
	8	野砲兵23聯隊	271		160
	10	工兵11大隊	430		160
	10	歩兵54聯隊	85		
10	工兵10大隊	420			
5	7	第10師団	5,557	810	
6	3	輜重兵17大隊	907	439	
	10	野砲兵23聯隊			

師団と第十七師団の對抗演習が行われた。次の表は、当時の津山町に対する兵員馬匹の宿泊割当

さて、各国は互いに大陸での権域拡大を図り、各地で争いを起こしていた。したがって、日本も軍備の拡大・充実を図らざるを得なかった。津山地区は、明治三十一年のころから姫路第十師団鳥取歩兵第四十聯隊管区に属していた。軍備拡充時代の明治四〇年、岡山に第十七師団が新設され、岡山歩兵第五十四聯隊が生まれた。「富国強兵」が国策の中核を占めていた大正初期は、ほとんど毎年のように軍備充実のため、師団の秋季演習や、第十師団と第十七師団の對抗演習が行われた。

表であるが、こうして演習の度に、町役場はもちろん、

一般民家も軍隊の宿泊・接待に忙殺された。

大正元年の第十師団と第十七師団の対抗演習に際しては、郡役所から宿泊予定地の各町村に対し、次のような指示が出されている。

○ 対抗演習ニ関スル町村役場取扱事項（抜粋）

○ 宿舎・衛生

一、町村長ハ演習区域内及其附近、又ハ、行軍ニ関係アル町村内宿営力アル舎主ニ交渉シ、演習期間何時ニテモ其宿営ニ応ゼラルル如ク、予メ準備セシムルコト

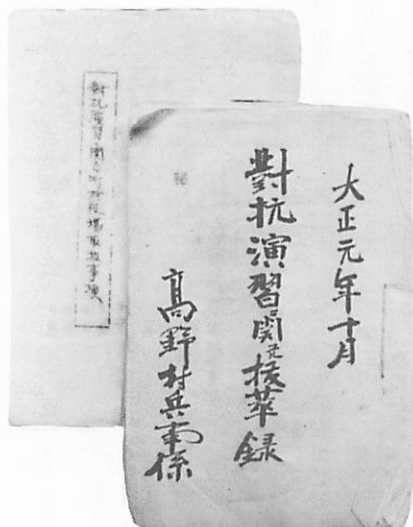


図31 陸軍対抗演習の役場記録
(津山郷土館蔵)

ト。

二、町村役場吏員及委員ハ、軍隊宿泊ノ場合ハ舎主ノ待遇状況ヲ視察シ、舎主ヲシテ誠意ヲ主トシ、労力ヲ吝シマズ勞ヲ懈ヒ、且、便宜ヲ与ヘシムルコト。

○ 損害賠償

一、対抗演習ニ関スル土地、耕作物等ニ対シ、軍隊ノ惹起シタル損害ハ、統監部ニ於テ之ヲ賠償セラルベシト雖モ、所有者各自成ルベク自衛ノ方法ニ依リ損害ヲ避クルト同時ニ、少額ノ損害ニ対シテハ可成賠償ヲ要求セシメザルコトトシ、（略）

○ 演習、行事ニ関スル宿舎主心得

一、宿泊スベキ軍人入舎シタルトキハ、直チニ手足ヲ洗フベキ湯水ヲ供シ、成ルベク迅速ニ其宿泊者ヲシテ休息セシムルコト。宿舎主及其家族ハ、宿泊者ニ対シ、専ラ丁寧親切ヲ旨トシ、毫モ隔意ナク誠意ト誠心ヲ以テ、出来得ル限り便利ヲ与ヘ、之ヲ待遇スルコト。

二、宿舎ニ於テハ火鉢・風呂及湯茶等ハ、遅クモ宿泊者宿泊前、之ヲ準備スルヲ要ス。（略）

○ 参考

一、炊具ヲ携帯セザル軍隊ノ賄方ヲ列記セルヲ以テ、参考トセラレタシ。

○ 将官一人一日三食並ニ宿舍料共金一円四十銭以内

膳部：一、刺身 一、肉又ハ鮮魚 一、吸物

一、菓子碗 一、汁 一、漬物 一、中付

○ 兵卒一人一日三食並ニ宿泊料共金六十銭以内

膳部：一、鮮魚 一、菓子碗 一、汁 一、漬物

第十七師団秋季演習諸費其他支払定額表

区分	宿泊料		食料	
	甲額	乙額	甲額	乙額
将官	三十銭	十五銭	一円十銭	五十五銭
准士官以上	二十銭	十銭	八十銭	四十二銭
下士官	十二銭	六銭	五十八銭	三十銭
兵卒	十銭		五十銭	

(『高野村兵事係文書』津山郷土館蔵)

このようにして、大正時代は各国とも軍備の増強に努めたが、その後、軍拡競争に耐えられなくなり、大正一年のワシントン条約を皮切りに軍備縮小の時代を迎え

た。大正一四年、国際協定によって、我が国は陸軍四箇師団を廃止した。その中に、岡山の十七師団が入ったため、津山地区はこの時から姫路第十師団岡山歩兵第十聯隊管区に所属した。当時、この戦力補充のため、中等学校以上に配属将校が置かれ、翌年七月には、青年訓練所を各市町村に設置、指導員を配置して軍事教練が実施されるようになった。こうして、「国民皆兵」を目指す我が国の軍事態勢が整えられた。

第一次世界大戦中の大正六年(一七) 大戦と産業博

盛大に行われた。その開催主旨が、『津山産業博覧会案内』の序文に、次のように述べられている。

与国は独逸を敵として、今尚ほ戦乱を継続し、各々国運を賭するの危機に瀕す。硝煙彈雨將に三年。今後愈々悲惨を加へんとす。然るに、我は寧ろ戦時の余慶を享け、船成金軍需品成金の徒多く輩出し、延いては種々の方面を潤し、財界の盛んなること前古無比の奇現象を呈す。同じ交戦国の一に在りながら、彼は臥薪嘗胆の苦楚に悩み、我は桜爛して恣に遊舞す。全く別天地の観あり。されど、何時までか斯くてあるべき。

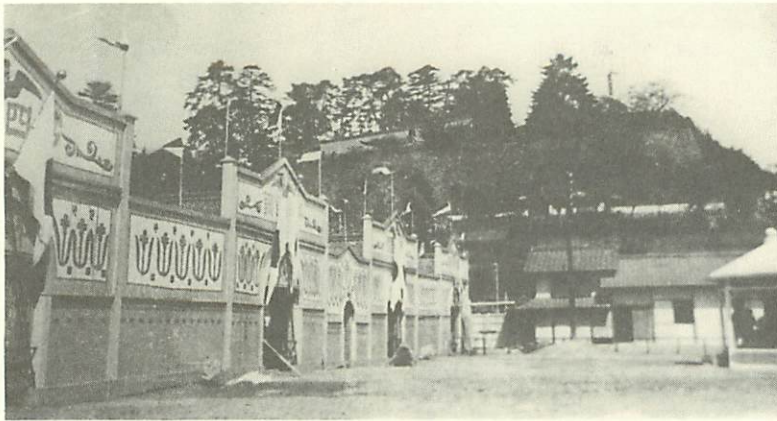


図32 産業博覧会会場 一大正6年—(『津山産業博覧会記念写真帳』所載)

来るべき平和克服後の経済戦争こそ、将来に於ける大和民族の運命を決する分水嶺なれ。之れが覚悟は今日に於ける最も緊切なる問題ならざるべからず。津山の先覚者茲に見るあり。奮然立って産業博覧会を鶴山城頭桜花繚乱の間に開き、時局善処の一端に備へんとす。眞に達見といふべし。

(後略)

博覧会は、日本産業協会(博覧会開催業・大阪)と津山産業協会の協賛で、四月二〇日から五月一九日までの三〇日間行われた。本会場には、伏見町の浮田佐平の所有地三〇〇坪を借りたが、この広場は、東側は宮川に接し、最も交通に便利な位置にあった。会場には、次のような各種の展示館が造られた。

第一号館——津山町の出品物(呉服商の母子人形等)
 第二号館——大阪の出品物(金光鶴・自動車・嫁入道具等)

第三号館——県下の出品物(蚕児の孵化状況・特産重要物産等)

第四号館——県外の出品物
 機械館——電気動力で動く諸機械

余興館——舞踊・奇術・落語・喜劇等

日光模型館——絵図・建築模型等

(『津山産業博覧会案内』)

この本会場の外に、商店街では店頭裝飾競技会、本源寺では教育品展覧会、鶴山館では書画展覧会、宮川の川原では魔術・映画・軽業などが行われ、人気を博し、博覧会に花を添えた。

この博覧会は、主旨のように、将来の経済戦争に備えた産業の振興を目的とした。町は博覧会一色となり、県内外からの出品も多く、一応の成果を納めたようである。

しかし、大戦の影響は厳しく、一般の国民は経済不況に悩まされる結果になってしまった。博覧会後、次第に物価は上昇し、反対に賃金は上がらず、勤労者は生活に苦しむ結果となり、前記のように、いろいろな社会運動が起きた。

三、第二次世界大戦と社会

満州事変 第一次世界大戦後の恐慌と関東の大震災によって、当時の日本経済は不況を

続け、昭和の時代に入っても、その立て直しができなかった。昭和四年（一九二九）、世界的恐慌は、日本経済を一層不況に巻き込み、農村は不景気に陥り、中小企業は没落し、失業者は増加の一途をたどった。

しかし、大戦の影響で強固になった財閥は、更に、軍部と手を結んで中国大陸への進出を図り、日本は次第に軍国主義の道へ進んだ。

こうして、日本の大陸政策は軍部と財閥によって着々と押し進められ、関東軍は、昭和六年九月一八日夜、柳条溝（奉天郊外）で「満鉄」線路を爆破し、中国軍と戦いを始めた。この事件をもとにして、関東軍は満州一帯に軍事行動を起こした。これがいわゆる満州事変の勃発である。

小沼市長は、満蒙の地に転戦する我が軍の将兵に対し、市民を代表して、次の慰問文を「中国民報」慰問使に託している。

満蒙ニ於ケル事態愈々險惡ヲ告ゲ、時局ハ益々重大ノ危機ニヒンス。静カニ我方帝國ノ将来ニ想到スルニ、
転々深憂ニ堪ヘザルモノアリ。

惟フニ、満蒙ニ於ケル我が權益タルヤ日清・日露兩戦役ニ於テ皇師十幾万ノ純血ヲ注ギ、十八億ノ国費ヲ傾ケ、国運ヲ賭シテ獲得シタルモノナリ。

然ルニ、暴虐暴戻極マリナキ支那ハ、全ク善隣ノ友誼國際ノ信義ヲ無視シテ、排日毎日到ラザルナク、將ニ、我が權益ヲ蹂躪奪取セントス。（中略）閣下並ニ在滿將兵各位ノ労苦ハ想像ニ余リアリ。茲ニ我等ハ滿腔ノ赤誠ヲ披歴シテ感謝シ、（中略）自重自愛所期ノ

目的ノ貫徹達成ニ勇奮邁進セラレンコトヲ、謹ミテ津山全市民ノ熱誠ヲ代表シテ慰問ノ辞ヲ呈ス

(昭和六年一月二三日付)
『津山毎日新聞』

このように、当時の国民は、挙つて日本の将来を憂い、ひたすら皇軍将兵の武運長久を祈るとともに、その慰問に心掛けた。

一方、戦地に親や子を送っていた留守家族は、これも、一途にお国のために奉公してくれることを祈った。次は留守宅の一老父の言葉である。

自分の子を軍人に持った親としては、御国の為御役に立てばと思ふ心は、誰しも変わる処はないと思ひます。(中略)武運の長久を祈ってやるのは親心ですが、今日も一層奮励するやうにと言つてやりました。村の人から色々留守宅の御訪問を受ける度毎に、村の為、国の為、たとへ戦死するとも、御国の役に立つやうにと祈っております。

(昭和六年一月二三日付)
『津山毎日新聞』

さて、関東軍は、たちまち満州全土を占領し、更に、元清国の皇帝であった溥儀を立て、昭和七年三月一日、満州国をつくつた。中国政府はこれを認めず、国際連盟

に訴えたので、連盟は、リットン調査団を現地に派遣して調査の上、日本へ満州から兵を引き揚げるよう勧告した。

しかし、日本はリットン報告を不服として、全国各地で報告排撃の氣勢を揚げた。津山でも、昭和七年一月一〇日、市民多数が男子小学校校庭に集まり、リットン報告排撃市民大会を開いた。この大会は、まず、講師里見岸雄の「四面楚歌の嵐をついて! 進め民族」と題した講演に始まり、続いて大会宣言決議等を行った。大会終了後、参会者は大示威行進を行い、徳守神社に参拝し



図33 慰問袋と千人針 (水島愛子氏蔵)

まり、婦人会はその資金として一戸五錢以上の寄附を呼び掛け、市民から多大の賛成を得て、昭和七年一月には、一度に六〇〇個を作り発送した。その後、婦人会だけでなく、町内会・学校・役所等からも、たびたび慰問



図34 街頭での千人針 (江見写真館蔵)

て解散した。

その後も、

鶴山館で国

防思想普及

講演会や国

防弁論大会、

満蒙映画会

などが開催

され、市民

の戦争意識

はますます

高まってい

った。このこ

ろから戦地

への慰問袋

の発送が始

袋が戦地の出征兵士に送られた。また、街頭には、兵士に送る腹巻の千人針を呼び掛ける婦人会員や女子青年団員の姿が、見られるようになった。

これより先、内閣を組織した犬養毅は、昭和七年五月

一五日、一部の陸海軍青年将校の襲撃を受け暗殺された。

いわゆる「五・一五事件」である。これによって、軍部

内閣がたびたび出現することになり、国民は一層厳しい

戦争態勢へと導かれていった。

このころから全国各地には、銃後の守りに大正時代か

ら続く愛国婦人会(将校夫人等で結成)津山支部の外に、

昭和一〇年一月四日、国防婦人会津山支部が結成され、

男子小学校で約三〇〇〇人が氣勢を上げた。当時の国防

婦人会は、白前掛・白襷(たすき) (国防婦人会名入り)で、出征

軍人の見送り、戦勝祈願、遺家族慰問など、はなばなし

い活動が続けた。

また、昭和一一年九月六日には、津山に防護団が結成

された。敵の空襲に備えるためであり、団員は千数百名

で、八箇分団に分けられた。九月一五日には、最初の夜

間防空演習が行われ、窓には黒い幕を張り、電灯には覆

いをかぶせた。



図35 出征兵士の見送り

—昭和11年8月東津山駅— (服鳥一氏蔵)

この昭和十一年は、「二・二六事件」があった年で、国民はその事件の大きさに驚いたが、それから日本の軍国化はいよいよ決定的なものになった。

日中戦争と 国民組織

大陸では、その後も日本軍によって、その勢力範囲の拡大が進められていた。

昭和十二年（一九三七）七月七日夜、北京郊外の蘆溝橋（ろこうきょう）で演習中の日本軍により、中国軍との交戦が引き起こされた。この事件が日中戦争の始まりである。間もなく、戦場は華北から華中へと広がり、日本軍は、北京・天津・上海・南京と中国の重要都市を占領し、日中両国は宣戦布告のないまま全面的な交戦状態に入った。

中国国民政府は、中国共産党と組み、イギリス・アメリカ合衆国の援助も得て、抗日を続けた。近衛内閣は、「蔣介石の国民政府を相手にせず。」と声明し、昭和十五年、汪兆銘（わんせうめい）を推して中国に南京政府を樹立させた。しかし、この政府では戦争を終結に導くことができず、日本軍は、いよいよ国民政府の抵抗に手を焼く有様となった。

戦場が拡大するにつれて、応召者は数を増し、その度に「祝出征」の幟（のぼり）を立て、日の丸の小旗を振って、学校・町内会は総出の見送りをするようになった。昭和十二年九月二十五日、政府は、「国民精神総動員運動」を起こし、国を挙げて戦争遂行に当たることにした。

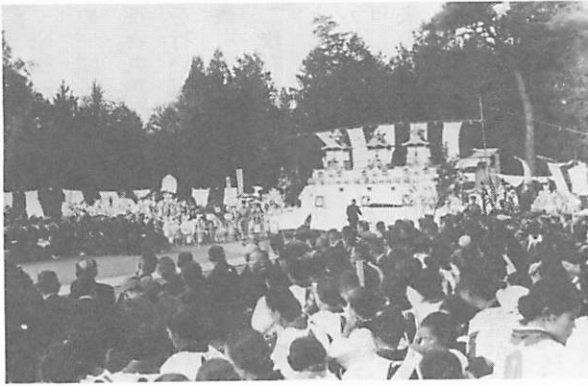


図36 戦没者の河辺村村葬 (橋本孝二氏蔵)

翌年四月一日には、「国家総動員法」が成立し、すべての物資・人的資源は、厳格な動員体制のもとに置かれた。そして、同年一〇月五日から、全国一斉に「国民精神総動員銃後援強化週間」が設けられ、津山市は次のとおり実施事項を決めている。

(1) 慰霊並に祈願

各自戦没軍人

の墓参を行ふ等の
適當なる慰霊の
方途を講ずる外、
本週中に於ける
各種会合・朝礼
等に際しては、
戦没軍人に対し
一斉に黙禱を捧
ぐることを各自
最寄の神社・寺
院等適當なる場
所に於て、傷痍
軍人の平癒祈願

並に出征軍人の武運長久の祈願を行ふこと。

(2) (略)

(3) 隣保相扶の徹底

傷痍軍人・戦没軍人の遺族及出征軍人の家族等に
対する勤勞奉仕を一層徹底すると共に、其の家業の
維持継続を容易ならしむる様、之が支援の方途を講
ずること。

(4) 座席譲与の徹底

汽車・電車・バス等の交通機関、又は集会場等に
於ては、傷痍軍人に対する座席譲与の趣旨の徹底を
行ふこと。

(昭和十三年一〇月五日付)
『津山毎日新聞』

市は、早速この主旨に基づいて、応召家族の慰安会を
全学区で開催した。

当時の中等学校は、銃後の守りに、男子は、土木作業
を行い、応召家族の農業を手伝った。女子は、洗濯の奉
仕をしたり、繭で真綿の帽子やチョッキを作ったりした。
商店街関係では、昭和十三年九月に開店閉店の時刻を決
めた。また、応召者の留守家族を援護するため、商業奉
仕委員を決め、委員は受持ち地区内の留守家族の商店経

宮にまで奉仕した。

昭和一四年四月一日、従来の津山防護団は警防団と改め、団長以下九八〇名、本部・常備消防部・防毒部の三部と九箇分団にし、四月七日、男子小学校校庭で結団式を行い、体制の強化を図った。同年七月八日には、国民徴用令が定められ、一般の国民は軍需工場へ動員された。

政府はこうした厳しい戦時体制を国民に実行させるとともに、下からも協力する国民組織として、昭和一五年一〇月一二日、「大政翼賛会」を結成した。この会は、従来の国民精神総動員運動を含み、更に、その強化を図るもので、各政党もこれに合流するため、次々に解散した。したがって、総動員組織の改組が行われ、津山市では、全国統一組織の一環として、全市を一一連合分区分け、その下部に一一八の分区分と四八三の隣保組合、更にその下部に、一〇五三の隣保班を置き、各の運営機関として常会を設置し、同年一二月二五日、翼賛会組織の編成を完了した。

こうして、末端の隣保班（隣組）組織が整い、これらの常会は行政の補助機関として、政府の方針を実践したり意見を上申したりして、その役割を果たした。「トン・

トン・トンカラリと隣組 格子をあければ顔なじみ 回してちょうだい回覧板 知らせられたり 知らせたり」とは、この当時の隣組活動推奨の歌である。



図37 戦時中の朝のラジオ体操

—東津山駅前— (神尾治夫氏蔵)

この常会の議題は、当局で作られ、下部組織へ流されていたが、その資料の一部を挙げてみよう。

○ 十月分常会資料（昭和一五年）

- 1、支那事変国債消化ニ関シテ
- 2、金売却方奨励ニツキテ
- 3、入営者・応召兵歓送ニ関スル名旗ニ関シテ
- 4、節米ノ徹底ニツキテ
- 5、体力章検定会開催ニツキテ
- 6、未寄留者ノ届出奨励ニツキテ
- 7、給水工事材料準備ノタメ、給水工事希望者ノ申込ニ関シテ

○ 十一月分常会資料

- 1、家兔飼育奨励ニツキテ
- 2、麻袋手縫作業ニツキテ
- 3、掃還軍人ノ土産物配布廃止ニツキテ
- 4、国民体力被管理者届出漏ノ件ニツキテ
- 5、生活新体制ノ実践ニツキテ
- 6、蚊帳釣環ノ献納ニ関シテ

（『津山市事務報告』）

以上のように、議題はすべて戦争遂行のためのもので

あった。また、隣組は、慰問袋を毎月分区長の手を経て小学校に集め、児童の慰問作品を入れ市役所へ送った。そして、全市を取りまとめ、隔月に次のように、岡山聯隊区司令部に送付した。

昭和15年 慰問袋送付箇數
（『津山市事務報告』）

月 別	箇 数
1	3 6 0
2	5 6 5
3・4・5	7 6 5
6・7	6 3 7
8・9	6 5 0
10・11	6 6 5
12	5 9 5
計	4, 2 3 7

統制経済下
の国民生活

昭和一三年（一九三八）ごろになると、列国は日本に対し門戸を閉ざして孤立に陥れたため、国内は急速に物資の不足を来たし始めた。次の文は、当時の津山女子小学校高等科二年生の作文「勝たねばならぬ」の一節である。

（前略） 今までの戦は武力戦争でありましたが、是からは経済戦・思想戦であります。いかに武力戦に勝

利を得ましても、第二の戦に負けたなら勝利とは絶対に言はれません。それ故、何としても第二の戦に勝たねばならぬのです。(中略) 真の戦はこれからです。

蒋介石の部下李宗仁は、支那事変突発前から日支の争いの必ず来ることを思ひ、その部下に向って、「支那は初めの三年は負けるが、その後の三年に於ては思想に経済に国際的に必ず勝つ、」と、言って居り、又、さう信じてゐたとの事を新聞雑誌で見た事があります。李宗仁の言った、初めの二年は勝ちました。彼の言から言ひますと、まだ、あと一年は負けてもらへる事になってをります。が、余り気持ちのよい話ではありません。蒋介石や将領が長期戦を叫び、それを実行してゐるのは、今後日本が弱る事を確信して居るからです。思想的・経済的に日本の立場は、決して安心してはなりません。(後略)

(昭和一四年一月一四日付
「津山毎日新聞」)

それから六年後、奇しくも作文のとおりになろうとは、だれしも考えなかつたことであろう。

昭和一四年は代用品時代の始まりである。木炭自動車
が走り始め、中島市長が擦紙産業に力を入れ、一二八名

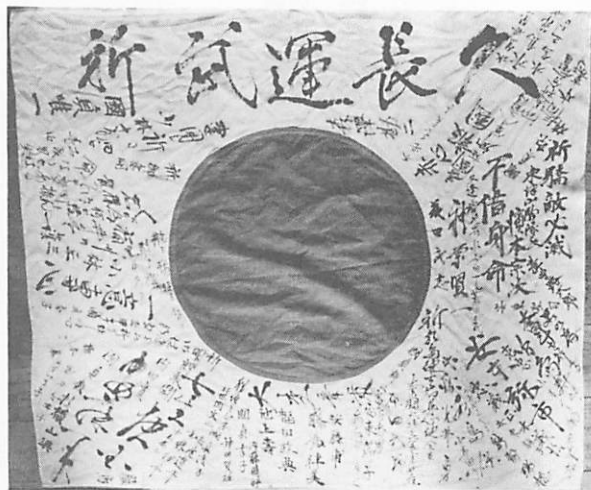


図38 寄せ書きの国旗 (水島愛子氏蔵)

の業者が生まれたのもこの年である。パルプの材料に桑の木の皮をはいだり、防寒用毛皮採集のため、兎を飼育したり、椎茸栽培や養魚を行ったりして、長期戦の構えがあらゆる所へ浸透した。綿製品は入手困難で、多少の品が津山呉服商業組合に入ると、「待望の綿製品、近く店頭にお目見得」と新聞に報道されるほどの経済情勢となっ

た。岡山県は、衣類の高騰を防ぐため、県内での最高販売価格を決めた。

昭和一四年には、金を売却する運動が始まり、前年から始まった報国貯金の、今年度津山市の目標額は、三五〇万円となった。津山市は、六月二〇日、市内婦人団体代表者を集め、戦時下の婦人の実行すべきことを次のように決めた。

(1) 衣の方面

ア、会合にはいつでも同じ着物を着て、寒さの外は羽織をよませう。

イ、衣服の新調を見合せ、死蔵衣類の活用に努めませう。

ウ、礼服代用として、国民儀礼章を用ひませう。

(2) 食の方面

ア、白米を止めて、七分搗^{づき}・胚芽米^{はいがまい}・雑穀食といたませう。

イ、砂糖の使用量を節約しませう。

ウ、いりぼしは粉末にして用ひませう。

(3) 住の方面 (略)

(4) 一般社交儀礼の方面

ア、立飯、香典返し、其他一般返礼は廃しませう。
イ、中元・歳暮の贈答品をやめませう。

ウ、各種の披露宴は小範囲^{とど}に止め、茶菓の会程度に止めませう。

(5) 其の他の方面

ア、時間励行に極力努めませう。

イ、廃品簿を各家庭に必ず備へ付け、廃品を整理いたしませう。

ウ、本夏、ラジオ体操の会には婦人も奮って参加いたしませう。
(昭和一四年七月八日付「津山毎日新聞」)

昭和一四年一〇月一日には、価格統制令が出て、一般物価、地代・家賃の値上がりを押さえ、賃金も釘付け^{くわづ}にされた。

昭和一五年になると、生活は一層苦しく、食糧不足を補うため、隣組常会は、節米を呼び掛け、代用食を奨励した。その外、国債の消化、貯蓄、資源回収、金売却、増産、空地利用など、各種運動を勧めるようになった。

明けて昭和一六年、これらの統制運動はますます厳しくなり、同年五月一〇日には、岡山県で米の通帳配給制

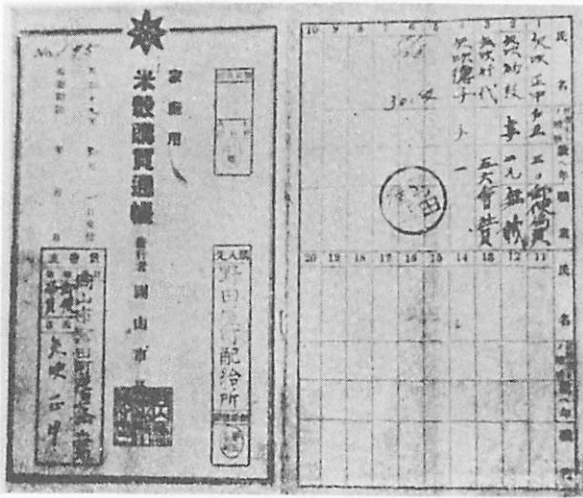


図39 米穀購買通帳
 (『岡山県政百年の歩み』所載)

が実施された。自家用の保有米を持つ農家は別として、一歳から七歳までが一合二勺（一七〇グラム）、一四歳までが二合三勺（三三〇グラム）、六〇歳までが二合五勺（三五〇グラム）など、配給基準が定められた。当時は、朝から晩まで動員やら奉仕作業やらで、毎日が重労働であったから、到底配給だけでは間に合わず、闇米ぐみが出始

めた。闇米が入らなければ、自分で山を開墾して食料を補うより外に方法はなかった。この年、米以外に次のような物資が通帳制や切符制になった。

砂糖（六月一日から）、マッチ（四月一日から）、地下足袋・軍手（前年から）、食用油（九月一六日から）、釘・針金（七月から）、タオル・手拭てぬぐい、一般労働用綿製品、出生児用品、綿製品（前年から）、乳製品（九月から）
 （『津山市事務報告』）

平沼内閣 昭和一四年（一九三九）一月一五日、
 の誕生 津山市南新座出身の平沼騏一郎が、近衛内閣の後を受けて、三三代総理大臣に就任した。郷土から総理が出るということは、いつの時代でも誇りとするところで、その知らせに津山市民は喜びに湧いた。早速、緊急市会を開き、次のような祝賀電報の発送と、上京祝賀委員を決定した。

刻下ノ重大時局ニ際会シ、組閣ノ大命ヲ拝セララル。邦家ノ為、洵ニ慶賀ノ至リニ堪ヘズ。郷土民ノ欣躍亦措ク所ヲ知ラズ。茲ニ津山市会ノ決議ヲ以テ、謹ミテ祝意ヲ表ス。
 （『津山市議会議事録』）

なお、市民の喜びを、『津山毎日新聞』は次のように

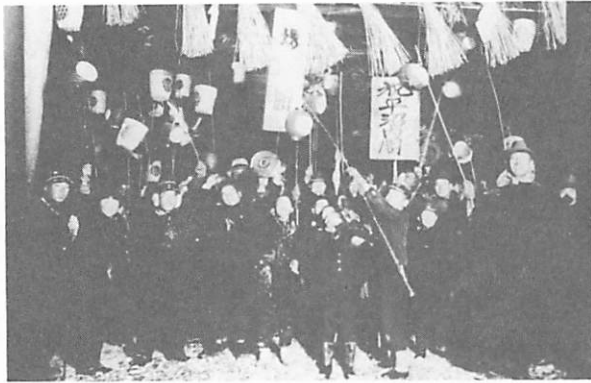


図40 平沼内閣誕生を喜ぶ市民の提燈行列
(『のびゆくゆうびん』所載) 一昭和14年1月5日一

報道している。
(前略) 津山市では緊急市会の決議に従ひ、五日午後七時から挙市一致の提燈行列を挙行、作州から初めて生まれた総理大臣の榮譽を祝って、市民は定刻までに女子校校庭に続々詰め掛け、祝賀式を行ひ、市長代理池上学務課長の音頭で万歳三唱して行進に移り、音楽

隊を先頭に大橋から日貫通りを西進、徳守神社に参拝して、男(平沼男爵のこと)の健康長寿を祈願し、さらに、南新座平沼別邸(現津山郷土館)に至り、万歳をして解散。

(後略)

翌六日、市は、各学校の児童・生徒を動員して旗行列を行い、学区内氏神に健康祈願をしている。

しかし、この平沼内閣は、日・独・伊防共枢軸の強化に悩んだ挙げ句、ドイツ・ソビエトの不可侵条約締結という予想もせぬ事態のため、「欧州の情勢は複雑怪奇」という言葉を残して、同年八月二八日、総辞職してしまった。

さて、次に平沼騏一郎の思想と戦後の彼の様子に少し触れておくことにする。

彼は、大正一二年に修養団の団長をしていた。修養団は、当時の物質文明に走った世相に対し、敬神崇祖・国体護持の精神を普及するために生まれた団体で、平沼は第二代団長として、全国にその精神を講演して回った。また、大正一三年二月二日には国本社を創立、自ら社長となり、月刊誌『国本』を発行して、皇国精神の涵養に努め皇道派といわれるなど、戦前の国粹主義者として知られている。

平沼は、総理大臣を退陣後、国務大臣・枢密院議長などを歴任したが、敗戦を迎え、A級戦犯に指定され、二年余りの裁判で、昭和三年一月二日、終身禁錮(きんこ)になっ

た。津山では、彼の獄中の病気を聞き、中島市長らが発起して出所歎願書を作り、提出した。その後、慶応病院に入って療養生活を続けていたが、高齢のため回復しないまま、昭和二十七年八月二日、八六歳で世を去った。

大平洋戦争 と国民生活

昭和十五年（一九四〇）、日・独・伊三国は同盟を結び、互いに第三国の攻撃を受けた時の援助を約したが、これが米・英を一層刺激する結果になった。昭和十六年七月、日本軍の仏印進駐を機に、米国は日本への石油供給を禁止した。これによって、日米交渉は全く行き詰まり、近衛内閣に代わった東条内閣は、昭和十六年二月八日、真珠湾を奇襲して米・英両国に宣戦を布告し、太平洋戦争になった。続いて、日本は、南太平洋・東南アジアと戦線を拡大したが、国力や生産力の低さから、長期戦続行が困難になってきた。

昭和十七年に入ると、物資は窮迫を告げ、米穀は前年に引き続き通帳制、衣類も同年二月一日から切符制になった。衣類の点数は、一人あて老若男女の別なく一〇〇点ということで、隣組を通じて切符が配給された。但し、

産児用や婚礼用には別に三〇〇点が特別に配布された。衣料品の点数は、例えば、国民服・学生服が三二点、ワンピース婦人服が一五点、シャツ一二点、靴下二点、タオル三点といった具合であった。しかし、点数で入手できる物は数が少なく、不断着はほとんど古着の改良で間に合わせた。

この年は、衣料品の切符制の外、塩（一月二〇日から通帳制）、鶏卵（二月一日から通帳制）、小麦粉（三月一三日から切符制）、味噌・醤油（四月一八日から切符制）、菓子パン（五月二日から切符制）、木炭（七月二



図41 衣料切符（津山郷土館蔵）



図42 二宮松並木の供木 (津山郷土館蔵)

五日から切符制)、塩干魚(八月一九日から切符制)が新しく通帳や切符制になった。

農家では、不要不急の物は栽培できず、せっかく作つた主要作物は、食糧管理法によって、検査の上、自家用

を残して全部買い上げられた。軍需優先で、警察は、闇に流れる米や麦に目を光らせ、食管法違反で多くの人を検挙し始めた。このころ、米価は一升四五銭であったが、闇米は五〇銭から七〇銭の高値であった。

昭和一七年一月から、銃後の守りを一層強固にするため、毎月八日が「大詔奉戴日」と定められた。続いて、一月二六日には大日本翼賛壮年団が生まれ、二月二日には国防婦人会・愛国婦人会が統一されて、大日本婦人会となった。

昭和一七年四月一八日、東京が初めて空襲を受け、津山にも警戒警報・空襲警報が発令された。その後、警報がたびたび発令されるようになり、市民は窓ガラスに紙を張って、爆風でガラスが四散しないようにしたり、怪我をしないため、防

空頭巾をかぶったり、白壁には煤を塗って、目立たないようにしたりした。

しかし、同年六月五日のミッドウェー海戦の敗北を転機に、翌一八年になると、戦局はますます不利になり、国民の生活は深刻さを増すばかりであった。従来、津山の名所となっていた二宮の松並木も、木造船建造の用材として供出の憂き目を見ることになり、四月一九日、供木斧入れ式が行われた。

昭和一九年元旦、岡山県の橋本清吉知事は、「決戦の年」と決意を述べ、二月になると、国の「決戦非常措置要綱」に基づき、学徒動員体制・国民勤労体制・防空体制の強化並びに空地利用の徹底などを推進することにした。国民勤労体制を整備するため、昭和一九年二月一六日付官報で、国民登録制度の改正が公布され、市内では、男子一二歳から六〇歳までの者八一一九人、女子（未婚者）一二歳から四〇歳までの者三六八七人が登録された。これらの人々が、国民勤労報国推進隊として職場の報国隊とともに、農繁期の農作業・緊急土地改良作業等に活動した。

次第に激しくなる本土空襲に対する防空体制を強化す

るため、頻繁な訓練や講習会が行われた。その警防活動の一端を記すと、

警報ノ発令モ愈々其ノ度ヲ増シ、（中略）公共用防



図43 大日本婦人会津山支部の航空機増産協力運動女子挺身隊
（西野二郎氏蔵）

空壕ノ急速ナル完備ノ要切ナルモノアリ。茲ニ於テ、津山警察署ト相協力、第一着手トシテ三十一箇所ヲ選定工作、偶偶八月十一日、真庭郡八束村ノ山間部ニ敵機来襲焼夷弾數十個ヲ投下シタル為、市内ニ於ケル防空壕ハ忽チニシテ完備シ、防空資材モ亦着々整備サレタルガ、更ニ、十一月公共防空壕一五〇個構築、十二月八日大体完了ヲ見ルニ至レリ。

昭和十九年中実施ノ講習、警報

発令度数、防空訓練ノ状況、火災ノ度数等左記ノ通りナリ。

警防団講習会（防空関係）一五

回、警戒警報発令一八回、空襲警

報発令七回、防空訓練六回、火災発生二件

（『津山市事務報告書』）

とあり、警防団が中心になって、これらの防空体制の強化に努力していた。

昭和一九年には、市民の生活必需品資が乏しくなったので、市は適正な配給のため、品種別購入票を一括通帳制（米穀・塩は別）に改め、更に、食料品を主とした配給所を市内一六箇所に設置した。衣料の配給は、市内を

食糧配給基準表

年 齢	配給量（代替を含む）	年 齢	配給量（代替を含む）
一―二歳	八勺（約二〇グラム）	三―五歳	一合二勺（約一七〇グラム）
六―一〇歳	一合八勺（約二五〇グラム）	一―一五歳	二合五勺（約三五〇グラム）
一六―六〇歳	二合二勺（約三三〇グラム）	六一歳以上	二合一勺（約三〇〇グラム）

分割して東部（林田町）、中部（堺町）、西部（坪井町）の三配給所で行い、普通衣料三〇歳以上四〇点、三〇歳未満五〇点の切符（二箇年有効）を配り、配給の万全を期した。当時、町内会割当配給物資は、家庭用一般酒・薪炭・塵紙など数品種であった。

食糧の配給は、二〇年五月、一人一日次のようになっていた。この配給基準の外、妊婦特配・労務特配があっ

（『津山市事務報告書』）

た。この基準量も、二〇年七月には二合一勺（約三〇〇グラム）になった。米の不足は、代替によって補われ、小麦粉・馬鈴薯・干蒔・高粱・玉蜀黍などが配給されていた。

一方、市民は空腹を満たすため、空地を利用したり、城山の頂上を開墾したり、学校の運動場、吉井川の川原、道路の片側などを畑にしたりして、国策に沿った。また、食料確保のため、農業会・大政翼賛会・学校などは、干

わらび・干ぜんまい・干蕎麥いしづる・千里芋茎・干大根葉を生産供出した。食料増産に当たった当時の津山商業学校の教師が、その様子を次のように回顧している。

私は、毎日のように担当学年の生徒を連れて、食糧増産のため、沼の丘陵にある竹やぶの開墾に通った。くわを担ぎ、ゲートルを巻き、大抵の者はわら草履を履いて、田んぼ道の行き帰り軍歌を歌いながら通った。衣服は貴重品であるから、作業中は上半身裸体を命じた。少年たちの肌は、汗と泥にまみれ、

直射日光に黒く焼けていくのにまかせた。

時おり、裏日本に向かう敵機 B 29 が、高度一万メートルぐらいで、飛行雲を引きながら頭上を通り越して行くのが見えた。開墾の後は、芋苗をさし、肥桶こえけに水を満たして山すそから担ぎ登った。空腹と疲れから、私の目はいよいよ落ちくぼんでいった。

(「自強」)

この手記のように、当時の開墾は生徒たちには汗と泥と空腹との戦いであった。

学童疎開一覽表

学校名	宿舎名	男	女	計	訓導	寮母	作業員	計
神戸市 荒田 国民学校	田町キリスト教会 山下天理教会 秦安寺	八八 四四		八八 四四	二 一	三 二	三 一	八 四
神戸市 多摩 国民学校	地藏院 妙法寺 本源寺	三四 八四	七八	三四 八四	一 二	一 四	一 二	三 八
愛染寺		二七		二七	一	一	一	三

(「津山市事務報告」)

津山への 昭和一九年(一九四四)になると、都市爆撃が一層激しくなり、都会や軍需工場地帯の人は、婦女子や子供たちを地方へ疎開させた。この年の津山への疎開者は、京阪神が最も多く、関東・北九州方面がこれに続き、一般は四〇七人、学童は、縁故・集団合わせて一〇八七人にも達した。神戸市からの集団疎開学童は、九月一日・一七日・二〇日・二四日の四回に分かれて、次のように市内の宿舎に到着した。

この集団疎開は、当局の指示に基づき、岡山県が神戸・尼崎の学童約四三〇〇人を引き受け、そのうちの一部を津山市が受け入れたものであった。この時、近くの町村

で疎開児童を受け入れた所は、左のとおりである。
 学童疎開一覧表
 (岡山県政史)

郡	町村	疎開先	人数
勝田郡	勝間田町	東光寺、真福寺、正行寺、金光教会	一六〇
	植月村	観音寺	六〇
苫田郡	芳野村	浜屋旅館、後藤旅館、谷口集会所	九六
	稲岡南村	誕生寺	一六〇
久米郡	福渡町	景福寺、妙泉寺	六九

さて、神戸市多聞国民学校男子二十七名が疎開した西寺町愛染寺の住職夫人は、疎開児童の世話をした当時を回顧して、次のように語っている。

多聞国民学校の男子が、先生や寮母といっしょに一九年九月から二〇年三月ごろまでこの寺院で生活した。四月から鏡野町の極楽寺へ再疎開して行った。

当時は、最も苦しい戦争中のことで、食料はなく、本部の本源寺から配給された物で作っただんご汁や芋・大根の入ったご飯を食べるだけで、本当にかわいそうでした。間食といつては何もなく、日曜に面会に来た両親からもらったエビオスを、おいしそうに食べているのを見掛けるぐらいでした。



図44 愛染寺へ疎開していた児童 (愛染寺蔵)

学校は、第三国民学校(現西小学校)へ通っていたが、帰って来ると勉強して境内で遊んでいた。津山へ

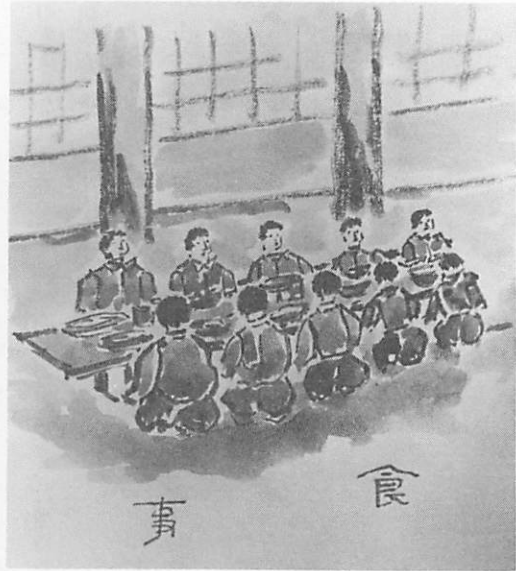
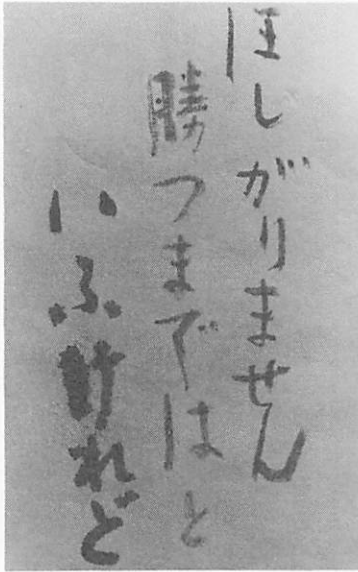


図45 前田寿夫の疎開時の思い出 (津山郷土館蔵)

来た当初は、町の風呂屋へ行っていたが、子供にシラミやノミがおり、町の人から苦情が出て、家で風呂に入らせるようにした。子供も、自分で服のシラミを取っては、爪でピチピチと殺していたが、シラミ退治には苦労した。

小さい子供がいたので夜の失敗もあり、困ったのは、両親に会いたくなかった子供が、寺を抜け出して東津山駅の方まで歩いて行ったのを、みんなで捜し回ったときである。親身になって世話をしたが、やはり寂しかったようだ。

この人たちが、みんな立派になり、万国博に私たちを招待してくれ、久方ぶりに会ったが、本当に懐しくうれしかった。

終戦の半年後、引率教師の前田寿夫が描いた思い出の小冊子が、愛染寺に送られてきた。疎開中の児童の生活が、洗面・食事・就寝等まことに端的に描かれ、当時の追憶を新たにしているものがある。

昭和二〇年になると、人口一〇万以上の都市はすべて爆撃の対象となり、岡山市も六月二九日の払暁爆撃され、壊滅状態になった。多数の死傷者が出たので、津山市

は救護班を非常召集して、医師宮地守治郎が救護部長となり、二〇名が救援に行った。

岡山市の被爆によって、津山市は家屋の疎開が必要になり、市内四二戸を取り壊すことにした。鶴山公園の天守閣（博覧会に建てた物）・公会堂・商工会議所を壊し、その外に、坪井町中央から北へ、堺町中央から南へ、家を壊し疎開道を作った。この作業は、八月二日に始まり、終戦日直前の一三日に完了した。天守閣は、空襲の目標となるため、会議所・公会堂は市役所を守るため、それぞれ警防団・町内会によって取り壊された。

文化人の疎開

昭和二〇年（一九四五）には、谷崎潤一郎が津山へ疎開して来た。五三日というわずかな期間ではあったが、愛山の宕々庵（小田中・旧津山藩主松平家の事務所）で生活していた。谷崎が津山を選んだ理由は、親しくしていた真庭郡月田出身の新聞記者岡成志の熱心な勧めもあったが、その外に、谷崎から愛山の得能静雄（留守居）にあてた次の手紙が、その間の事情を物語っている。

いまだ拝芝の栄を不^え得候処、今回ふとした御縁にて、熱海市拙宅を松平子爵にお譲り申し上げ、小生



図46 愛山の門（江見写真館撮影）

一家は、錦地方へ再疎開致すことと相成候については、既に子爵並びに西原様（松平家家令）より貴方宛何分の御通知有^レ之候事と存候へ共、さしあたり疎開荷物^をの受取方及び住宅を決定致すまで、短時間のお宿を願ひ申上度、何とも御迷惑様ながら、何分宜しく御願申上候。

家族は大体六人位に御座候。目下の予定にては、四月一日頃までに当地を出発、一旦阪神間魚崎町の本宅に落着きたる上にて、なるべく一人、家族より一と足先に御伺申上度と存居候。錦地方には他にも友人有^レ之、その人に津山市内乃至勝山町内に住宅の手配

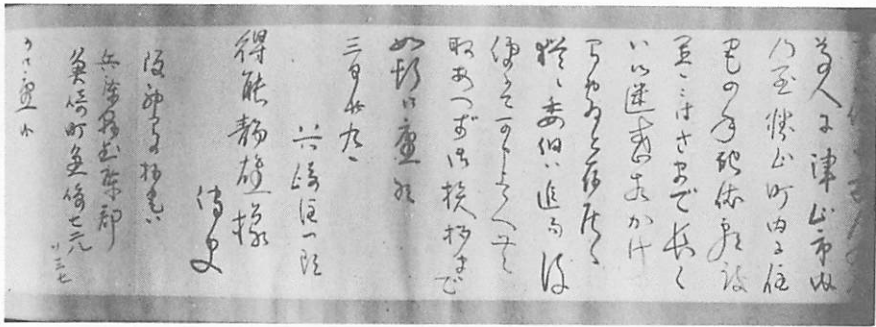


図47 谷崎潤一郎の手紙 (津山郷土館蔵)

依頼致置候二付、

さまで長くは御迷

惑相かけ間敷と存

居候。猶々、委細

は追而後便にて可

申上候へ共、

取あへず御挨拶ま

で如し斯に御座候。

(昭和二〇年三月
二九日付
津山郷土館蔵)

この手紙でも、初

めから愛山に長居す

る積りのなかったこ

とを語っている。

また、得能の日記

によると、三月二八

日、西原種雄から、

近く疎開下見のため

に谷崎潤一郎と外に

友人二名が、数日間

津山へ行くので、友人の宿を世話してほしいとの依頼状

が来ている。得能は、「予メ宿屋へ交渉方御下命ノ次第

モ候処、時局柄当地宿屋ハ殆ド全部廢業状態(後略)」

と、引き受け難い返事を出している。疎開地として津山を

選ぶ人はあっても、当時は宿をとるような人はなく、旅

館は経営不能で、廢業状態であった。

同年五月五日ごろから、小包鉄道荷物が毎日到着し、谷

崎へ予定していた六畳の間二部屋が埋まるような状態にな

り、なお、鉄道大荷物三〇個積み出す予定と聞き、得能は

驚いている。連絡より大分遅れて五月一五日午後二時、突

然、潤一郎は家族五人を同伴して到着した。六月には、大

阪方面の罹災者も加わり、数家族が愛山へ同居していた。

恐らく、多人数と大荷物で大へんな混雑であったのである

う。得能の日記に、「二〇歳未満少年男女混合ノタメ、豊・

建具破損シ、境内塵埃ダラケ(後略)」と記し、松平家留守

居役として責任を感じていたことがうかがえる。その後、

谷崎は、七月七日、勝山町の小野はる方へ疎開して行った。

この年の六月、津山市西苦田出身の俳人大谷碧雲居も

疎開して帰り、二四年まで津山で暮らした。また、終戦

直後、新聞業界で活躍していた美土路昌一も帰り、二六

年まで生活した。これらの人については、第七章で述べることとする。

四、敗戦と社会

敗戦と戦後 昭和二〇年（一九四五）八月六日と九日の暮らし 日の原子爆弾投下と、八月九日のソ連

の参戦は、太平洋戦争を終結に導いた。八月一日、内務省から県知事に対し、既に、終戦になった場合の治安維持について、機密の指示があった。続いて、知事は、一四日、県下の地方事務所長・市長・警察署長へ、次の文書を発送している。

現下諸情勢ニ即応シ、閣議ニ於テ大要左記ノ通り、輿論指導方針決定セルニ付、右ニ依リ措置シ遺憾ナキヲ期セラレ度。

一、政府ハ、事茲ニ到ル止ムヲ得ザルノ状況ヲ公表シ、全国民ノ結束ト奮起トヲ要望セルヲ以テ、之ニ即応スル指導ヲナスコト。

一、現下最大問題ハ、聖慮ヲ奉戴シ、飽クマデ国体ヲ護持シ、君民眞ニ一体トナリ、全国民一致結束シテ、

臥薪嘗胆未會有ノ艱難ニ堪ヘルコトヲ強調スルコト。

一、此ノ未會有ノ国難ヲ招来セルニ就テハ、国民悉ク責任ヲ分チ、上、陛下ニ対シ、深キ陳謝ノ誠ヲ表シ奉ルト共ニ、皇国伝統ノ精神ヲ遺憾ナク發揮シテ、一切ノ事態ニ対処スルコトノ必要ナル旨ヲ強調スルコト。

一、今後ノ難局ヲ打開スルタメニハ、戦争以上ノ苦難ニ堪ユル覚悟ヲ以テ、至尊ト共ニ一路皇国興隆ニ邁進スベキヲ強調スルコト。

（後略）

（『岡山県政史』）

一般への報道は、八月一五日正午の天皇陛下の初のラジオ放送であった。「ポツダム宣言を受諾し、我が国は無条件降伏をする。」との放送を、市民は期待と不安のうち、緊張して聞いたが、内容は聞き取れなかった。しかし、間もなく新聞により無条件降伏が明らかになると、次第に不安と失望の色が濃くなり、大きな混乱状態に陥った。市民の中には、「報国隊が決起して戦うべきだ。」と、考えた者もあった。

やがて、連合軍は岡山市へ進駐し、津山へは一〇月一五日に兵器接收にやって来た。進駐軍に対する多少の不

安はあつたが、市民は次第に平静を取り戻した。しかし、市民生活の衣食住にわたる悲惨な状態がこの時から始まるが、敗戦

を機に日本は新しく生まれ変わっていった。

昭和二〇年一月召集の国会で、新しい農地調整法・衆議院議員選挙法・労働組合法などが議決になり、翌二一年の元旦には人間天皇宣言と、矢継ぎ早の改革が行われた。更に、一月四日、「公職追放」の指令があり、陸海軍の将校は無論のこと、在郷軍人・翼賛会・報道・教



図48 終戦の詔書の報道

育関係者等、戦時中の主要な団体の幹部は、昭和二五年一〇月の追放解除が始まるまで、追放の憂き目を見たわけである。

昭和二一年四月一〇日には、新しい選挙法（二〇歳以上の男女に選挙権が与えられる）により、戦後、初の総選挙が行われた。この時、岡山県は全県一区の二名連記で、定員一〇名に対し、立候補者四七名という激戦であった。美作地区から二名が立候補したが、一名が当選しただけである。初めて、女性が一票を投じたが、岡山県は女性票が約一〇万票もあり、男子票を上回った。

翌二二年二月、政府はマッカーサーの指令により再び選挙法を改正、同年四月の総選挙から単記制になり、全県を二区に分け、各区定員五名の今日の状態になった。

一方、津山市では、終戦時の平松俊太郎市長が、終戦直後の混乱期を市政に当たっていたが、昭和二一年一月三〇日辞任した。その後を三村義忠助役が代理を勤めたが、彼は健康がすぐれず、程なく退任した。そこで、議会は、近く新しい首長公選制度が設けられることを予想して、一月二六日、臨時市長代理に、地方行政に詳しい和田義一（元津山市収入役・土木課長）を選んだ。

初の市長公選は、翌年四月五日に行われ、元市長の中島琢之と市長代理の和田義一が立候補し、和田は、経験豊かな中島を押さえて初当選を果たした。

続いて、県・市議会議員の選挙が、四月三〇日に行われた。県議は、市内から塩山寿・生末近夫が当選し、市議は、婦人議員一人を加えた三〇名が、戦後初の公選市会議員になった。

戦後の大改革である農地改革・教育改革については、それぞれ第三章・第五章に譲り、ここでは、終戦直後の日本銀行券の新円切り替えと、食糧事情の危機について述べることにする。

戦後、我が国の生産設備は破壊され、国土は荒廃し切っていたので、生活物資や食糧が不足した。その上、復員や外地引き揚げによる人口の急増は、失業者を生み、住む家がなく、国民生活は悲惨を極めた。諸物価は高騰し、昭和二二年二月の物価は、昭和一一年の約八・七倍に急上昇した。そのため、昭和二二年二月一六日、政府は金融緊急措置令を発表、翌一七日、金融機関の預金を全部封鎖した。そして、一定の生活資金（一人新円一〇〇円）だけの支払いを認め、手持ちの一〇円札以上（二月二二

日から五円札以上）は、二月二五日から三月七日までに預金させ封鎖した。払い出しは、新円で世帯主三〇〇円（後、一〇〇円に改める。）、家族一人一〇〇円とし、俸給は月五〇〇円を限度として新円が渡された。新しく発行された新円は、一円・五円・一〇円・一〇〇円の四種類であったが、短期間における交換のため印刷が間に合わず、旧円に証紙をはって新円として使用した。この非常措置により、一時的なインフレ抑制の効果はみられたが、長くは続かなかった。

次に、戦後の食糧事情の危機についてみると、昭和二〇年八月の主食の配給基準量（非農家）は、一人一日二合一勺（約三〇〇グラム）であった。しかし、米の代替配給のため、激しい時は総配給量に対し米の率一五パーセントという状態があった。これでは、生きること難しく、農村への買い出しが続き、闇米が横行した。特に、当時の姫新線・因美線は、運び屋による闇米の輸送が多く、たびたび警察の取り締まりに遭った。

昭和二〇年一二月二九日、津山市議会議長ら県内市町村会の議長は、連名で食糧対策について、政府へ次の陳情を行った。

(前略) 現下国民生活の状態を見るに、衣食住共に極度に窮迫し、就中、食生活の如き生命の糧たる主食一日僅か二合余に過ぎず。今や朔風凛烈の冬季を迎え、顔色愈々憔悴し、気力全く銷尽し、遂には餓死者に満つるの惨状を現出せんとす。而も、国民の大部は生きんがために、日夜主食の獲得に餓狼の如く狂奔し、悪徳不義日に跳梁し、道義の頹廢思想の不穩、今日より甚だしきものはなし。即ち、今にして事態を匡救せずんば、国家国民の破滅を招来するの大事に至らんも計りがたし。(後略)

〔岡山県政史〕

陳情は、一日三合の配給措置を要請した。連合軍司令官マッカーサーが、本国に、「食糧を送れ。さもなくば軍隊を送れ。」と、連絡したのも、この当時の食糧不足による暴動を予想したのもと思われる。

幸いに、作州地区は、農村地帯であ

り、欠配というような事態は免れた。こうした状態は、二二年一〇月まで続き、一月からは主食一人一日二合

旧津山市内復員者数
 (「復員者名簿」
 「津山市事務報告」)

年	内訳		復員者数	未復員者数
	陸	海		
昭 20	陸		724 ^人	不明 ^人
	海		333	不明
	計		1,057	不明
21	陸		1,060	619
	海		125	76
	計		1,185	695
22	陸		213	268
	海		22	12
	計		235	280
23	陸		126	156
	海		1	3
	計		127	159
24	陸海		51	92
総	計		2,655	92

五勺(約三五〇グラム)、更に、二三年一月からは二合七勺(約三八〇グラム)となり、ようやく食糧危機を脱することができた。

復員と引揚者
 終戦直後の食糧不足は、農家の外は全く大変なことで、非農家では何とか食べていくための生活が続いた。このような食糧不足の時に、多くの復員兵や外地からの民間引揚者、戦災地からの引揚者などがあり、混乱の中にも再会を喜び、悲喜交々という状態がしばらく続いた。

旧津山市内の復員者は、次表のように、終戦から昭和

二四年末までに二六五五名あった。二〇年、二一年の二箇年間に大部分が復員したが、日本本土の復員者が早く、

第二章 社会運動と戦争

朝鮮・中国・南方地区からの復員がこれに次ぎ、満州地区はシベリヤに抑留された者が多く、最も遅れた。

なお、従軍者数については、昭和六年の満州事変から終戦までの長い期間であり、その上、戦時中の出征軍人の数は極秘扱いとされたため、その書類がなく、残念だが数を明らかにすることはできない。前記の復員者数から従軍者の概略を知るより外はない。津山市の場合、旧津山市内の復員者総数二六五五名の外に、戦時中の除隊者があり、未復員九二名を加えると約三〇〇〇〇名に達すると思われる。これに右の表の津山市内戦死者数一三三三を加えると、実に四千数百に及ぶ者が従軍し

戦死者数調 (満州事変～終戦)
(岡山県福祉課)

市町村	陸軍	海軍	計
津山市	1,033	290	1,323
大崎村	79	20	99
広野村	76	26	102
高野村	146	41	187
神庭村	66	14	80
滝尾村	56	8	64
河辺村	111	35	146
高倉村	52	17	69
一宮村	40	9	49
東一宮村	45	17	62
高田村	105	27	132
田邑村	77	22	99
橋ヶ原尾	9	3	12
池ヶ堂	13	0	13
計	1,908	529	2,437

ていたことになる。昭和一八年の津山市の男子人口が一万八五一八人であったから、いかに多数の者が従軍していたかが想像できる。

次いで、津山へ引き揚げて来た民間人は、次表のように、外地(台湾・樺太・中国等)からの四二二一名と、戦災地からの引揚者三五四二名とで七七六三名の多きに及んだ。外地引揚者は、リュックサックに風呂敷包みだけで、戦災者とともに縁故者を頼って来たもので、生活は困窮を極めた。

津山市は、引揚者のために衣料や家庭用雑貨の配給、応急家財(鍋・釜・庖丁など)の特別無償配給、生活必需品(毛布・木炭・薪・塩干魚)の配給、引揚者住宅

外地引揚者数
(「津山市事務報告」)
「引揚者名簿」

区分年	世帯数	人数
昭20	180	520
21	1,041	2,749
22	288	681
23	80	270
24	1	1
計	1,590	4,221
備考	昭21 戦災引揚者 1,310世帯 3,542人	

設置などの援護を続け、就職^{あつだ}斡旋にも努力した。また、一般市民は、二四年、愛の運動協議会を設置して、各戸一円献金、愛のバッチ頒布などを行い、援護活動に協力した。引揚者は、一時津山へ住んだが、間もなく他府県へ出て行く者が多く、しばらくは転出入が相次いだ。

労働組合の再起 労働運動は、戦時中、その影をひそめていたが、戦後になって急速に活発になってきた。そのため、昭和二〇年（一九四五）一二月二二日には、労働組合法が公布され、労働者の団結権の保障や団体交渉権の保護、労働委員会の設置などが規定され、労働者の地位の向上が図られた。

岡山県は、二二年三月、労働委員会を発足させ、教育民生部に労政課を置き、津山には労政事務所を設け、「自由にして建設的民主的な労働組合の育成」に努めた。

次いで、二二年四月七日、労働基準法が公布され、一日八時間の労働時間制などの労働条件が規定された。このような保護立法によって、津山市内にも、次の表のような労働組合が結成された。

その主な組合を挙げると、二二年には美作特定局労働組、郡是製絲従業員組合津山支部、津山市役所職員組合、

津山市内労働組合の結成
(津山労政事務所調)

年度	組合数	組合員数
昭21	21	3,781
22	19	2,203
23	30	5,839
24	26	4,065
25	不明	不明
26	21	3,432
27	21	3,553
28	20	3,563
29	21	2,925
30	25	3,574

岡山県教員組合津山支部、津山製紙労組等、二二年には津山^{ガス}瓦斯労組、全美作労農闘争委員会、美作官公労組協議会等が誕生した。こうして、二、三年の間にはほとんどの官公庁・産業界に、組合の津山支部が結成された。

郡是製絲の労組結成の様子をみると、全産業界に労組結成の気運が高まった二二年三月、発起人の趣意書が従業員へ配布され、結成への働き掛けが行われている。趣意書は、「生産人の総力を結集して、産業再建と各人の社会的地位の向上」を図ることを目指し、そのため、「全都是従業員をもって組合を結成し、将来この組合運動を通じて、技能の練磨、人格の陶冶^{とちや}、勤労条件の維持改善、福祉厚生施設の充実等に努力する。」というものであった。同年五月一二日、組合を結成し、次いで、翌二二年八月、早くも会社側と交渉をもち、経営協議会を設置した。この協議会は、双

方から委員を任命し、技術・人事・経営・待遇・福利厚生等の全般にわたって協議するもので、従業員にとっては労働条件の改善等に極めて意義深いものであった。

組合の結成は、ひとり産業界だけではなく、教育界にも及んでいた。二二年四月一八日、津山市教員組合の結成総会が行われ、同年一月二五日、岡山県教員組合が結成され、県下の統一をみた。二二年三月二七日の市議会で、一議員が次のような意見を述べている。

他県ニ於テハ教職員ノ労働組合運動が起キテキルト聞クガ、津山市ニ、若シス様ナルコトガ起キルトスレバ、憂フベキ事態デアルト思フ。之ヲ未然ニ防止スルコトハ、教職員ノ優遇ニアリ。(中略)何等カノ方針ヲ持ツテ生活ノ安定ヲ図ツテ頂キ度イ。(後略)

(「津山市議会議事録」)

当時の市民の中には、教員が労働組合を作るといふことを心配する者もあった。しかし、時代の流れは、教員も組合を作り、一般労働組合と同じく、勤務条件の改善を図る外、教育政策反対闘争や選挙運動、その他の活動にも力を注ぎ、民主的社會の誕生のため、いろいろな事に努力していた。

こうして、組合活動は爆発的な発展を遂げ、ついに、二二年二月一日には全国一大ゼネストが計画され、連合軍司令部が中止を命じなければならぬほどになった。二三年には、公務員の労働運動の制限があり、組合運動もいろいろな苦難の道を歩んだわけである。

人間天皇
の巡幸

天皇は終戦の翌年、昭和二二年(一九四六)一月一日、人間宣言をされたが、

その年の二月から神奈川県下を手初めに、全国巡幸を始めた。津山へは、昭和二二年二月一日、中国地方巡幸の一環として、岡山から汽車により、午後一時一六分到着された。

市では、和田市長が奉迎委員長となり、津山中学校校庭(現津山高校)に奉迎場を設置してお迎えした。駅から自動車で今津屋橋―京町―堺町―元魚町―田町―椿高下へと、市民数々が迎える中を会場へ向かわれた。中学校正門前から和田市長が先導し、陛下は、高齢者の一団に親しく声を掛けられながら会場に到着された。

奉迎者一同が、和田市長の音頭で万歳を唱えようと、陛下は、その都度帽子を高く振って応えられた。奉迎場に並ぶ戦災者・傷痍者・遺家族の前へ進まれては、「苦し

いでしようが頑張ってください。」と、手を取らんばかり
にしてお言葉をかけられ、その一瞬、奉迎者は感激に胸
を詰まらせた。奉迎の時間は八分間、再び、津山中学校

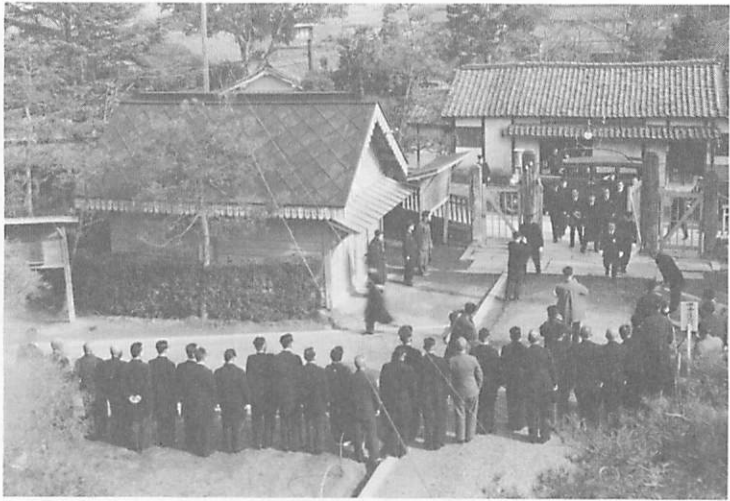


図49 津中奉迎場に到着された天皇陛下

—昭和22年12月8日— (津山郷土館蔵)

から美作高等女学校前―椿高下―田町―大石橋―元魚町
を経て、一路柵原やまはらへと向かわれた。

(『天皇陛下をお迎えして』)

第三章 産業・経済の発展



図50 津山町元魚町通り 一大正15年一 (江見写真館撮影)

第三章 産業・経済の発展

一、農業の変遷

農業変遷の概要

美作地区の産業の中では、生産額からみても、従業戸数からみても、農業がその首位にあった。しかし、大正・昭和の初期をとおして、農業は、自然の災害や経済界の変動、戦争・敗戦等の影響を真つ向から受け、その盛衰は実に大きいものがある。次ページの米価の変動表を見ても、その事がうかがえる。大正七年（一九一八）の米価高騰による米騒動、大正から昭和の初めへ続いた農村の不況、引き続き戦時下の供出制度の開始、敗戦後の農地改革、と全く目まぐるしい変化が、そのまま米価の変動となって表れている。これ

らの一つ一つについては、後の項で詳述することにし、ここでは、津山の農業の概要について述べる。

一二ページの二つの表は、津山市の自作・小作別の農家戸数と、耕地面積別の農家戸数の年次別推移を示したものである。大正一三年は町制時代で、地域が狭く、農家はわずか五一戸であった。その農家の内、五二・九パーセントが五反以下の農家で、一〇反以上は一三・八パーセントであった。自作農は、全体の一七・六パーセントである。昭和一〇年（一九三五）になると、合併のため農村部を編入したので、農家は一五〇四戸になり、一〇反以上の農家が二八・六パーセントに増え、自作農の全体比もわずかに上がっている。昭和一六年には、東苦田・佐良山両村の編入によって、更に戸数は一〇年よ

米価の変遷——岡山県うるち玄米一等正味価格——
(岡山県食糧事務所津山支所資料)

年	1 升		年	1 升		年	1 升	
	銭	円 銭		銭	円 銭		銭	円 銭
大 1	21	8. 41	昭 3	30	11. 90	昭 19	47	18.97
2	20	7. 92	4	30	11. 82	20	50	20.08
3	16	6. 22	5	23	9. 23	21	5.50	220.00
4	13	5. 08	6	18	7. 12	22	17.00	680.00
5	14	5. 48	7	23	9. 06	23	37.00	1,438.00
6	20	7. 84	8	22	8. 94	24	42.50	1,700.00
7	34	13. 52	9	26	10. 56	25	54.20	2,168.00
8	47	18. 68	10	31	12. 25	26	70.00	2,812.00
9	44	17. 70	11	32	12. 66	27	75.00	3,000.00
10	31	12. 30	12	33	13. 21	28	82.00	3,280.00
11	35	13. 97	13	35	13. 92	29	91.20	3,648.00
12	32	12. 76	14	38	15. 12	30	97.55	3,902.00
13	38	15. 31	15	44	17. 77	31	94.95	3,798.00
14	41	16. 57	16	44	17. 78	32	97.80	3,912.00
昭 1	38	15. 12	17	45	17. 85	33	97.50	3,900.00
2	36	14. 30	18	47	18. 97			

り四五三の増加をみせ、自作農も、わずか九・四パーセントではあるが増え、また、農地面積一町歩以上の農家も、一三・二パーセント増加した。

今一つは、二町歩以上の農家が減り、五反以下の小規模農家が増加したことである。これは、農地改革による不在地主の廃止によって、多くの小作農家が自作農家に変

この当時から、農家の健全な経営を図るため、自作農創設維持資金借入制度があり、資金を借りて荒地を開墾し、自作の田畑を造る農家があった。町村会議事録によると、昭和三年、院庄村が一〇万円、津山東町が八万円、西苦田村が二万円の資金借入れを申請しており、その結果、院庄村はその年、津山東町と西苦田村は翌年度、借り入れを獲得している。このように、年々わずかずつではあるが、小作から自作農家への努力がなされつつあった。

昭和二七年の調査は、農地改革実施後であるので、従来の自・小作の比率や、一戸当たりの面積が大きく変わっている。その一つは、次ページの表のように、七六パーセントの農家が自作農家になり、

第三章 産業・経済の発展

たことが、その原因である。
次ページの表は、津山市の主要農産物の収穫高を表し

自作、小作農家戸数
(「津山市勢要覧」「津山町勢要覧」)

年	自作別 戸数		自 作	小 作	自小作	計
	戸	%				
大 13	戸		9	21	21	51
	%		17.6	41.2	41.2	
昭 5	戸		272	454	765	1,491
	%		18.3	30.4	51.3	
昭 10	戸		283	452	769	1,504
	%		18.8	30.1	51.1	
昭 16	戸		552	473	932	1,957
	%		28.2	24.3	47.5	
昭 27	戸		1,686	32	498	2,216
	%		76.1	1.4	22.5	

経営農地面積広狭農家戸数
(「津山市勢要覧」「津山町勢要覧」)

年	面積 戸数	3反未満		3～5反		5～10反		10～15反		15～20反		20～30反		30～50反		計
		戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	
大13	戸			27		17		7								51
	%			52.9		33.3		13.8								
昭10	戸			459		615		401		28		1			1,504	
	%			30.5		40.9		26.7		1.8		0.1				
昭16	戸			639		500		687		119		12			1,957	
	%			32.7		25.5		35.1		6.1		0.6				
昭27	戸			478		401		666		480		160		31		2,216
	%			21.6		18.1		30.1		21.7		7.2		1.3		

戦後の米・麦は、しばらくの間、作付面積の減少や田畑の荒廃によって、多少収穫高が減少しているが、主食の

たものである。
五年(市制実施後)、一六年(東苦田・佐良山兩村合併後)、三〇年(十箇村合併後)の米の収穫高は、合併による増加を表している。特に顕著なことは、戦時中の昭和一〇年・一六年、食糧増産の国策に沿い、すべての農産物が収穫高を伸ばしていることである。

津山市主要農産物収穫高
 (「津山市勢要覧」「津山町勢要覧」)

産物	年	大 13	昭 5	昭 10	昭 16	昭 24	昭 27	昭 30
		うるち米	収穫 238石	22,682	17,475	29,171	27,302	24,085
	価格	10,672円	404,956	498,030	1,242,043			
もち米	収穫	12石	966	822	1,670			
	価格	円		28,025	79,296			
麦	収穫	348石	6,373	9,431	16,804	6,436	4,992	22,781
	価格	5,763円	59,257	88,663	381,641			
大豆	収穫	12石	179	260	375	500貫		
	価格	240円	1,826	3,848	43,283			
甘藷	収穫	2,340貫	109,000	130,680	173,868	232,000	225,900	288,000
	価格	514円	16,350	18,295	69,185			
馬鈴薯	収穫	800貫	12,600	26,851	50,120	82,000	60,000	135,000
	価格	224円	2,016	4,833	29,468			
南瓜	収穫	貫	9,840	69,680	128,240	1,000,000	210,000	
	価格	円	1,968	9,058	63,332			

代用であった甘藷・馬鈴薯・南瓜等は、人々の空腹を救うため、飛躍的に増産されていた。

糸相場が一箇月の間に一梱一〇〇円から七九五円に暴落し、繭価は、半年の半値以下に落ちて、養蚕家は大打

農村の不況

第一次世界大戦による経済の好況は、長くは続かなかつた。大正六年(一九一七)ごろから恐慌の傾向が表れ始め、生産と需要が不均衡になり、貿易は、不景気のため輸入超過になった。株価は暴落し、農産物の価格もまた下落を招き、農村の打撃は年とともに増大していった。

大正七年には、農業人口の流出による生産の減少と、それに加えて、天災の発生は米不足をきたし、米価の高騰が、全国的な米騒動になって社会不安を招いた。その後の都市労働者の失業、農民の疲弊は、関東大震災(大正一二年)によって、いっそうその深刻さを加えた。

昭和に入っても、なおこの状態が続き、貿易の輸出不振は、企業の倒産や工場の操短を招いた。失業者は全国で五〇万に達し、帰農者を含めると、三〇〇万に達したといわれ、昭和の恐慌となった。

取り分け、昭和五年(一九三〇)には、春の生

撃を受けた。加えて、その年、県産の米は記録的な大豊作で、いわゆる豊作貧乏となり、価格は暴落し、翌六年には、一石（一五〇キログラム）が一八円余（昭和三年は三一円余）に下がるという有様であった。また、野菜の価格も前年比四〇——六〇パーセントの下落を示し、農家の収入は激減して、惨憺たる有様であった。

そこで、各町村は、農民救済対策に立ち上がった。津山でも、昭和七年六月一七日、千田勇農会長の名義で、市当局へ一〇万円の市債をもって、農民の窮状を救うよう、次のような陳情書を提出した。

我津山市ニ於テモ、中央政府ノ施策ト相俟ツテ、速ヤカニ有効剴切ナル手段ヲ採ツテ救済ノ実ヲ挙げラレシコトヲ期待シ、（中略）左ニ要望事項ヲ記シテ奉ニ懇願一候。

一、六月八日、降雹被害者ニ対シテハ、事実ヲ調査シ特別戸数割ヲ減免サレ度事。

二、繭価ノ惨落ニヨリ、養蚕家ハ甚敷苦境ニ陥リタルヲ以テ、之ガ対策トシテ、自家生産ノ屑繭加工組合ヲ組織シテ、自給自営ノ策ヲ樹テタルニヨリ、該組合

ニ対シ助成金ヲ交付セラレ度事。

三、春繭ノ公正ナル取引ヲ行フタメ、市農会直営ノ繭市場ヲ開設シタルニ付、補助金ヲ下付セラレ度事。

四、農業者ノ家屋税ハ、一層軽減スル様取計ハレ度事。

五、自転車税・諸車税ヲ軽減シ、其ノ改廃ノ手続ヲ簡易ニ受理スル様取扱ハレ度事。

六、農産物ノ販路拡張及販売斡旋ノタメ、勸業費ヲ支出セラレ度事。

七、自作農創設維持資金・養蚕救済応急資金償還延期ノ手続ヲ執ラレ度事。

八、市債拾万円ヲ起コシテ農業資金ヲ貸与セラレ度事。

（昭和七年六月二二日付「津山毎日新聞」）

この陳情に対し、当局は、慎重に調査研究の上善処することに方針を決定、文書をもって回答をしたようであるが、その内容は詳らかでない。しかし、その対策と思われる「地方改善応急施設実施ノ件」が、昭和七年一月九日の市会で議決されている。

財界不況ニ伴フ要改善地区住民ノ疲弊ハ特ニ甚シク、其ノ生活ハ極度ノ窮乏状態ニ陥リツツアル状態ナルヲ以テ、就労ノ途ヲ得セシメ、其ノ収益ニ依リ幾分ニテ

モ其ノ欠ヲ補ハシムルコト最モ緊要ノ事項ニ属スルヲ認メ、是等地方ノ改善ニ資スベク応急施設ノ計画ヲ立テ、生活困窮ノ甚シキモノヲ優先採用シ就労セシメ、以テ其ノ緩和ヲ図ラントスルタメ、地方改善応急施設トシテ、特ニ本年度ニ於テ、市内道路改修拡張工事ヲ実施スルモノトス。

(「津山市議会議事録」)
これにより、市道の林田―野介代路線、衆楽園路線等五路線が、農村振興土木事業として実施されている。なお、菴田川の河川改修工事も、その一環として行われた。また、昭和八年七月にも、前年に引き続き農村振興土木事業として、市道林田―野介代路線の前年の残りとして、駅前―境橋路線の二箇所の工事が行われた。

昭和一四年には、次のような津山市自作農維持奨励規程が決められ、農家への奨励金貸付によって、農村振興策が採られた。

(前略)

第二条 本資金ハ左ノ各号ニ該当スル事項ヲ行フ者ニ
対シ之ヲ貸付ス。

- 一、自作農地ト為スベキ土地ノ購入。
- 二、自作農地ノ維持。

三、自作農地ト為スタメ未墾地ノ購入并ニ開墾。

第三条 奨励金ハ自作農ト為スタメ未墾地ヲ開墾セントスル者ノ左ニ掲グル費用ニ対シテ之ヲ交付ス。

- 一、個人ノ行フ未墾地開墾ノ工事費。
- 二、市ガ自作農創設ノ為ニ未墾地ノ開発ヲ行フ場合ニ於テ、個人ガ移住家屋又ハ共同建物ノ建設ヲ行フニ要スル費用。

前項ノ奨励金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル。

- 一、前項第一号ニ関スルモノニ在リテハ工事費ノ十分ノ四以内。
- 二、前項第二号ニ関スルモノニ在リテハ移住家屋ニ付テ、一戸当リ三百円以内。共同建物ニ付テハ費用ノ十分ノ三以内。

(後略)

(「津山市議会議事録」)

この時期には、津山市では、幸いに上水道設置の工事が進行中で、これが農村対策の一助になったことは否めない。当時、農業は国の産業の中心であったので、疲弊した農業の振興は欠かせないことであり、前記のように自作農事業対策が採られてきた。

さて、農村部の疲弊状態は、当然、町村の税収入の激

減となり、財政は窮乏し、小学校教員に対する給料（當時は町村負担）の不払いや遅延が出るという有様であった。

また、この不況は、農村部の小学校児童の欠食や、食物不良による虚弱児の出現となって現れた。そのため、教育も受けられない児童が県下に七〇〇〇人余りもいたといわれる。当時、津山市は、この問題を昭和七年二月二日の議会で採り上げ、次のような対策を実施した。

一、全市ノ欠食児童百三十名ニ対シ、県ヨリ支給サレル一人一食四銭ノ補助ヲ含メ、市ハ一食十銭デ弁当ヲ支給スル。

二、支給方法ハ各校ノ実情ニ則シ、林田校ハ婦人会ノ援助ニヨリ、男子・女子両校オヨビ西小・二宮小ハ学校ニ於テ弁当ヲ炊キ出シ、他ノ学校ハ十日分ツツノ現物支給ヲ実施スル。

（『津山市議会議事録』）

このような農村の状態であったから、当時小学校から中等学校へ進学する者は、一村で二、三名という状態であった。

昭和池築造前水源別耕地面積
（『昭和池用水改良事業概要』）

市村名	水源		計
	宮川・横野川	溜池	
津山市 (西苦田)	一五八・九		一五八・九
東苦田村	三七・八	一六四・六	二〇二・四
東一宮村	一一二・五	二二二・五	三三五・〇
一宮村	五二・三		五二・三
計	三七〇・五	一八七・一	五五七・六

策に目を向けた有志は、東一宮村東山方観音寺奥の大

昭和池の築造

今日、昭和池は津山市北部一帯の農地にとつては、欠くことのできない水源である。昭和初期、西苦田村・東苦田村・一宮村・東一宮村および津山町・高田村の一部にまたがる約一〇〇〇町歩の耕地は、地味が肥え、水稻の栽培に適していた。しかし、水源の宮川・横野川流域の山林は、急峻な上、大部分が柴草地であるため、雨水は早く流れ去った。また、この地区に点在する溜池の貯水量は少なく、夏季干天の際、水量が減少し、田の三分の一は干害を受け、特に、天水掛かりはその対策に苦しんだ。この地域の耕地は、水源別にみると次表のとおりである。

谷に溜池築造を計画して、県に申請した。しかし、この大谷は水受地域が狭く、予想貯水量が少ないので、外の五〇〇町歩以上の灌漑^{かんがい}可能な地を選ぶよう指導を受けた。その結果、次の三候補地が関係者の中で取り上げられた。第一は一宮村西田^{たな}辺、第二は高田村上横野^{むらやのき}大榎、第三は現在の昭和池の地（一宮村東田^{あづま}辺・東一宮村西山方にまたがる大谷の地）であった。検討の結果、第一の西田^{たな}辺は、築堤のため部落全域が水没する。第二の大榎も、三十数戸が水没。第三の候補地だけが水没家屋がなく、水没田地も一町歩余りである事が分かった。

こうして、各候補地ごとに誘致・反対の動きがあったが、結局は第三の候補地が最適地となった。その後、県はこの企画の適切なことを認め、事業費四五万円の五箇年継続県営事業として進めることになり、昭和池と命名、昭和三年（一九二八）一二月、県会の議決を経た。

さて、候補地は決定したが、溜池築造のためには、この池に関係する耕地五〇〇町歩以上の面積を持つ耕地整理組合を作り、その三分の二の面積の者が賛成しなければならなかった。ところが、各地区とも、この不況下に多額の築造費を負担することはできないと反対したり、

就労を希望して賛成したり、賛否両論があり、組織作りも簡単にはいかなかった。

しかし、和田^{よしむら}義起（上河原）の外、東苦田村・西苦田村・一宮村・東一宮村・高田村の五箇村と津山市の昭和池水受灌漑地区における有志の尽力により、次第に組合創立総会開催の気運が上昇してきた。一方、県側技師に



図51 工事中の昭和池（昭和池水利組合蔵）

よる池敷地や幹線支線水路の工事測量も進んだので、いよいよ昭和六年五月一日、東一宮小学校で総会を開催することになった。

ところが、総会前十日になっても灌漑区域五〇〇町

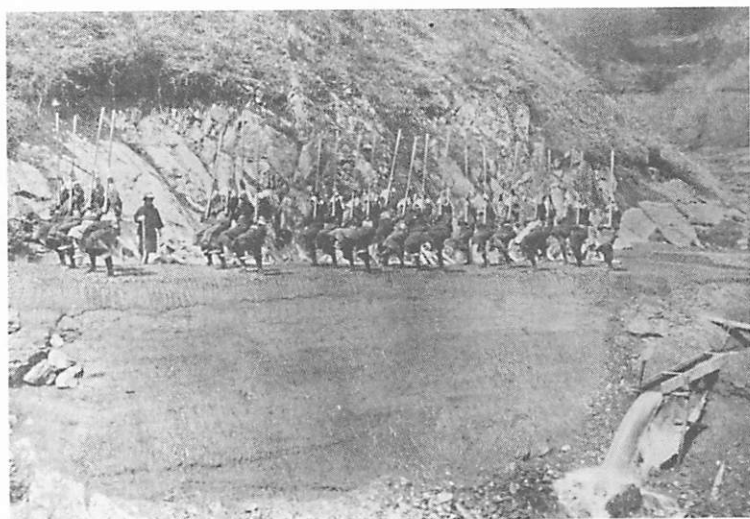


図52 昭和池築造の千本搦（昭和池水利組合蔵）

歩の三分の二に当たたる者の同意を得るには、なお二〇町歩不足していた。組合結成のためには、是が非でも同意を取り付けなければならぬので、関係者は粘り強く説

得に当たり、ようやく総会に漕ぎ着けた。総会は反対者もあり、物々しい空気であったが、何とか組合結成の議決をみ、築造工事に着手することになった。

こうして、第一の難関は過ぎたが、その後も、下流水車の補償、池下の田地の冷害補償、土地所有の権利、反対者の取り扱い、水路の問題等があり、いずれもその解決には時間と当事者の努力が必要であった。

いよいよ工事が始まったのは、昭和七年三月である。相当の難工事ではあったが、毎日の鉄槌作業や爆破作業、それに多くの婦女子による千本搦等せんほんすろによって、堤防は根気よく築き上げられた。工事が進むにつれて、反対者とも次第に融和が図られ、六年余の歳月を費して、昭和三年三月、発案以来十数年を経て、昭和池はようやく竣工した。その工事は、三八万五〇〇〇円、工事に参加した者は実に二五万二〇〇〇余名ということである。

昭和池は、貯水量五二万〇四〇〇立方メートル、最高水深一八メートル余、堤長八五メートル余、堤高三五メートル、幹線水路九三〇メートル、承水溝五二三七メートル、美作中部屈指の大溜池となった。この事業によって、関係地区農家の水不足が解消されただけでなく、こ

の工事は昭和初期の不況対策に大きな効果があった。

最後に、昭和池の「承水溝」について述べておきたい。

昭和池の築造が現昭和池の地と決定してから、反対者の中には、「池は造ってもそうき池（竹で編んだざるのように水の溜まらない池）だ。」という声が出た。この声を全く否定することができず、黒沢山の東部を迂回して溝を造り、大河内・塩谷・山田・才の原から東原の谷に水を落とし、昭和池に入れることにした。こうして、延長五三三七メートルの工事を終わったが、

池は水を引く必要もなく、常に満水の状態を続け、折角の「承水溝」も、今では荒れ果てた姿を残し、昭和池築造工事の苦悩を物語っている。（「美作一宮郷土の歩み」

「昭和池築造史」）

食糧の 昭和一二年（一九三七）

供出制度 以降は、兵役・徴用等の

ため、農業労働力が次第に減少していった。

そのため、下の表のように、昭和一六年ごろから稲の作付面積や収穫量が減少し、国民の食糧は不足し始めた。それまでの食糧

我が国の米の生産、移輸入状況
（「昭和の米価変遷」）

区分 年	水陸稲		移入米	輸入米
	作付面積 1,000ha	収穫量 1,000t	1,000t	1,000t
昭12	3,190	9,948	1,849	34
13	3,194	9,880	2,100	23
14	3,166	10,345	1,448	23
15	3,152	9,131	477	1,198
16	3,156	8,263	791	1,474
17	3,138	10,016	1,041	1,312
18	3,084	9,433	246	838
19	2,955	8,784	720	0
20	2,869	5,872	236	0
21	2,781	9,208	0	16
22	2,883	8,798	0	3
23	不明	9,966	0	44
24	2,987	9,383	0	92
25	3,011	9,651	0	672

の不足は、移入米（台湾・朝鮮）や輸入米によって補っていたが、戦争が激しくなるに従い、それも困難になり、その上、昭和一九年には輸入が全く絶えた。

このような食糧不足に対し、政府は、国民挙げての勤労農作業運動を起こすとともに、昭和一四年四月には米穀配給統制法を公布して、主食の配給を行うことにした。

岡山県は、昭和一六年五月一〇日、消費者への米は配給通帳制にし、農家の保有米も大人一人一日四合と決めた。昭



図53 戦時中の米の供出 (津山郷土館蔵)

和一七年には、食糧管理法が公布され、保有米を残し、その外は全部買い上げ供出になった。

そして、ついに翌年には、政府は集落責任供出制を定め、市町村別に供出責任量を示すことにした。したがって、各市町村は、作柄と保有米(大人一日三合三勺)を勘案の上、各戸別にその責任量を割り当てた。農家が食

糧の供出を前もって割り合
てられたのは、
これが最初で
あり、全く晴
天の霹靂であ
った。
しかし、銃
後の務めを果
たすため、完
全供出をしな
ければならな
かった。当時
の全市の供出

昭和18年度第一回供出量
(『勝田郡誌』)

区分 村名	生産量 (石)	供出量 (石)	供出 生産%	保有量 (石)
大崎	3,921	2,812	71.7	1,109
河辺	5,931	4,500	75.9	1,431
広野	3,924	2,757	70.3	1,167
滝尾	1,632	971	59.5	661

減少、昭和二〇年産米の時は、大人男子一日三合、女子一日二合五勺となり、保有米だけで農家の重労働に従事することは困難になった。

昭和一九、二〇年は、戦争のため耕作者がますます減り、その上、天災や敗戦の混乱により、米の収穫高は著しく減少した。加えて、終戦の年から移入米もなくなり、大変な食糧危機の時を迎えた。当然、この二年間の供出は苦しいものであった。次は、高野村の昭和二〇年産米供出割当方針である。

状況を示す資料は見当たらないが、河辺外三地区の一八年度の供出状況を示す資料をみると、表のよう
に、各地区とも約七〇パーセントが供出米として強制的に買い上げられた。保有米は、その後更に

一、本年産供出割当量 四四五三石

内訳

米・屑米 六五六二石

保有米 二五九三石

供出米 三九六九石

麦類・甘藷・雑穀・未利用品 四八四石

二、地力ニ依ル收穫高ヲ左ノ通り改変ス。

甲 一石八〇 乙 一石六〇 丙 一石四〇

丁 一石二〇 戊 〇石八〇 外 〇石六〇

三、各耕作者毎ニ地力收穫高ト検見ニ依ル收穫

高トヲ対比シ、其ノ少額ナル方ヲ基準收穫高トシ

之ヲ集計シ、本村供出量ノ確保ヲナシ得ル数量ニ

達スル迄、不足歩合ヲ加算シタルモノヲ以テ、本

年各戸供出見込高トス。但シ、未挿秧地及收穫皆

無地ハ之ヲ除ク。

四、農家保有量ハ国ノ定ムル左表基準ニ依ル。

米作 従事者	区分 年齢	
	一―五	六―一〇
男	一合八勺	一合四勺
女	二合三勺	二合二勺
	二合五勺	二合三勺
	三合〇勺	二合七勺
	二合二勺	二合二勺
	二合二勺	六―以上

五、六、七、(略)

八、代替供出ハ無制限トシ、其ノ種類及換算率ハ国ノ

定ムル左表ニ依ル。

種類	米一石二相 当スル数量	種類	米一石二相 当スル数量	種類	米一石二相 当スル数量
種 類	米一石二相 当スル数量	種 類	米一石二相 当スル数量	種 類	米一石二相 当スル数量
生 甘 藷	一五〇貫	粟	六〇貫	大 根 葉	未 定
小 麥	四四貫	蕎 麥	六七貫	団 栗 殻 剝	二 石 七 斗
裸 麥	四四貫	小 豆	四〇貫	団 栗 殻 付	五 石 四 斗
大 麥	五〇貫	大 豆	四〇貫	甘 藷 莖 葉 (乾 燥 品)	五 〇 貫
屑 米	六二貫	干 甘 藷	四〇貫	玉 蜀 黍	六二貫

(高野村会議事録)

この方針三のように、各戸の供出量は、田の地力や検

見の結果を考えて決められた。しかし、検見後の村の予

想收穫高が少なく、供出が割当量に不足する時は、その

不足率だけ、各戸の供出量に加えて供出させられた。ま

た、この年は、どんぐり・いもの茎や葉まで供出の代替と

して認められ、供出の完納を図るという状態であった。

幸いに、昭和二一年から、全国的に米の收穫量が戦前

の状態に近付き、外米の輸入も再開され、連合軍の食糧

放出等もあり、食糧事情は次第に好転していった。

第三章 産業・経済の発展

津山市主要食糧供出割当表 (「津山市事務報告」)

区分 年	割当区分	米・雑穀	甘 藷	馬 鈴 薯
23	生産量	27,302 ^石	232,000 ^匁	
	保有量	12,266	104,700	
	供出量	15,036	127,300	82,272
	供出/生産%	55.1	54.9	
24	生産量	28,322.4	267,755	91,633
	保有量	13,186.4	126,655	26,333
	供出量	15,136.0	141,100	65,300
	供出/生産%	53.4	52.7	71.3

区分 年	割当区分	米	麦	甘藷・馬鈴薯
25	生産量	28,211	7,825	
	保有量	13,135	4,206	供出割当
	供出量	15,076	3,619	廃止
	供出/生産%	53.4	46.2	
26	生産量	25,975	7,186	
	保有量	12,689	4,090	
	供出量	13,286	3,096	
	供出/生産%	51.1	43.1	
27	生産量	23,895		
	保有量	12,982	供出割当	
	供出量	10,913	廃止	
	供出/生産%	45.7		

昭和二三年以後の津山市の供出状況を次の表によって見ると、供出割当量は、生産量の五〇パーセントを越えていたが、食糧事情の好転とともに、割当率が年々減少している。それとともに甘藷・馬鈴薯の供出割当では、昭和二五年から廃止され、麦は二七年から廃止された。さて、この供出制度の難関は、供出量の割り当てであつ

た。戦前は、市町村の農業会がその衝に当たっていたが、戦後の昭和二一年からは食糧調整委員会、二三年からは農業調整委員会が行い、更に、二六年からは、農業委員会が取り扱った。いつの時代でも同じことであるが、県の委員会は各郡市の委員会へ、郡は各町村へ、市町村は各地区や各班へと、供出を割り当てた。それぞれの下部

組織への割り当てに際しては、委員会は常にもめ抜いて、二、三回の協議で決定をみることはなかつた。その間には、割当減額の盛んな陳情が行われた。次は、神庭村長へ村内の班から出された陳情である。

(前略) 災害其の他の悪条件に遭遇致し、収穫は予想外の減収を見、品種及田状態に於て夫々差異はあるも、大体、下田及晩生に於て二割、上田及中生・早生に於て一割五分強の減収であり、この状態のまま供出を強要せられた場合、吾々の年間保有米は半歳にして尽きることは明らかである。(中略) 其の筋よりの補正量の確保に努められ、吾々をして、安んじて明年度の生産に従事せしめられ度、部落民連署して、茲に陳情する次第であります。(「神庭村会議事録」)

こうした国民の努力と連合軍の援助により、食糧危機は次第に緩和され、昭和二三年には、甘藷の配給辞退が始まり、二六年には、麦類配給全面辞退が発生した。続いて、二七年六月には、十数年ぶりに主食の統制が米だ

自作・小作別面積一覽表

区分	農家戸数	農地面積	自作地面積	農地面積に対する比	小作地面積	農地面積に対する比
岡山県	一六二、一四六戸	一〇七、四七四町九〇	六四、二七二町三〇	六〇%	四三、二〇二町六〇	四〇%
津山市	一、九四六戸	一、五八八町六八	八三九町〇六	五三%	七四九町六一	四七%
苫田郡	七、五一五戸	五、七六二町五八	三、五六九町二八	六二%	二、一九三町三〇	三八%
勝田郡	八、七二二戸	六、七三二町一二	四、二五六町一〇	六三%	二、四七五町〇二	三七%

(昭和二十二年四月調)(「岡山県農地改革誌」)

けとなり、翌年一月には、供出完了後条件付自由販売が許された。更に、三〇年から強制的供出制度は改められ、自主的な予約完渡制供出になった。これは、農家が事前に供出量を申し込み、収穫後、政府へ米を売るという制度である。(「岡山県食糧事務所開設三十周年記念誌」)

戦後の農地改革 日本は、第二次世界大戦の敗北によって、各種の大きな改革が行われた。その一つに農地改革がある。これは、明治維新の地租改正による土地制度を基礎に、発展してできた地主制度を改め、全農民を自作農家にし、農業形態を民主化しようとするものであった。農地解放前における関係都市の自作小作地状況を見ると、次のとおりである。

農地解放は、この地主の保有する小作地の解放と食糧事情の改善がねらいであり、また連合軍側にとっても、民主化のための重要事項であった。そこで、政府は、昭和二〇年（一九四五）一月、第一次農地改革といわれる農地調整法の改正を決定した。この法律は、不在地主の小作地全部と、在村地主の五町歩を越える小作地を政府が買い上げ、小作人に売り渡し、小作料の物納を金納にするなど、数箇条であった。しかし、この法律は、改革とはいえ、地主を温存する傾向がみられたので、施行直前、連合軍司令部の横槍で中止になった。そして、同年二月九日、連合軍司令部は、改めて農地の解放を、次のように日本政府に指令してきた。

日本政府は、本司令部に対し、農地改革計画を昭和二十一年三月一日、或は、それ以前に提出することを命ずる。この計画には、次の諸措置に関する成案を明示するを要する。

- 一、不在地主から耕作者への農地所有権の移転。
- 二、公正な価格による不耕作地主所有農地の買収に関する規定。
- 三、小作人の所得に適応した年賦償還による小作人の

農地買受に関する規定。

四、旧小作人が、再度小作人に転落することを防止するための適正保護規定。

（後略）

（『岡山県農地改革誌』）

以上のように、指令は誠に厳しいものであったが、結局、連合軍司令部は、日本政府の自主的改革案の作成は不可能と考え、政府に対し、イギリス案による改革を再度勧告してきた。

政府は、この勧告を受けて改革案を作成、昭和二十一年九月七日の国会に提出した。それが、次の第二次農地改革案の概要である。

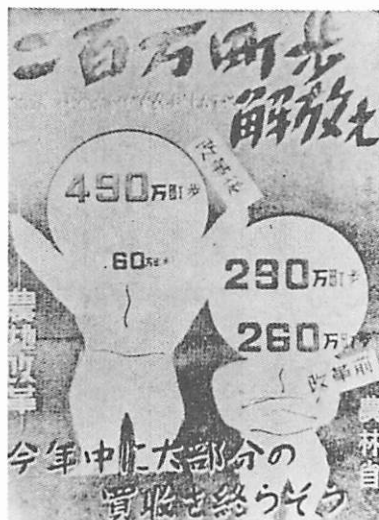


図54 農地改革のポスター
（『岡山県政百年の歩み』所載）

一、在村不耕作地主の保有面積を平均一町歩（北海道四町歩）に引き下げる。

一、不在地主の土地はすべて国家が買い上げ、小作人に売り渡す。完了期間は二年とする。

一、農地委員会を改組し、地主の圧迫を排除する。

一、小作料は金納とし、最高額をきめ、その契約は文書にする。

一、土地の買い上げに当って、地主に農地券を交付。

これは、一定期間流通を禁止する。

一、田畑の価格は従来通りとする。

（『岡山県農地改革誌』）

以上のように、この案は、第一次農地改革案に比べれば、徹底して小作人を保護したもので、小作料を制限し、自作農を増やし、不耕作地主の壊滅を図るものであった。

このような第二次農地改革案が出ると、県は、早速昭和二年一月一八日、農地部農地課を新設し、改革を手懸けた。農地解放計画は、下表のように、既存の小作地の七〇パーセントを二箇年で解放する計画であった。改革の在村不耕作地主の保有できる小作地は、各地区の耕地面積・戸数・平均耕作面積によって、市町村別に

農地解放計画

（『岡山県農地改革誌』）

郡市別	既存小作地面積	解放小作地面積	解放率
津山市	七五九町歩	五二五町歩	七〇%
苫田郡	二、一九三町歩	一、五三五町歩	七〇%
勝田郡	二、四七五町歩	一、七三三町歩	七〇%

異なった。津山市関係地区の反別は、

五反 滝尾村

六反 津山市・一宮村・東一宮村・高野村・高田村・

河辺村・広野村・大崎村・野村

七反 高倉村・田邑村たのし・神庭村かみば

と決められ、なお、自小作者は、一戸の耕作面積を合わせて二町歩と限定された。

こうして、解放された土地は全部政府が買い上げ、これを現在小作している者に売り渡した。その支払いは、田一反の公定価格七六〇円、年利三分二厘、支払いの据置期間を含め、三〇年間の長期償還であった。実際は、二四年年賦であったから、一年間に、一反につき四五円八五銭を二四回支払えばよかった。これに自作農として支払う税、一反一三円を加えても、水田金納小作料反当

たり七五円にも満たない低額であった。また、小作料の割合も、最高田二割五分であったが、実際は低率で、以前の五割以上の物納を考えれば、大改革であった。

一方、地主には反当たり田七六〇円の外に、報償金二二〇円が支払われた。(但し、三町歩以上は支払われない。)この支払いは、一部現金、残りは農地証券で、一定期間現金化できないものであった。その上、地主にとっての痛手は、物価の値上がりであったが、農地の前記統制価格はそのままであったことである。この事は、反対に、買い手である小作人には有利であり、短期間に支払いが可能になったわけである。

前記の解放計画が着々と進み、翌年の三月三十一日、まず第一回の農地買い上げが実施された。最初は、農地改革の何ものであるかが徹底していないため、買収・売り渡しが極めて難しく、啓蒙・宣伝・指導が各農業会で盛んに行われた。しかし、遅々として進まず、昭和二三年七月一六日、岡山軍政部長の改革事業推進指令が出されるなど、いろいろ困難を極めたが、二一回の買収を重ね、昭和二七年ようやく完了した。

津山市や合併十箇村の農地改革の実績をみると、次へ

ジの表のようになる。

津山市は、表のように、次の四地区に分けて農地改革を行った。

第一地区 津山東・東苦田・大橋以東津山町

第二地区 西苦田・大橋以西津山町

第三地区 二宮・院庄

第四地区 福岡・佐良山

四地区に分けたのは、全市域を一つの地区として改革を行うと、事務の分量が多過ぎるばかりでなく、津山市に居住している不耕作地主全員が在村地主という結果になり、地主をなくしようとする農地解放の意義を失うことになるからであった。

このような方法が採られた結果、津山市や周辺農村部の小作地は、改革前の小作地に比べて、一宮村のように約四分の一から、東一宮村のように約十分の一にまで減少した。反対に、改革後の自作地は各地とも約二倍に増加している。戸数からみると、買収された戸数より売り渡しを受けた戸数の方がはるかに多くなっている。これは、自作小規模農家が増加したことを示している。この時の改革は、農地解放だけで山林解放はなかった。

市町村別農地買収・売渡実績表（「岡山県農地改革誌」）

市町村別	町		村		事		津山市計	第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	一宮村	田邑村	高野村	東一宮村	神庭村	高倉村	高田村	広野村	滝尾村	大崎村	河辺村	
	農地	面積	農地	面積	昭二〇・二一・二三現在	昭二五・八・一現在																	
	六、八四〇反	九、一一三反	一四、二五七反	一、六〇〇反	五〇四戸	四二二戸	一六二戸	一〇二戸	一、七三二戸														
	一、五七七	二、九九一	四、一〇四	四三三	一五三	一一一	一九	三三二															
	一、六一四	一、七七三	三、〇二三	三三七	一二八	八九	六二	五															
	一、四三四	二、一〇四	三、一三七	四〇四	八三	二二六	二二三	四三															
	二、二二五	二、二四六	四、〇〇三	四三五	一四〇	八六	二二	四三六															
	一、〇三〇	五五三	一、三三八	一四四	三九	七九	九	一四七															
	一、六〇二	一、五一六	三、一一八	二四二	七六	四八	八	三六七															
	一、九二〇	二、三七〇	三、五三七	五二一	四五	一三五	一九	四七七															
	七四〇	一、一四一	一、七四二	一一四	五四	二二六		一九七															
	一、二五二	一、二〇四	二、二三四	二二二	六四	五五	一〇	二五九															
	二、二二六	一、四〇六	三、四二六	二二二	六七	一三二	五	二八六															
	二、三二五	二、一〇五			一四八	一三七		四六〇															
	一、四六九	一、〇五〇	二、五二〇	二四九	一〇〇	一〇七	六	三七一															
	六七〇	三三三	九六四	六四	一一	五一	二	一一一															
	一、一八七	一、〇六九	六五二	二六三	五九	一三四	六	二二四															
	二、〇四二	一、五八八	三、二二五	四〇五	九一	一〇七	五	三四〇															

改革を手懸けた 前記の農地改革を手懸けたのは、戦
農地委員会 後改組された農地委員会である。も

とも、この農地委員会は、昭和一三年（一九三八）の農地調整法が施行された時に生まれた。目的は、小作人の保護、自作農の保護奨励、その他農地に関係した問題を処理することであった。構成は、官選によって八人の委員が任命され、しかも、その会長は原則として町村長であった。古来、土地の問題は重要問題で、これを扱う委員の責任は大きかった。一宮村に例をとると、昭和一三年、最初の委員選任に当たり、村長は次のようにその考えを述べている。

委員会ヲ構成スル委員ニ適當ナル人ヲ得ルヤ否ヤハ、委員会ノ効果ガ拳ガルカ否カノ分カレメトナル。コノ農地委員会ハ村内ノ人カラ絶対ニ信用サレネバナラナイカラ、之ヲ構成スル人ハ、一部ノ人ニ偏セズ、農地関係ノ各方面及其ノ他ノ者ノ内カラ、村民ニ信望アル者ガ選バレネバナラナイ。然シ、コノ委員会ニ地主トカ小作トカノ階級的对立ノ觀念ヲトリ入レルコトハ、絶対ニ避ケネバナラナイノデ、土地問題ニ関シ、公正妥当ナ意見ヲ持ツテ居ル人ヲ委員ニ選ブコトニシタイ。

（「一宮村会議事録」）

こうして、各町村とも、任命された委員により委員会が構成された。発足以後、実際の活動は余り活発なものでなく、町村の事業である自作農創設に関与してきた程度に過ぎなかった。

農地委員会の権限が強化され、実質的な活動が行われるようになったのは戦後である。昭和二〇年一月、第一次農地改革によって、農地委員会の構成が改められ、また、委員の選任も選挙制に改められた。委員は、階層別に小作・地主・自作各五人ずつ選出され、更に、知事の任命した三人の中立委員を加えて構成されるはずであった。

しかし、第一次農地改革案による農地委員会の改正は、不十分であるとして、昭和二二年九月、第二次農地改革案によって再び改められた。その改正点は、委員会の構成を小作五人・地主三人・自作二人の計一〇人とし、小作側委員を増やして発言の強化を図ることであった。これと同時に、農地一反歩以上の耕作者や在村の農地所有者は、選挙権があるとされ、選挙権者の調査が行われた。こうして、昭和二二年二月二〇日、市町村農地委員

の選挙が、県下いっせいに行われた。津山市は地域が広い
ため、前記（一三五ページ）のように、四地区に分けて
農地委員会を設け、それぞれの地区で選挙を行った。

さて、農地委員の選挙は、終戦直後のことでもあり、
民主化の波が急速で、農民には多少の戸惑いもあった。
小作人の中から五人を選ぶことは、選ぶ方も選ばれる方
も疑問するところがあったようである。そこで、総司令
部は、その選挙の結果をみて、昭和二二年当初、「農地
委員のリコール制」について、各町村長に指令を出した。
しかし、選挙をやり直したという町村の記録は見当たら
ない。

このようにして選出された農地委員の活動により、困
難を極めた農地改革も、岡山県はその目標を突破する成
績を上げ、昭和二七年終わりを告げた。

農会から 農業協同組合は、連合軍総司令部の
農協へ 「農民解放令」に基づき、昭和二二年

（一九四七）一二月一九日公布された、農業協同組合法
と農業団体整理法によって作られた、民主的農業団体で
ある。

この農業協同組合（農協）の前身ともいえる農会は、

明治三一年、各町村に設置され、各町村長が多くその会
長になった。

この農会は、当時、次のような事業を行い、農業経営
について指導と援助をしてきた。

- 1、技術員による農事講習、農事指導。
- 2、米麦模範指導地を設置、農業経営の指導。
- 3、特用作物、蔬菜^{そさい}早期栽培の指導。
- 4、自給肥料の生産増加。
- 5、湿田排水工事施行の奨励。深耕の奨励。
- 6、肥料の共同購入斡旋及び奨励。
- 7、米麦の共同販売、倉庫事業の実施。
- 8、害虫駆除及び予防の督励。
- 9、改良苗代の奨励。馬鈴薯の共同購入、畜産奨励。

（「苦田郡誌」）

また、各町村には、農会の外に産業組合が設立され、
農村の金融面、購買販売の事業面をも手掛け、それぞれ
農業団体として発展した。昭和四年の市制実施後も、従
来の農会がそのまま引き継がれて活動を続け、太平洋戦
争の末期に至るまで、農村の骨格として農業経営の指導
に当たった。

しかし、昭和一九年二月公布された農業会条令により農会は解散、各町村に新しく農業会が設置された。この組織替えは、太平洋戦争が重大な段階に入ったため、農業態勢を一層強固にし、戦争遂遂へ結びつけるのが目的であった。

終戦後、農業会は、前記のように農業協同組合に改組され、次のような組合が市内に生まれた。

津山市農業協同組合	津山市山下
津山佐良山農業協同組合	津山市平福
津山大一農業協同組合	津山市小田中
津山東苦田農業協同組合	津山市志戸部 <small>しとべ</small>
津山西苦田農業協同組合	津山市山下
津山東部農業協同組合	津山市東松原

〔郷土年鑑〕昭和二五年版)

この当時、津山市周辺の農村部には、一宮・東一宮・上横野・下横野・大篠おほささ・神庭・滝尾・大崎・広野・河辺・高野・高倉・田邑等の農協があった。

昭和二五年春ごろから、ドッジプランによるデフレ政策への転換で、経済情勢が急変し、一時経営面の弱さを表す農協が出てきた。津山市は、この時期、市内農協へ

基盤強化のため、連合会を組織するよう指導している。県もまた、このころから資金面・技術面の監督指導を強化した。

こうして、昭和二九年の十箇村合併以後、基盤の強化と近代化が図られ、各農協の合併が進められた。昭和三五年には津山市北部の五農協が合併して津北農協を設立。翌年には津山市東部地区の七農協が津山東部農協を作り、同じ年、その他の市内七農協が合併して津山農協を設立した。そして、これらの三農協と津山園芸農協とが、昭和三八年、再度合併して、現在の津山市農業協同組合となった。

酪農と酪農と牛乳販売が、本格的に美作地区で行われ、有望視されるようになったのは戦後である。しかし、それまでには多くの先覚者の苦勞があった。

津山地方の酪農の起源は、明治三四年(一九〇一)ごろ、キリスト基督教図書館前で、安田伊太郎が短角種六頭を導入し、個人で牛乳販売を行ったのが最初といわれる。翌三五年には、石井艶五郎(山下)・井上万治(大谷)・尾宮管治(小田中)らも短角種の牛を飼育して牛乳を販売した。そ

農業の変遷

その後、安田の牛を引き継いで八子の山本良太郎が牛乳販売を始め、小田中の中元牛乳も大正二年（一九一三）から販売を始めた。ホルスタイン種が導入されたのは明治の終わりであり、この地方では、二宮の後藤郷三郎の三頭が最初であった。

当時の牛の価格は三〇円から四〇円であり、牛乳一合が三銭から四銭で販売された。販売方法は、絞った牛乳を天秤棒で担ぎ、五勺入りの杓で売って回った。その後、衛生上の取り締まりが強化され、瓶詰になった。

その後、中元牛乳は規模を拡張し、販路の拡大を図り、今日の中元牛乳となった。一方、前記の山本ら個人経営の販売業者数人は、大正二四年二月、共同で津山牛乳株式会社（社長淀川正充）を創設して、事業を始めた。しかし、この会社は、昭和七年（一九三二）ごろ解散、再び、山本は、個人経営の津山牛乳舎を始め、終戦直後まで続けたが、その後、酪農組合へ統合された。

昭和一一年以後の津山市内の乳牛飼育状況をみると、下表のように戦前は極めて少数であった。昭和一九年に県農業会が、高野村へホルスタイン種約六〇頭を導入し、預託事業を開始した。これが、作州地方の乳牛急増の発

乳牛飼育状況
（「津山市勢要覧」）

年	区分	飼育戸数	乳牛頭数	搾乳量
昭一一年	五戸	三五頭	五三九石	
一六年	六戸	四三頭	五〇四石	
二二年	不明	六〇頭	四八七九石	
二四年	不明	一〇〇頭		
二七年	一三四戸	一五一頭		
三〇年	二二二戸	三三〇頭		

端になった。

前述のように、初めは個人経営の酪農が続いたが、昭和初期、酪農家の間で組合が結成され始めた。院庄乳牛育成組合が最初で、この組合の流れが津山酪農組合（組合長尾宮管治）になった。今一つの流れは、県農業会苦田支部の肝入りで、昭和一八年、岡山県北部酪農組合が誕生した。この二つの組合の発展が、すなわち、作北の酪農発展の基盤になった。

二つの組合は、終戦後の農業協同組合法により、それぞれ美作酪農協同組合、作備酪農協同組合に生まれ変わった。

美作酪農協同組合（一方）は、昭和三年四月一日、

(今津屋橋南詰)に開設され、美作酪農業協同組合と提携、その生産乳を処理した。これが現東洋乳業の始まりである。それ以前は、美作酪農の前身である津山酪農組合が、元魚町の一角に小さな加工場を造って、余剰乳を処理していた。東洋乳業は、初めは病人用牛乳・コーヒー牛乳等を製造、列車販売により、西日本一帯の各駅へ販

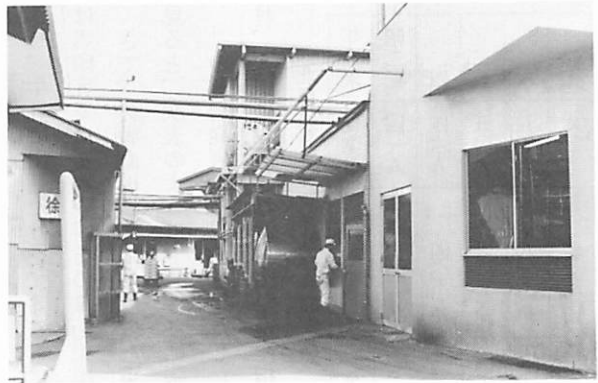


図55 東洋乳業株式会社津山工場

代表者杉山敬一(院庄)、組合員四六人、乳牛六四頭、出資一人二〇〇円で創立された。これと時期を同じくして、東洋乳業株式会社(資本金一〇万円、代表者大久保彰蔵)が津山市横山

路をもっていた。その後、一般市乳販売も行い、昭和二九年二月一日、吉井川河川改修の際、津山市一方(現在地)へ移転し、美作酪農業協同組合と提携を続けながら今日に至っている。

今一つの作備酪農業協同組合は、昭和二三年五月一日に創立され、組合員一〇八名、初代組合長岸本昌、出資金二万二六〇〇円、乳牛二一四頭であった。この



図56 雪印乳業株式会社津山工場

作備酪農協は、昭和二五年五月、岡山県北部酪農業協同組合と改称し、川崎に酪農工場を持つ酪農業協同組合連合会の一切の事業・資産を引き継ぎ、作北で酪農工場を持つ最大の

組合になった。そして、昭和二九年には、近代的な練乳・バター・ミルクコヒー・市乳等の生産設備を完成、更に、乳牛を導入して牛乳の生産を伸ばした。

ところが、当時、この急激な酪農の発展によって、全国的に牛乳が過剰となり、酪農家は不況になった。昭和三二年七月、岡山県北部酪農協同組合は、組合再建のため、工場を組合から切り離してクローバー乳業と合併させ、牛乳の出荷だけをするにした。後、この工場は雪印乳業に変わり、その津山工場となった。

さて、終戦直後の北部酪農協と東洋乳業の合同実績を見ると、次表のように、急速な拡張の後がうかがえる。

この酪農発展の指導役を果たしたのは、昭和二二年四月、大田に設置された岡山県畜産指導農場（後、岡山県

北部酪農協・東洋乳業合同実績

（津山市産業課文書「昭和二七年調」）

年次	従業員	搾乳頭数	集乳量	一日集乳量	製品生産量
昭三三	四一人	二四一頭	一、一三三石	二七斗	一一、三〇七円
二四	四六人	四〇〇頭	三、〇二三石	六〇斗	三六、七三八円
二五	五〇人	六〇三頭	四、九二二石	一一五斗	七三、九九四円
二六	五五人	八六〇頭	六、四五七石	一九〇斗	一〇九、三三三円
二七	六三八	一、〇六〇頭	七、〇〇三石	二六三斗	一三六、八六二円

津山畜産農場と改称」と、昭和二八年設置の岡山県立中国酪農講習所とである。こうした県の肝入りの外に市自体

も、昭和二九年三月、市酪農振興五箇年計画を立案した。計画は、飼料確保のため、ジャージー地帯、ホルスタイン地帯を選び、年次的にその飼料地帯の拡張を図り、一七八町五反に広げ、ジャージー一八〇頭、ホルスタイン二八〇頭、日産牛乳一四石を生産目標にした。こうして、昭和三〇年には、美作地区が集約酪農地域に指定され、ますます将来を嘱望された。（『ホクラク三〇年史』

養蚕の衰微

美作地方は、市史第六巻に述べているように、養蚕の中心地域として、早くからその名を知られた。

大正時代には、指導機関として明治から続く県立農事講習所（二宮）、県立蚕業取締津山支所（田町）、私立津山養蚕伝習所（椿高下）等があり、これらが養蚕の研究、技術者の養成、桑園の開発指導等に当たっていた。県立農事講習所は、大正四年（一九一五）四月、一時、県立

第三章 産業・経済の発展

数・収穫量は、大正一五年には、その初期に比べて飛躍的增加をみせている。當時は、苫田郡全農家戸数が八一四戸（大正一二年）であるから、副業とはいえ、全農家の約四割が養蚕を手

原蚕種製造所と改称し、蚕種製造を本務としていたが、大正一一年、県立蚕業試験場と改称し、業務内容を大きく拡張した。私立養蚕伝習所（所長逸見寅雄）も、毎年男女生徒を收容して実地指導を行い、多くの卒業者を送り出し、蚕業の発展に大きく貢献していた。

当時の養蚕業の状況を見たと、苫田郡の養蚕戸

苫田郡養蚕状況

苫田郡	地区区分		春		秋	
	年	分	戸数	収穫量	戸数	収穫量
大正一一年	一、九五七戸	二、八二八・七貫	一、四五二戸	八三二・一貫		
大正一五年	三、一六五戸	七、一一九・二貫	三、三九五戸	三、九六一・二貫		

津山市養蚕状況（昭一は津山町）

（津山市勢要覧）

区分	春		秋		夏		秋	
	年分	戸数	掃立数量	戸数	収穫量	戸数	掃立数量	収穫量
昭一	二二戸			六三八貫	三戸			一九二貫
一一	三一八戸		一〇、五三〇 <small>㌘</small>	七、〇三〇貫	二八〇戸		一一、三〇〇 <small>㌘</small>	六、二四八貫
一五	一四六戸		二、二四一 <small>㌘</small>	一、八八三貫	二六六戸		一〇、一一〇 <small>㌘</small>	六、一一八貫
二四	五四戸			四六〇貫	五四戸			四五〇貫
二七	六四戸		一、八七五 <small>㌘</small>	一、一五四貫				
三一	九〇戸		三、四五七 <small>㌘</small>	二、一七九貫				

掛けていたことになる。

大正三年、蚕種の冷蔵保管のため、鶴山公園北東隅（現鶴山球技場北東隅）に縦横各三間、深さ二間の地下庫が造られた。これは、苫田郡蚕種冷蔵庫と名付けられ、養蚕の盛んなころ、その発展の一翼を担っていたが、大正九年、南新座に製氷会社が創設されるに伴って、冷蔵を会社に依託し、地下庫は廃止された。

さて、昭和に入ってから津山市は、市制施行によって養蚕戸数が増加したが、経済の好不況に左右され、養蚕は一進一退の状態が続いた。しかし、左表のように昭和

一一年（一九三六）以後、次第に衰え、一五年には人絹などの化学繊維が生まれ、その上、戦時統制に遭い、その戸数・収繭量はますます減少した。したがって、養蚕を志す者もなくなり、ついに、津山養蚕伝習所は昭和一九年五月閉鎖した。終戦後、多少養蚕復活の兆しを見せていたが、昔日の面影はなく、生糸の時代から化学繊維の時代へ移っていった。

二、工業の発達

製糸業の盛衰

製糸業は、前記の養蚕の盛衰に合わせて、その変化がみられる。まず、明治から大正にかけて、その代表的なものに、田町の津山製糸合資会社と伏見町の浮田製糸を挙げることができる。製糸業は、第一次世界大戦の開始（大正二年）により、繭の買いつけ競争や糸価の激しい変動で、経営は思うにまかせなかった。

津山製糸合資会社は、明治二十七年（一八九四）から田町で操業していたが、大正四年（一九一五）ごろ、その経営が行き詰まっていた。この工場は、女工二〇〇人を

越す工場であったから、その不振は、地方的にも影響が大きかった。

大製糸会社の郡是製絲株式会社は、工場拡張のため、岡山県への進出を考えていた。（『郡是製絲六十年史』）経営不振の津山製糸合資会社は、大正五年六月、郡是製絲株式会社を買収合併され、郡是製絲株式会社津山分工場となり、津山製糸の跡で操業した。



図57 二宮の郡是製絲株式会社津山分工場
(江見写真館蔵)

この津山分

工場は、二宮村に新しい工場を建設して移転、大正六年四月二〇日から操業を始めた。六月には田町の工場を閉鎖し、新工場の設備を拡大して、大正九年には四

繭価生糸価の変動
 (『郡是製絲株式会社60年史』)

年	繭 価	生糸価
2	円 6.03	円 1,375
3	6.48	1,321
4	7.06	1,310
5	3.10	775
6	3.03	583
7	3.53	698
8	5.28	765
9	2.46	537
10	4.50	713
11	4.94	778
12	5.15	831

九〇釜(かま)(繭を煮て糸をほぐす釜)になった。
 当時の製糸業界は、一喜一憂の状態で、郡是製絲も、大正八年には、平均払い込み資本金の三倍以上の利益を上げながら、翌九年には、数百万円の大損失を出すという状態であった。(『郡是製絲株式会社六十年史』)
 昭和に入っても、業界は不安定な状態を続け、昭和二、三年の高値は、早くも昭和九年には、表のように空前の安値となり、経営はますます困難になった。その後も、新しい化学繊維の開発、戦時態勢下の統制実施などのため、いよいよ製糸業は衰微していった。昭和一五年から絹製品は贅沢品(ぜいたくひん)として統制され、一七年には、繭の生産は激減した。そして、同年一二月、ついに軍当局の

勧誘により、郡是製絲津山分工場は航空機部品製作工場になった。

郡是製絲は、昭和二二年一二月から工場を再開、繭から織物まで一貫して生産を行い、特色ある工場に復活した。しかし、二九年には流行の波に遭い、新しい化学繊維の加工事業に転換した。このナイロン糸の加工によって、経営がようやく軌道に乗り、将来に期待がもてるようになった。

今一つの浮田製糸は、創業者浮田卯佐吉(うさきち)の後を継いだ浮田佐平が、経営に当たり、大正初期に、彼は、玉糸の節絹(ふし)(二匹の蚕で作った節のある糸)製糸を動力機械であることを考え、経営規模を強固にした。更に、大正七年の不況時には、美作各地の製糸共同販売を計画して、「岡山社」を設立、製糸不振の危機を切り抜けた。大正の末には、多くの設備を持つ工場にまで発展したが、昭和六年以後の業界不況のため、浮田製糸は次第に規模を縮少し、戦争拡大に伴い、その姿を消していった。

津山の製紙業は「御北紙(おきたが)」に始まった。
 遠く天保のころ(一八三〇—一八四

四)、河原(鳥取県八頭郡(やづか))から来た職人、前田弥吉が

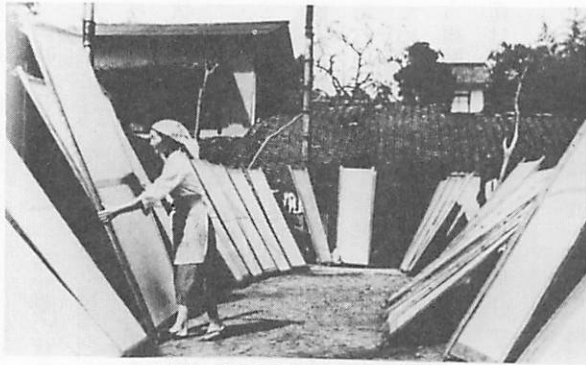


図58 津山手漉き和紙の製造
(『のびゆくゆうびん』所載)

始めた、といわれるから、古い歴史を持つと言つてよい。安政のころ（一八五四—一八六〇）、中尾亀吉がそれを習つて創業したが、現在の中尾製紙の始まりである。明治・大正・昭和と長い操業の間には、時には不況の波にさらされ、経営不振に陥つた時もあったが、よく手漉き和紙の伝統を受け継ぎ、障子紙としては全国的にその名を知られた。

を知られた。

『郷土年鑑』

によると、昭和二五年（一九五〇）には年産一萬貫を製造、県下製造量の六割を占めている。なお、製品は、主として障子紙で、その外、傘紙・膏葉紙・温床紙等和紙の特性を生かした物

ばかりであった。昭和三二年から手漉きを機械漉きに改善、ビニロン入り障子紙の新分野を開拓し、その製品は津山の特産品として推奨されている。

和紙製造は、この中尾製紙に続いて、上土之町の鈴木製紙が明治四二年から始め、山北の河野、北町の岡部・曾田らの業者も始めた。しかし、これらの大部分は戦中戦後の変動期に、次第にその姿を消した。

なお、和紙製造に関連して昭和一七年には、浅倉精一が創設した合資会社津山防水紙布製造所（陸軍被服廠指定工場）に、前記製紙業者中尾速・鈴木竹蔵が協力して、一時防水紙を作つたり気球爆弾製造用の和紙を加工したりしたこともあった。

今一つ、今日、手漉き和紙製造で、その名を全国に知られているものに、上横野與谷の金箔台紙がある。これは、金屏風・仏壇等の金細工に使用する金箔の間に挟む特殊な手漉き和紙で、熱心な研究家たちの努力によって今日まで継承されている。上横野で、金箔台紙の製造が始まったのは、明治の中ごろ、津山の浅倉斧吉が與谷にやつて来た時、三極の成育に適した自然条件と、不純物の混じらない水とを見付け、金箔台紙の製造に適してい

ることを、上横野の人々に勧めたのが発端であった。上横野の普通の手漉き和紙製造の起源は明らかでないが、江戸時代松平藩末期には、既にこの上横野で和紙が作られていた、と伝えられている。

さて、和紙製造とともに、津山には板紙製造を行っていた美作製紙会社があった。創業は明治二九年（一八九六）で、山下

の旧市庁舎の位置に工場を建設、操業していた。この会社は、明治末期から大正にかけて、津山では大きい工場の一つであり、年間約一八万円ぐらいの生産を上げていた。し



図59 上横野の和紙製造（上田繁男氏蔵）

かし、豊富であった原料の藁が、肥料に使われ始め、原料難に陥り、加えて、火災に遭ったこともあって、昭和に入り、兵庫県尼崎市杭瀬へ移転した。

次に、大正末期から昭和にかけ、津山製紙業界で最も大きな施設を持っていた津山製紙株式会社について、その変遷を述べることにする。

津山製紙の前身である津山和紙製造株式会社は、もと、佐良山村一方いっぽうにあったが、大正六年川崎（春名製材所付近）に移転、後、社名を津山製紙株式会社と改めた。昭和九年九月、未曾有みぞうの出水で機械・諸施設に大きな損害を被ったので、昭和一〇年、荻田與祿社長かんだよろくは、内容の充実・拡張を期して、東津山駅南側五〇〇〇坪を購入し、新工場を建設移転した。工場は、日々一〇〇〇〇余貫の製品を産出するほどの能力をもっていた。

（昭和二十一年二月一日付）
『津山毎日新聞』

ところが、その莫大ばくだいな製品の販路で次第に行き詰まり、ついに、津山製紙は解散して新会社を設立、製品は王子製紙系の手に販売を委ねることになった。

その後、戦争のため、国内の諸企業は次第に統合されていった。津山製紙も、昭和一八年五月、美作製紙（河

辺村)、石見製紙(島根県津和野町)、三次製紙(広島県三次町)、山野製紙(鳥取市)と統合、新しく西日本製紙株式会社生まれ変わった。しかし、昭和二四年五月、西日本製紙は統合を解散、再び津山製紙に戻った。ところが、戦後の経済変動は厳しく、赤字経営が続き、昭和二九年三月三日、荻田社長は退陣、讃州製紙社長今村四郎が両社を兼務し、津山製紙を経営した。その後

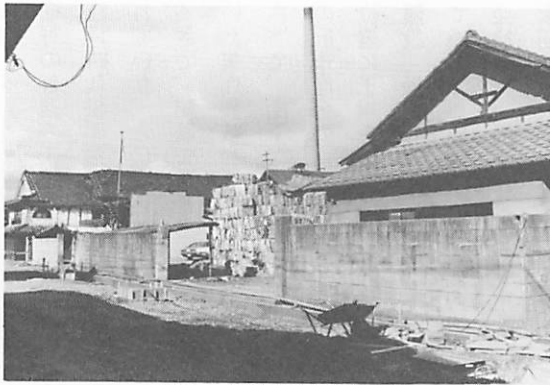


図60 美作製紙株式会社
—津山市河辺—

も経営は好転せず、経営者が変わったり、操業を休止したりしたが、現在は、大成製紙株式会社となり、板紙製造が続けられている。更に、津山には、紙製造の古い伝統を

もつ美作製紙株式会社(河辺)がある。この会社は、広野村福井にあった広福製紙が生まれ変わったものである。広福製紙は、近隣の手漉き和紙業者が集まり、明治四四年創立された。大正七年七月、広戸川の洪水で、増設中の工場が流失したため、同年二月から河辺村(現在地)へ工場を移転した。

その後、その工場を井上徳一が購入、昭和一〇年一月から個人経営の美作製紙工場として、塵紙・半紙等の製造を始めた。しかし、昭和一八年五月、前記のように統合して西日本製紙株式会社美作工場となった。二四年五月の解散に伴い、独立して美作製紙有限会社を設立した。その後、加茂川改修工事の敷地買収を機に、工場設備を改め、今日のような板紙製造を開始した。

(『美作製紙株式会社の沿革』)

撚紙業

津山の撚紙系業(以下、撚紙業と略す。)は、昭和四年(一九一九)ごろ、

上之町の梶村工場(梶村良次)で始められたのが最初である、といわれ、紙系のセル引きを行っていた。昭和十三年ごろからは、「千草編」として手提袋・テーブルセンターに製品化され、輸出された。そして、次第に「津山の撚

紙」として名を知られるようになり、後、撚紙は綿布の代用として利用されるようになった。

昭和十三年七月、津山市長に就任した中島琢之たくしは、窮乏した津山市勢振興策の一つとして、撚紙に目を付け、一般に奨励するとともに、市としても、同年一月、伏見町（元NHK放送局）に撚紙の授産場（昭和十七年二月統制により、原紙配給困難のため閉鎖）を、椿高下に撚紙工業共同作業場を設置した。その後、中島市長は商工省にその奨励を働き掛けたり、全日本撚紙工業組合連合会を創立し、自らその理事長になったりして、業界の発展を図った。そのため、撚紙は急速な発展を遂げ、昭和十四年九月一日には、撚紙業者一二八名、工場設備一万六一三一すい錘、年産二五〇万円にまで成長した。戦時中、撚紙業は、省令により許可制になり、製品が規格により統制されたが、小規模の工場が増加して、昭和十七年には、業者は二九〇名に達した。しかし、戦争の激化に連れて閉鎖され、終戦の年には一二〇名に減少していた。

（「市統計速報」）

戦後、諸産業の復興とともに、撚紙業界は、西日本製紙荻田社長らの肝入りで復活、工場は大型化し、昭和二

三年には、東京で撚紙製品展示会を開催するほどの勢いになった。昭和二五年の『郷土年鑑』は、その盛況を、「最近数年間に於て、津山の撚紙業は非常な発展をみせ、

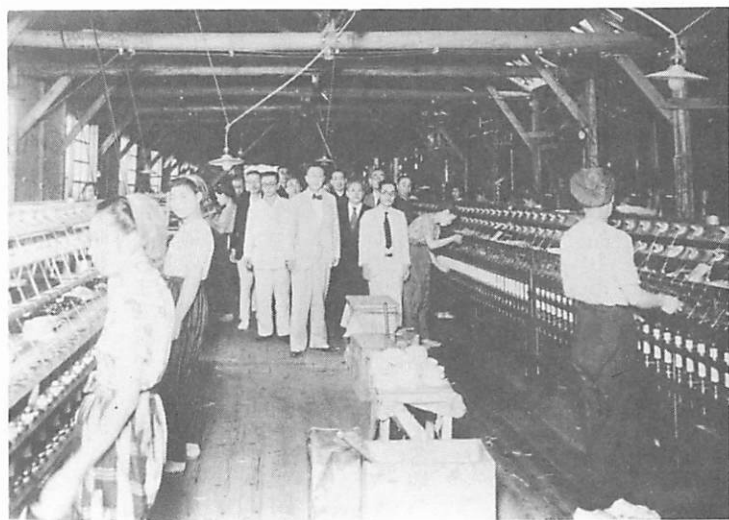


図61 撚紙工場（三益商会蔵）

昭和二三年夏には撚紙月産一万五千貫、紙布月産二千五百反に、全国製品の六割を占めた。」と述べているが、その月産額は約一億四四〇〇万円に達していた。

当時の撚紙は、三極・楮・桑皮・麻・パルプ等を原料とし、津山が四国地方とともにその主な産地であった。製品の役員類（蚊帳・敷布・布団など）、被服類（シャツ・ズボン・芯地・メリヤス等）は、全国各地へ販売され、特に、東北・九州・中国地方に多く販路をもった。紙布は、綿織物より品質的には劣るが、スフよりも強くて安いというのが、喜ばれる理由であった。

以上のように、一時盛況を誇った撚紙業も、昭和二六年春から、綿の統制解除による相場の暴落により、がら紡の織物業に転向する者が続出した。一部の業者は、紙糸を化学加工し、豊縁その他耐水性の物への製作に当たったが、同年末には、がら紡に押され、翌二七年には昔の面影を全く失った。

昭和三〇年ごろは、わずか一〇数軒になった業者が、新製品として紙紐なひじによる輸出用バッグ・裁縫箱・荷作り紐等の分野を開拓し、絶えざる努力を続けていた。

から紡織物 最初に、がら紡を手掛けたのは、二宮への転換 の花土かど二郎だ、といわれる。撚紙からがら紡への転換は、昭和二三年（一九四八）四月ごろから始まり、同二七まで続いた。昭和二三年から翌年に掛けてがら紡織の研究期で、大体的見通しを得たのは昭和二五年ごろである。

原材料（落綿で作った糸）の生産地である岡崎市（愛知県）は、織機五〇〇台程度で生産しており、一貫作業という強味をもっていたが、販売面で困っていた。その時、津山市は、行商によって製品を全国各地へ行き渡らせ、その勢いは岡崎をしのぐものがあった。また、岡山県南部でも、津山に習い、昭和二七年にはがら紡織物を始める者がいた。二五ごろは、まだ技術が未熟で、中には粗悪な製品もあり、「津山のがら紡」との悪評を被ったこともある。その後、業者の研究と技術の向上により、翌年五月ごろから品質も良くなり、全国的に好評を受けるようになった。

次の表は、津山市のがら紡織物業の状況を表したものである。

工場数の増加の割に工員数・織機台数が増加してい

から紡織物業状況一覽

年	区分		平均日産	ヤール当りの標準目方
	工場数	工員数		
昭和二年	四八	一、〇〇〇人	一五、〇〇〇—二〇、〇〇〇 ^ヤ	七五 ^ヤ
昭和五年	一八	六六〇人	三、〇〇〇—五、〇〇〇 ^ヤ	五〇 ^ヤ
昭和六年	四二	八八〇人	一〇、〇〇〇—一五、〇〇〇 ^ヤ	五五 ^ヤ
昭和七年	四八	一、〇〇〇人	一五、〇〇〇—二〇、〇〇〇 ^ヤ	七五 ^ヤ

(「津山市産業課統計速報」)

ないのは、大きい工場よりも、家内工業的な小さい工場が増加したためと思われる。製品として販売していた物は、ズボン（全製品の八割）・モンペ・作業上衣・シャツ・ジャンパー等で、製品の八割は行商、二割を卸売とし、昭和二七年には、一〇億円を下らない成績を上げていた。

しかし、このから紡も、昭和二七年がピークで、撚紙が衰微していくと同じように、から紡も次第に生産制限・操業短縮を余儀なくされた。その直接の原因は、撚紙業と同じく、昭和二六年四月の綿の統制解除による纖維製品価格の暴落にあるが、津山の行商方式にも問題があった、と言われている。

一方、戦後、津山の織物として作州かすりが多くの人に知られるようになった。これは、明治の中ごろ倉吉か

入され、かすりの自作は衰え、わずかに技術だけを伝え
ていた。

すりが伝わり、作北の農家で、昔から家用として紺木綿・縞木綿を織っていた主婦が、かすり織を手掛けたことに始まった。その後、交通機関の発達によって種々の衣料が移



図62 大一織物有限会社の「作州かすり」
(大一織物有限会社蔵)

昭和二六年設置の岡山県工業試験場津山分場が、このかすりの研究を進め、製品を「作州かすり」と名付けた。一般にも製造工場が生まれ、最盛期には手織・機械織とで年間五万反を生産していた。しかし、これも先進地との激しい競争に遭い、次第に転業していった。現在では、昭和三〇年から始めた小性町の大一織物有限会社だけが手織かすりを続けており、津山の民芸品として知られている。

電気会社の合併統合 明治二八年（一八九五）、立石岐（二宮村）らによって、水力発電所建設が

一時考えられたが、経済的事情で事は進まなかった。

その後、明治三九年一月一日、津山電気株式会社発起人会が開かれ、小沢泰（津山町長）らが、会社設立を出願した。この会社は、久米郡佐良山村に汽力発電所（出力二〇〇キロワット）を建設し、津山町・西苦田村・林田村・河辺村に電力を供給するものであった。明治四一年八月三〇日、鶴山館で創立総会を開き、社長に苅田善治郎（津山・勝間田町）を選出し、資本金一五万円、美作地区最初の津山電気株式会社を設立した。

この津山電気は、その後水力発電が好評であったので、

汽力発電を中止、苦田郡泉村井坂に水力発電所（出力二〇〇キロワット）を建設した。そして、明治四三年四月八日から運転を始め、津山町・西苦田村・林田村の一四四二戸に三五六三個の電灯をつけた。このころ、岡山市の点灯戸数は一五三三戸、倉敷は四七三戸であったから、津山の電灯普及率は極めて高かった。事務所は、津山町の南新座に設置されていたが、明治四二年一月三〇日、二階町に移された。

大正二年（一九一三）のころ、ガス会社が創立され、ガス灯の設置によって電灯の休灯が増加した。その上、料金の不払いなどが起きたので、津山電気は、材料の安いタンクステン電球を使い、窮地を脱した。大正四年三月には、苦田郡羽出村にも水力発電所（出力二〇〇キロワット）の建設に着手し、設備の拡充を図った。

当時、県南では倉敷電灯の外は、どの会社も小規模であった。県内で企業内容の良いのは、県北の水力発電地域を持つ津山電気と、県南の火力発電を中心とする倉敷電灯の二社だけであった。倉敷電灯は、紡績・織物・燃紙などの産業による電力需要が増加したため、県北の水源地域に目を向け、産業の発展を図ることを考えていた。

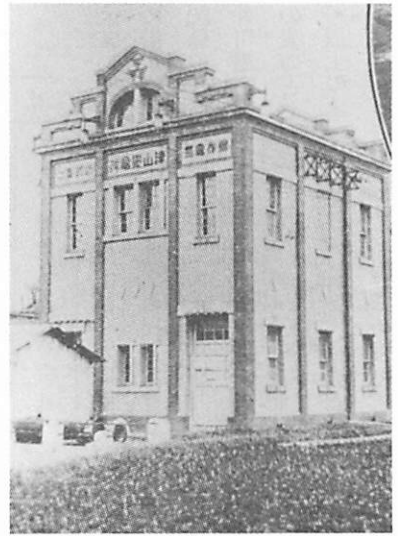


図63 備作電気津山変電所
—小田中—（『津山商工案内』所載）

そして、大正五年六月二一日、津山電気と倉敷電灯とが県下で初めて電力会社の合併を行い、備作電気株式会社になった。

この備作電気の社長は土居通憲（たにのみつ）であったが、倉敷の大原孫三郎が取締役として、初めて県北の電気業界に顔を出した。以後、彼は次第に県北に勢力を伸ばしてくるようになる。大正五年九月、かねて工事中の羽出發電所が完成し、津山変電所に送電したが、更に、備作電気は久田發電所（出力六〇〇キロワット）の建設に着手した。電気業界の発展に連れて、県南や広島県・兵庫県の資本家も、作州が水力発電の適地であることに目を付け、

進出を図る者が出てきた。県南の大原孫三郎は、大正一年一月、備作電気を岡山水電と合併させ、社名を中国水力電気株式会社と改称した。社長に坂野鉄次郎（大阪市）が就任したが、役員は多く県南の者が占め、その勢力をいよいよ県北に伸ばしてきた。

中国水力電気の電力供給区域は、津山電気として創業以来、毎年拡張されていったが、一覧表にすると次ページのようになる。

このころ、県北には、前記中国水力電気の外に、加茂水力電気（大正五年二月、加茂村）、吉井川電力（大正九年五月、佐良山村）、美作電気（大正七年九月、林野町）、香々美電気（かがみ）（大正九年九月、香々美南村）、勝田水力電気（大正一〇年一月、勝田村）、吉野川水力電気（大正一〇年一〇月、大原村）、久米水力電気（大正一二年五月、中井和村（なかい））、作陽水力電気（大正一二年五月、新庄村）、湯原水電（大正一二年五月、湯原村）、真庭電気（大正元年一月、勝山町）が開業していた。

右のうち吉井川電力は、初め、山陽電化工業と呼び、苦田郡の土居通憲らが、苦田郡中谷村入（なかや）に発電所（出力七〇〇キロワット）を設置、工業関係への電気利用を考

中国水力電気株式会社の電力供給状況

（『みまさかの電気の歴史』）

会社	年	電力供給区域
津山電気株式会社	明43	津山町、西苫田村、林田村
	44	二宮村
	大1	勝間田町（現勝央町）、河辺村、南和気村の一部
	2	奥津町の一部
	3	豊国村の一部
備作電気株式会社	4	高野村、院庄村、田邑村、南和気村、豊国村、大崎村、吉岡村、久米村
	5	奥津町の一部
	6	一宮村、東一宮村、勝加茂村、新野村、広戸村
	7	羽出村、広野村
中国水力電気株式会社	10	久田村、泉村
	11	富村、美和村、加美村
	12	高取村、上斉原村、勝山町の一部、北和気村の一部、滝尾村、高田村、高倉村、神庭村、東苫田村、三保村、打穴村、倭文東・中・西村
	14	鶴田村、竜山村

えていた。事務所を佐良山村一方に置き、発電所の建設に掛かったが、水利問題で村民と対立し、結局、水利に關係のない位置を選び、大正九年四月、社名を前記の吉井川電力として発足した。その電力供給区域は次ページの表のとおりである。

以上のように、各社は、資本の増大と施設充実のため、合併統合を行ってきたが、その都度、県北の企業は南部

資本に圧迫されることが多かった。吉井川電力の合併について、当時の『衛生相互新報』は、南部勢力の進入を警戒して、次のように述べている。

大原系の巨資を擁する中国水力電気会社は、最近吉井川電力会社に向かって合併の議を提出してゐる。（中略）かつて津山電気が県南の倉敷電灯と合併し備作電気となり、更に岡山水電と合併、中国水力電気となったため、津山町民は幾多の不便不利を蒙り、其誇りを傷つけられた。其苦い経験を有する。（中略）吉井川電力の株主は、其九分九厘まで美作五郡の人士で、然も、零細なる株主が多数を占めてゐる。吉井川電力は、美作唯一の大事業会社であるとともに吾が作州の誇りである。

以上のように、南部資本家に屈せず、作州のためにその誇りを傷つけないことを訴えている。結局、吉井川電

吉井川電気株式会社電力供給区域
(『みまさか電気の歴史』)

年	電力供給区域
大 9	佐良山村、久田村
11	中谷村、小田村、郷村
12	福岡村
14	香々美北村、土居村、福山村 北和気村、美和村、河内村 川東村、木山村、津田村

力は中国水力電気とは合併せず、豊富な電源を有する山陽中央水電と、大正一五年三月に合併した。

一方、先の中国水力電気は、その後、備中電気・吉

野川水力電気・勝田水力電気を買収して、一層強固なものになり、大正一五年三月二日、中国合同電気株式会社と改称した。このように、大正期の美作地区における電気会社の合併は、次ページの表のように激しいものがあった。こうして、県下では、中国合同電気と山陽中央水電とがともに拡張発展していった。中国合同電気は、その津山営業所を昭和一〇年（一九三五）、二階町から山下（旧市役所東側）に移転した。

昭和一四年、中国合同電気は、県北の四電気を吸収合併し、昭和一六年には、山陽中央水電を合併して山陽配電となった。そして、県下を二分していた電力供給が、こ

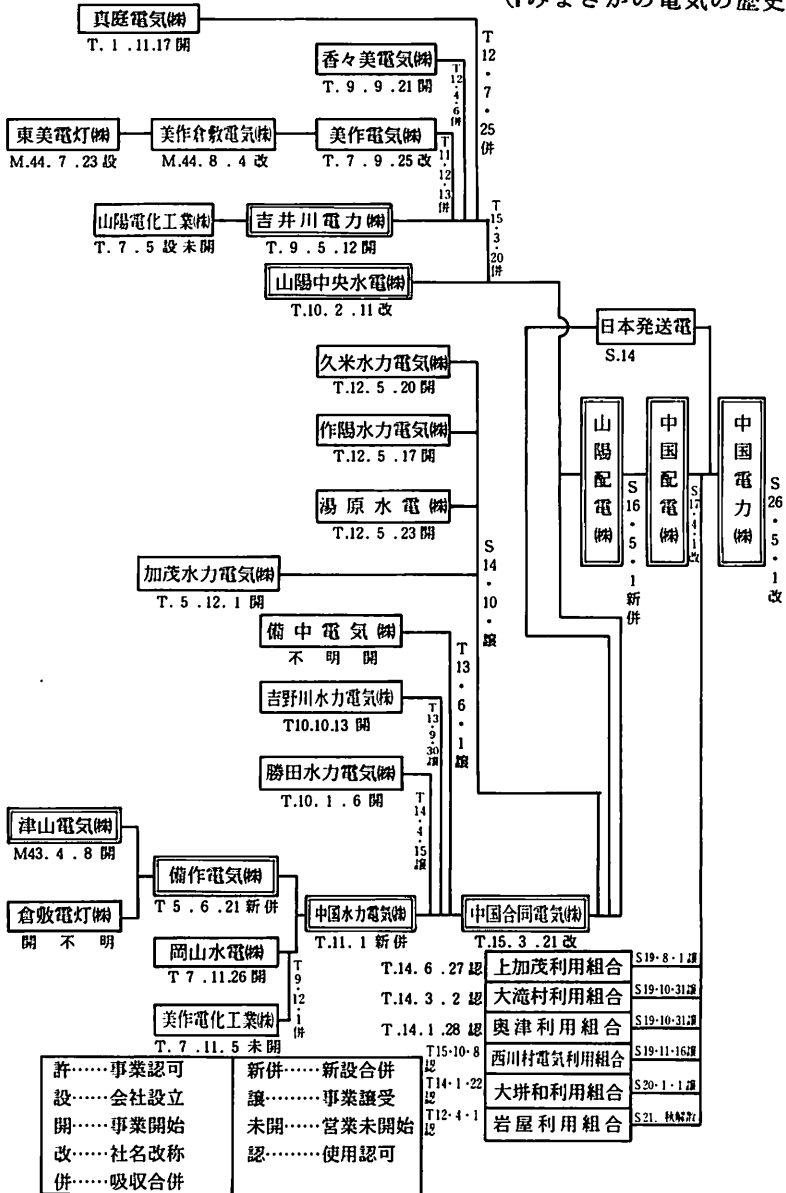


図64 元中国水力電気株式会社津山営業所
一津山市山下一

こに初めて一本化されたのである。更に、昭和一七年には、配電統制令により、山陽配電は創立後一年で中国配電株式会社となった。戦後の昭和二五年一二月、ポツダ

中国電力津山営業所管内電気事業沿革図

(「みまさかの電気の歴史」)



ム政令により、電気事業の再編成が行われ、翌年五月、今日の中国電力株式会社が発足した。

ガス会社
の開 設

明治四四年（一九一一）一〇月四日、田中小太郎（名古屋市）ら七人の発起

によって、津山石炭瓦斯^{ガス}会社を設立することになり、その事業許可申請を東京瓦斯協会が代わって行った。これが津山のガス事業の始まりである。この瓦斯協会は、全国各地の都市にガス会社を設立し、その数三九社に及んでいたから、当時としては、この分野で相当な力をもっていたようである。

明治四五年三月九日、岡山県知事大山綱昌が事業の許可を与え、同年三月一八日、苫田郡長から津山町長へ、「其町ニ於テ田中小太郎外六名ヨリ瓦斯営業申請中ノ処、別紙命令書ヲ付シ本月九日許可相成候。」と連絡があり、許可条件として、

第一条 許可ノ有効期間ハ廿五ヶ年トス。

第二条 許可状下付ノ日ヨリ起算シ三ヶ月以内ニ工事ニ着セズ、又、一ヶ年以内ニ開業セザルトキハ、許可ハ其効力ヲ失フモノトス。

第三条 免許人ノ申請ニ依リ、正当ノ理由アリト認ムル

トキハ、第一条ノ期間ヲ伸長スルコトアルベシ。
第四条 （以下略）

（「津山石炭瓦斯会社書類綴」）
が示され、以下安全対策についてこまごまと命令された。ところが、明治四五年七月二日、石炭瓦斯製造所の位置変更の届け出があり、大正元年（一九一一）八月二

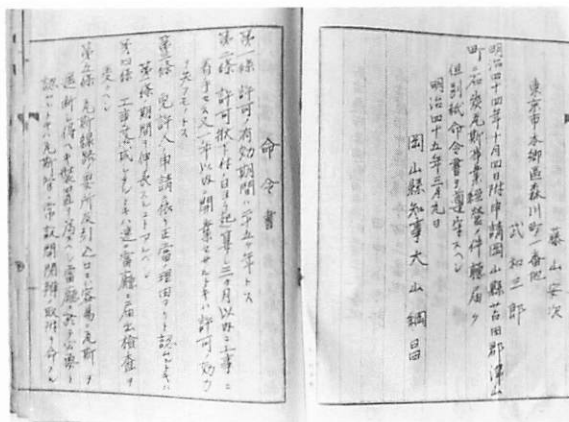


図65 津山石炭瓦斯会社の事業許可書
（津山郷土館蔵）

三日許可に
なっている。
最初の計画
では、西苦
田村大字小
田中字原南
二二四八番
の一（現在
の筋違橋西
側、一七九
号線吉井川
土手沿い）
となってい
たが、実際

は白加美神社下の畑の中に建ったから、位置変更の届け出というのは、この事であろう。

その後、津山石炭は経営者の交代、社名の変更等があったようであるが、明らかでない。大正二年一月二十八日に、大正瓦斯会社（津山石炭瓦斯会社が改名）と山陰瓦斯会社が合併、社名を関西瓦斯株式会社津山出張所に改め、操業を続けていた。

しかし、大正六年九月、第一次大戦の影響を受け、石炭の暴騰とその運賃の高騰が大きな打撃となり、会社は毎月五〇〇円の損失を出し、経営を持続することが不可能になった。廃止の連絡を受けた津山町の町会では、「会社より申し入れのあった瓦斯事業廃止は、記念として町へ五〇〇円寄附されても、便利な瓦斯を今更廃止することは文明の逆行であり、徳義にも欠ける。更に、調査委員を決めて、会社の経済状態を調査せよ。」（「津山町会議事録」ということになり、平尾賢治ら七名が委員に選出された。

同年九月一八日の町会では、「物価の騰貴は大戦終了後も続き、到底下落は考えられない。このままでは会社は破滅する。」「五〇〇円の寄附は少ない。」「敷地を全部

寄附させよ。」など、いろいろな意見が出たが、結局、九月二日の町会で、「会社は苦境に陥り、四国の出張所も廃止する状態であり、寄附も一三〇〇円の外に保証金を八〇〇円提供する。」との調査報告があり、ついに会社の廃止を承認した。

会社の閉鎖後、埋設していた鉄管を掘り上げ、大戦で鉄が値上がりしたため売り払った、といわれる。こうして、最初の津山のガス事業は終わりを告げた。

関西瓦斯株式会社が閉鎖されて後、ガスの利便さを知った町民は、ガス廃止の不便さを痛感していた。この時、福岡県の鉱業所に勤務していた植月俊雄が帰郷して、淀川正充ら七人とガス事業の計画を進め、大正一〇年一月二日、認可を得た。

翌一一年二月二七日、津山瓦斯株式会社を創立、初代社長には淀川正充が推され、植月俊雄が常務取締役兼技師長として、専ら工場の設計と事業経営の衝に当たることになった。

大正一一年五月一九日から、津山町大字林田町（現在地）に工場を設け、一部ガスの供給を開始した。工場内の諸機械・ガス溜どぼは英国製で、青森瓦斯会社が廃業した

のを譲り受けて建設した。ガス供給用鉄管も同会社の掘り上げ品を使用したので、資金は約三分の一を節約することができた。大正一二年一二月には玉島瓦斯株式会社を買収し、支店を経営するまでになった。

当時の営業状態を「衛生相互新報」は、

津山町における需用家 約一、〇〇〇戸

津山町毎日瓦斯供給高 平均三七、〇〇〇立方呎

津山町瓦斯本管延長 三五、二二七尺

(含津山東町)

津山町瓦斯引用火口 熱用二、二二二口

灯用 五六七口

と報じている。一方、買収した玉島支店は、拡張を続けていたが、大正一三年二月、買収後約一年で水島瓦斯へ譲渡した。

明治から大正末期まで続いた工業関係業者

業者名称	創業	町名	業者名称	創業	町名
日本柳織(株)	明40	中之町	浮田商店(合名会社)	明45	伏見町
前田燐寸函(株)	明32	鉄砲町	荻田酒造所	宝暦8	勝間田町
			鈴木製紙工場	明42	上之町
			美作鑄物(株)	大2	鍛冶町

(「津山商工案内」「津山町現勢調査簿」「津山町勢要覧」)

その後、津山の方は順調な経営が続けられたが、昭和一五年四月、ガス使用の制限が始まり、戦後の昭和二四年八月の制限廃止まで、縮小経営をせざるを得なかった。昭和二八年五月、通産省の指示により、都市ガス施設拡充第一次五箇年計画を策定して実施に移し、その後も、第二次拡張を実施するなど、拡張を続けて今日に及んでいる。

その他の工業

津山の工業は、中国鉄道開通前は紙・糸・足袋などの製造業の外、あまり見るべきものがなかった。開通後、多くの先駆者によって、各種の製造業が始まったが、景気の浮沈が激しく、折角の店も廃業者が多く、明治から大正末期まで続いた業者は少ない。現市場において、大正末期まで続いている主な業者は、次のとおりである。

橋本足袋工場	明25	安岡町	津山木材(合資)	材木町	景山鉄工所	明32	鍛冶町
中島鉄工所	明25	上紺屋町	山崎商店(合資)	材木町	鞍懸石材工場	明30	鉄砲町
美作製紙(株)	明29	山下	中国水力電気(株)	二階町	明治飲料(株)	明43	津山東町
久山醬油店	明29	二宮村	中尾製紙(株)	西苦田村	坂手製綿所	明治初期	東新町
	明15	明43	明40	大2	明15	明43	明40

大正時代は、この時代に入ってから創業したものでも、
 数年で廃業する結果となった業者が、十数社に及んでいる。
 しかし、その反面、時代に即応した製氷・牛乳・飲

料水・ガス・瓦^{かわ}などの新しい種類の製造業が生まれ育っ
 ている。その主な生産業者を挙げると、次のとおりであ
 る。

大正時代創業の生産業者一覧

(津山商工業内)

業者名称	創業	町名	業者名称	創業	町名	業者名称	創業	町名
津山タオル製織(株)	大9	二階町	津山和紙製造(株)	大6	津山東町	津山初雪(株)	大8	京町
美作林産(株)	大8	西今町	朝日酒醸造(株)	大8	林田町	津山ガス(株)	大11	林田町
美作製氷(株)	大8	南新座	鶴の友商会	大14	南新座	朝日チエン(株)	大14	田町
梶村帽子原料製造工場	大4	東新町	中島醸造場	大6	津山東町	河原製材所	大9	二宮村
敷島瓦(株)	大12	西今町	郡足製絲津山分工場	大5	二宮村	津山足袋(合資)	大13	東新町
秋山商店	大9	津山東町	入江商会	大11	堺町	津山製函(株)	大14	山下

第三章 産業・経済の発展

下の表は、大正一二年（一九二二）の津山町から移出した主な工産物とその金額である。

大正の末には、津山の古くからの産物に加えて、木材・鉄工・食料関係の産物が新しく生産されるようになっていく。

さて、昭和に入ると、津山は、作備線・因美線などが相次いで開通し、交通の上から、いっそう県北の商工業の中心的位置になった。しかし、昭和六年の満州事変から引き続く戦争は、商工業の発展に

津山牛乳(株)	大14	西苦田村	中国飲料(株)	大7	鳴玉鉦泉飲料(株)	大14
美作窯業(株)	大8	西苦田村	中央飲料(株)	大12	作陽製材(株)	大7
			新魚町		材木町	東新町
						田町

津山町主要工産物移出額 — 大正一二年 —

〔苦田郡誌〕

品名	金額	品名	金額	品名	金額
絹織物	二八二、一〇〇円	杉角材	三三、〇〇〇円	帽子原料	二五、〇〇〇円
生糸	六〇〇、〇〇〇円	杉板	七四、〇〇〇円	鋳物	一五〇、〇〇〇円
玉糸	六〇、〇〇〇円	松角材	四五、〇〇〇円	鉄工品農具機械	一五〇、〇〇〇円
綿織物	三六、〇〇〇円	松板	七八、〇〇〇円	稲こき	五四、〇〇〇円
女帯地	四六、六七五円	杉丸太	三九、〇〇〇円	洋鉄	三〇、〇〇〇円
足袋	一〇〇、〇〇〇円	建具類	四五、〇〇〇円	陶磁器	四九、二二〇円
タオル	八四、四六〇円	箆筋	七〇、〇〇〇円	菓子	五〇、〇〇〇円
板紙	一八〇、八〇〇円	経木材料	二〇、〇〇〇円	清涼飲料水	二二、一三〇円
和紙類	四四、一〇〇円	指物	四〇、二八〇円	氷	二四、四六三円
和半紙	二二、〇〇〇円	柳行李	五四、〇〇〇円		
唐草紙	二六、四〇〇円	竹器	三〇、〇〇〇円		

転廃業者一覧表
 (「津山市事務報告」)

営業 家族内一部 継統	営業 廃止	雇 のため 転業	一 家 転 業	区 分 移 転	年 度	
					昭 和	一 九 一 八
四二名	二四三 六一戸 三名	三二二名	一八戸 四七名	移転なし	六	昭 和
八名	一三三 三戸 三名	六名	一八戸 五二名	県内外移転	一	一 九 一 八
五〇名	二五六 六四戸 六名	三八名	三六戸 九九名	計	六	七
一二二名	一六七 七五戸 七五名	五二名	八七戸 三五五名	移転なし	七	昭 和
四五名	二一五 五戸 一名	五四名	二七戸 九八名	県内外移転	一	一 九 一 八
一六六名	七三六 七三六名 六名	一〇六名	一四戸 四五三名	計	七	一 九 一 八
一九五名		五二七名		計	一八	

いろいろな影響を与えた。昭和一二年の日中戦争開始のころから、一般の物資は次第に窮屈になり、生産のための原料入手も年とともに難しく、物品の販売は統制され、厳しい戦時体制になった。そのため、中小工業者は、少ない物資の円滑な需給を図るため、整理統合され、余剰人員は軍事産業の雇用に回された。

商工業者の整理統合は、市の勤業課の指導で行われ、昭和一五年、美作菓子工業組合・美作布綿縫製品工業組合・津山竹工品工業組合など一二二組合が生まれ、翌一六年には、津山繊維製台叩小売商業組合・津山製麵組合・津山呉服商組合・津山鶏卵配給組合など一〇組合が生まれた。

昭和一七・一八年には、更にこれらの小売商組合の再編が行われ、一九年には、工業部門の豆腐製造業・製粉業・精米業・製靴業・醬油製造業など、多くの企業の統合整理が行われた。

こうした整理により、転業する者、廃業する者が続出し、職を求めて県外へ転出する者、廃業して軍需産業へ雇用される者などが、次の表のようにさまざまであった。

昭和一九・二〇年の転廃業については明らかでないが、残った業者は極めて限られていた。ただ、津山にも軍需工場として、昭和一七年には、郡是津山航空機製作所・津山重工業株式会社・梶村工場など、一八年には、安田

第三章 産業・経済の発展

昭和二十一年・二十八年工産物比較表				昭和二十八年工産物比較表			
種別	工場	職工	生産高	種別	工場	職工	生産高
蚕糸類	二	一、三二六 _人	二、八〇六、三九四 _円	紡績製品	三七	八四〇 _人	五二六、一二三、〇〇〇 _円
製綿	七	一六	七三、一八八	衣類・身回品	八	一五五	九四、四一三、〇〇〇
洋織物	四六	一一三	一四九、五一五				
絹織物	二	二四	二七、三〇〇				
晒染物	三	四	一、八五〇				
菓子類	二八	五八	五〇、三二四				
漬物・製氷	六四	一〇七	一七九、〇七五				
酢・醬油・味噌	二二	二一	二五、八〇〇	食料品製造	一〇四	五二二	六七七、六三六、〇〇〇
豆腐・油揚	二六	六七	一〇〇、二〇四				
滑酒	三六	六一	三八、四三〇				
その他食料品	八	七五	二一八、三三〇				
木製品その他	一三	二八	八六、〇四七				
	八三	一八三	一五六、四五〇				

昭和二十一年・二十八年工産物比較表

(津山市勢要覧)

鉄工所・津山精密機工作所・津山啓正式特許品製作所など、更に一九九年には、中国航空・昭和航空・中国单板・日本樹脂など、多くの工場ができた。こうした戦時下の特別な商工業の時代が続き、昭和二〇年の終戦を迎えた。

戦後も、商工業はしばらく苦しい時が続いたが、復興の努力が実を結び、軍需産業は平和産業に戻り、転廃業者も多く復帰した。そして、昭和二十八年には、次の比較表のように、戦前の状態にまで戻ることができた。

竹細工	九	一三二	一〇八、五〇〇	家具裝飾品	二二	一五四	五一、五四八、〇〇〇
杞柳製品	一	一三	一九、五四五	木材・木製品	四〇	四三九	二九六、〇四五、〇〇〇
帽	四	二五	九、二四八				
経木唐草	一三	三四	一五、一二〇				
傘・提灯	二〇	四二	一九、九四八				
和製紙	七	九四	二五二、三九〇				
加工製紙	一〇	一一九	三九三、五〇〇	紙類似品	一四	三三八	三〇七、九二四、〇〇〇
紙材	六	二七〇	三四二、〇四二	印刷・出版類	一三	一一〇	三一、九〇四、〇〇〇
印刷製本	二二	四七	四八、〇九〇				
鑄物・金属製品	三一	七八	一一五、五三五	金属製品	一四	九二	五一、九三三、〇〇〇
機械器具類	三四	二〇〇	一九〇、八三九	機械製造	一一	一七四	八一、三五五、〇〇〇
ガス・コークス	一	八	三六、九七四	石油・石炭製品	四	七	三、一二四、〇〇〇
瓦・土管・陶磁器	二九	一一〇	一一七、七四四				
石細工	一四	三九	三五、六六〇	ガラス・土石製品	一八	一七一	四八、六六四、〇〇〇
皮革その他	五三	八七	九六、八七六				
計	五八三	三、三八一	五、七二四、九〇八	計	二八四	三、〇二二	二、一七二、六六八、〇〇〇

この兩年度を比べると、古くから津山の産物として、産額の上位を占めていた繊維類・紙類・木工類は相変わらず主要な産物となっている。市内全体から見ると、工場数は半減しているが、職工人員は変化していない。これは、

戦前の家内工業的な工場が、次第に規模を大きくしたものではなからうか。総生産額は、インフレの影響もあり、金額的には著しく増大している。

三、商業の発展

商業の概要

明治四四年（一九二一）二月発行の

『津山案内記』は、津山商店街につい

て、「往來の殷賑なるは、国道に沿へる西今町・宮脇町・

坪井町・三丁目・二丁目・元魚町・堺町・京町・伏見町・

材木町等なり。以上十ヶ町は、店頭いづれも櫛比し繁盛

津山町・津山市職業別人口調査表

区 分	大正一三年（『町勢要覧』）		昭和二五年（『市商工名鑑』）	
	人	%	人	%
農 業	二二六人	一・三	二二、七〇〇人	二四・六
工 業	三、一五一	一八・四	二二、〇四四人	二三・三
商 業	五、九五〇人	三四・七	一一、一八〇人	二一・六
交 通 業	七〇五人			
公務自由業	一、一九六人			
その他有業者	一、五六八人	四五・六	一五、七二二人	三〇・五
家事使用人	一四〇人			
無 職 業	四、二一九人			
計	一七、一五五人	一〇〇・〇	五一、六四五人	一〇〇・〇

をきはめ居れり。」と、記している。中国鉄道開通後のしばらくは、津山駅（現津山口駅）が津山の玄関であり、商店街も西寄りの坪井町を中心とした町が最も栄えた。大正一二年（一九二三）八月、現在の津山駅が新設され、作備線がつき、次いで、昭和一一年四月、姫津線が全通すると、津山の玄関は現津山駅前地区になり、それに続く商店街の京町・堺町・元魚町・二丁目・三丁目、町の中心になっていった。

さて、津山市の職業別人口から商業に従事している人の状況を見ると、上の表のように大正一三年の市制施行前は、全人口の約三分の一が商業人口であり、工業人口をやや上回っていた。ところが、昭和二五年（一九五〇）の人口は、七箇町村を合併した後であるため、商業人口は約二倍になったが、全体との比は約五分の一に減少している。一方、工業人口が商業人口を上回ってきており、津山も、工業が次第に盛んになってきたことを物語っている。次に、津山の商工業者を業種別に分けてみると、次ページの表のようになる。

商工業者業種別戸数比較表

大正一三(「津山町勢要覧」)																			
倉庫業	運送業	運送業	印刷業	旅人宿業	代理店業	周旋業	請負業	物品貸付業	金銭貸付業	銀行	料理店業	飲食店業	問屋業	市場・職工業	製造業	行商	物品販売業	業種名	戸数
三	一五七	一〇	一二	五三	二四	二九	二六	一一	六五	三	七六	五三	一三	二二八	二七五	一六一	一、一八八		
昭和二五年(「津山市商工名鑑」)																			
倉庫業	小運搬業	運輸搬業	印刷製本業	旅館業	緑地工事業	塗装・電気・官	左官	大工	土木建築業	質屋業	保険証券業	銀行	鮎委託加工業	飲食喫茶業	製造卸売業	小売業	業種名	戸数	
三	五三	一三	一八	六三	三一	四九	二〇七	二〇	三九	二二	一一	四	一五一	七六九	一、一三五				

計	二、七〇一	計	三、二八九	理髮業	六八	理髮美容業	九〇	湯屋業	一六	湯屋業	一八	写真業	六	写真撮影業	一八	貸席業	一	貸席業	一六	人寄席業	四	興行業	一〇	遊芸師業	七	娯楽遊戯業	一四	仲立業	二	仲立業	七	代書業	五	司法書士その他 弁護士・計理士	一五	芸技	九五	仲居	二五	医師・歯科医	七五	産婆	二二	助産婦	二四	漁業	四七
---	-------	---	-------	-----	----	-------	----	-----	----	-----	----	-----	---	-------	----	-----	---	-----	----	------	---	-----	----	------	---	-------	----	-----	---	-----	---	-----	---	--------------------	----	----	----	----	----	--------	----	----	----	-----	----	----	----

この表は、兩年の業種の似ているものをまとめて比較したものである。人口の自然増と市制施行に伴って調査区域が拡大したのに、どの業者も若干の増加をみせているだけである。これは前に述べたように、編入区域に商

第三章 産業・経済の発展

鯛 鮮 魚	112,000	59,500
その他鮮魚	400,000	220,000
絹織物着尺地	240,000	230,000
綿織物着尺地	100,000	99,000
足 袋	105,000	107,000
メ リ ヤ ス	120,000	100,000
繭	1,690,000	748,000
帽 体 原 紙	120,000	
自 転 車	192,000	127,500
櫟 及 雑 木	590,000	60,000
石 炭	114,000	20,000
大豆・油粕	137,000	143,000
人 造 肥 料	300,000	306,000
硫酸アンモニア	169,000	170,000
小間物化粧品	220,000	180,000
刻煙草・巻煙草	369,000	243,000
木 炭	260,000	183,000
三 極	245,000	265,000
洋 鉄	300,000	248,000
洋 品 ・ 雑 貨	120,000	84,000
薬 品	100,000	80,000
生 糸	—	770,000
節 絹	—	108,000
板 紙	—	233,000
帽 子 原 料	—	180,000
陶 磁 器	50,000	100,000

工業者の少ないことを示している。ただ、建築・医療・司法・計理関係だけが目立って増加を示しているが、これは、世の中の進歩に伴い、新しい業種が誕生した結果と思われる。一方、運送関係はトラック・汽車等の発達により、小規模運送業者の減少をみたものであろう。また、全く姿を消しているものに、漁業・芸技があるが、時代の変化を物語っている。

さて、大正時代における津山の商品流通状態を移出入の面からみると、次の表のとおりである。

これは、ごく一部の物であるが、ほとんどの物が他府

津山の商品移出入状態
 (「津山町勢要覧」大正13調)

品 名	移入価額	移出価額
米	2,838,000 ^円	1,606,000 ^円
麦 酒	67,500	55,500
鯉 節	25,000	21,000
赤 砂 糖	64,000	53,000
清 酒	112,000	127,500
煮 乾 鰯	162,500	143,000
塩 魚	100,000	88,000
果 実	150,000	115,000
角 砂 糖	395,000	282,000
菓 子	150,000	100,000

県から移入され、それを美作一円に移出し、津山は仲買的商業を行っている。移出入の額の差が、津山で消費されるものと思われる。津山で生産される物は、生糸など若干の物に限られていた。

昭和に入ってからは、商品流通状況を示す適当な資料がない。ただ、下表のような、昭和三〇年の津山駅における発送品・到着品の品名と量を示した資料による外ない。当時は、大量貨物の輸送は大部分貨物列車で行っていたので、表により、当時の津山の商品流通状況の大体を把握することができる。

この表と前記大正時代の表とを比較すると、特産品であった生糸・繭・絹・紙類がほとんど姿を消し、発

津山駅品目別発着トン数一昭和30年一（「津山市の商工業」）

区分		発 送 ↓	到 着 ↓	区分		発 送 ↓	到 着 ↓
品 目	品 目						
米		691	220	石 油 ・ 酒 精		10	3,030
麦 ・ 小 麦 粉		203	1,396	セ メ ン ト		25	2,361
馬 鈴 薯 ・ 甘 藷			65	紙 ・ パ ル プ		10	88
機 械 ・ 車 両		1,101	425	金 屑		2,341	90
鉄 ・ 銅		89	366	礦 鉱 石		640	292
魚 介 類		200	1,943	砂 利		2,025	7,919
工 業		55	171	石 灰			35
煙 草			188	野 菜		26	112
木 炭		331	9	ビール・サイダー			414
薪		1,561	76	果 物			1,207
木 材		15,853	623	砂 糖			648
肥 料		122	5,322	石 灰 類			582
織 維 製 品		174	188	そ の 他		11,360	15,081
家 畜		2,135	160				
石 炭		86	18,786				
コ ー ク ス		358	892				

送量の最も多いのは木材で、金屑・砂利・家畜がこれに次いでいる。移入する物は燃料が多く、肥料・食料・建材がこれに次いでいる。



図66 坪井町商店街（『津山坪井町の歩み』所載）

この移出入の関係は、当時、津山が山間の小都市で、海から遠く離れ、商工業がまだ発展をみせていなかった

たことをよく物語っている。

さて、商店街は商店の発展を願い、いろいろな対策を立ててきた。古くは、第六巻記載の富くじ（明治三十一年）や、続く明治三十三年からの坪井町誓文払いがある。坪井町は、当時、津山の商店街の中心であったので、発展策も他町に先んずるものがあった。この誓文払いは、今井辰蔵らが始め、隣接商店街も加わり、更に、大正一四年の暮れからは、津山商工会が主催して、町全域にわたる誓文払いへと発展し、今日に至っている。

また、夏の夕暮れ時、市民の商店街散策を目当てにして、昭和二七年から土曜日が開かれた。これも誓文払いと同じく坪井町から始まり、市民の生活も安定し始めた時であったので、次第に反響を呼び、二八年には二丁目・三丁目に加わり、三〇年には元魚町・京町・堺町と広範囲にわたった。呼び名も、土曜日・土曜夜市・土曜廉売夜市・ハダシ市などがあり、趣向を凝らした宣伝策が採られ、市民を楽しませる商店街夏の行事になった。

次ページに、参考のため、物価の一部について比較表を記しておく。

物価比較表

物品	年	大正一三年	昭和一七年	昭和二五年
物品	年	大正一三年	昭和一七年	昭和二五年
白米一升		三九銭	二八銭	八五円
大麦一升		一二銭	二〇銭	六〇円
甘藷一貫		二八銭		四五円
馬鈴薯一貫		三五銭		一三〇円
清酒一升		一円〇〇銭	一円五〇銭	並上 五九一〇円
醬油一升		四五銭	五〇銭	五六円
牛乳一合		八銭	一二銭 一五銭	一二円
生鯛一〇〇匁		二三銭		二二円
うどん		五銭	五銭 一五銭	二〇円 三〇円
晒木綿一反		九八銭	四円〇〇銭	白木綿 八〇〇円
銘仙一反		一三円三銭	二〇円〇〇銭	
木綿足袋一足		三三銭		九〇円
散髪		三〇銭	三〇銭	八〇円
松板一坪		二円一〇銭		五五〇円
物品	年	大正一三年	昭和一七年	昭和二五年
味噌一升		九銭	三三銭	一〇〇円
煮干一〇〇匁			三三銭	一〇〇円
砂糖白一斤		二八銭	二〇銭	一〇〇匁 三〇〇円
牛肉一〇〇匁		三三銭	八〇銭	九〇円
とうふ一丁		四銭	一〇銭	二二円
鶏卵一個		一〇匁	三円六二銭	一俵 一五銭 一〇〇銭
木炭		七二銭	二〇銭	二二五円
マッチ一二袋		四銭	五銭	一〇円
あげ一枚		四銭		
日雇農	男女	八〇銭 七〇銭	二円二〇銭 二円〇〇銭	一円五〇銭 一円二〇銭
鐵道岡山まで		一円三三銭	一円二〇銭	二二〇円
下駄一足		二五銭	一円四〇銭	三五円
はがき一枚		一銭五厘	五銭	五円
宿泊料一泊		二円〇〇銭	一八〇〇円	

(「町勢要覧」郷土年鑑「津山坪井町のあゆみ」)

商工会議所
の
発
足

津山商工会議所は、新しい商工会議所
法に基づき、昭和五年(一九三〇)三

それ以前は、明治三五年(一八九二)、当時の商工業
者の一部有志が、津山実業組合を作ったことがあるが、

月二二日申請、同年四月八日認可、設立された。

その後、大正五年(一九一六)、改めて、津山産業協会



図67 津山商工会商品陳列所

—二階町—（『津山商工案内』所載）

商店会

津山の商工界には、公的性格を持つ商店会議所の外に、古い歴史をもつ全国的組織の専門店会や、戦後誕生した津山市商店街連盟・津山模範店会等の組織がある。

専門店会が津山で発足したのは、昭和十一年（一九三六）一月であった。この会は、商店経営が雑貨の商品販売から専門的商品販売へと移り変わる時代に生まれたものである。津山では、最初、元魚町の一二店、京町二店、新魚町・二階町・二丁目・東新町各一店の計一八店をもって発足し、初代理事長は林喜夫（はやしや文具店）であった。その後、昭和一六年、太平洋戦争勃発に伴って、発足以来五年で中断の形を取らざるを得なかった。

そして、戦後、最初に誕生した会が津山市商店街連盟である。これは、昭和二十二年一二月、小林秀一（京町）らの奔走で生まれ、戦後の疲弊した商店街復興のため、売り出しや花火大会等各種の事業を開催した。昭和二八年一月には、東は兼田から西は院庄までの商店を残らず加盟させ、当時の商工会議所荻田会頭が会長になり、全市的な商店街連盟に発展した。

この連盟とは別に、先に中断していた専門店会が、昭

精進、四五年三月、今日の立派な会館の建設をみるまでになった。

和二五年六月、角田敏太郎（呉服店）ら八名の発起で再結成された。加盟店は二五で、事務所を、最初、橋本家具店（二丁目）に置き、後、昭和二八年現在の二階町へ移し、三六年新しく会館を建設した。

一方、この専門店会の再出発に刺激されて、同じ昭和二五年に、堺町・京町を中心とした中央商店会が誕生。翌二六年には坪井町・二丁目・三丁目・京町・東松原の人たちで津山商店会が結成された。この両商店会が、昭和二六年七月、合併して津山中央商店会（加盟一八〇店）となり、初代会長に末沢島一郎を選出した。その後、津山模範店会と改称、三七年、現在地の大手町へ会館を建設して、チケット販売で経営の合理化を図り、堅実な発展を遂げている。

銀行の移り変わりと津山の銀行は、明治の後半につきつきと誕生したり、解散したりして、大正

時代に変わるころには、二十二銀行津山支店（元魚町）・

津山銀行（伏見町）・津山貯蓄銀行（元魚町）・土居銀行津山支店（西今町）・妹尾銀行（坪井町）・鶴山銀行（田町）などがあった。（『津山案内記』）

大正の中ごろ政府が行った企業統合政策と全国的な金

融恐慌は、地方銀行を次第に大手銀行が吸収する結果になった。津山の銀行も、その例外ではなく、たびたび合併を繰り返すが、その様子を次に述べる。

大正八年（一九一九）には、県南で、大原孫三郎（倉敷）が第一合同銀行（資本金六五〇万円）を創立し、その勢力を次第に拡充していた。一方、県北の津山には、前記の明治から続く民間の三つの代表的銀行である、森本藤吉・荻田善治郎による津山銀行、土居通博・土居通憲による土居銀行、妹尾順平による妹尾銀行があった。

津山銀行は、第六巻にあるように、明治一二年（一八七九）、森本藤吉らによって創立された津山で最も古い民間銀行であった。土居銀行は、明治三〇年田邑村の土居通博が頭取として本店を同村に、支店を西今町に創立し、義弟土居通憲がその支店長になった。土居家は、当時、県北屈指の大地主で、通博・通憲ともに県北の実業界に大きく貢献した人である。

妹尾銀行の妹尾順平は、真庭郡木山村（現落合町内）の出身で、県南の実力者大原孫三郎は、閑谷齋（しんたけ）で彼の二期先輩であった。専修大学卒業後津山へ帰り、初め、兄妹尾與志夫と美作製紙会社を始め、後、兄の経営する普



図68 妹尾銀行東支店 一現津山洋学資料館一

通銀行を譲り受け、明治四三年四月一〇日、妹尾銀行を開いた。彼の銀行経営は、一時、津山銀行・土居銀行をしのぐ発展ぶりを示した。大正九年建設した妹尾銀行

東支店（川崎）の建物は現存（現津山洋学資料館）し、その建築美は当時の繁栄ぶりを表している。

その後、妹尾順平は、政治に心向け、大正九年、衆議院議員に立候補して当選したが、その事が銀行経営に破綻を来す原因になった。そこで、銀行の後事を大原孫三郎に託し、一切の職を辞して東京へ出た。

こうして、妹尾銀行は、大正一一年六月一日、大原孫三郎の第一合同銀行に吸収合併され、その津山支店になった。その後、支店長になった津山駐在重役によって信用が回復され、同店は大正一三年六月、坪井町一番地に石造りの支店を建設した。以後、大原は、この銀行を根城に、県北に勢力をもつことになった。

二十二銀行は、明治四四年二月、津山口の同銀行津山出張所を元魚町に移し、昇格して二十二銀行津山支店にした。そして、大正一二年一月安田銀行（戦後、富士銀行になる。）に合併され、その津山支店になった。

さて、県北の土居銀行は、大正一二年七月二四日、久世銀行・武藤銀行・勝間田銀行・備前加茂銀行・津山中央銀行（元津山貯蓄銀行）など五銀行を合併して、作備銀行と改称した。今一つの津山銀行は、大正一一年落合



図69 山陽銀行本店
—現在は駐車場— (『津山商工案内』所載)

銀行、一三年久米銀行を合併した。そして、更に、この作備・津山両銀行は、大正一三年七月二四日合併して、山陽銀行（頭取土居通博、資本金一〇〇〇万円）を開設し、資本の拡大を図り、県南で大きな勢力を持つようになった第一合同銀行に対抗した。

山陽銀行は、本店を津山町大字京町に開設、支店は山

陽銀行中央支店（元魚町）、山陽銀行西支店（西今町）の外、県北に多くの支店・出張所を開設した。後、県南・香川・広島にまで勢力を拡張し、昭和五年（一九三〇）には支店三九、出張

所三六、代理店四という状態にまで発展した。

第一合同銀行も、県南を地盤として県北・香川・広島・兵庫の隣接県にまで手を伸ばし、支店四一、出張所三二を有していた。

さて、当時の『大阪毎日新聞』は、山陽銀行を次のように評している。

山陽銀行と言へば、わが金融界に於ても特殊の堅実味を持った地方銀行だ。その特徴は、経営が断然田舎臭いことだ。多くの銀行は殆んど必ずと言ってよい程に、資本の集中を目的としてゐる。（中略）資本は流れて中央に集って行く。しかるに、山陽銀行に限ってそれが無い。地方で吸収した資金は、再び地方へばらまいて行くのだ。（中略）土居氏は、敢然その方針を曲げようとしなない。（後略）

この記事によると、地方の金は地方で役立てるというのが、山陽銀行の特色であったようだ。

両行の実績を比較してみると、昭和五年上半期の預金高は、第一合同が六三〇六万二三六〇円、山陽銀行が四〇二万五二六一円で、県北の銀行は、地の利を占めた県南の銀行には及ばないものがあつた。こうして、県内

を二分して対抗している時、大手銀行の各支店がつぎつぎ県内に入り、山陽・第一合同はともに預金者争奪の脅威にも遭っていた。また、明治からの鶴山銀行は、長く庶民金融に役立っていたが、この苦境に抗しきれず、昭和五年六月二十七日、破産の憂き目をみた。

こうした情勢のもとで、昭和五年一月二二日、山陽銀行と第一合同銀行は、ついに、合併の道を選んだ。大原の地の利が土居に勝り、頭取大原孫三郎・副頭取土居通博の中国銀行（資本金一五〇〇万円、本店一・支店六二・出張所七〇）が誕生した。以後、中国銀行は、岡山県唯一の地方銀行になり、県下の金融を広く扱うことになった。

中国銀行は、誕生とともに、京町の山陽銀行本店を中国銀行津山支店とし、更に、昭和八年一月六日、元魚町に新築して移り、旧山陽銀行本店と旧第一合同銀行津山支店を廃止した。

中国銀行の外に、昭和四年八月、農工銀行が津山支店を坪井町に開設、後、坪井町一番地第一合同銀行跡へ移転したが、その後、日本勧業銀行津山支店、三和銀行津山支店へと変わり、現在は山陽相互銀行津山支店となっ

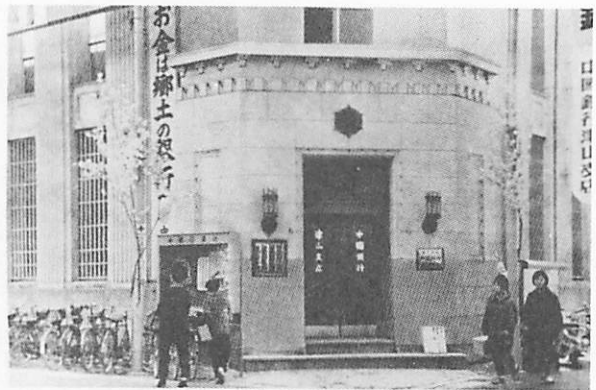


図70 元中国銀行津山支店
—元魚町—（『中国銀行30年史』所載）

ている。

さて、津山にはこれらの銀行の外に、古くから庶民金融の信用組合があった。明治四〇年六月、有限責任津山信用組合（坪井町）が今井辰蔵の力により、

坪井町勸工場（マーケット式に商店が並ぶ通り）の一角に開業された。この信用組合は、組合員一〇六名で次第に発展、事務所が手狭になり、大正二年戸川町に移転した。その後も、町民は、小口融資に便利な信用組合を大いに利用した。

昭和に入り、この信用組合は、二〇年という法的な期間制限があったので、一応解散しなければならなかった。

そこで、新しく昭和二年五月二十五日、有限責任津山相愛信用組合（組合長梶村良次）が設立の認可を得、事務所を引き続き戸川町に置いて開設した。その後、組合はたびたび名称を変え、昭和二六年一〇月、津山信用

金庫（二階町）となった。以上のように、津山の金融界は、大正・昭和を通じ地方銀行の盛衰に連れて、たびたび変わり、結局、昭和三〇年には次のような銀行と信用金庫があった。

津山市内の銀行・信用金庫 — 昭和三〇年調 —

（「津山市勢要覧」）

名称	開設年月日	所在地	備考
中国銀行津山支店	昭・五・一二・二二	元魚町	山陽・第一合同兩行合併。昭八・一一・六京町から移る。
同 津山東支店	昭・五・一二・二二	川崎	昭一〇・三・二二支店となる。それまでは東出張所。
富士銀行津山支店	昭・二三・一〇・一	坪井町	元安田銀行津山支店、昭四六、中銀へ業務を引き渡す。
岡山県商工信用組合津山支店	昭・二八・四・	二階町	
兵庫相互銀行津山支店	昭・二四・七・一	小性町	
三和相互銀行津山支店	昭・一六・三・一六	坪井町	昭四四、山陽相互銀行津山支店と改称。
扶桑相互銀行津山支店	昭・二六・一〇・	材木町	
津山信用金庫	昭・二・五・二五	二階町	昭二六・一〇・一改称。
同 東出張所	昭・一〇・六・二七	川崎	昭二六・一〇・二〇から支店。
同 西出張所	昭・一〇・六・二七	宮脇町	昭二六・一〇・二〇から支店。
同 二宮出張所	昭・一八・一〇・一	二宮	昭二六・一〇・二〇から支店。

第四章
交通機関の発達

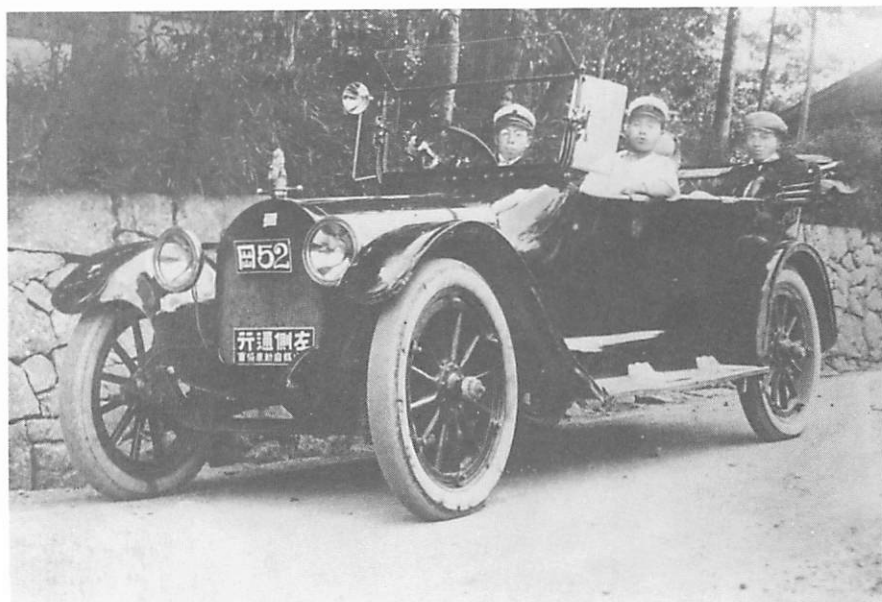


図71 大正時代の自動車（角田教夫氏蔵）

第四章 交通機関の発達

一、鉄道の発達

中国鉄道の
国有化運動

津山が、近代的都市へ発展していくた
めには、鉄道は極めて大きい役割を担っ
ていた。明治三一年（一八九八）、私鉄中国鉄道の津山
（現津山口）―岡山間が開通したことは、津山に大きな
喜びをもたらした。

明治から大正へ入ると、作州の人は、山陰と瀬戸内
を結ぶ鉄道、また、直接阪神経済圏につながる東部への
鉄道、更に、県北西部に通ずる鉄道敷設に努力した。し
かし、これらの鉄道は、大正・昭和初期の経済不況、工
事の難行、会社の倒産等、幾多の困難に遭い、昭和一一

年（一九三六）に至って、ようやく、津山を中心にして
東西南北へ開通した。

まず、中国鉄道について、「市史」第六巻記述以後の
状況を見ると、開業はしたが、経済界の不況によって資
金難となり、予定していた津山―久世―新庄―根雨―米
子に至る津山以北の路線敷設が不可能になった。したがっ
て、中国鉄道株式会社は、津山―岡山間だけで開業した。

当時、鉄道は各地に敷設されたが、経営困難のため、
多くの私鉄は、国有化運動を行っていた。中国鉄道もそ
の例外ではなかった。ところが、明治三九年、鉄道国有
法が公布され、その第一条に、「一般運送ノ用ニ供スル
鉄道ハ、総て国ノ所有トス。但シ、一地方ノ交通ノ目的
トスル鉄道ハ此限リニ在ラズ。」という条項があった。



図72 津山口駅
—大正15年— (江見写真館撮影)

中国鉄道は、山陰まで貫通せず、一地方の交通にとどまったため、全国で一七社の国有化買収路線には入らず、私鉄として営業を続けられないわけにはいかなかった。さて、中国

はいらない。一日何回発車と掲示したらよい。」(『中国鉄道の「大正・昭和期の経営の国有化」』などと噂されるほどであった。)

この時の経営難の理由は、(一)購入石炭の悪質、(二)機関車の不良、(三)給与の低額による社員の不安感などであった。そのため、大正六年九月一〇日、沿線住民の代表者らによって、国有化期成同盟会が結成され(『山陽新聞七十年史』)、九年になって、第二回めの中国鉄道国営移管の請願が行われた。(『津山町事務報告』)

その後、中国鉄道の経営は、旅客運賃の改訂と安田財閥の介入とによって改革が図られ、発着時刻は正確に守られ、収入も増し、経営も順調になって、国有化運動は一時休止した。

鉄道の国有化運動は、前記の鉄道国有法発布当時の最初の運動に続いて、その後、三回熱心な運動を行っている。その第二回めは、大正五年から九年にわたる会社の不況時代で、従業員の給与は、他の同業者に比べて著しく低く、加えて、肝心な列車の発着までが定刻に行われず、一時間や二時間遅延することは普通の状態であった。そのため、沿線住民の間で、「これでは、列車発着時刻表

第三回めの国有化運動は昭和四年で、第五十六帝国議會へ提出した請願が取り上げられ、他の一三線とともに、初めて買収の対象になった。この時、鉄道大臣小川平吉は、「岡山—津山口間の中国鉄道は、作備線・因美線の延長に伴い、運輸系路の統一を図り、今後の建設工事進行に便するため、買収する必要がある。」と説明したが、貴族院で他の五私鉄とともに、再度削除されてしまった。

その理由は、(一)営業成績がよくなるとは考えられない。(二)国鉄の延長線の全通(姫津線)により、貨客減少の恐れがある。(三)公債発行を他の新線敷設に当てた方がよいなどであった。

昭和七年になると、利益率が大幅に低下し、更に、九年には、中国鉄道の経営内容は次表のように、昭和四年の三分の一にまで低下してしまつた。

中国鉄道経営内容
 (『岡大教育学部研究集録』)

年度	区分	総資本額	建設費	純利益	資本利益率
大一一	昭元	一、一六九万円	八四五万円	七二万円	六・二%
大一二	昭元	一、二六八万円	八六八万円	七〇万円	五・五%
四	昭元	一、三五六万円	九〇〇万円	六一万円	四・五%
七	昭元	一、二八五万円	九三五万円	三〇万円	二・三%
九	昭元	一、二七一万円	九六九万円	一九万円	一・五%

当時の中国鉄道は、旅客サービスのため、昭和五年三月二七日からガソリンカーを併用し、単区間をたびたび運転するなど、経営に苦心を払っていたが、なお、住民の不平が続いた。その理由を、『中国民報』は次のように伝えている。

1、作備線(津山―新見)の一部運行開始により、津

山駅から中鉄經由の連絡切符を購入する場合、宇野線と山陽線の姫路までしか求められず、その他は岡山で改めて買わねばならなかった。

2、運賃も高く、作備線全通後、津山から大磯方面に米一トンを移出する場合、作備線から伯備線を回る方が、一円余り運賃が有利になる。

以上のような点から、利用が次第に減少したと思われ、昭和六年十一月、次のような対策を立てたことが報道されている。

中国鉄道株式会社では、今回、津山口駅より岡山駅まで往復乗車に限り、破天荒の乗車賃二円二十銭を發表した。同時に、東津山・津山・院庄各駅より他県への輸送貨物は、新見経由と同額の運賃とし、それ以外に、一トンにつき五銭の割引をなし、且つ、貸切貨車及多数貨物輸送者へは、無賃乗車券一ヶ月二回贈呈するといふ大奮発に、之等関係者は大喜びであった。

(昭和六年十一月二日付) 『津山毎日新聞』
 こうした対策によって、中国鉄道に対する非難はしばらく遠のき、国有化の声も静まったかにみえた。

しかし、その静まりも一時的なもので、第四回めの国

有化運動が起きた。昭和十一年五月二十八日、在京の県選出代議士岡田忠彦らが会合、国有化につき意見を交換した。その結果、積極的運動を展開することを申し合わせ、昭和十三年一月二日、次のような陳情書を建設局長に提出した。

中国鉄道を買収して国有とせられんことを要望し来れるは、既に久しきに拘らず、未だ実現に至らざるを深く遺憾とする処に有^レ之候。

近時当地方国有鉄道は普及して陰陽縦横の連絡殆んど成れるは、地方開発上海に歡喜に堪へざる次第に有^レ之候。

然るに、四国・高松より宇野・岡山・津山を経、鳥取に至る南北最重要線の一部に、延長僅かに八十キロに足らざる私設鉄道の介在する為、鉄道行政上の不便、軍事輸送上の支障夥しきは勿論、地方産業開発に裨益する効用を減殺せる事情等に就ては、茲に更めて縷述するまでもなく、今や一日も早く国有とせられ、以て地方振興上の支障を除き、且つ、国防充実に寄与せられんことを希上候。(後略)

(津山郷土館蔵)



図73 津山駅開設当時 (津山郷土館蔵)

この陳情文の署名は、津山市長中島琢之外、一市五郡の町村長・農会・商工会議所・信用組合・在郷軍人等の代表者一四六名に及んでいた。

しかし、この運動が実を結ぶまでには相当の期間を要した。戦争も末期の昭和一九年四月二八日、他の私鉄一〇線の国有化とともに、中国鉄道も一一七二万円で政府に買収され、同年八月一日、事務の引き継ぎを完了した。ここに作州人多年の念願が、ようやく成就したわけである。

国有化が実現したのは、先の陳情文の内容のように軍事重要路線として認識されたことと、長期間にわたる熱心な運動が効を奏したためである。この国有化と同時に、中国鉄道は津山線と改称され、今日に至っている。

陰陽連絡線 津山から西部への鉄道は、先の中国鉄道の**備線** 道株式会社が岡山―津山―勝山―根雨―

米子への建設を計画して免許認可を得ていたが、現津山口駅までの建設を終わっただけで、中途挫折の状態にあった。

その後、河田繁穂（芳野村出身県議）外八名の発起による、津山軽便鉄道（資本金七〇万円）が、明治四五年（一九一三）四月一七日認可され、津山―加茂間と津山―院庄間の鉄道建設を計画した。しかし、当時の不況のため株の募集が思うに任せず、ついに大正三年（一九一四）

一月、施行開始期限切れのため免許停止となり、計画は挫折した。

その間に、これと時を同じくして東京・大阪・岡山・作州地方の有志岡繁也外二六二名の者が発起人になり、西美鉄道株式会社を設立、津山―勝山両町の間に鉄道を敷設することを計画していた。大正二年五月一日、津山軽便鉄道の津山―院庄間の敷設権利を譲り受け、鶴山館で創立総会を開き、西美鉄道株式会社（初代社長堀田正亨）が発足した。

工事は会社設立後直ちに着手していたが、各種の鉄道敷設に関する問題が起き、かてて加えて、不況のため、株金徴収が思わしく進まず、ついに、中途、西美鉄道会社は、鉄道院にその敷設一切を譲渡せざるを得なかった。西美鉄道の最初の鉄道敷設計画は、図七四のように、津山駅（現津山口駅）から吉井川を渡り、津山市街地に入り、迂回して二宮街道に沿い院庄に至り、再び、吉井川を渡るものであった。会社設立後、工事・軌道購入・枕木購入・砂利購入等の諸契約を結び、土木や橋梁の工事に着手した。ところが、各地の地主から苦情が続出し、線路用地についてまとまらない所が続いた。その上、

鉄道敷設計画について、津山駅（現津山駅）から町へ入らず、佐良山中島を経て、皿山北麓を中須賀に出る線路に変更すべきである、という声が次第に優勢になった。したがって、いよいよ工事は進まず、金は集まらず、役員の不問問題まで起き、会社の存続が危ぶまれた。

この危機に、会社は、加藤平四郎（当時甲府市長）・井手毛三（当時落合町長）の助力を受け、大正五年五月、全役員交替の上、経営立て直しに努力したが、一旦、挫折しかけたものはなかなか回復が困難であった。資金も十分でない上に、物価の高騰が激しかったので、ついに会社は破産に直面した。

しかし、鉄道敷設の念願は強く、会社役員植木誠心・久山知之・株主島田秀和の三人が上京、美作出身の福井三郎代議士を初め、加藤平四郎らの協力を求め、大正六年八月二三日、鉄道院総裁に嘆願書を提出した。嘆願書は、西美鉄道会社の経営不振の状態と、この鉄道は、陰陽連絡、作州西部の発展、ひいては国のため重要路線となる事を述べ、鉄道院において買い上げられるよう嘆願したものであった。この嘆願書は、最後の部分に次のように述べている。

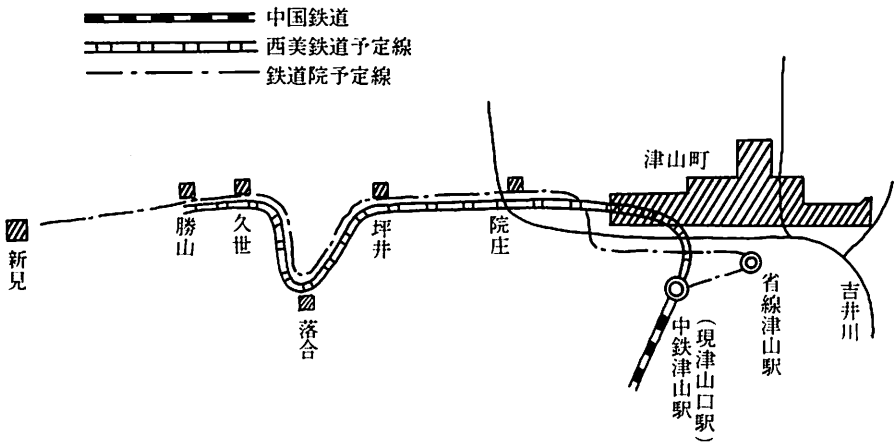


図74 西美鉄道予定敷設路線図

本鉄道既成路盤及び諸材料品ハ、総テ現状ノ儘之ヲ御院ニ提供可致候間、何卒右実状御洞察ノ上、願意御聽許御院ニ於テ鉄道完成方御取計被_レ成下一度。(中略)

又、本鉄道既成工事費並諸材料品代ノ賠償額ニ関シテモ、御院ノ御査定ニ従ヒ、其ノ多寡ニ対シ、毫モ異議申上間敷候。

(「西美鉄道会社の顛末」)

その後、福井代議士らの努力で鉄道院の援助を得、第四十帝國議會に津山―新見間の鉄道敷設案が提出され、可決された。

大正七年七月一三日、西美鉄道会社は解散し、翌年一月、鉄道院總裁床次竹二郎と西美鉄道清算人代表久山莊平との間に、既成路盤と現有諸材料を一七万八七四四円八〇銭とする売買契約が成立した。

こうして、陰陽連絡と作州西部の発展を目指した民間による西美鉄道の敷設は失敗に終わったが、その失敗は国鉄作備線敷設のため、大いに役立ち、その労は十分報いられた、と言えよう。

西美鉄道を買収した鉄道院は、作備線の工事を大正一〇年一月から始め、問題の津山町への進入は避け、図七四のように省線津山駅を造り、二宮に渡り既成路線と接



図75 作備線開通当時の大谷・井ノ口付近
(江見写真館蔵)

続し、約九年六箇月を費やして念願の工事を完成した。工事は、次ページの表のように七工区に分け、津山―津山、津山―勝山間を終わり、引き続き勝山・新見両方面から起工し、一区間ごとの竣工に従って営業を始めた。

津山―津山口間の第一工区は、大正一二年八月二一日営業を開始し、中国鉄道株式会社が経営に当たった。同

時に、中国鉄道の津山駅を津山口駅と改め、作備線の新駅を津山駅とした。因みに、この建設工費は、キロ当たり九万七六四一円、合計七一九万一三四一円と記録されている。

第二工区の

美作追分
 一久世間
 は、追分
 から出雲
 街道に沿
 って久世
 に入る計
 画であつ
 たが、途
 中、落合
 町へ迂回
 する路線
 に変更さ
 れた。そ
 の間の事
 情を『作
 備線建設
 概要』に、

作備線建設工事概要一覧 (「作備線建設概要」)

区	区 間	延 長	期 間		営業開始 年 月 日
			着 工	竣 工	
1	津山～美作追分	19,485km	大10・1・15	大11・7・3	大12・8・21
2	美作追分～久世	15,631km	11・4・10	12・10・8	13・5・1
3	久世～中国勝山	4,888km	12・8・1	13・11・30	14・3・15
4	中国勝山～月田	5,074km	昭3・2・15	昭4・10・10	昭5・12・11
5甲	月 田～富 原	6,557km	3・10・16	5・6・15	
5乙	富 原～刑 部	4,188km	3・10・18	5・7・17	
6	刑 部～岩 山	9,586km	3・12・10	5・2・5	
7	岩 山～新 見	8,243km	1・5・1	3・6・28	4・4・14

本区間線路は、美作追分停車場より出雲街道に沿ひ
 久世町に至る捷徑あるも、地形概ね起伏して長隧道を

要し、一方、落合町に迂回する時は、距離に於て増加
 を見るも、地勢平坦なるを以て、精測の結果、工事費
 低廉なるのみならず、落合町方面の本線利用頗る利便
 なるに鑑み、遂に落合町迂回の線路を採用するに決し
 たり。

と、記されている。

さて、昭和五年七月一七日、建設完了に伴う沿線住民
 の喜びようは実に大きく、昭和五年二月二日の「大阪
 朝日新聞」は、その様子を、

山が掘られトンネルが通じ、溪には鉄梁が架けら
 れて、ペンキの匂ひ高い近代式の駅が建つ、鈍豆煙
 管の老人は、鉄道を眺めては、「えらい変るものぢや。
 鉄道のお陰で四日も五日もかかった出雲詣りも日帰
 りで出来る。有難いこつちや。」と、今更のごとく述懐
 してゐる。きのふまでは、作州から山陰への連絡は、
 わらぢ脚絆の扮装で国境四十曲の難を越えなければ
 ならなかつただけに、鉄道文化讃仰の声は、山野に
 満ちた。

と、報じている。

作備線は、新見で伯備線、津山で中国鉄道に接続し、

いよいよ陰陽連絡線として将来への期待が大きく膨らんだ。

陰陽連絡第二 明治四十二年（一九〇九）、智頭町出身衆
線めの因美線 議院議員石谷伝四郎の提唱によって、鳥

取市から県境物見峠を越え加茂郷を通り、津山への鳥津鉄道が計画された。そして、両県沿道町村民は、協力をして敷設運動を行い、まず、鳥取―智頭間の建設を目指した。大正二年（一九一三）、国会の議決を経、五年一二月から軽便鉄道智頭線として鳥取から起工、二年六月開通した。その間に、この智頭線は、大正八年五月、智頭―津山間を加え、軽便鉄道因美線と改称され、更に、一一年九月には因美線と改められた。

さて、岡山県側はどうであったか。作備線の項で述べたように、津山軽便鉄道の挫折によって、津山―加茂間は、大正三年、立ち消えとなっていた。智頭線の建設によって、岡山県側でも津山―智頭間の開通を図るため、加茂郷から南の沿道町村有志が期成同盟会を結成し、運動を起こした。大正八年五月、幸いに同区間の建設費予算が成立し、岡山県側の建設も本決まりと思われた。そこで、期成同盟会を速成同盟会と改称、運動を続行して

いたところ、思いもかけない事態が発生した。

それは、大正一一年、勝田郡を通過する比較線（智頭町―右手峠―梶並村）が、突如、声を上げたことである。そのため、加茂を通る予定線と比較線とは、猛烈な路線獲得競争を行うことになった。以下、当時の加茂村長難波庄一の記録した、『因美線鉄道早速運動記録』により、路線決定までの経過をたどることにする。

両者の競争が激しいため、路線の決定が遅れ、折角の予算も他線に流用される状態で、年月は過ぎた。大正一二年一月の苫田郡町村長会で、因美線の利害は、沿道に限らず郡全体の死活問題に影響するので、全町村長会が因美線速成会を組織、既成の速成同盟会と連携しながら運動することになった。

ところが、また、大正一三年六月一四日の『山陽新報』に、「因美線再調査」と題して、従来の比較線の外に、新たに姫津線の勝間田駅から植月村へ北上する、新比較線のことを掲載された。そこで、早速、大正一三年六月一八日、沿道町村有志が高野村中川楼で、次のことを協議決定した。

一、予定線ニ密接ナ関係ヲ有スル阿波村・上加茂村・

加茂村・西加茂村・東加茂村・神庭村^{かんば}・高野村・津山東町・津山町・滝尾村ハ一致協力、(中略) 予定通り起工セラルル様、政府当局ニ熱誠陳情シ、之が実現ヲ期スルコト。

二、翌十九日、津山町対鶴楼ニ於テ、土居代議士ニ会見方ノ承諾ヲ求メ、運動ヲ依頼スルコト。

三、翌二十日、関係町村長帯同シテ、岡山鐵道建設事務所ニ出頭シ、新聞報道ノ如キ新線調査^{しんせんさぎ}ノ実否ヲ糾シ、至急、予定線ニ決定方ヲ陳情スルコト。

(後略)

以上の決議に基づき、まず、対鶴楼(京町)で、土居代議士から政府当局への陳情の労をとる、との確約を得た。そのころ、当局は路線決定のため、いろいろな地域の調査を行っていたが、それがそのまま話題になったり、通過地域出身代議士が、地盤拡張のため発言したことが、比較線として話題になったりしたようである。そこで、沿道町村長は連署の上、鐵道大臣仙石貢へ次のように陳情した。

(前略) 某代議士ノ言動ハ多年大政黨ノ余力ヲ利用シ、地方問題ヲ好餌^{こうじ}トシ、眼中黨勢拡張ノ外、誠意ト



図76 開業前の東津山駅
—昭和3年3月15日— (服鳥一氏蔵)

認ムベキモノナシ。(中略)

閣下、庶幾^{こいねがわ}クハ民意ノアル所ヲ察知シ、地方開発上交通機関ノ完備ヲ期シ、因美線ノ比較調査ニ就テハ、地方ノ実況ヲ精査セラレ、閣下ノ至公至平ノ御考査ニ依リ、一日モ速カニ予定線通り路線ノ決定ヲ為シ、以テ関係地方民ノ意ヲ安定セシメラレ、陰陽連絡ノ便ヲ開キテ、国

家百年ノ計ヲ確立セラレンコトヲ、茲ニ予定線沿道町村長連署ヲ以テ重ネテ及ニ陳情一候也。このように、建設運動は厳しい状況の中で進められていた。この時、強力な援護者

が現れた。それは、既に鳥取市からの鉄道が開通していた智頭町の和田定七町長らが、加茂通過線の採択を目指して、陰陽呼応の共同運動を申し入れてきたことである。

大正一三年九月一五日、智頭町役場で両県沿道町村長が連合の会を開催、協力して運動を推進することを決議した。こうして、その年の暮れには、ついに、運動が効果を奏し、大正一四年度の着工が決定された。

加茂通過と決定した理由は、予定の路線であったことや、技術上有利であったり、また、住民運動が大きな成果であったりしたことである。その後、大正一五年一月九日、津山を起点として因美線を着工するよう、請願が津山町長から出され、そのためか、津山側からの工事が決定した。物見トンネルで出水の難工事に遭遇したが、工費約四〇四万円、七年三箇月の歳月を費して、昭和七年（一九三二）七月一日、ようやく津山―智頭間が開通した。そして、既設の鳥取―智頭間と接続し、因美線の全通をみる事ができた。

津山市は、各種の祝賀行事を行い、沿線住民は喜びに湧いた。なお、昭和七年七月二日の「津山毎日新聞」は、「日本の生魚がいよいよ食膳へ」という見出しで、

開通第一日め、鳥取市から一〇箱の生魚が到着し、価格も安く、身の引き締まった生魚が、食膳を賑わした喜びを報じていた。

姫津線の開通

南は岡山、北は鳥取、西は新見の三方面の鉄道開通をみて、残るは、東へ向けての姫津線の開通だけとなった。この路線敷設の出願は、遠く明治二十九年（一八九六）にさかのぼる。しかし、当時の事情は簡単にこれを許すようなものではなく、時期尚早の理由で請願は却下された。

明治四四年三月には、馬形（現勝田郡勝田町）の豊福泰造らによって、播美鉄道株式会社発起人総会が対鶴楼で開かれた。集まる者一〇名といわれたから、この鉄道に対する美作地区住民の期待が、いかに大きかったかがうかがえる。会社設立に際して配布された「播美鉄道株式会社概要」を見ると、

播美鉄道株式会社ハ省線^{カウチ}上郡^{カウチ}駅ヨリ久崎^{クサキ}・上月^{ウツキ}・江見^{エミ}・林野^{リンノ}・勝間田^{カチマタ}ヲ経テ津山^{ツヤマ}町ニ至ル參拾參哩ノ間ニ鉄道ヲ敷設シ、旅客貨物ノ運輸ヲ以テ目的トス。

とあり、津山から上郡の山陽線へ接続することによって、次のような期待がもたれていた。

津山町ヨリ京阪神地方ニ往来スル旅客貨物ハ、中国鐵道ニ依リ岡山ヲ經テ輸送セラルルモ、本鐵道竣成ノ上ハ哩數參拾五哩、走行時間ニ二時間余ヲ減ズルヲ得テ、一層利便ヲ増スニ至ル。乃チ左表ノ如シ。

津山～大阪間		時間	哩數	乗客運賃二等	貨物一トンノ運賃
比	較	減二時間	減三五哩	減 七四錢	減 一円八〇錢
本鐵道經由	六時間	一〇九哩	二円九九錢	五円六五錢	
中国鐵道經由	八時間	一四四哩	三円七三錢	七円四五錢	

表のとおり、時間的にも金銭的にも節減されることを述べ、なお、その将来性について、次のように続けている。

吾播美鐵道ハ、山陰山陽連絡ノ大主要幹線タルベク、隨テ、山陰西部地方ト京阪神地方トヲ往来輸送スル旅客貨物ハ、吾播美鐵道ニ依ルコト最捷路トナルノミナラス、従来ノ山陰線ハ、地勢ノ關係上、暴風雨又ハ大雪ノ際ハ、屢々不通ナリテ障害少カラザルモ、将来、陰陽連絡線タル吾播美鐵道ニ依ルトキハ、斯ル不便ハ全然除去セラルルニ至ルベシ。

この播美鐵道は、認可後、第一難所である県境の万能

此トンネルから着工し、掘削には成功した。けれども、第一次世界大戦のため、物価騰貴と資金難に遭って、その後の工事を中止し、認可期間の延長を重ねたが、大正一二年一二月、ついに工事を打ち切らざるを得ない状態

に陥った。その間、社長豊福は、当時一〇〇万円といわれる財産を、悉くこれに投入した、と伝えられている。

しかし、津山から東へ伸びる鐵道敷設の願いは、これで挫折するものではなかった。再び集

まった発起人たちは、播美鐵道失敗の経験から、官営事業として完成を図るべきだ、と考えた。大正一三年一月一八日、岡山県出身の犬養毅が、通信大臣として大阪へ来た時、山田君藏（江見村會議員）・小坂田啓平（林野町長）らが訪ね、官営として早期実現方を陳情した。その後も、土居通憲代議士の強力な援助もあって、いよいよ大正一四年、一応着工と決まった。しかし、敷設権がいまだに播美鐵道にあつたため、着工が遅れ、その間に、上郡の起点は、西播地区の希望で姫路に変更されていた。

一方、姫路の側（兵庫県沿線市町村）は、一歩先んじて、大正一一年、第四十六帝國議會の協賛を受け、一三

年二月には姫路側から測量を始め、昭和二年（一九二七）七月には、姫路―余部間の工事に着手していた。

津山側は、その後、手を拱こまぬいでいたわけではなく、請願陳情を続けていた。『津山町会議事録』によると、昭和二年八月一四日、姫津線工事年限（八年予定）を短縮し、西側の津山からも着工するよう、田中義一内閣総理大臣や小川平吉鉄道大臣に陳情することを議決している。

また、昭和四年一月三日、沿線市町村有志が、「姫津速成大会」を津山の鶴山館で開き、一五〇名の決議をもって、即時着工を強く中央に働き掛けることにした。そのため、津山市長らは上京請願を行い、当局から、「姫津線は重要路線であるから、早急に着工したい。」との回答を得て帰った。

こうして、昭和六年、犬養内閣の出現により計画は急速に具体化、翌年一月、工事は東津山からも着工することによりやく漕ぎつけた。既設の万能峠トンネルと路線用地は、国に買収され、念願の工事が進み、昭和九年一月七日には、東津山―江見までの区間が開通し、同時に、美作江見駅は開業した。

さて、その後引き続き工事が行われ、昭和十一年四月

七日、江見―上月間が開通して姫路側と接続、ここに津山―姫路間が完全に開通した。昭和二年七月、工を起してから実に一〇年、延長約八六キロメートル、橋梁四〇箇所延べ約一九〇〇メートル、トンネル七箇所総延長約三二〇〇メートル、総工費約五二五万円、一キロメートル当たり約六万二〇〇〇円を要した。

津山市は、

この機会に、姫津線全通記念産業振興大博覧会を開催した。こうして、津山の東西の鉄道が相通じたので、姫津線と作備線とを合わせ、路線名は姫新線と改められた。

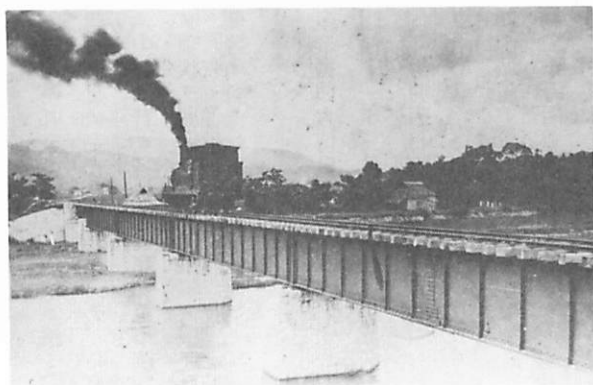


図77 吉井川姫新線鉄橋 一院庄一（津山郷土館蔵）

姫津線全通 津山市は、昭和一〇年（一九三五）ご
記念博覧会

ろ、市財政が行き詰まり、その上、疑獄事件が続き、政状は良くなかった。また、前年九月には、室戸台風により、天神橋を除き他の橋は全部流され、家屋の流失四三戸、浸水六五九〇戸という大水害に襲われ、市民は意気消沈していた。

かねて、商店街関係者を中心に、こうした状態から一日も早く脱け、活況を取り戻そうと願う空気が強かった。昭和一〇年一月二五日、一部有志が嘆願書を小沼市長・中島議長あて提出し、昭和一一年の姫津線全通を機に、疲弊窮乏した市発展のため、思い切って勸業博覧会を開催することを訴えた。

その後、市当局と議会は協議の結果、博覧会の開催を決定し、九月には博覧会評議員を委嘱、次のような「博覧会案内」を配布した。

一、趣意書

津山市ハ、今ヤ陰陽連絡ノ要衝ニ当リ、鋭意諸般ノ施設ニ努メ、新興都市トシテ面目頓ニ改マル。加フルニ、姫津鉄道ハ地方積年ノ翹望ヲ充シ、明春ヨリ阪神ノ中心都市ニ直通ヲ見ントス。誠ニ聖代ノ恵

沢ト謂フベシ。

茲ニ於テ、本市ハ邦家産業界ノ現状ニ鑑ミ、且ツハ、此ノ画期的事業ノ完成ヲ契機トシテ、一大躍進ヲ企図シ、（中略）普ク各位ノ物産ヲ蒐集羅列シ、広ク産業界ノ現状ヲ展示シ、斯業振興ノ機運ヲ新タニシ、国運興隆ニ資セントス。（後略）

二、開設要項

1、名称 産業振興大博覧会

2、会期 昭和十一年三月二十六日ヨリ

同年五月五日迄 四十一日間

3、主催 津山市

4、会場 鶴山城麓

5、経費 約二十万円

6、出品種類 農産林産品、水産及食料品、染食工業品、化学工業品（略）

7、陳列 各府県別

8、参加資格 各府県市又ハ之ヲ区域トスル団体ニ於テ取纏メルコト。

三、会則・出品規定等（略）

（津山郷土館蔵）

博覧会開催の嘆願書提出の翌日、津山市には、突然、市役所水道課職員が検挙される、という事件が起きていた。これが、いわゆる水道疑獄事件の発端である。その



図78 博覧会会場の天守閣

—昭和11年3月—（『大博覧会協賛会誌』所載）

後、司直の手は小沼市長にも及び、津山市にとっては大切な博覧会準備の時期であったが、市長は辞任してしまつた。その後を受けて、九月一五日、受難の時に中島琢之が名誉市長に推挙された。博覧会の準備は、あれやこれやの理由で遅れに遅れていた。

しかし、中島市長の就任によって、その準備はようやく軌道に乗り出した。津山始まって以来の規模で、津山城跡一帯から男子小学校校庭にかけ、産業本館・観光館・農林機械館・国防館・満州館・朝鮮館・台湾館・衛生館・電気館・家庭文化館・海女館・お化け館・特設演劇場・教育館などが設けられた。

なお、この博覧会の一つの呼び物となった再建の天守閣は、長く市民に張りぼて天主閣の愛称で親しまれた。しかし、仮設とはいえ、美しい天守閣の出現は、津山の景観を変え、特に電光に映える城の夜景は、大いに市民を喜ばせた。

開場式は三月二六日に行われ、翌二七日から一般に公開された。入場料は大人三〇銭・小人一五銭、初日の入場者は三三九人で、賑やかな開幕であった。近隣の町村は無論のこと、近県からの参観者も多く、桜の花時と



図79 博覧会鳥瞰図 (津山郷土館蔵)

重なって、市は久し振りに活況を呈した。

天守閣を造ったのは協賛会で、津山商工会議所が中心であった。建築費は、八三八四円八五銭を要している。これは大阪裝飾会社が建て、賃貸借の契約で実現したもので、協賛会は、使用料七〇〇〇円を支払う、ということであった。天守閣は博覧会が終わって四〇日以内に取り壊す契約であったが、建築側が欠損となり、債権者に譲渡された。そうしたことから、期限内に撤去できず、残されたままとなったが、終戦直前、空襲の目標になるということを取り壊された。

二、道路の整備

津山駅と 大正一二年(一九二三)八月二日、
今津屋橋筋 作備線の一部開通が行われ、新しく現

在の津山駅が開設された。当然のことであるが、津山町へ通ずる橋梁と道路の拡張が町民の間で問題になった。当時の今津屋橋は、幅二間、長さ五八・四間の土橋で、南北へ続く道路も、道幅二間くらいであった。

同年八月二三日の町会で、当局は、橋梁の位置と道幅

について、次のように議員の意見を求めた。

津山駅ヨリ町ニ入ル路線五本ノ内、何レヲ是トスルカ。県ノ意向ハ、今津屋橋修繕ヲ考ヘテキル。元魚町通りガ本然ノ姿也。今津屋橋通りヲ郡長カラ諮問シテ来テキルノデ之ニ答ヘル可否如何。

(甲案) 今津屋橋線

八間幅 (東側四三三坪九合、西側四二二三坪四合)

五間幅 (東側二二〇坪九合、西側二二六坪一合)

(乙案) 小性町線

八間幅 (東側五〇七坪八合一勺、西側五一五坪一合)

(丙案) 堺町線

八間幅 (東側四五〇坪二合三勺、西側四五〇坪一合八勺六才)

合八勺六才)

(丁案) 元魚町線

八間幅 (東側五六一坪三合、西側五二五坪三合)

元魚町線ヨリ曲折シ、堺町線ニ出テ土手線ニ通ズ

ル路線 (七八七坪八合)

(戊案) 町役場線

八間幅 (六五四坪七勺五才)

(「津山町会議事録」)

この橋梁・路線問題は、商店街の将来の盛衰にかかわる重大問題であった。当時の津山町は、町の中心を通る元魚町線を理想と考えていたので、既設の今津屋橋を利用しようとする県側の意向には、諸手を上げて賛成しかねるものがあつた。

その後、県知事と交渉を重ねた結果、大正一二年九月三日の町会で、当局は、概略、次のように県の意向を報告している。

1、今津屋橋は、永久橋ではないから、応急策としてこの橋を修理使用するのが最善である。

2、将来市制を施行し、町の発展がいよいよ望めるようになった時に、改めて適当な位置に新橋を架設し、路線を決定する。

3、新しい橋を架設するにしても、約一箇年にかかるので、取りあえず今津屋橋を修理して使用し、後は、今後の研究課題とする。

4、今津屋橋修理・道路振興費として五万円(内、橋梁一万二千元)は、県が支出するから、津山町は速やかに道路の拡張に努めてほしい。

(「津山町会議事録」)

以上の報告をみると、補助を受ける津山としては、側の意向に屈せざるを得なかったようで、町会に原案として、「今津屋橋線・道幅三間・五〇〇〇円寄附」案が



図80 旧今津屋橋通り 一大正15年一 (江見写真館撮影)

提出された。

これに対し、各議員の意見が続出し、「原案は八間幅、又は五間幅であったものが、今更、三間に減少するとは……。」とか、「沿道町内の篤志寄附はどうか。」とか、町会は容易に妥結に至らなかった。しかし、「百年の大計は、別に永久橋一橋を設けて、道路整備をすることであるから、そのことを県に十分理解してもらおうことを条件として、当面、原案を承認すべきだ。」という結論になり、同年一月四日、ようやく原案が可決された。

原案可決と同時に、次の「今津屋橋筋県道改修用地買収並ニ寄附ノ件」が上程可決された。

今津屋橋筋道路拡張ニ対スル既決寄附、第一回一六千円(津山町一万円、篤志六千円)、第二回二千八百円(篤志)計一万八千八百円ヲモツテ船頭町・小姓町・京町地内ニ属スル道路用地二百十六坪三合八勺五才ヲ買収シ、之ヲ岡山県ニ寄附セントス。

(『津山町会議事録』)

こうして、幾多の曲折を経て、大正十三年一月二十八日、拡張工事を完了して落成式を挙行、津山駅から市街地の

北岸へ通ずる最初の主要道路が完成したわけである。それ以後、駅前筋は、津山の表玄関として、橋梁とともにたびたび改修され、今日の姿となった。

さて、先の今津屋橋筋が、県の意向によって拡張され、同橋以西の橋梁架設は見送られたが、西部商店街地区住民の願いは続いていた。昭和七年（一九三二）一月七日、市議員有木麟治郎外八名が関係住民を代表して、市会議長へ架橋の陳情を行った。けれども、この陳情は、予定の寄附金が集まらなかったため実現しなかった。

こうした住民の願いは、後日復活し、吉井川南岸（大谷地区）の開発を進めた昭和十一年、後述のように今井橋として実現することになる。

市街地の 道路整備

大正中ごろまでの津山町や周辺農村の小規模なものも多く、大掛かりなものは見受けられない。大正の中ごろから昭和初期になると、交通機関の発達、諸産業の興隆に伴って交通量が次第に増え、前記のように道路の拡張、橋梁の改修問題が起きるようになった。

現在、立派な姿になっている新開地通りは、大正の末期から昭和に掛け、大溝（城の外濠跡）に橋を架け、湿地帯の荒地を埋めて、新しく開いた通りである。これは、後、吉井川南岸開発を手掛けた安黒一枝（田町）が造成した、民間開発の道路である。

さて、その外の整備は、昭和三年（一九二八）二月二



図81 新開地通りの整備（津山郷土館蔵）

九日、津山町会で、「鉄砲町ヨリ南新座ニ通ズル道路貫通施設ノ件」が、有木麟治郎議員ら六名から共同提案され、次のような理由が述べられている。
鉄砲町ハ、津山町ノ南西部ニアリ、

而モ寺院・仏閣等ノタメ、町ノ中心ト密接ナ関係ヲ欠ギ孤立ノ状態デ、ソノタメ、総テノ發展ニ取り残サレテ来タ。然ルニ、改善策ガ一向ニ行ハレズ、徒ニ今日ニ至ツテキルコトハ誠ニ残念デアル。

ソコデ、我々ハ、鉄砲町カラ南新座へ通ズル道路ノ貫通ヲ行ヒ、両町ノ連絡・交通ヲ便ニシ、ソノ發展ヲ期待スルモノデアル。コノコトハ、単ニ鉄砲町ノミノ福利増進ニ寄与スルノミデナク、南新座モ共ニソノ利益ヲ受ケルコトデアル。

(「津山町会議事録」)

以上のように、藩政時代から鉄砲町は町の中心部から、寺院や藪田川で隔てられていた。恐らく、城下町の防衛のためであって、明治・大正の時代もそのままの状態が続き、藪田川・吉井川の合流点の小さい三枚橋では、不便な思いが続いていたものと想像される。この提案により、昭和六年、藪田川橋が架けられ、ここに南新座と鉄砲町が直接結ばれた。

昭和三年二月二十九日の町会では、藪田川橋架設の外、今津屋橋以東大橋への土手道拡張の事が、森安愛太郎町会議員らによって提案された。

このように、津山の市街地道路整備は、津山駅開設により、まず、今津屋橋筋の道路整備に始まり、この橋を中心に東西の土手線を、一方は大橋を経て津山東町へ、また、一方は土手線を南新座・鉄砲町を経て津山口・二宮へと、整備の希望が続出した。

そこで、町当局は、全体的な計画を考える必要に迫られ、同年七月一日には、「津山町道路及上下水道調査ニ関スル件」を提案し、本格的な取り組みに入った。

こうして、昭和三年八月一日、平尾賢治町会議長は、小沼敬三郎町長に対し、「町政ニ関スル建議案」として、道路問題に関する建議案を提出した。

道路ニ関スル件

一、茅町ヨリ新茅町ヲ経テ、鉄砲町ニ通ズル道路ノ拡張ヲ行フコト。

二、西校前道路ヨリ田町竹ノ馬場及上紺屋町ヲ経テ鍛冶町道路ニ通ジ、元魚町及二階町ヲ横断シテ山下道路ニ直通スルコト。

三、同上道路ノ通ズル藪田川及宮川ニ架橋スルコト。

四、新設宮川橋ヨリ林田町幹線道路ニ直通スベク袋町ノ取除キヲ行フコト。

五、新開地南北縦断道路ヲ衆楽園道路ニ通ゼシムルコト。

六、津山駅ヨリ本町ニ通ズル鉄橋ヲ架設シ、之ニ伴フ道路ノ改修又ハ新設ヲ期スルコト。

七、津山町ヨリ東苦田村ニ通ズル宮川筋道路拡張ノコト。

八、京町御門ヨリ内山下道路本線ニ直通ノ道路ヲ開設スルコト。

九、天神橋並ニ三枚橋改築ノコト。

十、新職人町ヨリ南新座ニ直通ノ道路開設ノコト。

十一、徳守神社南手ヨリ藪田川ニ通ズル道路開設ノコト。

十二、全町ニ亘リ各道路ノ角切りヲ行フコト。

十三、土手筋ヨリ刑務所跡ヲ経テ本町ニ通ズル道路開設ノコト。

町制施行以來歳ヲ閱スルコト茲ニ四十年ニ及ブモ、諸般ノ施設、尙、未ダ完カラズ。(中略)世運日ニ新タナル時、コレガ達成ヲ期スルハ町勢振興ノ捷徑タルヲ信ズ。

(「津山町会議事録」)

この道路の建議案は、後の都市計画道路網の基本になつ

ているように思われる。計画のうち、西小学校前から林田町へ東西に貫通する道路は、町の最も大切な道路と考えられていたようである。この道路は、市制実施後の都市計画の時も、縦貫基本線となっている。

昭和四年二月八日の市制施行直前の町会では、山下水道(旧市庁舎から宮川に至る間)を幅一間一尺八寸から四間四尺八寸に拡張することを議決し、いよいよ市制施行を迎えたわけである。

都市計画 昭和四年(一九二九)二月一日の市制施行後の三月二〇日、市は、都市整

備を図るため、内務大臣に都市計画法と市街地建築物法の適用を次のように申請した。

本市ハ、近時商工業ノ発達益々著シキヲ加へ、其ノ膨脹極メテ急速ナルモノアリ。元來、本市内街衢ハ、旧幕時代ノ構築ヲ基礎トシテ発達シタルモノニ係リ、家屋構造、街路ノ築造、下水ノ施設等近代都市トシテ殆ド觀ルベキモノナキヲ以テ、前年來、道路及上下水道計画調査中ニ属スルモ、擬ニ市制ヲ施行シタル結果、爰ニ本法ノ適用ヲ受ケ、一層統一アル計画ノ下ニ、事業ノ遂行ヲ期セントスルモノナリ。(「津山市議會議事録」)

この申請書提出後、昭和五年から津山市は都市計画の策定に入るとともに、昭和六年には、緊急を要する八路線（戸島線・鉄砲町線・船頭町線・二宮―田邑線・横山―八出線・大谷―佐良山線・林田―山根線・上河原―小原線）の改修予算を計上、整備を進めた。

これらとともに、当時話題となったのが、山下地区一帯の商業地区造りである。それは、女子小学校（現市駐車場・中銀）・津山高等女学校（現大手町一帯）を移転し、当時、既に美作製紙の跡に新市庁舎を建設していたので、その市庁舎前の浮田製糸工場も含め、約二万数千坪をもって、膨大な商業地区造りを進めようという構想であった。

しかし、この計画は、協議の段階で終わり、実現には至らなかった。

さて、新都市計画案の作成は、昭和七年に成案を得、八年には岡山地方委員会を経て内務省へ提出、許可を得た。この計画案の中核をなす道路は、概略、次の四本の路線である。

(1) 縦貫基本線

二宮松原は、松並木を挟んで車道と人道を造り、ア

スファルトを敷き、名勝保存とドライブ街道にする。兼田から安岡町へかけては、市庁舎前を中心として、東からは直線に山下に出、次いで二階町を通り抜けて、美濃町・鍛冶町・上紺屋町を経て、本源寺・西小前から安岡町裏を経て筋違橋に至る。

(2) 横断基本線

津山駅から今津屋橋を通り、山下を直線に抜けて上河原に至る。また、津山駅上手大谷から吉井川に新しく橋を架け、南新座・坪井町・鍛冶町を経て、細工町出雲大社分院に突き当たり、これを田町に抜け、小田中を経て、藪田川上流に沿い総社に至り、一宮線に合わせる。境橋から西今町を経て、西校西手から変電所付近を小田中山畑中腹に至る。

(3) 縦貫支線

山の手線として、小田中線の北部起点である山畑中腹から、津山中学校北側・津山商業学校前を経て宮川を渡り、苦田線と合致させる。川沿いの線として筋違橋から吉井川北岸を新茅町・鉄砲町・船頭町・中之町を経て東新町百間堤に出て兼田に至る。佐良山・兼田郊外線として、津山駅を中心に西は境橋から吉井川南岸

を走って、大谷・横山・八出を経て、因美線兼田鉄橋
上手に架橋、兼田橋に至る。

(4) 横断支線

大橋を中心に宮川の東岸を三枚橋から東苫田村に至る。中央部の本線二キロに沿うた市街を商業区に、手線区域を住宅地区と学区区に、津山駅を中心とした佐良山―兼田線付近を工業区とし、道路の幅員は八メートル乃至十五メートルを基本に舗装をする。

(「作州からみた明治百年」)

以上が、昭和八年に認可された津山市都市計画の概要であるが、前記の町政時代に建議された道路計画の内容を多く含んでいる。この都市計画が、今日もなお、修正されながら進められている。

今一つ昭和初期、津山の町造りに大きな貢献をしたものがある。それは、大谷土地区画整理組合の活動である。

当時、津山駅一帯は、作備線が開通したばかりで、駅舎だけが寂しく建っていた。葦の生えた河原が広々とあり、幅三メートルくらいの小川が現在の明宝ビルの脇を東へ流れ、水車小屋が一軒ボツンと建ち、その外は、駅付近にわずかな民家がある程度であった。

駅が建つと

同時に、吉井

川の南岸大谷

地区が、この

ままでは将来

に禍根を残す、

と心配した安

黒一は、昭

和八年から開

発の準備を始

め、翌九年に

は、大谷土地

区画整理組合

を作り、吉井

川南岸地区の開発を手掛けた。二工区に分け、第一工区は、今の今井橋線から今津屋橋間の約五万二八〇〇平方メートル、第二工区は、今井橋付近から石山へ登る道路間の約五万二〇〇〇平方メートルであった。

さて、実際の工事は、昭和一〇年、今の国道五三号線の道路から手が着けられた。この工事が進むうち、



図83 開発中の吉井川南岸地区 (津山郷土館蔵)



図83 吉井川南岸開発推進者
安黒一枝の顕彰碑

北岸との連絡橋が問題になり、市街地西部商店街と手を組み、かねて問題となっていた今津屋橋上手の架橋が計画された。しかし、この事は、途中、今井寿恵(坪井町)の個人寄附により造られることになり、同年二月起工、翌年四月竣工、今井橋と命名された。この今井橋完成によって、南岸の開発整備はいっそう進み、その意義を増したが、その後、組合が資金難に陥り、折角の計画も中止せざるを得なかった。

こうして、大谷地区の区画整理は、一時中止することになったが、この開発当初の苦難が、今日の南岸発展の端緒となった。その後、戦争が激しくなり、戦時下の市

内道路の改修は、中止の状態になった。

終戦により、前に中止していた大谷土地区画整理組合の活動は、国の吉井川南岸改修が行われるに当たって息を吹き返し、安黒組合長の代理として西川米二が工事を再開した。整理が進み、道路ができるにつれて地価も上がり、南岸の開発は急ピッチで進み、加えて、市が駅前都市計画に手を着けるに及んで、いっそう開発が進み、整備を終わった。

都計の横断基本線実施は、前述のように、昭和八年ごろ、学校移転が問題になったが、立ち消えとなり、戦後の学制改革により再燃した。昭和二四年八月、津山高等学校(旧津山中学校)と津山女子高等学校(旧津山高等女学校)とが、男女共学により両校舎を統合して、新校舎を建築する問題が起きていた。市当局が、この機会に山下都計道路(津山駅—一宮線)の実現を考えたいのである。県と市との交渉は、いろいろと変遷を重ね、実際に校舎移転工事が開始されたのは昭和三四年で、ようやく、市中央部の都計に手が着けられたのである。

天幕街と 道路舗装

津山市の中央商店街は、京町から坪井町に至るまで、ほとんどアーケード街

になり、半世紀の間に町の様子が大きく変化した。

最初は商店街の中心であった坪井町が、昭和五年（一九三〇）の秋、有志によって天幕街造りの声を上げていく。そのねらいは、次のようであった。

津山の町に於て率先して街路の上に鉄骨の天幕を施し、日光の直射を防ぎ、美観を加へ、全町商店を連ねて一つの大商店とし、大連鎖式に美装して、以て顧客を招致す。
（『坪井町の歩み』）

当時は、天幕式で昼間だけ覆いをする仕組みであった。これも型破りの構想であり、一つの町が一つの商店という考え方は、極めて進んだものであった。坪井町では調査委員三名を選出、委員は、岡山へ出向き、調査の上報告したが、総会では、工費の負担や光線の南北側の差異等について議論され、結局、時期尚早ということで施工には至らなかった。

しかし、「この有益な事業を放棄するに忍びない。なんとか発足して、全町一斉施工は出来ずとも、中地区だけは施工」と、念願する有志によって施工することになった。その結果東西地区もこれに呼応、昭和七年一月、工事費四四六〇円をもって完成することができた。続いて、



図84 天幕街
一元魚町一（『のびゆくゆうびん』所載）

堺町・京町などもこれに倣って工事を始めた。これが津山の天幕街誕生の初めである。

道路舗装は、市制施行後の第二期事業として、昭和九

年、市内主要道路のアスファルト舗装が計画された。当時の津山市の道路は、砂利をまき路面はカマボコ型に高く盛り上がり、歩行が困難であった。津山が近代都市に生まれ変わるためには、道路舗装をすることが欠かせない要件であった。

そこで、市当局は、中心街九箇町の舗装工事を纏めるため、受益者大会を開いた。各町の負担額を当時の新聞は次のように報じている。

大橋—翁橋間二千八百四十一メートル四十センチの

町名	間口総延長	工費金額
材木町	二百八十メートル三九	八百八十一円七十銭
伏見町	三百三メートル九三	九百四十二円十八銭
京町	五百四十一メートル一六	千六百七十四円五十銭
堺町	二百七十七メートル六四	八百六十円七十銭
元魚町	二百八十三メートル六	八百七十七円五十銭
二丁目	二百十四メートル六十	六百六十五円二十六銭
三丁目	二百六十七メートル六五	八百二十九円七十一銭
坪井町	四百二十四メートル十七	千三百十六円八十銭
宮脇町	二百四十四メートル二十	七百六十円十二銭

(昭和九年六月一四日付『津山毎日新聞』)

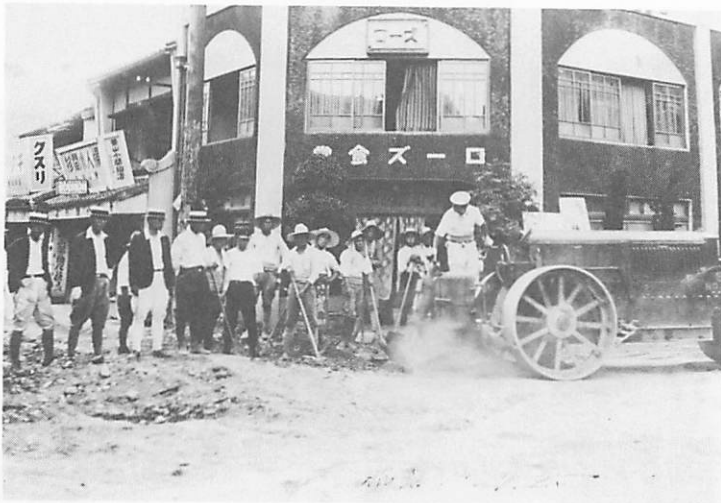


図85 ローズ前の道路舗装
—昭和10年7月25日— (森永貞朝氏蔵)

受益者戸数は四百十戸、一坪当り工費約三円十銭として、間口一間につき平均五円乃至六円の負担である。尚、細密な調査の結果、受益者各自の間口総延長と工費金

額は、町別には前ページの表のようである。

この舗装は、昭和九年開始され、翌一〇年一月三〇日に完成したが、一一年一月三〇日付の「津山朝日新聞」に、今井三郎市議の言が次のように掲載されている。

道行く多くの人の口から、「道幅が大層広くなつたやうだ。各商店の店先が整然として美しくなつた。足下がよいので歩きよい。掃除が行き届いて感じがよい。車で走つて乗り心地が違ふ。裏町の道路は通る気にならない。冬の日には定めし曲芸者の多いことであらう。」と、道理で、昨今は表通りの交通量が頓に増したやうである。道行く馬車馬も野良犬も放尿脱糞を遠慮してくれるかのやうに、手入れが行き届いてゐる。記事は、市民の喜んでゐる様子をよく表している。町の人々から、早速、「全市にわたつて、引き続き実施してもらひたい。」との要望が続いた。

また、おもしろいことに、県土木課から次のような注意書が配布された。

- 舗装道路においては絶対に焚火せぬこと。
- 撒水は塵芥止めの程度にて、過剰に撒水せざることを。

○ 鉱油類を霧さぬこと。若し霧したる時は速やかに掃き取り、舗装面に浸透せざるよう注意すること。

○ 重量物の積卸しには特に注意し、箱の角或は石材等を、直接落下せしめて衝撃を与へざること。

○ 舗装面においては、絶対に自動車の掃除をせざること。

○ 施行後、完全に凝結するまでは、なるべく自転車スタンドを立てざること。

（昭和一一年一月三〇日付）
「津山朝日新聞」

こうして、昭和九年を皮切りに、市街地の舗装が行われ、以後、年を追つて進められた。戦後は、津山市の失業対策事業として、強力に推進され、その成果を市民は大いに喜んだ。

三、車両交通の進歩

人力車などの
車両輸送
津山地区における自動車の利用は、大正六年（一九一七）が最初といわれ、

それ以前は、鉄道の外、人は人力車・馬車・自転車を利用し、貨物は馬車・荷車によって輸送された。これらの発

岡山県大正・昭和初期各種車両の推移

(「岡山県統計年報」)

年	馬車		人力車	荷車	自動車		自転車
	乗用	荷積用			乗用	荷積用	
大2	43	2,355	4,452	51,680			20,176
4	38	2,439	4,196	53,474			29,913
6	52	2,800	3,900	54,290	1		41,454
8	30	2,942	3,746	56,823	42		54,380
10	10	3,097	3,417	57,458	102	17	75,789
12	10	3,429	3,039	54,783	175	23	98,868
14	21	3,029	2,567	34,605	281	72	116,884
昭2	14	2,951	1,758	31,585	473	195	133,481
4		2,705	1,265	29,201	696	348	148,756
6		2,420	815	24,478	897	505	153,277
8		2,106	490	16,054	1,011	636	167,923
10		1,922	404	13,543	1,212	931	189,591
12		1,547	237	13,191	1,230	1,016	204,660

達・衰微の状況を、次の表で見ると、大正から昭和の初期に掛け、人力車や馬車が減っていき、自動車がこれに代わっている。人力車は、明治二年（一八六九）に日本人が考案、東京で開業したのが最初で、全国に普及し、一時外国にまで輸出された。荷積用馬車は、貨物自動車

の普及まで荷物輸送の末端に欠かせない輸送機関であった。荷車は、軽易な荷物輸送や農作業に使用するのが主体で、農家には欠かせないものであった。さて、次のページの表は、大正六年の津山町と近隣数箇町村の諸車の保有状態を示したものである。この年は、

自動車を利用される直前で、人は人力車や自転車を主に使用した年であった。津山の人力車は、大正六年一六三台であったが、一三年には一二二台に減り、昭和一六年には一六台になり、その後全く姿を消した（『市勢要覧』）。明治四四年ごろには、人力車で隣接町村は無論のこと、県外まで出掛ける者があった。その運賃は、津山駅（現津山口駅）から東新町一四銭、院庄一八銭、林野六二銭、鳥取市二円八〇銭（物見峠の馬の先曳賃別に六〇銭）、倉吉二円四〇銭（人形峠の馬の先曳賃別に七〇銭）、と決められていた。（『津山案内記』）

自転車は、明治四〇年ごろから国産品の製造が盛んになり、津山にも販売店が出現し、一般に利用され始めた。この表によれば、大正六年

年には既に一〇〇二台あり、当時の津山町の戸数約三八五〇からみれば、早い普及率である。

大正6年津山町および近隣町村踏車数
(「町村現勢調査簿」)

町村名	馬車	荷車	人力車	自転車
津山	18台	726台	163台	1,002台
二宮	0	96	10	77
院庄	2	171	11	57
福岡	2	93	3	100
佐良山	19	162	34	123
西苔田	13	323	7	96
林田	23	140	30	186
高野	43	106	30	100
東苔田	0	53	3	50
神庭	4	39	13	68

自動車の発達

自動車が県北で初めて使われたのは、「津山坪井町の歩み」に、「最初に使

用したのは、勝山の青山久吉と言ふ人で、大正六年（一九一七）、津山―勝山間の貨物輸送を始めた。その許可番号が岡山県の第一番であった。」と、ある。このことは、青山久吉（当時、真庭水力発電重役）が、県内でも非常

に早く自動車を使用したことを物語っている。

津山のタクシーは、大正八年に、池田タクシー（茅町）が始め、続いて、オーバークランド（宮脇町）、浜田タクシー（津山口）、魚町タクシー、鍛冶町タクシーが開業、大正一二年には、高橋タクシー（戸川町）も開業した。昭和に入ると、更に増加して、いろはタクシー（南新座）外一七の業者が運行を始めた。

タクシー業界の変遷は激しく、その経営も、戦争が厳しくなるに従って苦しくなった。そこで、企業統合により、数軒の業者が、駅前津山合同タクシー（宇那木尚）を創設した。

こうした時、角田教夫（西寺町）は、昭和二年（一九三七）にタクシー業をやめ、車体を利用して、八月から旅客用馬車輸送を始めた。運輸区間は、大橋―大篠（おほきさき）大篠―田邑（たのぐさ）の二区間であったが、多くの者が利用した。

昭和一七年にはガソリンが不足し、ついに、同年七月には木炭自動車が出現した。その自動車の取り扱いの苦勞を、皆木正史（院庄）は、「出発のエンジンがかからず、花嫁輸送の約束時間に遅れ、翌朝になったことがある。」と、語っている。



図86 津山合同タクシー誕生

—津山駅前— (津山郷土館蔵)

昭和一九年七月一日、県下のタクシー業者は一つに統合され、岡山県旅客運送株式会社となり、その津山営業所（支社長宇那木尚）が津山駅前に来た。しばらくし

て、この会社は岡山交通株式会社と改称した。その後、岡山から平和タクシーが津山へ進出、昭和二八年には津山タクシー（石原素夫）も営業を始めた。タクシー料金は、五〇銭から始まり、戦時中一円になり円タクの名が生まれ、昭和三〇年ごろには市内一〇〇円となった。

津山の乗合自動車・貨物自動車は、大正七年八月、美作運輸株式会社（社長片岡敬一―片岡鉄兵の父）が、資本金二五万円で、津山駅前（現津山口駅）に設立され、旅客・貨物の輸送を始めたのが最初である。この会社は、奥津・勝山等へ往復、大正一一年ごろには、自動車を一八台ばかり持っていた。当時、全県下には約一九〇台あったが、それからみると、美作運輸は随分繁盛していた、と思われる。

なお、大正八年一二月には、株式会社津山運送店、翌九年二月には、丸加商店・丸正運送店等が、貨物専門の店を開いている。

大正一二年一月、美作運輸の旅客部が、独立して美作自動車株式会社（京町、社長川西五郎治）を創設し、津山―湯郷間の乗合自動車を次のように運転した。

○ 津山―林野間 往復五回 往復三円二〇銭

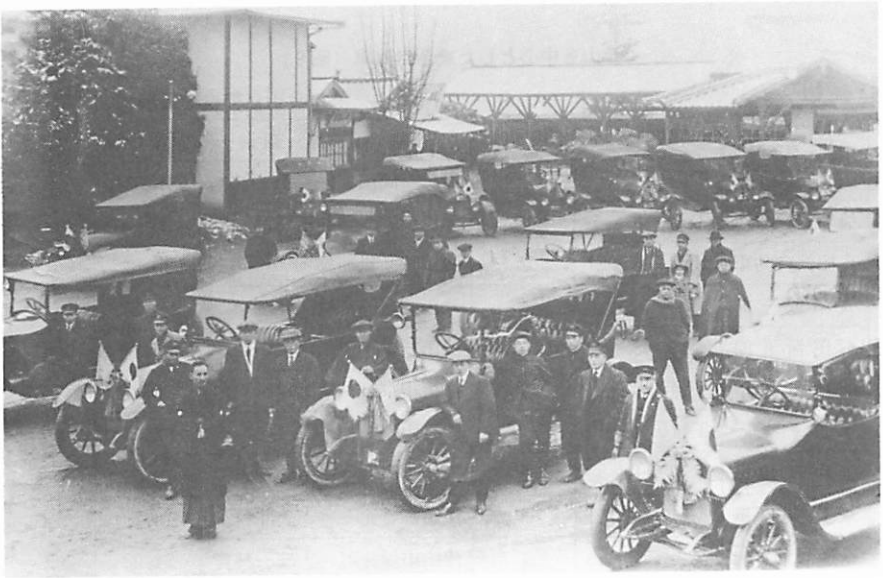


図87 津山駅(現津山口駅)前に勢ぞろいした自動車
—大正9年1月1日— (角田教夫氏蔵)

○ 津山—勝間田間 往復五回

津山・林野・湯郷間賃金表
(『津山商工案内』)

一〇〇銭	一八〇銭	一三〇銭	八〇銭	五〇銭	津山
一五〇	一三〇	八〇	三〇	兼田	
一二〇	一〇〇	五〇	大崎		
七〇	五〇	勝間田			
二〇	林野				
	湯郷				

なお、この当時、巴商會(椿清吉)の経営する乗合自動車があり、津山駅(現津山口駅)を中心に、東は、津山駅—兼田橋間、西は、津山駅—高尾間を毎日数回往復した。市外線では、東は大崎、西は桑村・油木・休山・西川等を毎日数回往復、津山町—岡山駅間も定時運転をしていた。(『津山商工案内』)

その後も、各地を結ぶバス運行が開始されているが、昭和七年五月一六日には、多年の念願であった陰陽自動車連絡が、美伯自動車(山崎民次郎)によって始められ、津山駅前発午前七時二〇分、三朝温泉着午前一一時二〇分、三朝温泉発午後三時、津山着午後七時五〇分、往復料金五円、片道三元(昭和七年五月八日付)『津山毎日新聞』で、三

津山を中心とした乗合自動車（昭9）

（「全国自動車総覧」）

名 称	開業年月日	使用車両	営業路線	営業距離
山陽自動車	T12	12台	津山—岡山、佐良山—油木	63K、7K
播美自動車	T 8・6・1	2	津山大谷—勝間田—林野	20
真加部自動車	S 2・6・27	2	津山駅—真加部	20
太田豊三郎			津山駅—一宮村	6.2
石田新五郎			津山口駅—津山市茶田	5.9
加茂自動車	T14・2・1	1	津山市京町—福岡村	0.3
〃	T11・4・10	1	佐良山—知和	2.7
美作自動車	T12・1	2	津山大谷—林野—湯郷	20
双葉自動車	T14・11・11	3	津山—寺元—香々美北村	16.7
檜尾九一	S 4・1・15	1	津山市坪井町—大崎—林野	24.03
森田茂光	S 6・10・20	1	津山市川崎—久木	22.0
久木自動車	S 3・5・1	2	津山市駅前—久木	16.9
早瀬八九郎	S 2・4・2	3	中鉄津山駅—勝山	20.3
〃	S 4・1・27	3	省線津山駅—津山市寺町	1.7
佐古自動車	S 4・5・28	2	津山駅前—関本	23.2
美伯自動車		4	津山市横山—上斎原	43.4
〃		4	津山市西寺町—津山口駅	1.1
福田 操	T14・2・10	1	省線津山駅—真加部	20

朝温泉にも日帰りのバス旅行ができるようになった。昭和九年の津山を中心とした乗合自動車の状況をみる

と、次表のとおりである。大正八年設立の美作運輸・巴商会等は、既にその姿を消している。

さて、中国鉄道は、昭和一〇年四月、津山—岡山間を運行していた山陽自動車を買収して、傍系会社とし、バス事業を始めた。それが、今日の中鉄バスの始まりである。その後、同年十一月、美伯自動車を買収、昭和一四年一月、傍系の山陽自動車を本社へ合併して自動車課を設け、本格的な自動車営業を始めた。続いて同年八月には、双葉自動車も買収し、作北における路線を一層拡張した。昭和一八年四月、戦争が激しくなり、各種企業の統合が行われ、県下の自動車会社も再編された。作北では、中国鉄道株式会社

が、他の自動車会社を全部吸収合併し、作北の交通を、中国鉄道株式会社自動車課が一手に扱うようになった。中国鉄道は、本業の鉄道が昭和一九年五月、国鉄に買収されたので、同年八月一日以降、バス専業の会社となった。昭和四二年一月、社名を中鉄バス株式会社と改め、今日に至っている。

第五章
教育の移り変わり



図88 津山女子尋常高等小学校・津山実業学校（江見写真館撮影）

第五章 教育の移り変わり

一、幼稚園の創立

津山の幼稚園は、明治のころ現在の津山電報電話局付近にあった鶴山館かくざんかんの建物を利用して開いていたのが、最初のようなのである。鶴山館は、もと松平藩校（修道館）内の学問所で、明治三七年（一九〇四）鶴山公園内に移され、鶴山館と名付けられた。廃藩後、公園内に移されるまでの間、いろいろなものに利用されたことが、「鶴山館記」に、大要次のように記してある。

（前略）廃藩後、北条県立中学校舎にあて、間もなく廃した。明治七年五月に旧藩士族が、これを購入して共立小学校を設け、鶴山校と称したが、明治十年五

月に廃した。その後、区務所・郡役所および幼稚園・私立学校・町立高等小学校・県立中学・同女学校等に仮りに使った。

以上のように、館記は、一時期、鶴山館が幼稚園に利用されていたことを物語っている。明治二七年出版の「美作津山市街図」（津山郷土館蔵）も、鶴山館のものと位置を「ヨウチエン」と記している。この二つの事柄から、幼稚園の開設は明らかであるが、詳細は分からない。これに続いて、明治三八年五月、田町の江口継男（元津山町長）の邸宅で、芳野村大字古川出身の宮川春野（旧姓河田）が、私立幼稚園を開設した。河田美枝子（親族・現在東京在住）の手紙によると、「宮川春野は、幼いころから賢く学問好きで、男であつたらよかつたの



図89 田町の幼稚園開園記念写真

(河田美枝子氏蔵)

に、と、人々に言われた。」ということである。向学心に燃えた春野は、まだ津山に女学校がなかった時なので、京都の学校に学んだ。卒業後、帰郷して結婚した。後、夫

(津山中学教師)は渡米したが、春野は津山に残り、「何かお役に立ちたい。」と、父の援助を得て幼稚園を開設した。二年余り経営に当たった後、園を父に託し、春野も渡米した。

この幼稚園は、明治四十二年三月、津山町学務委員会の経営に移され、学務委員西原正臣まさおみが園長となり、園舎は、戸川町妙願寺境内へ変わった。翌年六月、更に、南新座宮田艶つよの邸宅へ移転して、四四年四月、現在の中央幼稚園の位置に移った。園児数は、開園当初は五〇名程度であったが、四二年ごろには約一〇〇名に達した。

昭和八年(一九三三)四月、市に移管することになり、園舎の増改築を行うとともに、津山市幼稚園と改称した。その後、昭和二〇年、一時、戦時保育所として幼児を預り、翌二二年、再び幼稚園に戻り、名称を津山市立中央幼稚園と改めた。

次いで、古い幼稚園として知られるものに二葉学園がある。現在も児童養護施設として存続しているが、大正一〇年(一九二二)四月、千光寺住職早川賢牛が寺院を利用し、小学校入学前の幼児二〇名ばかりを集めて保育を始め、幼稚園と保育園の中間的な経営をした。当時、



図90 南新座の幼稚園 (江見写真館撮影)

町民は、西の幼稚園に対し、二葉学園を東の幼稚園と言った。大正一二年六月、園舎を千光寺前に新築。園児は、主に旧津山東町・福岡村・東吉田村から通園していたが、次第に盛んになり、九〇余名に達した。昭和一六年には、更に、現位置へ新築移転したが、二〇年戦争のため休園。園舎は、一時、縫製工場に利用され、戦後二六年四月、養護施設として復活し今日に至っている。

その外、昭和五年四月、渡辺島治郎が安岡町に私立西幼稚園を創立した。昭和八年、西小学校内に園舎を新築して移り、西小学校奨学会の経営に移管したが、一五年三月、再



図91 二葉学園 一昭和初期一 (江見写真館撮影)

役場(現橋本会館)を借りて園舎とし、二宮幼稚園を開設した。しかし、一四、五年間続いて廃園となり、その後、一部有志によって新しく開園の準備が進められたが、不成立に終わった。そのため、しばらく二宮地区の幼児教育は途絶えていたが、昭和二八年四月、郡は社員ら地元有志の努力が実り、二宮松中公会堂に、

び経営を市に移し、津山市立西幼稚園と改称した。二〇年には、この園も戦時保育所となり、翌年、幼稚園となった。

また、二宮地区では婦人会が発起して、市制施行直後、もとの二宮村

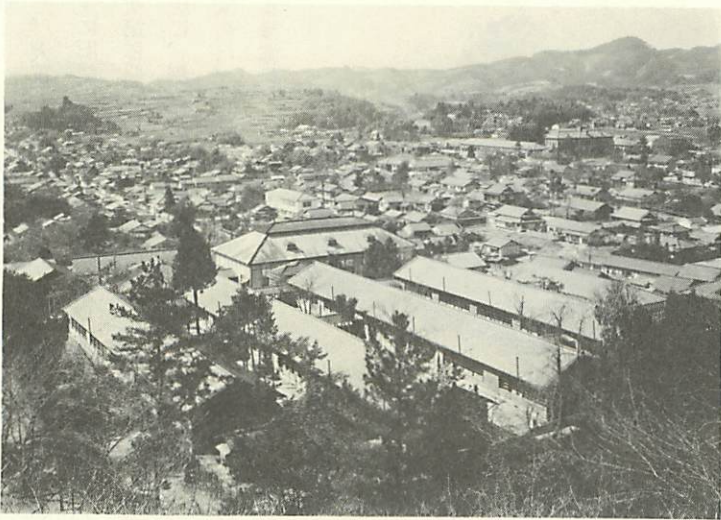


図92 津山男子尋常高等小学校の全景（江見写真館蔵）

私立の仲よし幼稚園が開設された。これと同じ時期、二宮西部地区民の希望により、院庄駅踏切南側の地に、わかば園（児童養護施設）がさくら幼稚園を開いた。

さくら幼稚園は、三五年四月、現わかば園内に移転したが、現市立二宮幼稚園の設立（昭和四六年）と同時に、仲よし幼稚園と共に廃止された。

東幼稚園は、昭和一七年一〇月、林田小学校奨学会の経営によって、私立津山東幼稚園として、林田小学校の北二〇〇メートルの位置に設立された。

戦後、幼児教育が重視され、院庄では、昭和二八年から、婦人会が神戸公会堂を借りて、作楽丘幼稚園を開設し、翌年には、第一小学校P・T・Aが、私立鶴山幼稚園を小学校に併設した。

その他の幼稚園の開設は、津山市の十箇村合併以後になり、私立は順次市立へ移管され、合併村には新しく幼稚園が設立されて、幼児教育施設は全市的に整備されていた。

二、大正期の学校

大正初期の尋常高等小学校

明治四〇年（一九〇七）三月の小学校令一部改正によって、翌年四月から義務教育年限が六箇年に延長され、同時に、高等科が

大正初期の現市内小学校一覧表

学校名	所在地	備考
津山男子 <small>尋常高等</small> 小学校	津山町大字山下	鶴山小学廃止後、明治一四年鶴山小学校として再開校
津山女子	津山町大字山下	成器小学(京町)が鶴山・時習・日新・開智の各小学を合併
雙松	院庄村樋田	六々区品小学からの二宮小学(二宮)・岸上小学(院庄)が合併
田邑	田邑村大字上田邑	開校時は田邑小学(上田邑)
苦田	西苦田村大字山北	開校時は修明小学(山北)
一宮	一宮村大字東田辺	開校時は精勤小学(東田辺)
高田	高田村大字下横野	弘明小学(下横野)・清水小学(上横野)・育英小学(大篠)が合併
東一宮	東一宮村大字東一宮	知新小学(神仙寺山)・鳥羽小学(山方)が合併
中道	東苦田村大字勝部	有章小学(志戸部)・日就小学(勝部)が合併
高倉	高倉村大字下高倉西	開校時は寄松小学(下高倉)
林田	津山東町大字川崎	開校時は玉琳小学(川崎)
高野	高野村大字高野本郷	高野小学(高野本郷)・山崎小学(山西)が合併
成名	高野村大字野字川除	開校時は成名小学(檜)
清泉	神庭村大字綾部	静修小学(神庭)・精業小学(滝尾)が合併
福岡	福岡村大字横山	開校時は原智小学(横山)
佐良山	佐良山村大字皿	明説小学(一方)・明道小学(高尾)が合併

併置されて、各小学校は尋常高等小学校と改称した。
今日の津山市域に属する大正初期の小学校と、明治の

開校時における学校との関係を明らかにすると、次表のようになる。

この表のように、大正の初めには、津山町内に男子・女子の両尋常高等小学校だけがあった。この両校の創立については、市史第六巻にあるように、明治七年の開校時の成器・鶴山・時習・日新・開智の五小学が、統合を繰り返し、明治二〇年四月、成器小学校一つになり、校名を

河	辺	々	河辺村大字国分寺	開校時は教育小学(国分寺)
大	崎	々	大崎村大字金井	開校時は躬行小学(西吉田)
広	野	々	広野村大字田熊	開校時は明知小学(河面)
○轟	名	尋 小 学 校	吉岡村塚角	開校時、押淵が轟名小学区に入る
○高	取	尋 常 高 等 小 学 校	高取村	開校時、池ヶ原・堂尾が高取小学区に入る
○新	野	々	新野山方村	開校時、堀坂・三浦・妙原が新野小学区に入る
備	考	○印の学校は市外であるが、当時、その学区内に現市域を含んでいた。()は開校時の所在地		

両尋常高等小学校は、その後も年々児童数の増加をみて、増築に増築を重ねていった。大正一〇年(一九二一)

尋常津山小学校と改称した。その後、再び津山尋常小学校(明二六)と変え、更に、津山女子尋常高等小学校(明四一)に変わっていった。

男子尋常高等小学校の方は、鶴山小学が成器小学に統合されたが、新たに、明治一四年鶴山小学校として再興され、後、高等鶴山小学校(明二〇)・鶴山高等小学校(明二三)・津山高等小学校(明三四)と改称、更に、津山男子尋常高等小学校(明四一)に変わった。

他の小学校も、同様に合併・統合・改称を繰り返した。表のように、大体一村一校の大正初期の時代を迎えたわけである。

西小 誕 生

明治四一年(一九〇八)に、男子・女子に分かれた津山男子・津山女子

には、ついに、中之町の旧校舍(日新小学)を利用して分教場とし、二個学級の児童が収容されることになった。更に、翌一一年度も二個学級増加の見込みがあり、何らかの対策を講じなければならない状態であった。この事は、早くから津山町会で問題になり、いろいろと論議を繰り返していた。その一、二を要約すると、

- 1、市制施行の時、一、二校の自然増が考えられるが、今一時的な処置をする事が、将来市制の時差支えるのではないか。
- 2、男子・女子両校は、これ以上大規模にすべきでない。
- 3、新しい学校を建設すべき時期でない。
- 4、現在の校舍(中之町)はあまりに破損が大きい。

5、市制施行後の位置としては、現位置（中之町）は
適当でない。

6、位置は、市政を考えた時、西部に独立校を建設す
べきである。
（『津山町会議事録』）

以上のように、急増する児童数に対し、早急な施策に
迫られたが、市制施行と考え合わせ各種の問題が提示さ
れ、絶えず論議の的になった。

その後、町会議員小山伊三郎外四名が調査委員となり、
東西いずれに学校を建設すべきか調査の結果、大正一〇
年十一月、ようやく、次のような結論に達した。

将来、大津山ヲ形成スルタメニハ、付近村落合併ノ
必要アリ。町村合併上林田村トハ特ニ密接ナル故、ソ
ノ時ハ、特ニ東部ニ一校増設スル必要アルモ尚早ナラ
ズヤ。此ノ際、寧ロ西部ニ一校設クルヲ適当トスル。

（『津山町会議事録』）

以上のように、当初、東部地区に分教場を作り、独立
校設置の声があったが、市制と関連して協議を重ねるう
ちに、西部への学校建設に変わり、ついに、男女共学一
二個学級の設置案が決定した。しかし、東部地区への独
立校設置は、地区住民の強い願いであり、その後、たび

たび町会の問題となっている。

さて、しばらくして、郡長から西苦田村大字小田中一
三六〇、一三六一番地を西小学校の位置として指定を受
けた。学区は、翁橋おきなばし以西を主体とし、細工町・上紺屋町・
坪井町・宮脇町みやわきちやう・福渡町・南新座を範囲として、大正一
一年二月二日に新校舎の建築が認可された。



図93 津山西尋常小学校
—大正15年—（江見写真館撮影）

そして、直

ちに第一期工
事に着手した
が、降雪等の
ため工事が進
まず、ついに
新学期の開始
に間に合わな
かった。そこ
で、許可を得
て、西小学校
は、大正一二
年四月から、
本源寺や津山

男子・女子両尋常高等小学校を仮校舎として、尋常三年以下の男女八個学級を収容し、授業を開始した。六月一日に新校舎竣工、直ちに移転し、七月一日開校式を挙げる事ができた。

大正一五年、男子小学校の講堂改築、女子小学校の特別教室増築問題が起きた時、かつての東部小学校問題が再起して、「大正一〇年東西二校ヲ建築スルト言フハ既決ノモノ」（『津山町会議事録』）、という議論になり、男女両校とも増改築を延期した。このように、東部小学校増設問題は、市制実施まで話題になった。

雙松小学校 の分離

雙松小学校は、もともと二宮小学と岸樋田うらだに設けられたもので、二宮・院庄両村の組合立で経営されていた。しかし、大正の中ごろから分離問題が起こり、二宮小学校の沿革史は、「時運ノ趨勢ハ其ノ独立ヲ促シ、大正十年俄カニ組合解散ノ議起コリ、四月二日、本村村会ニ於テ是レヲ議決、」と述べている。これにより、院庄・二宮両村は、それぞれ独立校を設けることになって、雙松尋常高等小学校は姿を消した。「時運ノ趨勢」が解散独立の理由となっているが、当時、一般に一



図94 雙松尋常高等小学校 一大正10年一（『院庄誌』所載）

村一校を求める風潮があったことと、両村にまたがる学区では通学に不便だ、という事情もあった。

雙松小学校の廃止によって、翌二一年四月一日、再び昔



図95 二宮尋常高等小学校 (向陽小学校蔵)



図96 院庄尋常高等小学校 一昭和6年一
(『院庄誌』所載)

に返り、院庄・二宮両尋常高等小学校が誕生した。二宮村は、大正一〇年度・一一年度の継続事業として校舎建築(現二宮幼稚園の位置)に着手、一一年三月、大部分の工事を完了して翌月から開校し、雙松小学校の一棟を解体移転して八月完成した。

院庄村は、雙松尋常高等小学校の校舎をそのまま利用

しながら、新校地を院庄五反田(現院庄小学校の位置)に選定、一部新築、一部旧校舎を移転改築した。落成式は、昭和三年一月二〇日であった。

伝統ある
津山中学

〇〇名(明治四〇年から)に達していた。当時の入学者の様子を、『津山高校八十周年記念誌』に見ると、

全県一学区で、岡山中・津山中・高梁中・矢掛中の順位で生徒が配分されたので、同級生には作州以外の地から来ている者もいた。競争率は大体二、三倍であったが、郡部の小学校からは各一、二名合格する程度ということで、遠隔地のため寄宿舎生活をする者が多かった。

津山中学は、開校以来、質実剛健の気風を受け継ぎ、生活態度は極めて厳しく定められていた。大正五年(一九一六)、当時の「津山中学校細則」には、

第二十八条 生徒ハ常ニ其ノ体面ヲ保タンコトヲ努メ、

左ノ各号ニ违背スベカラズ。

二、飲食店・劇場等凡テ風紀ヲ紊シ易キ所ニ立入ルベカラズ。

三、修養ニ害アル書籍・新聞・雑誌等閲読スベカラズ。

第三十条 生徒ノ服制ヲ定ムルコト左ノ如シ。

二、衣袴—小倉織ニシテ冬衣ハ紺色、夏衣ハ白色トス。

三、外套—黒色絨（ラシヤ）陸軍乗馬式トシ、裏ヲ付セズ。

四、帽—黒色絨トシ 夏期ニハ上半部ニ白色ノ日覆

ヲ付ス。

五、靴—黒色牛皮、紐付短靴トシ、前部ニ飾ヲ付セズ。

第五十八条 左ノ事項ハ之ヲ禁ズ。

二、廊下其ノ他舎内ニ於テ馳駆スルコト。

三、廊下其ノ他舎内ニ於テ唾壺ノ外ニ唾スルコト。

四、塀・樹木等ニ攀ツルコト。

第六十五条 教授ノ際ハ左ノ各項ニ注意スベシ。

二、生徒ヲシテ姿勢ヲ正シクシ、容儀ヲ整ヘシムルコト。

三、生徒ヲシテ言語ヲ明確ナラシメ、方言若シクハ

粗野ノ言語ハカメテ矯正スベキコト。

（『津山高校八十周年記念誌』）

というような決まりがあり、当時の学校の在り方がしのばれる。

しかし、大正の民本主義は、学校にまで及び、当時の二大ストライキが、今日なお、古い卒業生の語り草として残っている。一つは、大正九年六月二六日、二七日、一級長の処分問題に端を発し、五年生約九〇人が八子の八幡椽へ籠城したことであり、今一つは、大正一三年九月、杉山敦磨校長の留任を要求して、全校生徒がストライキを行ったことである。これは、当時の生徒たちの風潮を語るものの一つである。

良妻賢母の 津山高女 津山高女学校も古い伝統をもっているが、大正二年（一九一三）、定員五〇

〇名（開校当時一八九名）に拡張した。開校以来「良妻賢母」を教育の目標にし、心のやさしさ、美しさを願い、「なでしこ」の花を校章としていた。スカート（セーラー服は大正一四年から）の黒線は、大正五年袴に黒線を入れたことに始まるようだ。

大正一〇年に、修業年限を五年としたが、当時は、特



図97 津山高等女学校の而立館
—昭和8年— (津山郷土館蔵)

に風紀が厳しく、男女席を同じくすることなど考えられない時代であった。しかし、いつの世にも流行はあったもののようで、「母校のあゆみ」によれば、

髪型は、初期の二百三高地から庇髪ひきかみへと移り、特に上級生は、空も仰げない大庇を競ったという。大正一〇年頃から「分け髪」になり、頭上に溝を掘るようになった。通

学・遠足も下駄で、学校にはよく下駄の齒入屋が来ていた。

とある。
大正一三年には、天皇御即位を記念して多年の宿願であった温故館（建坪五四

坪、工費一万二六五〇円）を建設、郷土史に関する各種資料を陳列したり、作法室として使用したりした。この温故館は津山高等学校山下校舎廃止後、三十周年記念（昭和八年）の而立館じりつかんと共に処分され、現在、それぞれ徳守会館・津山高校同窓会館としてその姿をとどめている。

商業学校 津山商業学校設立の話が出たのは、大正七年（一九一八）四月の津山町会が

初めてである。以下、『津山町会議事録』によりその経過をみると、伊賀助役が行政視察後の報告に、「丸亀市戸数六四三六戸ニシテ、商工学校ノ設立アリテ商工業ノ発達ハ夥シキモノアリ。」とある。この報告によると、以前から商工学校設立の声があり、助役の視察になったようである。

その後、町会に商工学校設立調査委員会が設置され、同年一〇月三〇日、調査結果を次のように述べている。

工業学校ハ、単ニ家具組立ノミ教授シ、卒業後ニ於ケル社会ノ要求ニ応ズルコト不可能ナリ。他ニ適切ナル科目ナキヤ研究ノ余地アリト多数意見アリ。仍テよう此際ハ工業科ヲ省キ、単ニ商業科ヲ置クコト。（後略）
委員会の報告は、商業科だけの設置に傾いたが、結論

に至らず、その後も、次のようにいろいろな議論が続いた。

1、商工学校として、商業科と工業科を併置すること
は、商業科は知的教育であり、工業科は労力的教育
であるため、結局は失敗に終わる。

2、乙種の商業学校・工業学校の卒業生は、でうち丁稚小僧
か徒弟として使われるに過ぎず、軽視される。しか
も、文官任用令適用がなく、徴兵猶予の特典もない。

3、甲種の商業学校・工業学校の卒業生は、他の地方
へ出て就職し、郷里に帰って来ない。

以上のように、甲論乙駁おうげ、なかなか意見はまとまらな
かった。しかし、町会は飽くまで設立の願いは捨てなかつ
たようで、翌年二月七日、ついに、甲種商業学校を可と
する者一五名、乙種商工学校を可とする者と財政上時期
尚早とする者合わせて八名、という結論に達し、甲種商
業学校設置と決定した。

この当時、一般にも商業学校設立の気運が高まり、ま
た、既に県南に岡山県立商業学校・岡山市立岡山商業学
校・倉敷町立倉敷商業学校・笠岡町立笠岡商業学校が設
立されていたことも大いに刺激になったようである。そ

の後、大正九年三月、設立の認可が下り、町役場の二階
一室を設立準備室に当て、初代校長豊田恒雄と書記室山
晴太郎の二名が事務を開始した。

豊田校長は、同年六月、津中ストライキ事件の責任を
負って職を辞したばかりの温厚な古武士の人格者であつ
た。赴任三日目、室山書記が校章をデザインして、「横



図98 津山商業学校

一大正15年一

(江見写真館撮影)

向き鶴つるは津中
の校章である
から、津商の
校章は正面を
向かせ真ん丸
に羽を広げる
姿じま（「自彊」
に作った。こ
れは、昭和一
二年ごろ、当
時の流線型は
やりに刺激さ
れ、楕円型に
伸ばされて今

日に至っている。校地は、衆楽園西側の農地に決定し、大正九年末から、本館と二教室の工事が進められた。

越えて、翌一〇年四月一〇日、第一回入学試験が、当時の女子小学校（現市駐車場）で行われた。受験資格は小学校高等科一年修了以上で、本科・予科各五〇名ずつを選んだ。津山に商業学校ができるということで、岡山の県立商業学校を受験せずに待っていた者や、一度、社会へ出て働いていた者なども受験したから、二五歳という入学者もいた。いよいよ開校したのは同年五月一四日である。翌一一年二月、学校教育法の改正で、それまでは、高等科一年から入学、予科一箇年・本科三箇年であったが、小学校六年から入学、五箇年となった。

その後、学校は県管移管になることを考えていた。昭和三年（一九二八）四月、折良く県立中等学校の増設が考えられていたので、県議平尾賢治らの奔走により、県下一二校の中に入り、県管になった。

しかし、これには次のような条件があった。

- 一、津山町立商業学校ノ土地・校舎・付属建物及備品等現在設備一切ヲ県ニ寄附スルコト。尚、本年予算ニ計上セラレタル工事並ニ設備等ハ、各完成ノ上寄

附スルコト。

- 二、同校建設費其ノ他経費トシテ、金三万七七七〇円ヲ、各指定年度開始後一ヶ月以内ニ寄附納入スルコト。

金二万〇二七〇円（經常費、昭和三年度）
金一万七五〇〇円（臨時費、昭和四年度）

- 三、前二項ノ外、同校校地中、現在借地使用セル校地並新二一五〇〇坪ヲ整地ノ上、各指定年度期間内ニ寄附スルコト。（後略）（「津山町会議事録」）

以上のように、県の要望は、津山町にとり相当厳しく、議員の中には異論もあったが、町会は将来のことを考えて、この事を決議したようである。こうして、校名が「岡山県立津山商業学校」となり、関係者を喜ばせた。

美作学園 美作学園は、大正四年（一九一五）の
の草創期 天皇御即位の礼を記念して、苦田郡教

育会が、津山町田町六七番地の小沢泰（元津山町長）邸の一部を借り、同年五月七日、津山高等裁縫学校を創設したのが始まりである。初代校長は郡視学出道直が兼務した。

苦田郡教育会は、明治三十三年（一九〇〇）初めて苦田郡が設けられた際、郡内の小学校長・教員・学務委員ら



図99 田町の津山実科高等女学校
—大正15年— (江見写真館撮影)

により組織された団体で、教育の研究・施設の経営等、教育全般にわたり、その向上を図るのを目的とした。

開設された津山高等裁縫学校は、高等小学校卒業の女子を対象とし、修業年限二年、裁縫教員養成部を置き、定員二〇〇名であった。大正一〇年五月七日には、津山実科高等女学校に昇格し、修業年限を三年（高小一年修了者入学）にした。一四年、杉山宇三郎が第五代校長に就任、創立十周年の記念事業として、田町小沢邸の全土地建物（四棟）を購入し、いっそう学校の基礎を強固にした。

昭和三年、現在地の西苦田村山北に校地五〇〇〇坪を

購入して校舎を建設、翌年、設立者を苦津教育会と改めた。昭和八年、津山女子商業学校を併設、一五年、岡山県実作高等女学校と改称、修業年限を四年にした。

実業補習学校の創立

実業補習学校教育制度は、明治二三年（一八九〇）改正の小学校令に定められており、更に、二六年一月二日には実業補習学校規程（文部省令第一六号）が公布された。その際、文部大臣井上毅は、特に訓令を出し、実業補習学校制度の趣旨について次のように述べた。

実業補習学校ハ、実業ノ知識技能ヲ授クルト同時ニ、小学ノ教育ヲ補習スル学校ヲ謂フナリ。故ニ、実業補習学校ハ、義務教育ヲ終ヘタル児童ノ為ニ其ノ既ニ受ケタル教科ヲ補習継続シ、又、実業ノ知識ヲ授クルノ二個ノ目的ヲ以テ設クルモノナリ。

（『岡山県教育史』下巻）

以上のように、実業補習学校は、実社会に出るための教育を施す意味をもっていた。

しかし、実際の学校設置は相当遅くなり、津山町やその隣接町村は、次のように実業補習学校を小学校に付設した。校長は、その小学校の校長が兼務し、教員は、

第五章 教育の移り変わり

実業補習学校一覽表 (苫田・久米・勝田の各郡誌)

備考	学 校 名	創 立 年 月	付 設 (併 設) 校	備 考
○印は市外であるが、当時、その学区内に現市域の一部を含んでいた。	津山商工補習学校	大・九・七	津山女子 <small>尋常高等</small> 小学校	改称、大正一一年四月、津山実業学校
	西苫田実業補習学校	大・八・五	苫田	改称、大正一二年五月、津山東町実業学校
	林田女子実業補習学校	明・四〇・五	林田	改称、大正八年三月、林田実業補習学校
	二宮実業補習学校	大・一一・六	二宮	昭和四年廃止
	院庄実業補習学校	大・一一・六	院庄	昭和四年廃止
	福岡実業補習学校	大・八・一一	福岡	昭和四年廃止
	佐良山実業補習学校	大・八・四	佐良山	男子年月不詳、加美村外三ヶ村組合立補習学校へ 改称、佐良山女子実業補習学校
	田邑実業補習学校	大・六・五	田邑	改称、昭和四年四月、田邑公民学校
	高野実業補習学校	大・一〇・四	高野	改称、大正一四年四月、清泉実業学校
	清泉実業補習学校	明・四五・四	清泉	改称、大正一二年四月、高倉実業学校
	高倉実業補習学校	大・八・七	高倉	改称、大正七年六月、高田実業学校
	高田女子実業補習学校	明・四二・	高田	統合、大正一五年七月、高田村外三ヶ村組合立中央公民学校
	東一宮実業補習学校	大・八・	東一宮	統合、大正一五年七月、東一宮外三ヶ村組合立中央公民学校
	一宮実業補習学校	大・八・	一宮	統合、大正一五年七月、一宮外三ヶ村組合立中央公民学校
中道農業補習学校	大・九・四	中道	統合、大正一五年七月、東苫田村外三ヶ村組合立中央公民学校	
河辺裁縫専修学校	大・四・三	河辺	改称、大正九年四月、河辺農業補習学校	
大崎農業補習学校	大・八・三	大崎		
広野裁縫専修学校	明・四二・二	広野	改称、大正一〇年四月、広野農業補習学校	
○勝間田公民学校	大・一四・四	勝間田	現市域の堂尾・池ヶ原を含む	

専任教員がいたり小学校教員が兼務したりしていた。

前記のように、農村部では、当初一村一校の実業補習学校を設立していたが、その後、校名を変更したり、津山・一宮・東苦田・高田などのように統合して組合立にしたりした。

当時の実業補習学校の教育は、津山商工補習学校規定要項によると、次のようであった。

- 1、学校ノ目的 小学校卒業後、商工ニ従事セントスル者ニ、其ノ職業ニ関スル須要ナル知識ヲ授ケ、同時ニ、小学校教育ノ補習ヲ為スヲ以テ目的トス。
- 2、修業年限
男子部——本科四ケ年、研究科二ケ年
女子部——本科四ケ年
- 3、編成 本科ハ学年制、研究科ハ科目制
- 4、教授 注入教授ヲ避ケ、指導啓発ヲ主トス。
- 5、授業時数 毎週六時間 (週三日、一日二時間)
- 6、就学義務 小学校卒業後、男子ハ満十八歳迄、まで女子ハ満十六歳迄トシ、父兄ヨリ誓約書ヲ徴シ準義務ヲ負ハシム。
- 7、授業料不徴集

(後略)

〔津山町会議事録〕

昭和に入つて、津山市は、市制施行後何回も実業補習学校の統合改革を行った。まず、昭和四年、前記津山・西苦田・林田・二宮・院庄・福岡の六実業補習学校を統合して、津山実業学校(女子小学校に併設)・津山東町実業学校(林田小学校に併設)・西苦田実業補習学校(苦



図100 津山工芸専修学校の旧校舎

田小学校に併設)・院庄実業補習学校(院庄小学校に併設)の四校にした。続いて、昭和五年四月には、前記四校を津山家政女学校(女子小学校に併設)

第五章 教育の移り変わり

昭和7年津山市内の実業補習学校
(「津山市会議事録」)

計	青年訓練所充当 津山家政女学校 (女子小学校内)	青年訓練所充当 津山商業専修学校 (男子小学校内)	青年訓練所充当 津山工芸専修学校 (中之町、独立)	青年訓練所充当 津山農業学校 (苦田小学校内)	校名	生徒・教員	
						学 年	人 数
218	一・四年 96	() 三・四年 56 (10)	一・三年 38	三・四年 28		生 徒	
					種 別		
222	(研究科 女) 14	〃 61	〃 21	青訓生 126	人 数		
440	110	117 (10)	59	154	計		
17	4	2	7	4	専任	教 員 数	
10	4	3	2	1	兼務		
27	8	5	9	5	青訓 指導員		

津山農業学校(苦田小学校に併設)・津山商工学校(男子小学校に併設)の三つに再び整理統合した。
昭和七年度からは、六年度限りで小学校高等科三年が廃止されたので、津山市は、実業補習学校の整備振興を図り、再び次表のように四校に編成した。四校は、それぞれ分科した新しい経営を行い(商業専修学校には夜間部も設置)、男子三校は、いずれも、大正一五年に併置

された青年訓練所充当とした。したがって、専修学校の三、四年生は訓練所生でもあることになった。
青年訓練所 大正一四年(一九二五)、我が国は軍備の併設 縮少のため、陸軍の四個師団を削減した。その削減兵力を補うために、中等学校以上に配属将校を置き、軍事教練を施した。それと同時に、大正一五年四月二〇日、勅令をもって、青年訓練所令が公布され、

同年七月から、各町村の実業補習学校に、青年訓練所が、いっせいに併設された。これは、実質的には二つの教育機関が統一的に運営されたので、青年学校に発展していくための先鞭せんべんとなったわけである。
さて、どの町村の訓練所の規則も似通っているが、「津山青年訓練所規則」を例にとってみると、次のように決められていた。

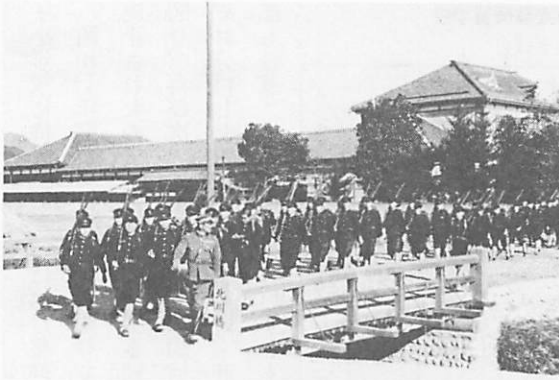


図101 学校・訓練所の軍事教練
—津山商業— (江見写真館蔵)

津山青年訓練所規則

- 1、目的 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛練シテ、国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス。

- 2、年限 四ケ年

- 3、訓練項目 修身及公民科(一年間二五時間)、教

練(一年間

一〇〇時間)

普通学科

(一年間二

五時間)、

職業科(一

年間二五時

間)

- 4、入所月

前年十一月

三〇日ニ於

テ、一六歳

以上一七歳

未滿ノモノ

トス。但シ、止ムヲ得ザルモノニツイテハ、一七歳以上ニテモ入所セシム。

(『津山町会議事録』)

- 5、(以下略)

以上のように、教練を主とするもので、補習学校の前期二年を終わると一六歳以上になるので、兵役前の四箇年間訓練所に入り、補習学校の教育と関連しながら、軍事教練を受けた。訓練所の主事には、それぞれ併置されている小学校の校長が任命され、指導員の中に一、二名の教練指導員が置かれた。

三、市制施行後の学校

小学校の整備統合

津山市が隣接町村を合併し、市制を施行することによって、従来の町立小学校

三校(男子小学校・女子小学校・西小学校)が、一躍八校(男子小学校・女子小学校・西小学校・苦田小学校・林田小学校・院庄小学校・二宮小学校・福岡小学校)と分校一校(福岡小学校分校、昭和六年四月開校)に増加した。小学校の整備は、特に、合併の際の強い要望でもあった。市制実施以来、歴代市長は、小学校の整備に合わせ、

常に統合を重要な課題としてきた。しかし、学校の整備統合は幾多の新しい問題を生み、その解決は容易でなかった。

市制実施後の昭和四年（一九二九）四月七日の初市会で、早くも「福岡小學校は将来根本的に改築の必要がある、と聞いているので、修繕費は少額にとどめてはどうか。」という整備の問題が出され、当局は、「福岡校は従来十分な修繕が出来ていないので、必要額を計上した。」という答弁をしている。また、同議会で、町村合併に伴う通学区域の一部変更について、「以前から津山町の學校へ通学していた、大谷地区と駅付近の児童の取扱い」などが、問題になった。

この福岡小學校に関する二つの件は、当時、既に市全体の學校整備と学区整理の必要を示し、将来、幾多の紛糾を醸し出す下地があったことを表していた。

昭和四年九月一六日、市長は学務委員に対して、

高等科ヲ一校若シクハ二校ニ統一シ、小學校ノ通学区域ヲ整理スル必要ナキヤ。若シアリトセバ、其方法如何。
（「津山市議會議事録」）

という諮問を出し、ここに、いよいよ学校の整備統合が

表面化してきた。その後、学務委員は次のように答申している。

一、林田・二宮・院庄及福岡ノ四尋常高等小學校ノ高等科ヲ廃シ、農業志望ノ男子・女子ヲ苦田校ニ、ソノ他ヲ男子・女子兩校ニ収容スルヲ適當トス。

二、學校ノ廃合ハ慎重考慮ノ上、次年度ニ於テ決定スルヲ可トス。尋常科通学区域ハ、大体、「津山市尋常小學校通学区域予定案」ニヨル。

（後略）

⑩「津山市尋常小學校通学区域予定案」

男子校

1、元津山町ノ内、出雲大社前線ノ北部及同社ヨリ

南ニ至ル線ノ東全部

2、細工町・上紺屋町・坪井町

3、大谷

4、林田ノ内、奥宮川

女子校

男子校ニ同ジ

西 校

1、元津山町ノ内、右ノ残り全部

- 2、小田中ノ内、田中松原ヲ除ク全部
- 3、総社ノ一部

林田校

- 1、元津山東町ヨリ奥宮川ヲ除ク全部

- 2、八出^{やいひ}ノ一部

苦田校

- 元西苦田村ノ内、小田中ノ大部及総社ノ一部ヲ除ク全部

二宮校

- 1、元二宮村全部

- 2、小田中ノ内、松原全部

院庄校

- 元院庄村全部

福岡校

- 元福岡村ノ内、大谷・種・荒神山・押淵^{おしかち}及八出ノ一部ヲ除ク全部

同分校

- 種・荒神山・押淵

(「津山市議会議事録」)

右通学区域予定案のうち、旧福岡小学校学区から大谷

と八出の一部を除いたことは、将来に深刻な問題を残すことになった。

翌年一月二八日、右の答申に基づいて、市議会に次のような「覚え書」が提出され、数回にわたって審議が続いた。

- 我が津山市ノ小学校ハ、尋常科学級平均四二名、高等科学級平均三八名ノ如キハ殆^{ほと}んど他ニ其ノ例ヲ見ズ。今コレヲ尋常平均五〇名、高等平均四五名トナスモ、教育上甚ダシキ支障ヲ生ゼザルハ明ラカナリ。
- 全市ノ学校ハ、一校ニ統一スルヲ理想トスレドモ、年齢ノ相違、通学距離ノ遠近及設備ノ点ニ於テ、之ヲ如何トモスルコトヲ得ズ。セメテ高等科丈^{だけ}ナリトモ理想ニ近ツケシメタシトノ希望ハ、高等科廃合理由ノ一ナリ。

- 市内七尋常高等小学校中、商工業及家事科設備ノ稍々^{やや}完備セルモノハ男・女両校ナリ。農業ハ苦田校ナリ。(中略) 高等科児童ハ年齢モ稍々長ゼラルヲ以テ、農業男女ハ苦田校へ、其ノ他ハ男子校・女子校へ通学スルハ、必ズシモ困難ナラザルベキヲ信ズ。コレ高等科廃合理由ノ一ナリ。

- 小学校ニ於テハ、学校整理ニヨリ、尋常高等ヲ通

ジ、減ズルトコロ一五学級、新設分教場ノ三学級ヲ差シ引キテ一二学級ノ減少ナリ。

(「津山市議会議事録」)

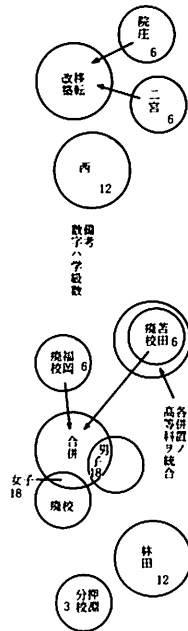
審議の結果、小学校高等科の廃合は一時保留して、一年後に再審議することになり、小学校の学級整理は、原案(高等科を除く。)に賛成ということになった。しかし、この決定は、必ずしもそのとおりに進まなかった。

昭和五年一〇月一三日、再度、市長から学務委員に、市内小学校の校数並びにその位置に関する統合整理の方法について諮問が出され、同年十一月二四日、次のように答申された。

- 一、各併置ノ高等科ヲ統合シ、高等小学校一校ヲ設置シ、当分苦田校ニ置クコト。
- 一、苦田小学校ハ廃校トナスコト。
- 一、福岡小学校ハ廃校トナスコト。
- 一、二宮・院庄ヲ移転合併スルコト。但シ、二宮学区ハ自由通学区域トナスコト。
- 一、女子校ヲ廃校トナスコト。
- 一、将来、林田小学校ヲ移転改築スルコト。

(「津山市議会議事録」)

昭和六年二月には、当局がこれを議会に左のような図式をもって説明した。



今から考えても、これは思い切った案である。さすがに、議会側も極めて重要な案件であるから、十分調査研究することにして即決を避けた。

しかし、この中にある気持ちは、市の学校統合案の底流として、その後長く引き継がれた。ただ、いつの時代にも言えることではあるが、初期においては、統合の理論的根拠を一応教育上の理由においている。しかし、その根拠を流れる主な理由は、経済的なものであった。その後、昭和七、八年と毎年学校統合整備の問題は、市会の重要な議題となった。そして、市内全小学校の学校統合整備問題は、次の福岡小学校の移転整備問題へと移っていった。

福岡小学校
の移転整備

市制実施当初は、前項で述べたように、旧福岡村内児童の一部（大谷・北八出

地区）は、旧津山町や旧津山東町の小学校へ通っており、その上、福岡小学校は校舎や施設が不十分であった。こうした状況の下で、昭和六年の統合案では、市内小学校四校と分校一校案が考えられ、福岡小学校は廃止されることになっていた。

しかし、この事は、学校問題が一般市民の関心を呼ぶに連れて論議を呼び、昭和八年（一九三三）になると、福岡小学校学区民は、「学校は父祖伝来の大切な伝統をもち、なお、地区文化の中心である。」などの理由を挙げ、今回の統合案に反対であることを強く訴えた。こうして、福岡小学校整備のことが、市全体の学校整備統合問題に関連するようになった。以下、『津山市議会議事録』を参考に、その経過をたずねてみることにする。

昭和八年三月、小沼市長は、改選直前、市議会に「小学校統合整理案」を提案しようとしたが、機未だ熟せず、と撤回勧告を受け撤回した。同年、改選後の初市議会で、再選された市長は、「前期に小学校の統合整理を計画したが、時期尚早の故をもって実現しなかった。今回はぜひ

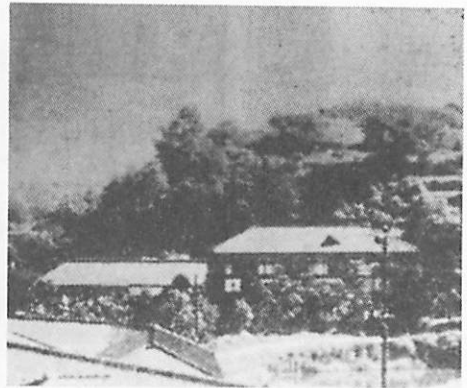


図102 福岡専常高等小学校
（『市勢要覧』所載）

実現したい。」と、明言したが、事実はなかなか進展しなかった。その後の昭和九年の予算審議会では、福岡地区議員から、「統合について、旧福

岡は反対である、と一般から呼ばれているが、決して反対ではない。設備の完全なよりよい場所なら喜ぶべきことで、むしろ統合は望むところである。それが本年度統合のないのはどうしたことか。」と発言、更に、どの辺まで統合問題が進んでいるのかの質問に対し、市長は、「統合案としては、中央に二校、東に一校、西に一校、旧福岡村に二校の計六校にしたいと考えているが、委員も、今少し研究した方が良くこのことで保留している。」と、答えている。この答弁は、昭和六年、当局が市議会で

説明した統合案（小学校四校と分校一校の計五校）と異っている。これは、三箇年を経過するうちに、統合の難しさから、当局の案が次第に変化したことを物語っている。つまり、福岡小学校の廃止論は次第に消え、移転整備論へと変わりつつあった。

昭和一〇年度の予算審議の市議会においても、大同小異の質疑がなされ、小学校統合問題から高等科の併合、青年学校論まで出たが、決定をみなかった。思うに、この時期（昭和九年）は、教育疑獄のため学務課長の更迭があり、秋には室戸台風、翌年には水道疑獄事件まで発生して、津山にとっては多事多難の時期であった。昭和一〇年四月には、これらのため、小沼市長は辞職、学校統合整備問題は、また行き詰まってしまった。

昭和一〇年一〇月一五日、中島琢^{たくし}之名誉市長が決定してから、再び福岡小学校問題が論議を呼び、ようやく軌道に乗り始めた。その間における中島市長の二、三の答弁をみると、「教育の機会均等の上から、福岡校を改築し、内容外観共に整備充実させたい。現在の位置は狭隘^{せうがい}で、拡張の余地が少なく、飲料水が乏しく、校地としては不適当であり、位置を変更して改築したい。」と、初

めて市長の具体的な意見が述べられた。また、「年々、福岡学区三〇〇の人口増は、南岸に校舎を改築して将来に備える必要がある。」「全市的人の和を得て断行する。」ことなどを説明した。更に、学区問題については、「今日解決されなければ、市将来の癌^{がん}となり、幾度市長が代わっても、この問題のために行き詰まる。」ことを述べ、「この際十分考えてほしい。」と、要請している。

更に、昭和一一年一月三〇日には、福岡小学校の位置問題について、市長は、「理想案で動かすのは困難であるから、現在は、旧福岡村一円だけを対象として考え、将来拡張の余地を見ている。学区問題を円満に解決するため、一致した尽力を願いたい。」と、重ねて要請した。こうして、ようやく昭和一二年度当初予算に、福岡小学校移転整備費として、九万三三三〇円を計上提案し、議決した。市制実施後、学校整備の声が揚がり、八年ぶりに福岡小学校問題が大きく前進したのであるが、中島市長は、予算が議会を通過すると辞任してしまった。

昭和一三年四月一日の議会で、守安重太市長代理助役は、苦心の末、先に県知事が出した福岡小学校の移転位置（津山市大谷字中河原二四〇〇番地外三〇〇坪）

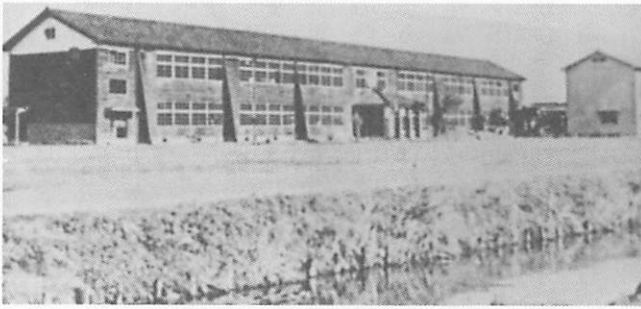


図103 建設された福岡小学校
(南中学校へ転用)、『南中のあゆみ』所載)

の諮問に、同意の回答を得るまでに漕ぎつけた。予算と位置が決定したので、事業が進むはずであったが、市長の選考が手間取り、また空転してしまった。

こうして、ますます建築は遅れ、物価が騰貴するばかりでなく、資材は不足し、ついに、昭和一五年九月、当

局は九個学級の現

児童だけを収容するよう模様替えを

決定した。ここに、

長年の理想的福岡

小学校建設の夢は

破れてきた。

その後、資材は

不足したが、関係

者の努力によって、

建築は続けられて

いった。その途中、

不幸にも、昭和一

九年九月二四日と

翌年の九月一七日

の二回にわたって、暴風雨に遭遇、校舎が倒壊したり資材が流失したりした。そして、再建されたのは、終戦後の昭和二二年四月であった。しかし、折角の校舎も、新学制のため南中学校に転用される破目となってしまった。

工業学校 大正七ごろ、工業学校は、商工学校の創立 設立問題として、町会で論議されたが、

土地柄と経費等の関係で、商業学校設立一本に絞られた経緯がある。

その後、昭和七年、津山市は中之町に実業補習学校として工芸専修学校を造り、技術者の養成に努力を払ってきた。しかし、工業学校設立の願いは続き、この問題が再燃したのは昭和一二年で、有元市長担ぎ出しの原因になったようである。

有元市長は、いろいろな点で話題をまいた人である。

擁立者たちは、彼が東京工業高等学校・大阪工學院の設立者で、校長でもあるという点を認め、彼を市長に迎えて工業学校建設問題の打開をねらったが、在職わずか二箇月で挫折し、学校設立の事は成就しなかった。

こうした経過をたどって、多年の夢が実現したのは、

昭和一六年四月、太平洋戦争勃発の年である。当時、産

業教育の場として、地域社会の力強い支援と、津山市長小沼敬三郎の英断とによって、県への要望が認められ、「津山工業学校」が誕生することになった。

昭和一五年度の津山市歳出決算額が、約六四万円にもかかわらず、同年一月二十九日の市議会の追加予算審議の時、一八万円という多額の県への工業学校設立寄附が採択された。津山市としては、相当思い切った処置であり、その熱意のほどが想像される。

○ 寄附一八万円の内訳

- ・ 設備費 三〇万円の半額地元負担
- ・ 敷地の取得と整地費 五万円

(但し、内二万円を五郡で、残り三万円を津山市が負担)

こうして、昭和一六年四月、津山中学校(現津山高校)の二個教室を借り、建築科・土木科を設け、修業年限三箇年(小学校高等科卒業を入学資格)の岡山県津山工業学校が開設された。翌一七年には、更に、教室不足となり、市の元授産場(椿高下)を借用して建築科を移転した。同年一月二十九日、第一期工事が完成、新校舎(現位置)に移転、授業を開始した。昭和一九年四月には、学則改

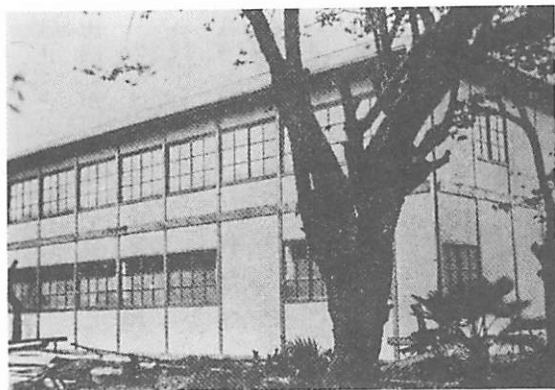


図104 津山女子技芸学校

—南新座— (『作陽学園創立五十年史』所載)

正により、国民学校初等科卒業を入学資格とし、修業年限が五箇年となった。この年から、生徒は戦争のため工場等に動員され、翌二〇年には商業学校と同じように、一時、学校は工場になった。

作陽学園開設

「作陽学園」は市制施行の翌年が開設の年で、津山市とともに成長してきたと言える。最初は、昭和五年(一九三〇)四月、津山女

子高等技芸学院の名称で、津山市南新座に松田信夫・藤子夫妻によって創設された。後、校名を津山女子技芸学校(昭和六年)、津山女子高等技芸学校(昭和一年)、岡

山県作陽女子商業学校（昭和一九年）と改称、昭和二五年には、経営を学校法人作陽学園とした。

南新座の校舎が、次第に手狭になり、移転先を津山駅前吉井川沿いに求め、昭和九年に移った。位置が駅へ近く、最適地と思われたが、同年九月二〇日の室戸台風以後、一六年、二〇年と三回の水害に遭い、ついに吉井川河川改修のため、再び移転しなければならなかった。移転先は、水害のない土地ということで、桃山（八出）が選ばれた。現在、人目を引く台地一帯の校舎は、この時（昭和二二年夏）の建設工事が始まりである。

建設に当たって、生徒は、移動演劇・バザー等を開催し、夏休みには礎石の運搬をするなど、学校・父兄・生徒総ぐるみで建設を進めた。全部の建設が終わって、学園の移転が完了したのは昭和二八年であった。

鶴山中学塾の閉鎖

鶴山中学塾は、戦後創立された、津山キョウト基督教図書館高校の前身とも言える学校である。

この中学塾は、昭和七年四月、森本慶三が初代校長となり、基督教図書館で開設された。当初は、塾と言っていたが、翌年四月、「鶴山中学校」と改称、男子に旧中

学校令に準じた教育を行い、三箇年修業（後、四箇年に改正）とした。校長は、後、保田銀二・岸本哲一・岩城忠四郎が引き継いで就任した。

当時は、戦争が次第に激しくなり、学校教育にまで軍事教練を必須とした時であったが、設立者の森本慶三は、戦争反対の自己の宗教的信念を曲げず、教練の実施に反対した。昭和一七年三月、それがため、意に反して学校を閉鎖せざるを得なかった。次の文書は、その時の学校閉鎖を迫る文書である。

貴下、御経営ニ相成居候鶴山中学ハ正規ノ認可ニ依ルモノニ非ズトシテ、森本森本ニ県当局ヨリ閉塞ノ上、其ノ旨報告スベキコトヲ御聴取ニ相成候筈ナルニ、今以テ該報告無^レ之由ニテ、当局ヨリ市ニ対シ、今日通牒有^レ之、市ヨリ調査提出方求メラレ候。（後略）

（「津山基督教図書館所蔵文書」）
この文書は、市長が、県当局から「学校閉鎖の報告がないので、その状況を調べて報告せよ、と言われた。」という言訳の文書である。市は、この文書を持って森本慶三に折衝したようである。

こうして、鶴山中学は閉鎖せざるを得なかった。ま

た、昭和一九年八月には、基督教図書館が反戦施設であるとの理由で、一時、憲兵隊に接收されるという不幸な事件まで起きた。

戦後、この鶴山中学は、後述のように、森本慶三の努力によって、新制の定時制高等学校に生まれ変わっていった。

青年学校の誕生 大正期に各町村に設置された実業補習学校と併設の青年訓練所は、補習学校の生徒が同時に訓練所の生徒である、という二重の学籍を持ち、その上、両者の教育内容が整えられるに従って、重複するようなことが起きてきた。そこで、二つを統一するため、昭和一〇年（一九三五）三月三十一日、青年学校令が公布され、実業補習学校と青年訓練所は発展的に解消した。そして、岡山県は、同年七月一日、県下いっせいに青年学校を開設した。

津山市は、前記実業補習学校の農業学校・工芸専修学校・商業専修学校を廃止して、津山男子青年学校を、津山男子尋常高等小学校に併置し、当分の間、農業部教室は苦田尋常高等小学校に、工芸部教室は、中之町の元工芸専修学校に置くことにした。



図105 白鷺青年学校校舎
（『津山市制施行50周年記念誌』所載）

また、女子のためには、津山家政女学校の名称を、津山女子青年学校（昭和一六年、実践女学校と改称）に変更し、従来どおり津山女子尋常高等小学校に併置した。当時の隣村で、現市域に属する青年学校を挙げると、次の表のとおりである。

昭和10年隣村の青年学校

備考	学校名	創立年月	併設校・所在地	備考
○印は市外であるが、当時、その学区内に現市域の一部を含んでいた。	○勝間田青年学校 勝間田・高取・植月・古吉 野・吉野村組合立	昭・一〇・七	勝間田小学校 (現勝間田小学校の位置)	現市域堂尾・池ヶ原を含む。
	○加美村三ヶ村組合立 加美青年学校	昭・一〇・七	中央町原田(二二三)〇 (現中央中学校の位置)	改称、昭・一六・三 加美村外二ヶ村組合立青年学校 (佐良山男子、一八年度から市内へ)
	佐良山女子青年学校	昭・一〇・七	佐良山尋常高等小学校	改称、昭・一六・二・一 津山市佐良山女子青年学校 (昭・二六・三、津山市へ合併により廃止)
	東苦田村 中道青年学校	昭・一〇・七	中道尋常高等小学校	(昭・一六・三、津山市へ合併により廃止)
	高田・一宮・東一宮村組合立 中央公民学校	昭・一〇・七	現津山市一宮六三三番地 (中山神社隣接境内)	高田・一宮・東一宮・田邑村組合立中山青年学校
	田邑青年学校	昭・一〇・七	田邑尋常高等小学校	統合、昭・一七・六
	高倉村青年学校	昭・一〇・七	高倉尋常高等小学校	高野村外三ヶ村組合立白鷺青年学校
	高野村青年学校	昭・一〇・七	高野尋常高等小学校	
	高野村青年学校	昭・一〇・七	高野尋常高等小学校	改称、昭・一八・四
	神庭・滝尾村組合立 清泉青年学校	昭・一〇・七	清泉尋常高等小学校	統合、昭・一七・四
	広野村青年学校	昭・一〇・七	広野尋常高等小学校	勝加茂・新野・広野・広戸村組合立青年学校
	大崎村青年学校	昭・一〇・七	大崎尋常高等小学校	河辺村・大崎村組合立国分寺青年学校
河辺村青年学校	昭・一〇・七	河辺尋常高等小学校		

青年学校の本科は、既に一定の職業に従事している男女青年を、その余暇を利用して指導訓練するもので、組織内容が極めて多種多様であった。普通科・本科には、それぞれ各種の部が設けられ、その選択は自由で、伸縮性を持たせるように考えられていた。次に、その組織と内容の概要を記しておく。

○ 男子

普通科（尋常小学校卒業生を対象）

普通科第一部（二年） 一週一二時間

月・水・金昼又ハ夜

普通科第二部（二年） 農業部 一週三二時間

通日 昼

” 工芸部 一週三六時間

通日 昼

” 商業部 一週三二時間

通日 昼

本科（普通科又は高等小学校卒業生を対象）

第一本科第一部（二年） 一週九—一二時間

月・水・金昼又ハ夜

” 第二部（三年） 一週六一—一二時間

火・木昼又ハ夜

第二本科（五年） 農業部 一週三一時間 月—金昼

” 工芸部 一週三六時間 通日 昼

” 商業部 一週三二時間 通日 昼

研究科 土曜日 昼 七時間

職業科ニ於テ農業ヲ修ムル者ハ、夏季及秋季ニ於テ、農繁ノタメニヶ月以内家庭実習ヲ課シ、授業ヲ休止ス。（「津山市男子青年学校学則」）

以上のように決められ、教科目は普通科、本科ともに、

修身・公民科、普通学科（国・数・地・歴・理）、職業科（農業・工芸・商業）の外に、普通科には体操科、本科には教練科があった。第二本科、研究科は多少教科内容

容を異にしていた。

○ 女子

普通科（二年）（尋常小学校卒業生を対象）

一週 一二時間 水・土 昼

本科（普通科又は高等小学校卒業生を対象）

第一本科（三年） 一週一二時間 水・土 昼

第二本科（二年） 一週三六時間 通日 昼

研究科

- 第一研究科（一年） 一週一二時間 水・土 昼
- 第二研究科（二年） 一週二四時間 月・火・木

金 昼

（「津山市女子青年学校学則」）

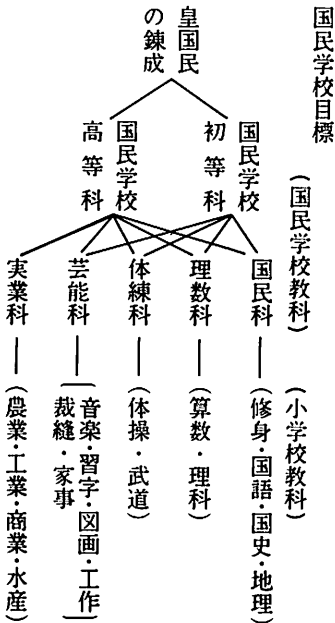
教科目は普通科、本科ともに修身・公民科、普通学科（国・数・地・歴・理・音）、職業科（商業）、家庭科（裁縫）、体操科の五科目で、第二本科、研究科は多少教科内容が違っていた。男子、女子いずれの青年学校も授業料は徴収しなかった。この青年学校は、昭和一八年、津山市沼（国立工專の位置）に、男女合同の津山市青年学校として建設されることになった。そして、校舎数棟の建設を終わり、まず、農業部の生徒が移転した。しかし、資材不足で全校舎が完成しないうちに終戦となり、混乱の中に学制改革を迎えた。青年学校の生徒は、昭和二二年から普通科が新制中学へ編入、本科が翌年四月から定時制高等学校に変わった。

戦時下の学校教育

昭和六年（一九三一）の満州事変後、一二年の日中戦争、一六年の太平洋戦争と、学校教育は、次第に戦争の影響を受けるようになって

た。特に、一八年からは、教育全般が戦時下の非常体制になり、二〇年には、中等学校生徒以上は授業を停止して産業戦士となった。

昭和一六年四月一日から、小学校は国民学校に改められ、津山男子尋常高等小学校は津山第一国民学校に、津山女子尋常高等小学校は津山第二国民学校というようになった。国民学校の目的は、「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス。」と、学校令に示され、極めて、国家主義的色彩が濃くなった。そして、国民学校は、皇国民鍊成のため、従来の教科を次のように改めた。



と、
皇国民の資質として、学校に示された内容を要約する

- 国体に対する確固たる信念
 - 皇国の使命に対する自覚
 - 国運の進展に貢献し、献身的に奉公する実践力
 - 国民生活を充実する力
 - 職業報国の実践力
- などが挙げられている。

この資質内容に基づいて、それぞれの学校は、「至誠奉公」を教育計画を立てた。多くの国民学校は、「至誠奉公」を校訓にし、児童たちは誓いの言葉を胸にして、毎日の学校行事・学習などに努めた。当時は、儀式・朝礼等の行事が重んぜられ、朝礼では、国旗掲揚・東方遙拝、儀式では、教育勅語の奉読、御真影の奉拝などによって、皇国民としての精神を養い、運動場では行進や駆け足によって団体訓練を行った。教科では、神話に始まる国史によって国体護持を学び、戦争の話に耳を傾け、皇軍勇士の話に心を躍らせ、手工は廃物を利用し、体操は勇ましい建国体操を行い、唱歌は軍歌を歌い、「必勝の信念」と「堅忍持久」の精神が教え込まれた。学校の環境も、忠魂碑



図106 戦前の小学校国史教科書にある天孫降臨の図(中村勝男氏蔵)

が建てられ、御真影奉安殿が設けられ、戦利品の武器が展示され、教室には神棚や軍人の写真などが飾られた。

農繁期には、上級生が出征兵士の家や遺族の家の手伝いに出向き、毎月八日の大詔奉戴日ほうたいびには全校揃って氏神に参拝、出征兵士の武運長久を祈った。また、出征兵士があると、全校児童は日の丸の小旗を持って駅頭や鉄道の沿線で見送った。

戦争の激化とともに、食糧の増産が大きな課題となり、児童もそれに協力した。当時の学校生活の思い出を、あ

る教師は、次のように書いている。

大戦中は、父を失い、兄を失った児童を慰めながら、或時は広い田園に学習を移し、麦刈り、稲刈りの奉仕作業に参加した事も度々ありました。食糧難は学校教育に影響を及ぼし、荒地を開墾してはかぼち、ややつま芋等を植えて、主食を補っていました。その為、高学年の児童は、学習道具の他に鍬や鎌を持って登校したことも度々ありました。（『大崎小百周年記念誌』）

このように、小学校の児童も、「銃後の小国民」として、勉強の傍ら食糧増産に励んだ。

津山市では、昭和一六年五月一二日から、市内大田に津山市農民道場を開設し、青少年の修練の場としていた。その目的は、「臣道実践ヲ基調トシ、天分ヲ覚醒シ、自修・自研・勤勞ヲ尚ビ、実践躬行ノ氣風ヲ涵養スルコトヲ目的トス。」（『津山市議会議事録』）とあり、この目的達成のため、青年学校・中等学校の生徒、小学校高学年の児童が出向き、二万二三二一坪の田・畑・山林の農作業に従事し、国策の線に沿い、錬成と増産に励んだ。

中等学校は、その年の八月八日、学校単位で報国隊を編成し、男子は戦闘帽・国防色制服・ゲートル、女子は

もんぺという姿で勤勞奉仕に出ることが多くなった。『作陽学園創立五十年史』は、昭和一八年ごろの学園の様子を次のように述べている。

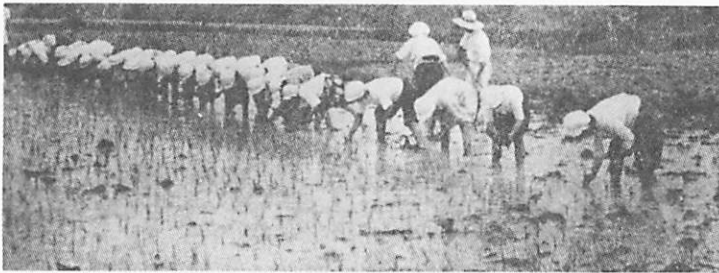


図107 女子生徒の勤勞奉仕

—昭和15年津山女子高等技芸学校—（『作陽学園創立五十年史』所載）

学校は、この年の七月から、木槍訓練に入っている。一年前の新年度から、教練・武道が正課に取り入れられた。"撃ちてしまん" 学校を兵舎に"を合い言葉に、校庭には防空壕が掘られ、軍事訓練が行われ、日常の学校生活に、軍隊式規律が取り入れられた。（中略）炎天下にりりしく木槍と薙刀を突き出す「エイ・オー」の音が、

道行く人の心を緊張させた。

このように、女子生徒も、当時は全く男子生徒に負けな
い気概で、ひたすら勤勞奉仕、木槍の武道に努めていた。

昭和一九年三月一七日には、津山商業学校は津山拓殖

学校に変わり、海外へ
進出する要員の養成校

になった。同年四月か

ら、中等学校の高学年

生徒は、学徒勤勞令・

女子挺身勤勞令により、

教室を下表の工場へ移

し、軍需品生産に協力

した。動員に参加した生徒が、空腹を抱えて働いた思い
出を、次のように記している。

私たちは、昭和一九年四月、造船所に動員され、特
殊潜航艇の部品を毎日作っていた。働くことには疲労
を感じなかったが、空腹には困った。三度の食事が楽
しみであったが、食料の欠乏は目に見え、馬鈴薯ばれいしょの中
に米が混った飯や、塩の湯に海草が一すじ浮いている
汁（中略）戦場へ行ったら、飯も食べられないかもし

れないと思いつながら、塩の湯をすすった。

当時の若者は、国のために働くことは当然の事としな
がらも、空腹には耐えられなかった苦しさを述べている。

こうした中等学校生徒の外、一九年二月には、市内

（岡山県政史）

学 校 名	動 員	
	先	後
津山 中 学 校	三井造船玉野造船所、同和鋳業柵原工業所、郡是工業津山航空機工場	
津山 商 業 学 校	三井造船玉野造船所	
津山 工 業 学 校	津山重工業株式会社、三井造船玉野造船所、日生造船所	
津山高等女学校	郡是工業津山航空機工場、三菱重工水島航空機製作所	
美作高等女学校	三菱重工水島航空機製作所、津山柳織工場	
津山女子商業学校	倉敷工業倉敷航空機製作所、郡是工業津山航空機工場	
作陽女子商業学校	郡是工業津山航空機工場、倉敷工業倉敷航空機製作所、三菱重工水島航空機製作所	

国民学校高等科二年の男女も、次ページの表のように動
員に出ている。このように、昭和一九年末には少年層ま
でが工場等に動員され、婦人と老人が家庭を守る態勢と
なった。動員に参加しない中等学校生徒・国民学校高学
年は、食料増産や松根油の採取、油を採るひまの栽培等
に従事した。

明けて終戦の年の二〇年三月、国民学校初等科を除き、
授業が停止された。津山商業と工業の両校は、「陸軍獣

津山市内国民学校高等科生徒動員状況

(津山市事務報告)

一	般			計	就		
	配	置	職		配	置	計
会社及工場名	男	女	計	官公庁・会社・工場	男	女	計
津山重工工業株式会社	二〇	一〇	三〇	広島鉄道局岡山管理部	九	一〇	一九
美作鋳物株式会社	二〇		二〇	広島通信講習所		一	一
玉野造船所	五〇		五〇	船舶運送会□□支所	二		二
水島航空機製作所		一〇七	一〇七	片上鉄道株式会社	一		一
景山航空機製作所		一〇	一〇	岡山県貨物運送株式会社	一		一
津山防水紙布製造所		一〇	一〇	中国配電株式会社岡山支店	一		一
安田鉄工所		一〇	一〇	津山車輛整備工場	五		五
計	九〇	一四七	二三七	岡山機械製作所	二	二	二
				計	二二	一一	三三

教育内容の変化

は、余りにも大きく、しかも、余りにも急激であったため、改制直後の数年間は、教育界に非常な混乱をもたらした。

終戦の昭和二

「医資材津山支廠工場」となり、道場や校舎がつぶされ、軍馬の蹄鉄を作った。津山高女は「陸軍被服廠工場」となり、市内からミシンを動員して陸軍の夏の上着や袴下を縫い、美作高女も学校が工場となり、竹籠等の軍需用品の製作に従事した。

四、戦後の教育改革

連合軍の指令と学制改革

終戦後の学制改革による、新しい教育の考え方、六・三・三・四制に基づく

〇年(一九四五)八月一五日から、新しい教育制度の計画がほぼでき上がる昭和二二年三月までの間は、連合軍から出される教育に関する禁止指令が多く、国民は暗中模索、目的も方法も分からず、途方にくれた期間と言える。

さて、連合軍総司令部から出された教育に関する指令の主なものについて、その概略を記すと、次のようになる。

〇 昭和二〇年一〇月二日、日本の教育の内容から、軍国主義・国家主義を削除する。そのため、まず教

師の軍国主義・国家主義者を罷免する。また、教科書からこれらの部分を取り除き、新しい教科書を作成する。

○ 昭和二〇年一〇月三〇日、軍国主義・国家主義を除くため、教育関係者の採用について、その審査機関を設置する。復員者は指令があるまで就任を禁止する。

○ 昭和二〇年二月一日、国家神道を禁止し、神社への政府の援助を禁ずる。国民の信仰の自由を保証する。

○ 昭和二〇年二月三十一日、修身・日本歴史・地理の授業を停止し、教科書を回収して、即時改訂案を作成する。

（「学制百年史」）

これらの指令に基づき、現場では、昨日まで教壇に立った教師が教職追放で姿を消したり、全教員の経歴・思想の調査をする教職員適格審査が行われたりした。学校の教育は、多くの教科書が取り上げられ、禁止事項に縛られ、学習ができる状態ではなかった。

しかし、こうした間にも、新しい制度の切り替えが、

中央では着々準備されていた。昭和二二年を迎えると、「教育基本法」、「学校教育法」、「学習指導要領」と、次々に新しい法令が公布された。これによって、新しい教育の目的・方針が定まり、更に、教育の機会均等、男女共学、学校制度の改善、六・三制による義務教育の延長など、全く目まぐるしい変化が続いた。

学校制度は、小学校（六年義務制）に続く、新制中学（三年義務制）と新制高校（三年）、新制大学（四年）のいわゆる六・三・三・四制へと変わった。こうして、従来の小学校高等科・青年学校・中等学校の生徒は、年齢により新制中学や新制高校へ編入することになった。この改革は、新しい制度の学校を作るといって、大変な改革であったが、このことは項を改めて詳述する。

**戦後混乱期の
小学校教育** 敗戦とはいえ、小学校の休校はなく、しばらく落ち着かない日が続いた。前

記のような連合軍指令部の教育に関する指令が相次ぎ、手探りのような教育が行われた。終戦前の国旗掲揚・教育勅語の奉読・君が代斉唱がなくなり、神棚や御真影奉安殿・忠魂碑の姿も消えていった。教科では、修身・国史・地理がなくなり、国語教科書などの皇国的・軍国的な



図108 終戦直後の墨ぬり教科書

(中村勝男氏蔵)

部分には墨を塗り、体操の号令も軍隊式の口調や号令が禁止され、何をどう指導するのがよいか、教師は自信喪失に陥っていた。それに加えて、日本民主化の目付役として開設されていた岡山軍政部が、抜き打ち的に学校を巡視して、校舎内外を点検、授業内容の指導・干渉までしたので、教師たちはその圧迫感に常に悩まされ続けた。

しかし、この間に文部省は、小学校の修身教育に代わ

る公民教育の教師用書を出版して、昭和二十一年九月から実施に移した。地理は、文部省で新しく編集した暫定教科書を同年七月から使わせ、国史も暫定教科書『くにのあゆみ』で、同年一〇月から授業を再開した。

昭和二十二年四月から、国民学校は小学校と改称、男女別に分かれていた市内の第一・第二の国民学校は、約四〇年の歴史を閉じて男女共学になり、「第一小学校」・「第二小学校」となった。当然、その結果として学区の変更が行われ、四月八日には、児童の引渡・引受式が行われた。

小学校の教育課程による教科の変化について、その一端に触れると、次のように改められた。

国民学校教科 小学校教科

国民科 → 国語・社会

理数科 → 算数・理科

体錬科 → 体育

芸能科 → 図工・家庭・音楽

自由研究

右のように、社会科・家庭科・自由研究が新しく生まれた。

社会科は、地理・国史・公民教育を合わせた、あらゆる

る社会事象について学習する教科であり、家庭科は、家族関係や生活に必要な技術について、男女共に学習する教科であった。また自由研究は、児童の能力に応じ、自主的な活動を促す学習であった。

教科書は、新学制により検定制となったが、二三年の新学制発足には間に合わず、二三年に検定規則が決まり、調査会が生まれ、二四年度から検定教科書を使用した。最初、教師は、検定教科書の中から、各学校ごとに使用教科書を選択して使用した。初めてのことであり、若干の戸惑いもあったが、その後、市町村の各学校あるいは教科担任等の連携によって、漸次、広域採択へと変わっていった。

また、小学校では、極度の食糧不足に対して、発育の助長と健康保持を目指し、二三年二月から学校給食が実施された。各学校は、その設備に慌てたが、元日本陸海軍軍用缶詰の放出を受け、野菜を入手して、週二回の副食給食を始めた。続いて、その年の秋から、米国の脱脂粉乳が加わり、二三年には週五回の給食となり、二六年二月から、パン・ミルク・副食の完全給食へと変わっていった。

今一つ、戦後発足したものに、戦前の奨学会・保護者会に代わるP・T・A（父母と先生の会）がある。P・

T・Aは、父母と教師が協力して家庭・学校・社会における子供の幸福な成長を図るのを目的とする会であった。市内や周辺の学校は、二三年四月から次々とP・T・Aを結成した。こうして、学校から戦時色のすべてが払拭はらひきされ、新教育へと歩を進めた。

新制 中学 誕生の苦悩

戦後の学制改革で最も苦難の道をたどったのは、新制中学である。新しい校舎を建て、新しく設備を整え、教師も新しく任命しなければならなかった。

この新制中学の開校は、昭和二年（一九四七）四月であったが、それ以前に、学制改革で青年学校を改め、新制中学を作ることが伝わった。そこで、津山市は建設中の青年学校は急がず、中学開校の時は、全市を四学区に分け、小学校の校舎を借りることにした。この事が、将来にいろいろな問題を残す結果になった。

東西南北の四新制中学は、準備期間もなかったのので、予定のように東は林田、西は二宮、中央は第一・苦田の各小学校に間借りをし、南はようやく完成したばかりの福岡小学校（現南小）の校舎を仮校舎として、開校に間に合わせた。しかし、これは飽くまで間借りで、当然、

昭和22・23年度学級数比較表

〔津山市会議事録〕

校名		東 中	西 中	南 中	北 中	計	
区分	学級	(5)	(6)	(11)	(15)	(37)	
昭和22年度	1年	男 55 女 61	74 >153 79 (3)	191 >369 178 (7)	261 >539 278 (11)	588 >1,177 589 (24)	
		男 64 女 54	>118 (3)	61 >107 46 (2)	180 >307 127 (6)	251 >465 214 (9)	556 >997 441 (20)
	3年	男 23 女 41	>64 (2)	57 >83 26 (2)	90 >163 73 (3)	118 >184 66 (5)	288 >494 206 (12)
		計	男 142 女 156	>298 (8)	192 >343 151 (7)	461 >839 378 (16)	630 >1,188 558 (25)
	学級	(8)	(7)	(16)	(25)	(56)	

※ ()内は学級数

新築を要したが、経済的には新築は無論のこと増築さえも難しかった。しかも、昭和二三年度は、上の表のように一九学級の教室不足が予想された。

こうした時に、西中学区から土地、建物、運動場敷地の買収費を寄附する申し入れがあった。申し入れの建物は建て替えを要したが、この寄附によって、昭和二三年九月には、現位置に一〇教室が建設され、二宮小学校の間借りを解消することができた。こうして、西部も南中学校に次いで、独立校舎が完成した。

西中学校は、昭和二二年の開校時、隣接の田邑村たのじまに、西中学校田邑分校をもった。これは、田邑村が隣接町村と学校組合を結成することができず、なお、単独では中学校設置の規格に及ばないということで、西中学校の分校となった。この分校は田邑小学校に間借りをして、新校舎を建設し、二七年から津山市を離れ、田邑村立田邑中学校となった。

さて、東中学校は、昭和二三年度の生徒数が多く、林田小学校を借りるだけでは不足し、東幼稚園の二教室を借りたり、二四年には三年生が津山中学校（北中学校）へ行った状態であった。その間に、市当局が学校

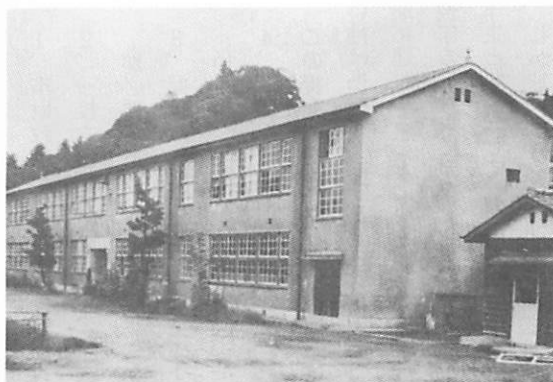


図109 元津山市立東中学校
—昭和26年— (津山郷土館蔵)

敷地を林田小

学校北に準備

したり、東中

後援会が別に

土地を準備し

たりしたが、

いずれも中止

しなければな

らなかつた。

苦勞の末、二

六年の二月、

関係者の努力

により、大隅おおすみ

神社の東に敷

地を決定することができ、建築に着手した。翌年一月一

〇日、落成式にこぎ付け、三年生を含め全学年がそろっ

たのは二七年四月である。

さて、南中学校は、ようやく建設した福岡小学校を、

やむを得ぬ措置として利用した。したがって、間借りは

避けられたが、翌二三年には教室不足のため二部授業を

行い、二四年、三年生は津山中学校へ行き急場をしのいだ。そして、二七年九月、ようやく大谷に新校舎が完成したので、全学年そろって移転した。

北中学校も他の中学校と同じように、第一小学校・苦田小学校を仮校舎として開校した。しかし、二四年度からは、三〇学級の校舎が衆楽園前に建設されたので、移転し、校名を津山中学校と改称した。この時、東・南両中学校の三年生も収容し、第一小学校の間借りはしばらく残し、津山中学校の分校とした。しかし、昭和二七年から分校を廃止し、東・南両中学校の三年生は帰り、校名を再び北中学校と改称した。

こうして、四中学校の校舎は、一応建築し終わったが、内容設備は全く不十分で、各校ともに整備の苦悩を続けなければならなかつた。

新制の津山中学校 新制中学校は、前記のように東西南北の四校案に落ち着き、それぞれ新校舎

を建設した。しかし、四校案に落ち着くまでには、一時、北中学校を津山中学校と改称しなければならぬ事態を迎えた。その事情を、『津山市議会議事録』に基づいて明らかにしておきたい。

昭和二年、取りあえず開いた四中学は、翌二三年には教室が不足し、二部授業を行う学校が出た。かといって、新しい学校を数校建設する経済的余裕はなかった。

そこで、市当局が案出したのが、一校だけ建て、これに北中学校を移転し、他の中学校の三年生も入れるという中学校建設一校案であった。この案を昭和二三年九月一八日の議会で提案の上、次のように説明を行っている。

- 1、市財政は、税金が十分集まらない現状である。
- 2、一校六〇〇万円を要し、建築の外にも多額の費用が必要である。

3、県は、年度末までには完成するよう厳しく言っている。

4、二部授業は早く解消したい。

この提案に対し、いろいろ異論はあったが、結局、無い袖は振れず、補助が受けられる三〇学級の校舎を衆議院前に建設することに決まった。夜を日に繼いで建築を進め、翌年の三月末に完了、前記のように北中学校と他の中学三年生とが移転して、全市一学区制の津山中学校が生まれた。しかし、この変則的な形は長くは続かず、その後も、三校案か四校案かといういろいろな案の論議が続いた。

この問題について、昭和二七年三月二七日の市議会で、市長は、

昭和二六年三月までに、中学校の建築は一二五七坪（一人当〇・七坪）を遂行したに過ぎない。これは文部省最低基準の六〇パーセントで、他の市町村に比べて著しく劣っている。このようになった理由は、

- 中学校に転用する青年学校、独立の高等小学校在りなかつた。
- 転用できる旧軍用施設がなかつた。
- 山林を持つ農山村と違い、市有財産がなく、経済的に困難であつた。

○ 中学校の在り方に決定的方針がなかつた。

と述べ、改めて、市内四校案を次のように提案した。

（前略）ここに五年間の問題に終止符を打つべき時機が到来したと考え、本日この案を提案するに至りました。

津山市中学校は、四校を設置することにし、今後、年次的に校舎の建築を進捗する。

このようにして、四校案が満場一致で決まったが、この時、既に東中学の新校舎は完成し、南中学校は建設途

上であった。このようにして、昭和二十七年九月から、津山中学校の名称は北中学校へ戻り、一時的な名称で終わった。

さて、この当時、市外にあった国分寺・鴨川・共和の各中学校も、前記中学校と同じように、小学校校舎を借りながら、二三、二四年にそれぞれ新校舎を建設した。そして、昭和二九年の十箇村合併の時、津山市立となった。

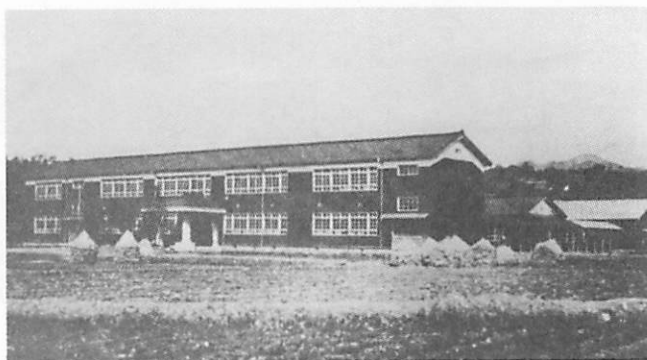


図110 津山市立鴨川中学校
(『津山市制施行50周年記念』所載)

三年制、定時制は働きながら学べるという特徴を持ち、四年制であり、夜間のものもあった。まず、全日制高校について、その発足をみることにする。

津山中学校と津山高等女学校は、昭和二二年（一九四七）四月から、新制中学を併置（二四年三月まで）した。そして、翌二三年四月には、それぞれ津山高等学校・津山女子高等学校と改称した。

この新制高校は、旧制中等学校をそのまま移行しただけで、新学制による高校三原則の「総合制・学区制・男女共学制」の条件を満たすものではなかった。新制度のねらいは、学校格差を是正し、教育の民主化・機会均等化を図り、高等学校教育の普及にあったため、その後、再編成による大幅な学校統合と学科の拡充が行われた。津山でも、四県立高校の再編が行われるに当たって、関係当事者の間でいろいろ協議された結果、津山高校・津山女子高校が統合されることになった。昭和二四年八月から岡山県立成美高等学校と改称し、翌年四月から学区制が敷かれ、普通科・家庭科が置かれ、男女共学になり、長い伝統に終わりを告げるようになった。

さて、両校は統合され校名は一つになったが、校舎は、

新制
へ
の
転
換

戦後生まれた新制高等学校には、全日制・定時制・通信制があり、全日制は



図111 津山高等学校山下校舎
—元津山高等女学校— (江見写真館撮影)

椿高下と山下の両校舎に分かれていた。昭和二五年七月二九日の市議会で、山下校舎の移転が問題になり、「両校舎は一つにまとめるのが理想である。」とか、「昭和

一二年に、一時検討され延期になっていたが、この際、移転を考え、ローズ前から二校まで貫通した道路を造るべきである。」などの意見が大勢を占めた。

しかし、巷間ちやうかんには県立高女の伝統を守るべきだという願いもあったが、市には、この際二校舎を統合して跡地を利用し、都計を推進すべきである、という堅い決意があった。その後も対県交渉が続けられ、昭和二五年一月、県の意向として、統合費(二四〇〇万円)、校舎処分代(一九〇〇万円)の差額五〇〇万円と敷地三〇〇〇坪の提供が示され、市はこの程度ならと了解した。しかし、起債が認可にならず折角の計画も一頓挫いちとんざつした。

その後、二八年に津山高等学校と改称、その時も山下校舎移転の声が揚がったが、成就しなかった。たまたま、昭和三一年一月一六日、椿高下校舎に火災が発生、電々公社敷地問題と関連して、翌年三月、ついに、多年の懸案が正式に決定した。三期に分けて工事が進み、三五年七月、校舎の統合を完了し、山下校舎は廃止された。

さて、津山商業学校は、二二年四月新制中学を併置、二三年四月、校名を津山商業高等学校とし、二四年八月、新学制により北園高等学校と改称、翌年四月から、女生徒

が入学して男女共学になった。そして、昭和二八年四月から、再び津山商業高等学校に戻った。津山工業高等学校も同じように、峰南高等学校と改称したが、二八年から現在の津山工業高等学校となった。

美作高等女学校・作陽女子商業学校は、ともに、二二年新制中学校（美作二八年、作陽二六年生徒募集中止）、を併設、翌二三年、美作高等女学校は美作高等学校、作陽女子商業学校は作陽女子高等学校（三八年、作陽高等学校）と改称した。この両学園は、二六年ともに短期大学を設置した。

さて、以上が全日制高校で、定時制高校は戦前の青年学校の本科が生まれ変わったものである。津山青年学校は、昭和二二年、新制高等学校へ移行のため、津山実業高等学校と改称していたが、翌二三年四月、津山高等学校・津山女子高等学校に定時制として併設された。その後入学生が減少し、二五年生徒募集を中止した。

一宮村の中山実業高等学校、加美村の加美実業高等学校、高野村の白鷺実業高等学校の三校のうち、中山・加美両校は、二三年、津山高等学校の分校（定時制）となり、白鷺高校は独立の定時制高校となった。その後、



図112 津山市立高等学校 一現県立津山東高等学校一
（『津山市制施行50年記念誌』所載）

この中山と白鷺両高校は、昭和二九年の十箇村合併の時、津山市立高等学校（定時制）に生まれ変わった。

今一つの津山基督教図書館高等学校は、戦前の鶴山中学塾を引き継いだとも言える。昭和二五年七月一二日、図書館の位置に森本慶三が勤労青年のため、定時制夜間部普通科を設立した。後、二七年には全日制普通科、定

時制商業科を置き、その後も、いろいろな科が設置された。しかし、入学希望者が激減したため、次第に規模を縮少していった。

教育委員会の設置

戦後の教育改革の一つに、教育委員会の設置がある。昭和二年（一九四六）

八月、中央に教育刷新委員会が設けられ、教育行政の改革に当たった。改革案は、従来の官僚主義・形式主義を改め、民意を尊重し、自主性を確保するものであった。

しかし、この案に基づいて作成された第一次法案は、連合軍総司令部との交渉がまとまらず、廃案となった。

その後、政府は総司令部と交渉を進め、次の第二次法案である「教育委員会法」を成立させた。

1、教育委員会は、地方公共団体の行政機関であり、かつ、合議制の独立的な機関である。

2、教育委員会は、都・道・府・県および市・町・村に設置される。但し、町村は連合して一部事務組合を設け、その組合に教育委員会を設置することができ、

3、都・道・府・県教育委員会は七人の委員で、市・町・村委員会は五人の委員で組織する。そのうち一人は、地方議会の議員が互選で選び、残り六人または四人は、住民が投票して選ぶ。尚、委員の任期は四年で、二年ごとに半数を改選する。

(後略)

(『学制百年史』)

右の外、委員会の事務局・人事権・構成・予算などに

ついて決められた。この法の最大の特徴は、教育の民主化のため、住民の投票によって委員を選出する公選制であったということである。

こうして、岡山県の第一回教育委員の選挙は、昭和二年一〇月五日に行われ、津山から上田基・杉山宇三郎の二人が当選し、同年一月一日、岡山県教育委員会が発足した。

しかし、この制度にも賛否両論があり、全国の市町村に実施するのは、時期尚早であるという意見が強く、知事会・市長会・町村長会からいろいろな批判があった。その第一は、行政の整合性を損う恐れがある。第二は、苦しい地方財政を更に圧迫する。第三は、教職員の円滑な人事異動をむずかしくする、などということであった。これらの批判のため、五大市を除いて他の市町村の実施は

任意制となり、いっせいで実施は二五年まで延期された。

しかし、その後も問題が多く、更に、二箇年延期となった。

そして、昭和二十七年一〇月五日、ようやく、市町村教育委員の選挙が行われた。津山市の選挙では、一般から青木勘・柴田治・古峪草平・小林利一の四名が選出され、市議会からは江見正が選ばれた。そして、昭和二十七年一

一月一日、初の津山市教育委員会が発足した。

この委員会は、発足後、南小学校の開校に伴って、第二・第三両小学校の学区の一部を、南小学校学区へ編入するという大きな仕事があった。これは、学校規模を中央校と均等にし、施設の充実を図るのがねらいであった。しかし、通い慣れた学校は離れ難く、卒業生・地区住民の同意を得るまでには、長い期間と辛抱強い説得が必要で、委員は無論、関係者は大変な苦勞をした。

さて、その後、従来から問題とされてきた委員会の設置単位や、委員の選任方法、委員会の性格が、再び論議されるようになった。特に、全国の市長会・町村長会は財政窮乏を理由に、教育委員会制度廃止の決議を行った。次の陳情書は、昭和二十九年一月、苦田郡町村長会・同議長会から、各中央諸機関へ提出されたものである。

教育行政の民主的にして能率的な運営を確保するには、住民の公選による地方議会を有する公選首長が、議会と協力して教育行政を執行するに足る。教育委員会を廃止した場合、必要ありとせば諮問機関を設置すれば充分である。教育委員会の設置が、現今の窮迫せる町村財政を、いよいよ困厄に陥らしめて居る。(中略)

右の理由により、教育委員会を廃止することを強く

要望し、ここに町村長並びに町村議会議長連署を以て、謹みて陳情致します。(「高野村会議事録」)

この陳情は、主として財政的な理由を挙げているが、外に、市町村教育委員会誕生の日が浅く、実効がまだまだ明白でなかったことも、廃止論の因となったようである。

これに対し、教育委員会は廃止反対の要望を各方面に行った。こうした廃止・存続の論議が、しばらく続こうちに、委員会の三年間の実績も問題点も明らかとなり、昭和三十一年、次のような改革がなされ、同年一〇月から実施されるようになった。

○ 教育委員の選任方法は、直接公選を改め、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

○ 市町村の教育長は、県教育委員会の承認を得て、それぞれの教育委員会が任命する。

○ 県費負担教職員の任命権は、市町村教委の内申により県教委が行う。

(後略) (『学制百年史』)

右の改正以後、この制度により、教育行政は進められ、今日に至っている。

五、社会教育

青年団と
婦人會

津山町青年団は、明治四四年（一九一〇）四月九日、初めて組織されたようだ。その規約第一条に、「本団は、青年団の風俗を改善し、智徳ちとくを進め、体力を練り、勤儉力行・報國奉公の実を挙ぐるを以て目的とす。」（『津山案内記』）とあり、本部を役場に置いた。事業は、公共事業への協力、町内の警備・衛生などに留意したようで、団長には、当時の津山町長小沢泰がなり、官僚的・国家的色彩の強いものであった。町内には大字を支部とする青年団が四三支部あり、東新町は苅田産平、山下は森本慶三、橋本町は富岡仁三郎、二丁目は福井純一、元魚町は有本りょう立らがそれぞれ支部長をしていた。

女子は、高田村が処女会を大正二年（一九一三）に結成、大正八、九年ごろ西苦田村・一宮村・東一宮村・田邑村・神庭村等にも創立され、中には、婦人會の組織内に含まれるものもあった。津山は、大正一四年一月、誕生をみたが、そのころ、処女會は女子青年會と改称さ

れていた。

大正一五年七月には、各町村の実業補習学校に、青年訓練所が併置され、青年の教育が行われた。各町村の青年自体の青年団活動も活発で、たびたび体育會・弁論會等を開いた。当時の津山東町青年団長は、思い出を、「青年団と言っても四〇歳までで、町村の青壯年を網羅しており、在郷軍人の団体と共に強い力を持っていた。市制施行の町村合併の時、他の村へ説得に回り影の力にもなった。」と、語っている。

昭和四年（一九二九）二月一日、市制が施行され、翌月の二五日、新しく津山市連合青年団が大津楼（田町）で結成された。香山親雅が初代団長となり、坂田義一（二代）、小林康太郎（三代）、西野護（四代）らが団長を引き継いだ。その活動はますます活発になり、日中戦争中は廃品回収等も行い、終戦時まで国防・警備などの仕事に当たった。

終戦後は、混乱した社会の中で、青年団が次第に復活、昭和二年三月には、その数が市内で一〇余りに達した。当時の『城南機関誌』第一号に、「吾々の使命とするところは、吾々青年の團結によって、文化日本の建設、理想郷

その活動は、町内清掃・町内慰安演芸会・青年弁論会・文芸大会・機関誌発行など多岐にわたっていた。昭和二年四月一八日、津山市青年団連絡協議会が生まれ、卓球大会・音楽会・文化映画会・震災基金募集・研修会など多くの活動を行い、昭和三〇年ごろが青年団活動の最盛期であった。

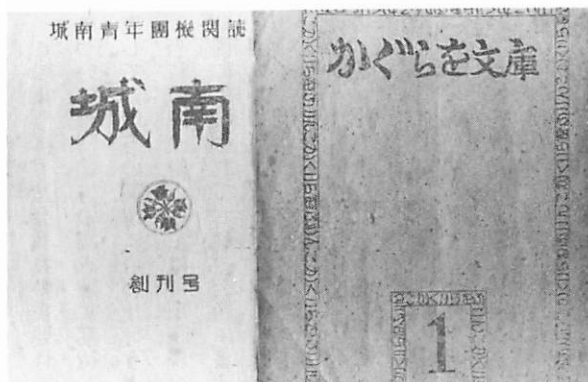


図113 市内青年団の機関誌創刊号
—昭22— (津山郷土館蔵)

津山の建設にある。吾々は心を一つにして、この理想の達成に邁進しなければならぬ。」と、意気盛んな巻頭の辞を記している。各団発行の機関誌にも、敗戦から立ち直る意欲がみられる。

婦人会も青年団と同じように、その起源は古く、岡山県慈善婦人会津山支部が置かれたのが最初で、明治三三年である。設立はされたが会員は少なく、会を維持する程度であった。大正に入り、漸次、各町村の一般家庭婦人を対象とした婦人会が結成され、津山町や周辺農村にも創立されていった。この婦人会の外に、愛国婦人会も生まれ、大正一四年には、津山町の会員は五四八名に達している。更に、昭和一〇年には国防婦人会も生まれ、戦時体制一筋の活動に追われる状態が終戦まで続いた。

戦後の婦人会は、昭和二年、有志の声によって各町内に復活していた。後、岡山軍政部婦人指導官グロードの指導を受け、津山市婦人協議会が誕生した。初代会長には木村もと子となり、活発な活動が行われた。

また、今日の市民学級の各種学習や体育活動は、この当時から始まったものである。これらの青年団や婦人会の活発な活動が、文化センター建設の糸口となった。

公会堂から
公民館へ (一九二二) 三月、岡山県教育会が、公会堂の設置については、大正一〇年社会教育振興策の一つとして、各町村部落に公会堂を設け、これを十分利用させることを県へ答申している。そ

の後、大正一二年三月九日、県は社会教育の振興について、次のような訓令を出した。

社会教育ニ至リテハ、昨今各種ノ施設稍稍緒ニ就カントスル機運ニ向ヒタルニ過ギズ。之ガ施設ヲ完備シ其ノ実績ヲ収ムルハ前途遠遠ニシテ、之ガ振興ヲ図ルハ真ニ刻下ノ急務ナリト信ズ。(後略)

(『岡山県政史』)

このように、社会教育の重要性を認めはしたが、施設については、地方の篤志家に期待し、学校教育とよく連携して、地方の実情に合わせ行うよう示達した。

当時の津山町としては、市制施行のため、町村合併の準備に忙殺されており、公費による公会堂建設の余裕はなかった。市制施行後も、引き続き上水道設置・市庁舎建設等の事業に追われていた。したがって、市は直接その建設はしなかったが、町内会には、集会所とか会館とか公会堂とかの名称で、相当数の施設が設けられていた。

『津山坪井町の歩み』によると、坪井町は、古くから伝わる倉庫を改造し、町の集会所として利用していた。それが今日の坪井町公会堂である。昭和九年(一九三四)春、津山銀座商業組合の事務所がここに置かれたが、そ

の後も、いろいろな集会所や催しに使用され、利用価値は増大していたようだ。

さて、津山市内には、昭和一〇年九月、安東武八郎(三丁目)の公会堂指定寄附の遺志によって、初めて、市の公会堂が建設されることになった。敷地の選定に難渋したが、結局、旧市庁舎東側の三〇七坪を予定地として確保、翌

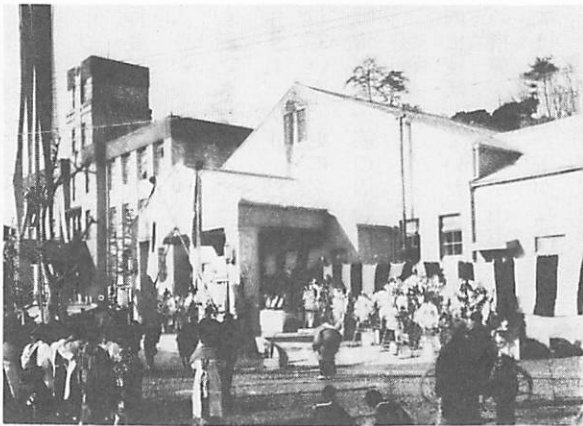


図114 津山市公会堂

一津山市の合同慰霊祭執行一 (江見写真館蔵)

一一年一月二日、念願の市公会堂(一三五坪)を経費約一万五〇〇〇円で建設した。戦時中、この公会堂は、公的施設として、諸種の会合・講

第五章 教育の移り変わり

演会・展覧会の会場として市民に貢献したが、昭和二〇年の終戦日直前、市庁舎防備のため商工会議所とともに壊された。

続いて終戦後、各市町村の社会教育センターとして、新しく登場したのが公民館である。公民館の名称は、今日地域住民に親しまれ、その地域に深く根を下ろしているが、これが提唱されたのは昭和二十一年七月で、「公民館設置運営について」の文部省次官通牒により、初めて、公民館の趣旨や設置運営の方法が明らかにされた。以後、各市町村には、公民館設置の気運が高まり、昭和二十四年六月、「社会教育法」によって、その設置が法制化されると、各市町村は一気に建設を推進した。こうした勢いは、敗戦の混乱から立ち上がり、郷土再建・祖国復興への住民の意欲を示すものであった。

公民館は、公会堂の集会所的性格を一步進め、教育・文化の向上、健康の増進、福祉の充実など、地域住民の活動を中心とした、誠に幅広いねらいをもったものであった。

津山市や当時の周辺農村に設置された公民館は、昭和二三年広野村、昭和二四年津山市（中央公民館）・河辺

村、昭和二五年高田村・高野村・田邑村・神庭村、昭和二六年滝尾村・大崎村、昭和二七年一宮村、昭和二九年高倉村である。これらの市町村は、それぞれ公民館条例を定め、活発な活動を進めた。

津山市中央公民館は、市制二十周年記念博覧会に建てた特設演芸場を利用した。しかし、この公民館は、昭和三二年には傷みが激しく、一方、市庁舎拡張に迫られて取り壊され、それ以来、中央市街地には、公民館のない時代が、昭和四一年まで続くことになる。

第六章
宗教と福祉活動



図115 津山施療院を開設した大円寺内元三大師堂

第六章 宗教と福祉活動

一、宗教活動の変遷

神社の変革

明治政府は、神道をもって国教としたため、神道と仏教がその立場を替え、

明治以後第二次大戦の終了まで、神社は厚い保護のもとに置かれた。政府は、まず、封建時代に神仏一体であったものを分離した。津山でも、愛山に例をとると、神道系の東照宮と、仏教系の地藏院（元寿延寺）とが同一地内にあつたが、この神仏分離によって、地藏院の敷地を半分に分けることになった。また、この時、鶴山八幡神社の本地仏の阿弥陀如来、総社宮の毘沙門天王、一宮中山神社の文珠菩薩、徳守神社の不動明王、二宮高野神社の普

賢菩薩が、各神社から地藏院に移され、一緒に祭られるようになった。

更に、政府は、明治四年（一八七二）、太政官布告をもって、神社に社格（官幣社・国幣社・県社・郷社・村社・無格社）を設け、その由緒によって格付した。一宮の中山神社を国幣中社に、県社には徳守・大隅・総社・高野・作案の五神社を指定、外の神社は郷社以下に格付した。

さて、明治九年、社格のない小さい路傍の祠を統合整理したが、まだ数多い神社の経営は難しかった。そこで明治三九年、政府は神社の合祀を各地方に促した。が、地域の広狭、交通の便、神社の由緒、神社の財産など、いろいろな事が問題になった。神社側にも消極的な点が

合祀に関する神社調 一大正15年調一(「苫田郡誌」)

町区 名分	合祀前 神社数		合祀後 神社数		合祀し た神社
	高倉村	高田村	神庭村	東苫田村	
津山町	二二	一四	二二	一三	一
津山東町	一四	一三	一三	一三	一
二宮村	六	一	一	一	五
院庄村	二二	七	七	一五	一五
西苫田村	二四	九	九	一五	一五
一宮村	一〇	二	二	八	八
東一宮村	一六	〇	〇	一六	一六
田邑村	九	一	一	八	八
高野村	四四	三一	三一	一三	一三
東苫田村	二七	一六	一六	一一	一一
神庭村	八	三	三	五	五
高田村	二九	二	二	二七	二七
高倉村	二〇	一	一	一九	一九
計	二五一	一〇七	一〇七	一四四	一四四

あり、氏子にも
反対する意見が
あった。しかし、
最終的に苫田郡
は、「社殿の尊
厳を保持し、神
社を永遠に維持
していくために
は、資産が必要
である。合祀に
異論はない。」と
の結論を出し、
このことを強力
に推進した。

それ以後、大

正年間に苫田郡内の津山市域関係町村で、合祀した神社は表によると一四四社に及んだ。合祀の例を東苫田の勝部神社にみると、同神社は、明治四〇年五月一〇日に、まず村内の奥畑にあった吉瀧神社を合祀し、続いて大正六年(一九一七)三月五日、村内各地の荒神社六社およ

び稲荷神社・倉稻魂神社・牛神社・佐田神社の合計一一社を合祀している。

さて、政府はこれらの神社に対し、社格により神饌幣帛料を供え、県知事・市町村長にその供進使の義務を負わせた。この事は終戦まで続くが、次の表は、津山市が経常費として予算にあげた神社費である。このようにして、政府は神社を国家管理のもとに置き、敬神思想の普及に努め、戦時中、国民は、神社で国運の隆盛を祈り、

出征兵士の武運長久を祈願した。

しかし、第二次大戦の敗戦を境に、神社の在り方が大きく変わった。昭和二〇年(一九四五)二月五日、占領軍総指令部は、「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保証・支授・保全・監督並ニ

津山市の神社費(「津山市歳入歳出決算書」)

区分 年	神饌幣帛料	供進諸費	需要費	計
昭4	円銭 120.00	円銭 99.95	円銭	円銭 219.95
5	120.00	308.54		428.54
16	266.00	623.00	21.90	910.90
17	210.00	395.00	3.90	608.90
18	385.00	513.00	768.00	1666.00

弘布ノ廃止ニ関スル件」という覚え書を交付した。そのため、岡山県は、翌年一月、各市町村へ神社への寄進を禁止したが、長年の慣習は改められず、連合軍から再度の指令を受け、市町村長は、次のような文書を各町内会に出している。

部落会・隣組等ニ依ル神道ノ後援
及支援ノ禁止ニ関スル件

此ノ趣旨ノ徹底ヲ欠キ、種々ノ違反、殊ニ、奉納金・祭典費等ノ募集ヤ神符・守札等ノ頒布ニツイテ違反事例ガ起キテキルノデ、昭和二十一年十一月六日付連合軍最高司令部ヨリ、更ニコノコトニツイテ禁止ノ指令ガアツタ。(後略)

○ 部落会・隣組等ノ援助ニヨリ、寄附金・祭礼費ヲ募集スルコトハ、「国家神道ニ対スル政府ノ保全・監督、並ニ弘布ノ廃止ニ関スル覚書」ニ違反スルノデ注意スルコト。

○ 部落会ノ行事デハ、神社等ノ祝祭トハ必ず分離シテ行フコト。

○ 部落ノ役員ガ神社ノ総代ヤ世話役ヲスルト、誤解ヲ招クノデ避ケルコト。

○ 従来ノ区域ニヨル氏子組織ヲ改メ、ソノ神社ヲ真ニ崇敬スルモノヲモツテ世話係ヲ作ルコト。

(「高田村会議事録」)

その後、昭和二十二年二月三日、全国の神社をもって組織する民間団体の神社庁が生まれ、国家から離れた組織ができた。これと同時に、従来の社格も廃止され、宗教学人によって運営される時代になった。一時期、神社は苦しい時代があったが、父祖伝来の氏子意識があり、次第にいろいろな形で祭礼行事が行われるようになった。

作 業 神 社 の 修 復

作業神社は、市史第五巻記載のように明治二年(一八六九)に創建された。

作業神社の十字の詩は、戦前、児島高徳(こしまたかのり)の忠誠心を表すものとして、小学校の教科書にも載せられていた。

この神社には氏子がなく、年を経て破損すると、有志がたびたび修理に当たり、第一回は明治一四年に本殿の修理、次いで明治二四年九月、院庄(いんじょう)の江川義知らが、本格的な修理に当たった。募金の記録を見ると、寄附は全国にわたり、皇族・内務省はもちろん、伊藤博文・山県有朋・西郷従道・桂太郎らの名もある。この寄附によって、明治二六年七月、二回目の修理が終わった。

続いて、明治四〇年、俳優オツペケペー節の川上音二郎が、興行の途中神社の荒廃を見て、拝殿（現神楽殿）と社務所を寄進した。彼は、高德の忠誠を劇化して、全



図116 改築前の作楽神社（津山郷土館蔵）

国の人に知らせた。続く修理は、最も大きな改築で、大正七年（一九一八）、保存会が新しく結成され、当時、検事総長であった平沼騏一郎が、有志に推されて会長に就任した。そして、関係者の努力によって、本殿・拝殿・鳥居・透塀・宝物庫・神楽殿など現存するほとんどの建物を建設し、大正一五年四月に完成した。

作楽神社は、戦前、社格は県社であった。そこで、功臣を祭る神社として、昇格を願う気持が、明治のころから終戦まで、関係者の間にあった。その理由は、建武新政関係の楠木正成を初め、名和長年・新田義貞・北畠親房らを祭る神社は、ことごとく官幣社に列せられていたからである。作楽神社だけが官幣社でなかったのは、祭神に天皇があるという特異なことに、格付の難しさがあったようである。神社の境内を含む一帯は、鎌倉・室町時代の守護職の館跡やんかんあとなので、大正一一年、国の史蹟しせきに指定された。戦後、社格はなくなったが、戦前からの由緒ある神社として広く知られ、津山の名所の一つになっている。

新興宗教の 布教活動

明治政府は、前節のように祭政一致の政策により、神道の国教化を推し進め

た。そのため、仏教は、明治以後、大正・昭和に掛けて、神道の勢力に押され勝ちであった。しかし、寺院と檀家だんかの關係は深く、市民の大多数は仏教信者であり、檀徒は変更されないのが普通であった。昭和三〇年（一九五五）の津山市内宗派別寺院の数は、次のとおりである。

宗派別寺院
昭和30年調
（「市勢要覧」）

宗派	寺院数
天台宗	17
真言宗	18
浄土宗	6
臨済宗	7
曹洞宗	2
浄土真宗	5
日蓮宗	5
黄蘗宗	2
計	62

さて、明治の神道重視の施策により、民衆の信仰を基盤にした新しい教派神道が生まれ、明治の初めには、岡山県南部に、神道黒住教や神道金光教が生まれていた。神道黒住教は、現岡山市大元を中心に発展、明治五年（一八七二）、黒住講社として公認され、各地で布教を始めた。翌年、一宮中山神社の神樂殿で一時開講され、七年には、津山の伏見町森本源治郎の持家へ移り開講した。明治九年、同町内に新しく教会所（前黒住教津山教会所）を開設、翌一〇年、黒住教と改め、布教が広く行われた。

金光教は、幕末に、現金光町で立教され、明治一八年神道金光教として公認された。津山には明治二四年ごろから布教された。黒住教・金光教ともに教祖が病に倒れたり、家族の不幸に悩まされたり、苦しい生活の中で神の徳を感じ、悟りをひらき、新しい教義を生み出している。

天理教は、鶴山かくざん宣教所の「宣教所史」によると、明治二五年のころ、初めて林田村で布教を行っている。当時、警察官の「無断で人を参拝させている。」という取り締まりに遭い、布教も難しかったようであるが、明治二八年、教会が認可された。大正の末までには、天理教も多くの会派に分かれ、昭和一六年には、市内に一〇箇所の布教所を持つまでに発展した。

出雲大社教は、明治六年、出雲（島根県）で生まれ、翌年、一宮中山神社の宮司美甘政和みかみまさちかによって、津山で布教が始められた。一〇年に初めて、一宮中山神社の美作神道事務局内に、出雲大社教会美作国教会所が設けられた。後、大社教は多くの信徒を得、明治一五年、田町に大社教美作分院を設立、昭和二六年、今日のように出雲大社美作分院と改称した。

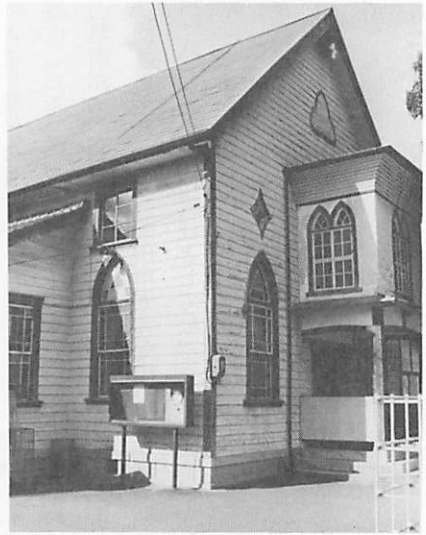


図117 田町のキリスト教会

キリスト教の布教は、明治一七年四月、森本宗吉ら数人の有志が、キリスト教の真理を聞くため、西大寺の伝道師木庭勝次郎を招いて、伏見町などで講義を聞いたことに始まる。一九年二月、初めて五名の者が洗礼を受け、

二三年五月、美濃職人町の教会堂で自給独立教会を創設したが、後、教会堂を京町・桶屋町へと移し、明治三七

年五月に現在の田町教会堂を新築した。その間、多くの牧師が津山で布教に当たったが、二十七年から米人宣教師ホワイトが伝道のため津山に来るようになり、後には、田町教会堂裏の牧師館に住み、伝道の傍ら、中学生や女学生に

英語まで教えた。明治の末には教会員三〇〇余名に達し、昭和一六年には日本のプロテスタント各派が合同したため、日本キリスト教団津山教会となった。戦争中、いろいろな困難に遭い、教会堂や牧師館は疎開児童に利用され、一時荒廃した。

戦争が拡大するに従って、新興宗教の多くは信者が減少、国民精神総動員法によって、布教活動は一時休止せざるを得なかった。しかし、終戦後、信教の自由が認められ、各宗教とも、それぞれ活発な布教活動を始めた。中には新しい民主主義に対応させ、戦前に生まれたひとのみち教団はPL教団に変わり、生長の家も大きく教理の変化をみせた。新しく生まれた創価学会は、昭和二八年ごろから、津山で学会としての地盤を固めた。

二、寺院の福祉活動

美作仏教各宗 自修会の発足

大正元年（一九一二）九月、明治天皇の御大葬と大正天皇の御即位に際して、恩赦を受けた多数の受刑者が、一時に釈放されたので、司法省の要請もあり、各宗寺院住職はその保護救済に当

たった。

美作の場合、要請に基づいて約二〇〇の寺院の住職が正会員となり、更に、特別会員（三円以上の醸出者）をも加え、「美作仏教各宗自修会」を組織した。その会の主旨が、趣意書に次のように述べられている。

今や、我邦は世界一等国の班に列すと称せらるるに拘らず、国家の要素たる農工商を初め、百般の事物、一として、世界列強に比肩すべきものあることなく、偶々犯罪者の数に於てのみ、優に宇内万邦を陵駕すといふに至つては、邦家の前途豈寒心に勝へざるにあらずや。然るに、這回、今上陛下登極の初めに際り先帝を宸悼し玉ふの余、茲に恩詔を降して罪囚を特赦し玉ふ。是れ実に無二の恩典にして、六千万民衆の均しく感涙滂沱禁ずる能はざる処なり。此時に當つて彼の釈放者を保護し再犯を防止して、能く聖恩の貫徹に努むるもの、今の世、我が宗教家就中一千有余年来、本邦人心秘奥の枢鍵を掌握して、宗教的道念の支配を以て任じ来りたる仏教僧侶を措て將た誰そや。（後略）

（「趣意書」津山郷土館蔵）
以上のように、世道の頹廢を救い、釈放者の保護を行

う者は、我々宗教家の外にはないことを強調している。

さて、この主旨を達成するため、次のように「自修会規則」を定めた。

（前略）

第三条 前項ノ主旨ヲ達スル為左ノ方法ヲ実行ス。

一、保護所ヲ設置シ、釈放者中孤独者等ノ自治シ能ハザルモノ並ニ一般釈放者ノ一時収容所ニ充ツ。但シ、保護所ハ当分ノ内津山町西寺町妙法寺内ニ設置シ、保護規則ハ別ニ之ヲ設ク。

二、各宗寺院檀信徒ニシテ入監者アリタル片ハ、本部ヨリ慰安状ヲ発シ、支部長及所属寺院住職ハ、時々入監者及家族ヲ見舞ヒ之ヲ慰安シ、訓誨奨励スルモノトス。

三、津山分監長ヨリ出獄者アリト通知ヲ受ケタル片ハ、本部ハ、直ニ之ヲ支部長ニ通知シ、支部長ハ、所属寺院ト協議ノ上、分監マデ出迎ヲ為サシムルモノトス。（後略）

四、釈放者着帰郷シタル片ハ所属寺院ノ宗義法式ニ依リ、仏前ニ於テ懺悔誓約セシメタル後、之ガ訓誨ヲ為シ、其ノ実況及左ノ事項ヲ調査シ、本部ニ通知スルモノ

トス、但シ、時宜ニ依リ、所轄警察署員又ハ町村長・
小学校長ノ立会ヲ請求スルコトアルベシ。

○ 家庭ノ情况、○ 親族及近隣間ノ感情、○ 出
迎ノ有無、○ 其他保護上必要ノ事項

(後略) (「自修会規則」津山郷土館蔵)

このように、出獄者の出迎え方、取り扱い方、毎月の
家庭訪問、就業紹介等詳細にわたる保護要領を定め、当
時一般では考えられないほどの民間保護事業を行った。

この会の結成の中心となった人は、苫田郡高田村大字
下横野多聞寺住職清田寂栄と、津山町大字西寺町妙法寺
住職貫名見祐であった。清田寂栄(片山潜の義兄)は、
岡山県司法保護事業団の主事であり、美作社会事業協会
の専務理事としても活躍し、ことに司法保護の仕事は一
五年以上も続け、その間に三〇〇〇人を越える人に保護
の手を差し伸べたという、この道の先駆者であった。

自修会発足当時の会長には貫名見祐が就任、保護所に
は、同住職の寺院妙法寺客殿の一部を使用した。大正五
年、保護を要する者が増えたので、同町の栄巖寺^{えいがんじ}へ移り、
更に、昭和三年(一九二八)には、山下に会館を新設し
てこれに移転、同年、「美作自修会」と改称した。設立以

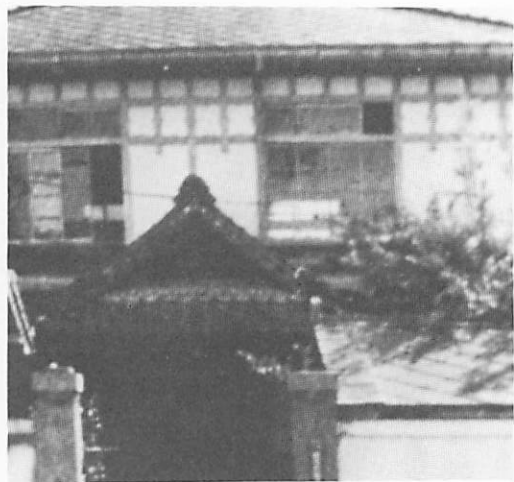


図118 山下の旧自修会館
(『津山の社会福祉のあゆみ』所載)

後、会は夏期文化大会・講演会等を開き、文化の普及、
思想の善導、風俗の改善に努力した。もちろん、釈放者
の保護については、前規約のように、それぞれの住職が
各檀那寺^{だんなでら}所属の釈放者・猶予者などを監査し、本部と連
絡を取りながらその教化に努力した。そして、昭和四八
年四月、現在の建物を完成し、いっそう自力更生の強化
が図られている。

津山施療院の開設

明治末期から大正初期に掛けて、景気の後退、農村は恐慌の兆しを見せ始めていた。したがって、各町村には生活困窮者が多く、その対策が問題視された。

津山町は、大正三年（一九一四）六月の町会で、次の津山町民救助規程を決定し、同年七月一日から実施に移している。

津山町民救助規程

第一条 本町民ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ、他ニ扶養者ナキ者アルトキハ、一人一日白米三合ノ率ヲ以テ、毎月末日救助金ヲ支給ス。但シ、月末ガ日曜日其ノ他休日ニ当ルトキハ、繰上支給ス。

一、独身ニシテ不具癱疾・疾病・傷痍ノ為メ、又ハ、年齢満七十歳以上、十三歳以下ニシテ生計ヲ営ム能ハザルモノ。

二、独身者ニアラザルモ、余ノ家人七十歳以上十五歳未満ナルトキ。又ハ、不具癱疾・疾病・傷痍等ノタメ生計ヲ営ム能ハズ、若クハ入営入獄及ビ所在不明ナルトキ。

三、前各号ニ該当セザルモ、其窮状相等シキモノ。

第二条 前条各号ノ一、ニ該当スル者ニシテ、旅人宿ニ収容ノ場合ハ、一人一日二十銭以内ノ救助金ヲ支給ス。

（後略）

（「津山町会議事録」）

この規程のように、津山は早くから福祉対策を執っている。福岡村でも同じような対策が、同時期に執られ、困窮者は一日二銭以上二〇銭以下が支給された。当時は、このような公的な施策の外に、前記、美作仏教各宗自修会のような私的な施設・機関に、いろいろな面で期待するところが多かった。

大正七年の暮れ、大円寺住職清田寂坦は、檀家の協力を得て餅をつき、貧しい人に贈った。その時、これらの人が最も苦しんでいるのは病気で、しかも、今まで美作には、これらの人の病気をみる施設がないことを知った。このことが、「津山施療院」を開設する動機であった。大正一〇年が、たまたま、天台宗の開祖伝教大師の入寂一一〇〇年めに当たるので、その記念に美作天台宗一六箇寺が発起して、大円寺内に施療院の開設を計画した。大正八年二月二日開設に当たり、創立当事者の清田寂坦は、その設立理由を、次のように述べている。

社会は貧富の懸隔日に甚しく、富めるものは富むに任せて奢侈に耽り、遊惰安逸止まる処を知らず。貧しきものは衆を待んで反抗はれ事とす。斯くて貧富貴賤日に相反目乖離して、偶々落伍者中病を得て医薬を求むるに道なきも、世人の多くは棄てて顧みざる状態であつて、国家の前途は真に寒心に勝へないものがある。此秋に當つて宗祖最澄阿闍梨の真精神と其の事業を現代に復興し、行路難に悩める落伍者諸君の肉体的疾患を除き、然る後、徐ろに上下和順・貧富相扶の常道に復帰するの一助たらしめんとするのが、本院創立の主眼である。(後略)

(『衛生相互新聞』)

以上のように、寂坦の救世の志は誠に強固であつたが、義父清田寂栄(自修会設立者)の助言も、設立に当たつて大きく影響した。

さて、大円寺内の元三大師堂で施療開業の計画が伝わると、二階町の久原茂良医師が協力を申し込み、彼の指導で薬局・診察室などの施設が整えられた。

施療は、久原茂良の外、多くの医師が協力し、一六の寺院の住職は、交代で院へ出掛け看護婦のような仕事をした。診察は、生活困窮者に券を町村長から配り、毎月

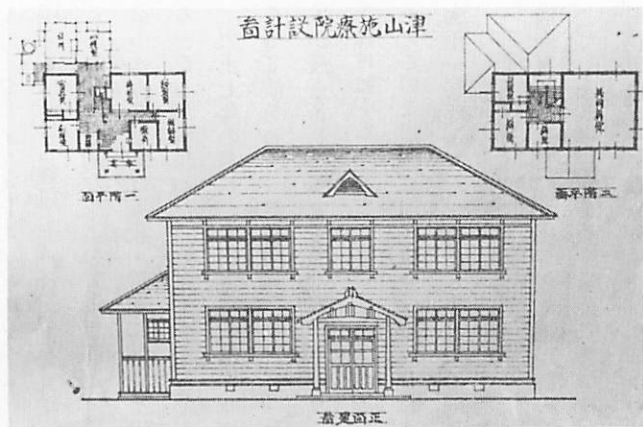


図119 津山施療院の設計図 (津山郷土館蔵)

六回、一と六の日に行った。往診もあり、専門の手術を必要とする時は、囑託医院で実施した。また施療の外、年末には困窮者へ餅や金品を配つたり、無料宿泊や職業

紹介をしたり、幅広い活動を行った。

大正一五年一月、新しい病院の建設を始め、昭和二年(一九二七)三月三二日竣工した。戦後の昭和二年から、財団法人「津山病院」と改名し、現「津山広済寮」と改めたのは、昭和三二年九月である。

濟世顧問制度
から濟世会へ

濟世顧問制度は、岡山県知事笠井信一
が、大正五年（一九一六）五月、天皇

に拝謁した際、県下の貧民の状態につき御下問を受けた
ことに始まる。その時の調査で、知事は生活状態の悲惨
な者が多いのに驚き、早速、その救済策を検討の結果、
濟世顧問制度を実施することにした。

大正六年五月二日、濟世顧問設置規定を制定、県内
各地の社会的に優れた人物を顧問に委嘱したが、津山地
区では、多聞寺の住職清田寂栄を最初の顧問に推した。

顧問は、それぞれの地方で、社会福祉事業の推進者とし
て種々の活動を行った。大正七年五月には久米郡大井和
村に診療所、翌年二月には苫田郡芳野村よしのに救護会などが
作られ、津山の療養院も、こうした時期に清田寂坦の手
によって開かれたのである。

その後、大正一〇年一〇月には、濟世顧問制度の補助
機関として、濟世委員制度が発足、各町村の大字に、各
一名の委員が置かれ、社会福祉活動が積極的に進められた。

津山の濟世会は、昭和二年（一九二七）一月一日に組
織されたが、これが現在の津山市社会福祉協議会の前身
である。いろいろな事業を行っているが、特筆すべき事



図120 妙願寺内太鼓楼

業は、翌年の一〇月一日、御大典記念事業として、労働
者のため、「津山町濟世会託児所」を設置したことであ
る。最初、社会事業に深い関心を抱いていた、妙願寺住
職森康正こうじが自ら園長となり、その境内の太鼓楼を託児所
として開設した。当時の保育料は一日五銭（生活困窮者
免除）であった。園長や清田寂坦らの活動、市社会課の
援助等により、次第にその利用が高まり、そのままの設
備では活動が十分でなくなった。そこで、昭和七年四
月八日、近代的設備を持ち、園児一〇〇名収容可能な施
設を山下に建設し、「津山保育園」と改称した。当時とし
ては、保育室・遊戯室・午睡室等を備えた模範的施設で

あった。

この濟世委員は、昭和十二年一月方面委員、更に、昭和十五年四月厚生委員となり、戦後は、現在の民生委員となつて、児童委員を兼ね、各地区の生活状態の調査と救護、児童の保護等を行い、社会福祉活動を続けている。

福祉施設

福祉施設としては、養護老人ホーム「津山市立ときわ園」が横山にある。

これは、昭和三年（一九二八）、西寺町妙勝寺の住職瀬川学進が、境内に「津山報恩養老院」を創設し、身寄りの乏しい老人の養護に当たっていたが、戦後の二十二年、津山市営に移管され、「津山市養老院」となった。その後、次第に収容人員が多くなり、施設を拡張する必要に迫られ、昭和二十九年、横山四八一番地に新築移転した。そして、「津山市立ときわ園」と改名し、定員五〇人の老人養護施設になった。

この外、児童福祉施設として、昭和二十三年九月、「津山児童相談所」が山下に設立され、美作一市五郡を対象に、児童相談を手掛けている。また、昭和二十四四月、金光教美伯教会が、二宮に「私立わかば園」（児童養護施設）を設立、上之町の「二葉園」も、昭和二十六年四月

から児童養護施設として再開した。養老院移転後の妙勝寺の施設も、昭和三〇年一月から、児童養護施設「立正青葉学園」として経営が続けられている。

また、終戦後、急速に各地に保育施設の拡充が図られ、二三年東一宮、二四年田町、二五年城東（中之町）、二六年一宮、二八年作陽（津山駅前）、二九年福岡・高野・高倉・広野と、次々に保育園が開かれた。

第七章
文化
と
体
育

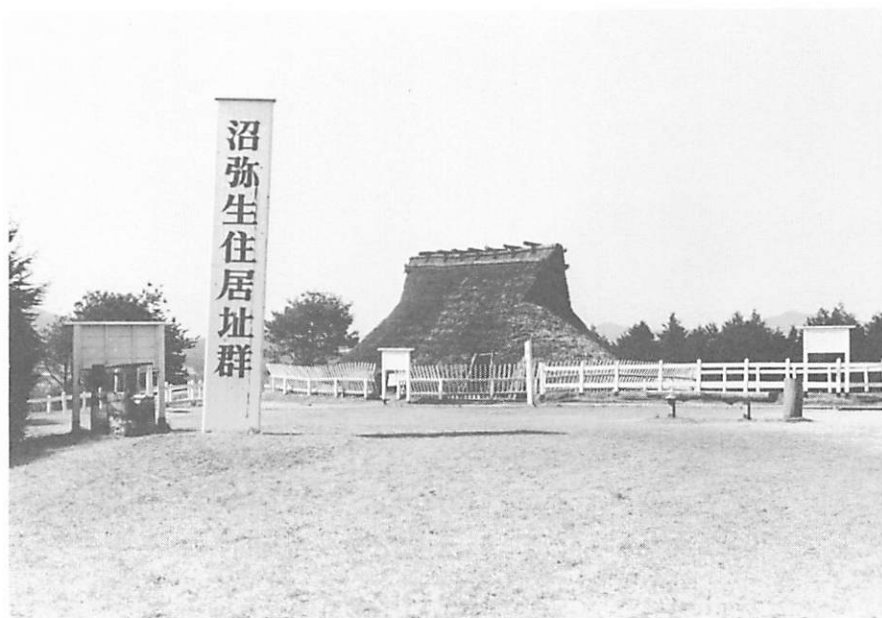


図121 復元された沼弥生住居跡

第七章 文化と体育

一、文 化

津山基督教 津山基督教図書館は、森本慶三が大正
図書館の設立 一五年（一九二六）開設したものであ

る。彼は伏見町の錦屋にしきやに生まれ、成人して上京、内村鑑三に師事して聖書を研究した。後、津山へ帰り、大正二年先妻梅代を病で失った時、彼は、内村鑑三から、悲しみを超えるには人のため活動することだ、という励ましの手紙を受けた。これが動機で図書館の設立を思い立った。その後も、たびたび、次のような師の指導を受けている。

（前略）図書館建設の儀、結構の事と存じ候。貴兄が御地の為なま尽つさるる事は、小生の最も望む所に有あ之候。

然し乍まづら、五千円の金は少額に過ぎずやと考えられ候。土地建物は十分なりとして、常に新著述を購入し、其維持を計るための設備を致し置かざれば、数年ならずして廢物同様の虞あや可有あ之候。（中略）単に資金のみならず、之を經營するに適當の学力を要し候。先まず、一校を計画すると見、宜敷よろしものに有あ之候。（後略）

（「津山基督教図書館五十年史」）
この指導により、建設費の計画が一躍四万円になり、大正一三年四月、弘前市出身の教会建築家桜場駒五郎いんげごうが建築に着手した。彼は、明治天皇の桃山御陵の造営に従事したほどの建築家であり、完成した図書館は、今なお人目を引く美しさがある。竣工開館は、大正一五年一月三日盛大に行われた。



図122 津山基督教図書館

この図書館は、蔵書内容に特色があり、キリスト教文献図書・一般宗教哲学・思想歴史・国文学等学術研究用図書、キリスト教関係雑誌等数万冊がある。キリスト教

の文書伝道を目的とするこの図書館は、日本では唯一といわれる貴重な存在である。また、昭和二年(一九二七)、東苦田村大字勝部ちうべに、津山基督教図書館の分館を開設した。ここでは、図書の閲覧の外、社会教育一般について指導を行っていたが、戦争中廃館になった。

森本慶三は、昭和二五年の文化の日に、市民文化の向上に貢献した功労者として、津山市から文化章を受賞、三四年には名誉市民に推挙された。三八年に開設した科学教育博物館は、多くの自然科学資料を展示、図書館とともに市民教育の場となっている。

市立津山郷土館

南新座の津山郷土館は、もと、平沼 騏一郎きいちろうの別邸であったが、昭和二五年(一九五〇)、津山市へ寄贈され、郷土館として使用されるようになった。この家は、昭和一二年七月、津山の人や法曹界の人々が、当時、大審院長であった騏一郎の古稀こきを祝って贈呈したものである。家は、生家のあった屋敷を買い戻し、彼の念願であった、武家屋敷の姿に復元したものである。

昭和一六年八月一四日、騏一郎は暴漢に襲われ負傷したが、その年の十一月、津山へ帰り、この別邸でしぼら



図123 津山市立津山郷土館

指定されたもの	指定区分	指定年月日	所有者	備考
木造神号額	国	明三四・八・二	高野神社	
総社本殿	国	大三・四・一七	総社	
中山神社本殿	国	大三・四・一七	中山神社	
院庄館跡	国	大一一・三・八	国・作楽神社・杉山衛	
太刀銘国行一口	国	昭四・四・六	作楽神社	
美作国分寺跡	県	昭一六・三・一六	国分寺	(昭函・三・三指定解除)

国・県指定文化財

—昭和一六年現在—(『市教育要覧』)

翌二六年一月三日から、津山市立津山郷土館として開館した。その後、郷土館

後には、文明開化の風潮に流され、伝統文化を軽んじ、西洋思想に走り、文化遺産を破棄する傾向があった。しかし、

翌二六年一月三日から、

戦前は、文化財に対する関心が、今日ほど多くの人になかった。明治維新直

津山市立津山郷土館として

文化財の保護

は、昭和三四年、旧津山藩主松平家から藩の古記録(国元日記・江戸日記・町奉行日記・郡代日記など)六五〇

起居した。終戦後、津山へ連合軍が進駐、戦犯平沼一郎のこの別邸を、二二年の終わりから二四年の初めで宿舎とし、数名の将兵が生活していた。その後、二五年の春ごろ、別邸は市へ寄贈される運びになった。

当時、津山市は佐良山古墳群の発掘を行っており、陶棺・馬具類などの出土品展示場として、この別邸を利用、

翌二六年一月三日から、

書以外にも、明治以降の行政資料が多く、史学研究の場として活用されている。

は、昭和三四年、旧津山藩主松平家から藩の古記録(国元日記・江戸日記・町奉行日記・郡代日記など)六五〇

六点的外、多くの歴史資料の寄贈を受け、更に、市民からも町方・村方の古い記録(玉置家文書・山北村文書・

大爺家文書・道家大門文庫など)三九七一点の保管を受託した。その他記念図書七〇一四冊も所蔵しており、図

書以外にも、明治以降の行政資料が多く、史学研究の場として活用されている。

は、昭和三四年、旧津山藩主松平家から藩の古記録(国元日記・江戸日記・町奉行日記・郡代日記など)六五〇

六点的外、多くの歴史資料の寄贈を受け、更に、市民からも町方・村方の古い記録(玉置家文書・山北村文書・

大爺家文書・道家大門文庫など)三九七一点の保管を受託した。その他記念図書七〇一四冊も所蔵しており、図

書以外にも、明治以降の行政資料が多く、史学研究の場として活用されている。

文化財の保護

戦前は、文化財に対する関心が、今日ほど多くの人になかった。明治維新直

後には、文明開化の風潮に流され、伝統文化を軽んじ、西洋思想に走り、文化遺産を破棄する傾向があった。しかし、

は、昭和三四年、旧津山藩主松平家から藩の古記録(国元日記・江戸日記・町奉行日記・郡代日記など)六五〇

六点的外、多くの歴史資料の寄贈を受け、更に、市民からも町方・村方の古い記録(玉置家文書・山北村文書・

大爺家文書・道家大門文庫など)三九七一点の保管を受託した。その他記念図書七〇一四冊も所蔵しており、図

書以外にも、明治以降の行政資料が多く、史学研究の場として活用されている。

は、昭和三四年、旧津山藩主松平家から藩の古記録(国元日記・江戸日記・町奉行日記・郡代日記など)六五〇

六点的外、多くの歴史資料の寄贈を受け、更に、市民からも町方・村方の古い記録(玉置家文書・山北村文書・

大爺家文書・道家大門文庫など)三九七一点の保管を受託した。その他記念図書七〇一四冊も所蔵しており、図

書以外にも、明治以降の行政資料が多く、史学研究の場として活用されている。

その後、「古器物保存方」（明治四年）、「古社寺保存法」（明治三〇年）、「史蹟名勝天然記念物保存法」（大正八年）など、明治・大正の政府によって保存の手段が採られた。こうして、日本文化の重要性が認識され、文化財の保存気運が高まってきた。

津山では、前ページの表にある物件が、昭和一六年（一九四一）までの申請で、国・県の保存の指定を受けた。

しかし、全国的には、文化財保存の気運がまだ薄く、未指定の宝物・美術品が数多く海外へ流出した。昭和四年には「国宝保存法」、昭和八年には「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定され、その防止策が採られた。

戦時中は、あまり文化財保護について顧みる余裕がなく、散逸損壊される物が多かった。終戦直後は、明治維新直後と同じように、伝統を軽視し、各地方の文化財は荒れるに任された。たまたま、昭和二四年の法隆寺壁画の焼失、同年の松山城・福山城の焼失、翌年の金閣寺の焼失は、我が国の文化財の危機を告げた。

そこで、国は、昭和二五年五月、「文化財保護法」を制定、新たに、無形文化財・民俗資料・埋蔵文化財に保護を加え、その保存に当たることになった。埋蔵文化財の

保護が取り上げられたのは、戦後の産業の発展に伴って、土地の開発が急激に進み、破壊されるのを防ぐためであった。



図124 中山神社本殿

第七章 文化と体育

津山では、昭和三五年一月一日から、初めて、岡山大学に委嘱して佐良山古墳群の発掘を行った。この発掘では、石室内から陶棺・馬具一式・工具類・須恵器等を出土した。以後、津山周辺の埋蔵文化財に対する一般の

生住居跡の発掘調査を行い、竪穴式住居と当時の社会生活を解明、昭和三〇年九月には、その住居の復元を行った。その間にも、市の申請によって、次のような物件が県の指定文化財に加えられた。

県指定文化財 — 昭和三〇年現在 —

(岡山県文化財目録)

指定されたもの	指定区分	指定年月日	所有者	備考
中山神社社叢	県	昭二五・一〇・三一	中山神社	昭三四・三・三一、県指定解除
本光寺の銀モクセイ	県	昭二五・一〇・三一	本光寺	昭三四・三・三一、県指定解除 (昭四四・七・二市指定)
鶴山城址(津山城址)	県	昭二六・六・二二	津山市	昭三四・四・一四、再指定鶴山城跡 (昭三八・九・二八、国指定)
宇那提森のムクノキ	県	昭二六・六・二二	高野神社	昭三四・三・三一、県指定解除 (昭四八・一〇・二〇市指定)
鶴山八幡神社社殿並に末社薬祖神社社殿	県	昭二八・一・二七	鶴山八幡神社	昭三一・四・一、再指定鶴山八幡神社拝殿・鈞殿、神供所並に末社薬祖神社社殿 (昭五五、国指定鶴山八幡宮本殿)
徳守神社社殿	県	昭二八・五・四	徳守神社	昭三一・四・一、再指定 徳守神社社殿三棟

関心が非常に高まってきた。

昭和二七年、津山市は、初めて、文化財保護委員制度を設け、青木勘(津山市教育委員長)外四名を委員に委嘱、いっそうその保護に乗り出した。同二七年には、沼の弥

昭和二九年二月二四日、岡山県文化財保護条例が公布され、旧条例は廃止された。津山市も昭和三〇年市文化財保護条例を制定した。その後の国・県・市の指定文化財は、次ページの表のとおりである。

市指定文化財

指定したもの	指定区分	指定年月日	所有者
衆楽園	市	昭三二・七・四	津山市・国
沼弥生住居址群	〃	〃	津山市
中宮古墳と佐良山古墳群	〃	〃	山本稔他
河辺上之町(樹形)	〃	〃	津山市
津山城の外濠跡	〃	〃	津山市
玉置家文書	〃	〃	玉置芳久
松平藩文書	〃	〃	津山市
高麗犬	〃	〃	高野神社
梵鐘	〃	〃	安国寺
鱒口	〃	〃	妙法寺
神伝流	〃	昭三一・九・二二	神伝流宗師

国・県指定文化財

指定したもの	指定区分	指定年月日	所有者
木造門神立像二軀	国	昭三二・六・二八	高野神社
高田神社の獅子舞	県	昭三三・五・二二	高田神社
田熊八幡歌舞伎舞台	〃	昭三八・三・三〇	田熊八幡神社 <small>(昭五〇国指 田熊の舞台)</small>
津山城跡	〃	昭三八・九・二八	津山市

進歩した映画

明治四四年(一九一一)発行の「津山案内記」に興行場として、新地座(山下・座主有本立)、宮川座(材木町・代表者日下惣太郎)、

葉座は、寄席として興行を続けた。そして、最も早く映画常設館になった。この当時は、活動写真と呼び、白黒の無声映画で、画面に合わせて活動弁士が説明を行い、

若葉座(福渡町・座主塩山駒助)の三館があり、外に東座(橋本町)があったが、明治の終わりに焼失した、とある。

新地座は、津山では最も古い劇場で、明治一八年、津山城の廃材を舞台に利用して建てたらしく、直径四間の大きな回り舞台を備えていた。芝居の花道があり、一二〇〇人を収容する枱席を持ち、津山一の劇場を誇っていた。明治四〇年には、新派演劇で名を上げ、作樂神社の拝殿を寄進したという川上音二郎が、この新地座で興行している。

さて、明治三三年のころ、坪井町から福渡町にかけて通り抜けの「津山勸工場」ができたが、この通りの一角にあった娯楽施設を改装したものが、若葉座である。若葉座は、戦後改称され、錦映として残っている。

明治の末、勸工場は消えたが、姿を変えた若

第一期黄金時代と呼ばれ繁盛した。その衆楽館は、昭和八年（一九三三）一月、火災でなくなり再建をみなかった。昭和初期には、津山出身の八雲理恵子が、松竹の映画女優として活躍していた。

昭和六年ごろから、映画の第二期黄金時代に入り、トーキー映画が始まった。若葉座以外でも映画の上映を始め、連鎖劇なども行われた。昭和八年になると、オー

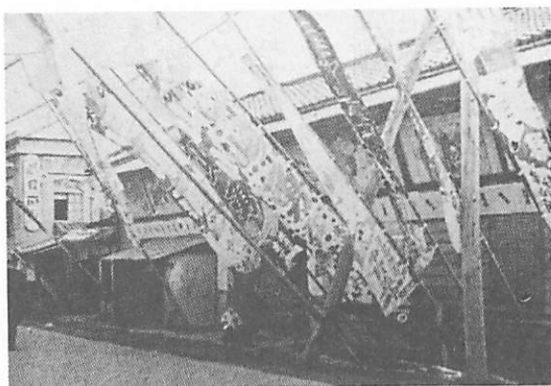


図125 新地座（津山郷土館蔵）

和洋合奏の音楽がオーケストラボックスから流れた。大正一一年（一九二二）、朝日劇場（林田町）が開館、やや遅れて、衆楽館（二階町）も開館した。大正の末期は、映画の

ルトーキー時代になり、次第に外国映画が登場した。当時の外国映画「キングコング」、チャップリンの「街の灯」、日本映画の「丹下左膳」などが人気の的であった。正月の特別興行には、人気映画スターの挨拶があり、大変な騒ぎであった。昭和六年には昭和館（川崎）、八年には二宮キネマ（二宮）、一二年には津山映画劇場（堺町）が開館、昭和一四年ごろ上映の「愛染かつら」は、主題歌とともに町の人気を呼んだ。

しかし、間もなく黄金時代は過ぎ、太平洋戦争を迎えるころには、戦争ニュースが多く、次第に観客も減少、休館・閉館が続いた。そして、宮川座などは、戦時中、軍用物資の倉庫となっていた。

終戦後、しばらくして第三期映画黄金時代を迎えた。津山には、新しく富士劇場（三丁目・現津山東映）、さくら劇場（新魚町）、セントラル映画劇場（新開地）、津山文化劇場（堺町）、東座（東新町）、津山東宝劇場（南町）などが開館、新地座は協映、若葉座は錦映、宮川座は津山劇場と改称された。後、洋画専門の明宝会館（南町）まで生まれた。昭和二十七年ごろから、日本映画の総天然色が登場し始め、三〇年ごろまでは映画が市民

娯楽の王座を占めていた。しかし、映画もこのころが頂点で、テレビジョンが普及するに及んで、次第に閉館が続き、昭和三年には六映画館だけとなっていた。

各種の文化活動

市民の文化活動は、多方面にわたり、あり、しかも、その活動は、明治・大正時代から続いているもの、戦後新しく生まれたものなどがあり、誠に複雑である。特に、これらの活動は第二次世界大戦に大きく影響されて、一時、活動を休み、終戦を境に再び民主的な文化活動として、急速に盛んになっている。次に、その概略を述べることにする。

短歌で、明治から大正時代に掛けて活躍した人を挙げると、中山神社宮司の美甘政和（大正七年没）、東新町の松本英徳（明治三三年没）、大隅神社社司の直頼高（大正八年没）、東新町の梶村篤敬（大正五年没）、同じ東新町の太田原良當（大正六年没）らがいた。会としては、明治四四年に美作和歌研究会が、本沢信美らによって結成され、大正一〇年（一九二一）ごろまで盛況を続けた。

その後、昭和に入り、津山高専女学校の野村完六（昭和二〇年没）の世話で、美作短歌会が結成された。この会

は、永く美作の短歌愛好者の中心的な存在で、昭和八年（一九三三）には、尾上柴舟を迎えて美作短歌大会を、津山高専女学校温故館で開催、また、同じ年に與謝野晶子をも迎えている。短歌は、「蒼穹」・「水廻」・「地上」・「龍」・「新歌人」など、戦前からの津山支部に新しい会が加わり、同人や会員が増え、戦後、急速に市民の間に広まった。その上、戦前の美作短歌会を引き継ぐ、美作歌話会（会長定久寿元）が、昭和二二年に生まれた。この会は、流派を越えた美作地区の短歌愛好者の集まりであり、各派と協力して、歌会の開催、歌集の発行などを行い、歌壇興隆の推進に努めている。

俳句には、津山に鶴盟社という結社が、明治以前からあった。この会で、明治から大正時代に活躍した人は、元魚町の横山蒼石（大正二年没）、中之町の鳥越竹尺（大正九年没）、同じ中之町の安東尾川（大正一三年没）らである。その後、大正から昭和初期に掛けて、従来からの定型派に対し、新しい傾向の季題無用・定型無視の自由律俳句が生まれてきた。津山にも、昭和一六年二月、自由律俳句を志す鶴の会が生まれた。この会は、戦後の昭和二三年、『層雲』の主宰者荻原井泉水を迎え、

衆樂園で全国大会を盛大に開催した。一方、戦後の短い期間ではあるが、疎開して来た津山出身の西東三鬼・大谷碧雲居二人の指導者を囲み、俳句愛好者たちは、毎土曜句会を開いて熱心な活動を行った。昭和二十七年、鶴山館で『天狼』の大会が開催された。『断崖』（元『激浪』）・『盆地』（元『柿』）などの俳句誌は、当時の創刊である。

美術では、明治の初め大阪に出て、洋画で活躍した赤松麟作（本町三丁目出身）がいる。彼は関西女子美術学校長も勤め、赤松洋画研究所で、大正から昭和に掛け、多くの弟子を育てた。また昭和初期、女子小学校の教師であった河井達海は、昭和四年、帝展に初入選、後、大阪へ出て活躍（大阪芸大教授）している。終戦後は、日原晃・田中孝夫・永礼孝二・伊賀大年ら、多くの美術家が津山へ帰ってきた。そして、これらの人を中心に同好者が集まり、岡山県北美術家協会が生まれ、一二年には、最初の県北美術展を開催し、戦後のすさんだ市民に心の豊かさを与えた。その後、小早川篤四郎が加わり、東光会・光風会の両津山支部も誕生、多くの会員が参加して、県北の美術はますます盛んになっていった。永礼孝二は、



図126 赤松麟作の油絵
—夜汽車—（『赤松麟作』所載）

津山で版画を育てた第一人者である。また、一五年には、絵を趣味とする人によって、チャールズ会津山が誕生した。

この外、戦後、市民の間では映画鑑賞会・新教育懇話会・労働者音楽協議会・放送合唱団・童話会・書道会な

どが活動し、二七年には津山市文化協会が生まれた。

さて、津山市は、昭和二五年、津山市民の中から、文化に功勞のあった個人・団体に文化章を贈る制度を設け、一月三日、第一回の表彰式を行った。受彰者は、基督教図書館長森本慶三、津山朝日新聞社長福田卓也、昆虫研究者片山豊、神伝流津山游泳会の三者一団体であった。

今一つ文化活動として、終戦直後開かれたものに、「日本蘭学会」の創立総会がある。これは、泉村（現奥津町）出身の水田昌二郎が、昭和一七年ごろ、「宇田川榕庵」を大学卒業論文に選んだことに始まる。以後、彼は蘭学研究に没頭、ついに、昭和二一年一月一日、津山で、「日本蘭学会」創設の大事業を独力で成し遂げた。三日間にわたり、蘭学の日本の研究者の講演会を行い、彼の「宇田川・箕作を天下に知らせる」という、念願の第一歩を実現した。しかし、翌年四月一八日、急性肺炎にかかり、二七歳の若さで急逝した。彼の研究は、「津山の洋学」として、その後も引き継がれ、遺稿は多くの資料とともに、津山洋学資料館に保存されている。

郷土出身の文化人

明治から大正に掛け、学術文化に大きく貢献した津山に関係ある人を挙げる

と、箕作一門では箕作秋坪の二男で、後、文部大臣になった菊地大麓（大正六年没）や、動物学の権威であった箕作佳吉（明治四二年没）、西洋史学の権威であった箕作元八（大正八年没）がいる。更に、箕作麟祥（明治三〇年没）もわが国の成文法に大いに貢献した人である。この外、京都帝国大学長となった久原躬弦（大正八年没）、和歌で多くの弟子をもった先に記した直頼高（大正八年没）などがいた。

また、明治のころ、津山の地にその名を残している人に、若き日の田岡嶺雲がいる。彼は明治八年（一八九五）のころ津山中学校で教鞭をとっており、「月見草のような女性」を恋した、という話がある。外に明治三四年、詩人薄田泣菫が、南新座で女学校を開いていた旧知の竹内文を訪れた時、井の口の長法寺付近を散策した。現在長法寺にある詩碑「公孫樹下にたちて」は、この時の感慨を詩にしたもので、彼の代表作である。

大正・昭和時代にも、これらに次ぐ津山出身の文化人が多い。

△平沼淑郎▽

平沼淑郎は、平沼騏一郎の兄で、元治元年（一八六四）、旧津山藩士平沼晋（南新座）の長



図127 平沼淑郎の書
(津山郷土館蔵)

男として生まれ、早くから漢学を学び、弟とともに祖母から厳しく教育された。九歳の時上京、明治一七年に東京帝国大学を卒業、その後、大阪市助役などの要職を経て、大正七年（一九一八）、早稲田大学学長に就任した。終生にわたって早稲田で経済史の研究を続け、多くの著書を残し、昭和一三年（一九三八）七五歳で他界した。

市内高野万福寺の義民堀内三郎右衛門顕彰碑に、平沼淑郎の明文がある。

△出 隆▽ いでたかし 出隆は、明治二五年、上之町の渡部

こはらき 惟明の次男として生まれ、惟明の弟、出道直（田町）の養子となった。彼が津山中学校在学中には、片岡鉄兵（作家）、矢野峰人（元東洋大学学長・詩人）、井汲清治（元慶応大学教授・評論家）らが生れた。

明治四二年に津山中学を卒業後、第六高等学校理科に

入学するが、同年一月退学して、岡山市鹿田小

学校の代用教員になった。『哲学青年の手記』は、

この時代に彼が日記として書いたものを、後、自分でまとめ出版したもので、若者の心をひく作品である。彼は、明治四三年九月、改めて第六高等学校文科に入学し、後、東京帝国大学哲学科へ進

んだ。卒業後大学院に進み、大正六年から哲学雑誌に発表を始めた。大正一〇年に出版した『哲学以前』は、学生必読の書と言われ、多くの愛読者を持ち、一躍脚光を浴びるようになった。その後、古代西洋哲学を専攻し、ギリシア哲学の権威になった。

彼は多くの大学教授を歴任したが、大正七年青山学院教授になり、大正一三年には東京帝国大学助教授になった。同一五年から研究のため欧州に留学、昭和二年帰国した。そして、学位論文を提出、東京帝国大学教授になり、文学博士になったのは昭和一二年である。

戦後の二三年、彼は教え子を戦場へ送った反省から共産党へ入党し、二六年三月には大学の職を去り、翌四月、東京都知事選に無所属で立候補し、落選した。その後、平和運動を続けたが、考え方の相違を理由に、

の後も平和運動を続けたが、考え方の相違を理由に、

二九年共産党を除名された。その後は主として著述業に入り、昭和五五年、八七歳で世を去った。

上之町の父惟明の古稀（七〇歳）の祝いに作った『温知堂賀集』に、彼の次の詩がある。

古稀之賀祝意多

雖二児多一皆不肖兒

唯肖於貧願於壽

更希肖於不屈節

この詩の大意は、「父の古稀を祝う気持は、極めて大きい。子供は多いが、誰も父に似ないでおろかな子ばかりである。ただ、貧乏はよく似ているが、長生きするとも似るように、更に、節に屈しないことも似るようになりたい。」ということ、胸を打つものがある。

△尾上柴舟▽

尾上柴舟は、明治九年、旧津山藩士

北郷直衛（田町）の三男として生まれ、生まれ月にちなんで八郎と命名した。柴舟は、小さい時から父と同じように師について書画を学び、更に和歌を二三歳の時、直頼高に習い、以後、歌に熱中した。彼は一五歳で上京し、後、津山出身の判事尾上勁の養子となった。そのころから、彼は古語尊重の歌に飽き足らず、自由に詠む歌に共鳴した。第一高等学校へ進んだころ、「柴舟」とペンネームをつけて作歌に励み、東京帝国大学に進んでか



図128 尾上柴舟歌碑
一鶴山公園内一

ら、目覚ましく文学活動を始めた。明治三八年、東京女子高等師範学校教授、以後、四二年間多くの大学の教職にあった。大正三年、水壘社を起し、歌誌『水壘』を主宰した。同八年ごろから書の研究を始め、一二年、「平安朝の歌と草仮名の研究」で文学博士の学位を受けた。以後、歌とともに書に関する多くの著書を発行し、仮名書きの大家と称せられた。

昭和三二年、流感のため八二歳で永眠したが、最後まで歌と書に励んだ。加藤将之（水壘主幹）は、『鑑賞尾上柴舟の秀歌』に彼の歌について、

怒りを歌いいつも、それを内にとじ込めている歌が

多い。そこに、彼の不断の憂鬱もかもし出されていたようである。(中略) 怒りの歌は極めて少ない。たいい自分で抑圧して歌にあらわさない。あらわすときには間接表現か、感情移入でいく。(中略)

次に、歌の師直頼高を偲ぶ歌二首を挙げる。

城跡のいただきの火のただ一つ

ほのめく道を君に通ひし

故郷の炬燵を中に歌がたり

君しまさねば誰れとすべきぞ

(「鑑賞尾上柴舟の秀歌」)

鶴山公園内に、次の歌碑がある。

なまぬくき匂ひみたせて山桜

咲ききはまれば雨よぶらしも

△川村清一兄弟▽ 川村清一は、上之町川村良次郎

(神伝流一三代宗師)の長男で、三人の兄弟がそろって学者になり、兄弟学者の名がある。清一は明治一四年誕生、三九年東京帝国大学理学部植物学科を卒業、後、理学博士となり、千葉高等園芸学校教授、特にキノコの研究で成果を上げた。昭和二年、六五歳で世を去った。

二男多美二も東京帝国大学を卒業、大正一〇年、京都帝国大学教授となり、昭和九年京都市の動物園長を兼ねた。小鳥の研究で知られ、津山にたびたび帰り、野鳥の声を聞く会の指導に当たった。戦後、京都市立美術大学学長となり、昭和三九年、八一歳で生涯を閉じた。

福田家を継いだ三男邦三も、医学博士となり、東京帝国大学医学部長、山梨大学学長等を歴任した。

△大谷碧雲居▽ 大谷碧雲居は、明治八年、山北の

大谷裕の二男として生まれ、後、叔父大谷藤治郎の養子となった。明治四三年、東京美術学校洋画科を卒業、中外商業新報社に入社した。明治四〇年ごろから俳句を学び、以来、「曲水」の幹部同人として後進の指導に当たった。戦時中、津山へ疎開したので、俳句同好者は彼の指導に浴した。そして、同人誌「柿」(後、「盆地」と改題)が発刊され、更に、津山に伝統をもつ「山彦」の選者になった。二四年再び上京。「曲水」に全力を傾けながら、「日本経済新聞」の紙上俳句の選者になり、二七年、六六歳で一生を終えた。

△美土路昌一▽ 美土路昌一は、明治一九年、一宮

で生まれ、早稲田大学英文科に進んだ。後、早稲田を中

退、東京朝日新聞社に入り、社会部記者として走り回った。記者時代、白瀬中尉の南極探検、社機「神風」の渡欧飛行にかかわり、業績を上げた。終戦により、新聞社を退き帰郷、大田に美土路農場を開設して、果樹園を造り、青年とともに開墾に励んだ。

昭和二六年、平和条約発効の年、日本ヘリコプター輸送会社を開き、社長となり、我が国民間航空再開の立役者となった。その後、全日本空輸、朝日新聞の社長などに就任したが、四八年、八七歳で世を去った。

△片岡鉄兵▽ 片岡鉄兵は、明治二七年、鏡野町寺元の片岡敬一の子として生まれ、津山中学に学んだ。彼はバイオリンを弾き、学校では、当時珍しい野球の選手であった。後、上京したが、津山に転居していた父の家（山下）に呼び戻され、一時、林野小学校に勤めた。その後再び上京して、次第に文筆で頭角を現し、大正二三年、横光利一らの『文芸時代』の創刊に加わった。

昭和三年、マルクス主義に近づき、翌年津山へ帰って講演も行った。そのころから官憲に注意人物とされ、昭和五年大阪で検挙され、後、転向して津山へ帰った。昭和一三年、文学者の従軍に加わったが、健康を害し、一

九年、四九歳の生涯を閉じた。

△西東三鬼▽ 西東三鬼は、明治三三年、南新座の

斎藤敬

止（郡

視学）

の子と

して生

まれた。

六歳で

父と死

別、そ

の後、

上海や

釜山の

兄の家

に遊ん

だが、

病弱の

ため帰

り、母

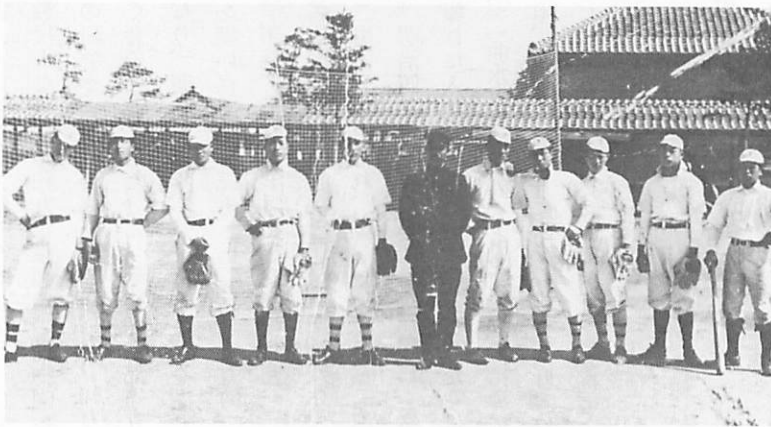


図129 津山中学校野球部の片岡鉄兵
一右から三人目、明治43年一（津山郷土館蔵）

同じ年『激浪』を主宰して創刊した。その支部が津山に生まれ、たびたび故郷の土を踏むことになったが、三七年、六二歳で生涯を閉じた。

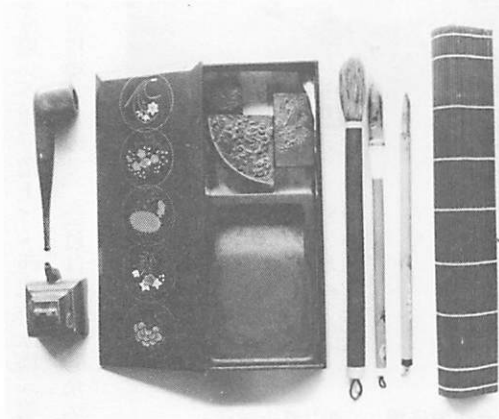


図130 西東三鬼の遺品 (津山郷土館蔵)

と暮らした。大正七年、東京に帰っていた兄の家に行き、日本歯科医専門学校を卒業、シンガポールで開業した。その後帰国、昭和七年ごろから俳句を始め、同人誌『走馬燈』に入った。昭和十一年の出世作「水枕がばりと寒い海がある」の句は、成道寺(西寺町)の彼の墓石に刻まれている。昭和十五年、治安維持法で検挙され、戦時中は俳句から遠ざかっていた。昭和二十三年、『天狼』の創刊に協力、

二、体 育

神 伝 流
津山游泳会

神伝流の創立については、第五巻に詳述されているが、旧津山藩士三浦昵が

津山に伝え、その後、植原六郎左衛門(第十代宗師)によって宗家が津山に移り、続いて、古谷為治郎・西村惟貫・川村良次郎らによって受け継がれた。

明治二五年(一八九二)、西村惟貫・菅沼定光が相図つて、初めて、組織だった「津山游泳協会」を作り、吉井川と紫竹川の合流する上手を游泳場とし、約四〇名の子弟を指導した。次いで、二七年、游泳場を明石屋淵に移して、次第に盛んになり、三〇年、東の視淵にも游泳場を設けて、川村良次郎が担当、西部の明石屋淵は西村惟貫・菅沼定光らが指導に当たった。

その後、西村は死亡、川村は上京し、東西游泳場の指導者は次々と変わっていった。大正八年(一九一九)ごろから会は次第に衰え、大正一〇年には、今津屋橋付近の游泳場一箇所になったので、同一二年、植月俊雄・江見泰ら相図り、制度の改革を行った。そのため、一般の

認識が向上、再び盛況を取り戻し、東部游泳場（天神橋上）・中部游泳場（今津屋橋上）・西部游泳場（明石屋淵）の三箇所を指導したので、会員は一三〇〇余名に及

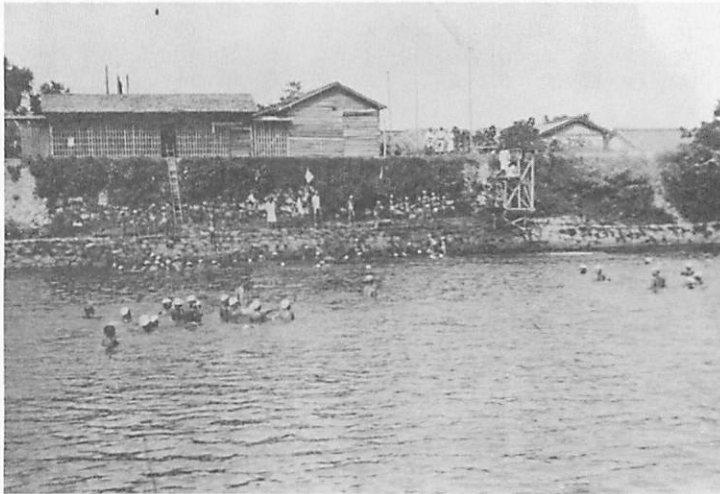


図131 神伝流津山游泳会西游泳場（津山郷土館蔵）

んだ。

昭和四年（一九二九）八月には、秩父宮殿下が西部游泳場で、神伝流の泳ぎをご覧になった。その時、不在であった川村は、植月あてに、次の祝意の手紙を送っている。

拜復、詳細の御書面に接し、何はさて置き此度秩父宮殿下御成りの光栄未曾有の事、吾神伝流の上天に光を揚ぐるの誉れ、誠に歓喜の極み、右は、貴君非常の御尽力幾重にも感謝します。

尚、当流式泳の趣旨等詳らかに御説明下され、当流の神髓天朝に聞こえ上げられしは、何とも言ひ難くありがたく萬々御礼申上候。

（後略）

（津山郷土館蔵）

この手紙は、当時の游泳会関係者の喜びを物語っている。

さて、そのころから、泳ぎは次第に古式泳法だけでなく、競泳選手の養成に努めるようになっていた。昭和三年の御大典記念岡山県水上競技大会での津山勢の優勝、昭和六年の津山実科高女の近県女子水上競技大会での優勝は、津山へ初めて実科高女プール（昭和九年設立）、游

泳会山北プール（昭和一三年設立）建設の動機となった。

その後、游泳会は、川（昭和三六年から中止）とプールを使用し、しばらく盛況が続いたが、戦争のため多くの指導者が出征し、その運営は苦しかった。しかし、戦後復員により、再び活況を取り戻し、三一年九月には、神伝流は市指定の無形文化財となり、今日なお多くの市民の指導に当たっている。

各種競技会 での活躍

大正時代の中ごろ、社会体育の中心は、学校教師と青年団員とであった。大正一一年（一九二二）五月、岡山県体育協会が生まれ、青年体育大会が開催された。この当時は、郡市対抗で競技が行われた。この大会で、苫田郡（津山を含む）が、二回、三回と続いて優勝を飾り、それが動機になって、陸上競技の「スタークラブ」が誕生した。古峪^{こざき}草平・小林康太郎らがその世話役であり、西大寺・倉敷のクラブとともに、県下の三有力クラブと言われた。このクラブの全盛時代は昭和初期で、昭和三年の秋には、県下初の西日本陸上競技大会を引き受け、津山実科高女（現美作高校）の運動場で開催した。

さて、次に学校関係で活躍したものを挙げると、大正

一四年、津山高等女学校の庭球部が全国優勝して、創立以来の快挙を成し遂げている。大正一五年には、津山中学卒業の福井^{ちか}行雄が、二〇〇メートルローハードルで世界記録を樹立し、昭和七年（一九三二）には、浅野辰三（旧姓藤田）が、津山中学卒業後、先輩に続いて、ハードルで第一〇回オリンピックへ出場、活躍した。その後、ハードルの伝統は松尾平五郎（昭六卒）・中江繁美（昭八卒）・川口泰輔（昭一一卒）と引き継がれた。

この外、伝統的活躍を示したものに、戦後の美作高等女学校の陸上競技がある。昭和二三年に全国高校陸上競技大会に初参加、全国四位の成績をあげ、以後、毎年団体成績上位となり、ついに、昭和四二年・四三年には全国優勝を遂げた。

なお、津山の人でオリンピック参加者は、城代町の松尾浩介がいる。彼は、二七年のヘルシンキ大会ポルト競技に、慶応大学クルーの舵手^{かじ}として出場した。

津山の体育施設は、戦前には学校施設以外に一般市民を対象とするものはなかったが、戦後の二七年から鶴山球技場の建設計画が進み、二八年に完成、三一年に、男子教員全国バレーボール大会が開催された。これが津山で

の全国大会の始まりで、続いて、三三年には全日本実業団女子バレーボール大会、三七年には国民体育大会のバレーボール競技が行われた。

この球技場に次いで、市営プールが三六年に、スポーツセンターが四五年に、次々と完成した。そして、四七年にはスポーツ振興都市宣言をした。

柔 剣 道

柔道では、「津中の白帯」の名を全国に馳せた時代がある。その柔道は、大

正九年（一九二〇）、津山中学第六代校長杉山敦磨あつまろによって奨励され、大正二年、全国大会で初優勝した。大正五年、衣笠巖あひがきが母校の柔道教師として赴任し、昭和三年（一九一八）、第二回めの優勝を果たした。寝技が特に強く、在学中は段位を取らずに白帯で試合に出場し、黒帯を負かして有名になった。その後、昭和六年・九年・一〇年・一一年と全国優勝を遂げ、伝統の強さを誇った。

なお、剣道でも、津山商業が、昭和四年、近県中等学校剣道大会で優勝して、剣豪津商の名を揚げ、津山中学も、昭和一四年に京都大会で全国優勝した。作州で、最初の剣道教士の号を受けた大山瀧水たきみは、剣豪井汲唯一いぐみただいちの流れをくむ剣士で、大正八年から昭和二〇年まで、津



図132 全国中等学校柔道大会優勝津中柔道部

—昭和11年津山駅頭—（『津山中学卒業アルバム』所載）

山中学校の剣道教師であった山田武士の師である。

終戦後、武道が学校で禁止されたことから、一般も中止の状態であったが、戦後いち早く、伏見町に貝田道場が開かれ、続いて、昭和二年、山下の鶴山武道場、三二年、山下の修倫館道場

などが開設され、一般や青少年の道場として、武道復活に大きく貢献した。

第八章
公共諸機関の変遷



図133 昭和9年室戸台風 一今津屋橋流失一 (森永貞朝氏蔵)

第八章 公共諸機関の変遷

一、警察署と刑務所

自治体警察の誕生

津山警察署の草創期については、第六巻に記載がある。ここでは、戦後誕生してすぐ廃止された自治体警察について述べる。

昭和二〇年（一九四五）八月、敗戦と同時に連合軍の政策によって、日本は民主主義へ大きく転換した。警察は「こわい警察」から、「親しまれる警察」に変わり、治安維持と犯罪捜査の警察となった。二一年四月から、権力の象徴であったサーベルが警棒に変わり、同年七月から、肩章の服が開襟のネクタイ着用の制服に変わった。更に、昭和二三年三月から警察法が変わり、今まで中

央集権的であった警察が、国家地方警察と市町村の自治体警察とに分かれ、民間人の公安委員会の管理下に置かれることになった。自治体警察は、人口五〇〇人以上の市町村に置かれ、国家地方警察は、それ以外の町村を管轄した。従来の津山警察署管内では、津山市と加茂町に自治体警察を置き、他の町村は、今までの津山警察署が、国家地方警察^{とよた}苦田地区警察署と改称して管轄した。

さて、津山市は、昭和二三年一月三十一日の議会で、大村修一・小池寅治郎^{とらじろう}・平井澄治の三名を公安委員として同意を得、二月一日正式に決定した。そして、三月六日、田町（国家地方警察と同居）に、署長以下八二名の警察吏員をもつ津山市警察署が発足、翌年、山下の旧市庁舎前に新築移転した。



図134 津山市警察署 (自治警)(津山郷土館蔵)

実施後一年で、早くも自治体警察返上論が出た。昭和二年六月、「町村の自治体警察は住民投票により廃止することが出来る。」と改正され、多くの町村は直ちに廃止し、津山市警察署は、二九年の法改正で廃止された。そして、同年七月一日から、国家地方警察と自治体警察は、再び一体になり、現在の津山警察署となった。

こうして、自治体の警察は、二三年に各地に設置されたが、市町村にとっては、戦後の財政が苦しい時で、経費負担が苦の種であった。その上、捜査上からも二つの警察があり、問題が多く、

刑務所から 津山市伏見町の吉井川近くに、藩政時
拘置所へ 代の牢ろうがあった。津山拘置所は、その牢が移り変わった、という歴史をもっている。

明治五年(一八七二)、藩の牢獄が、維新とともに津山懲役場と改称され、津山県が管理した。それが津山懲役署(明治一〇年)、津山監獄署(明治一四年)、岡山監獄津山分監(明治三六年)などと、たびたび改称されてきた。その間には、規模も次第に大きくなり、西側の旧津山藩主松平家の所有地を買収したり、旧藩の米蔵を改造して獄舎にしたりした。そのため、大正十一年(一九二二)、岡山刑務所津山出張所と改称した当時は、伏見町の土手道に沿って広い地域に高い板塀があり、中には長い建物が五、六棟もあった。

その後、服役者が減少したので、昭和二年(一九二七)、刑務所の敷地のうち、約二五五〇坪を大蔵省に引き渡し、残地に新しく縮小された刑務所が建設された。『津山町会議事録』によると、翌年一二月、この刑務所跡地を町営住宅地として、大蔵省から払い下げの議が起き、坪六円で議決している。この跡地が、昭和五年ごろ、市庁舎建設用地として話題となったことは、既に述べたと

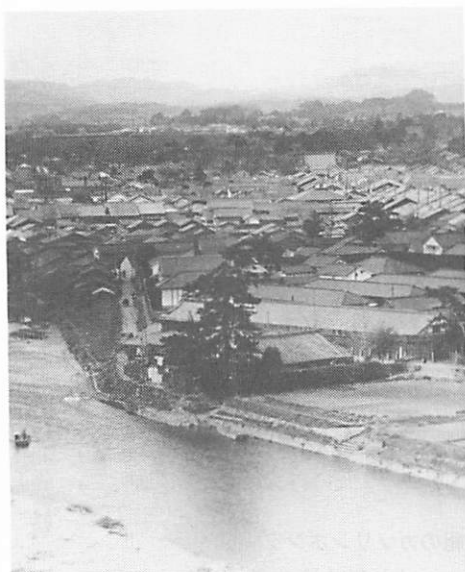


図135 津山の刑務所

—右手前に並ぶ家— (津山郷土館蔵)

おりである。

さて、この刑務所は、昭和二四年から津山拘置支所と改称、裁判継続中の勾留者^{こうりゅうしや}だけを收容する施設に変わった。ここに收容された人は、『市政要覧』によると、明治の開設以来、昭和一六年までに延べ一万二二三三人、昭和三年までに延べ二万二一三六人となっている。この拘置所は、都市計画が進むに従って、町の中心に近くなったため、昭和四五年、小田中へ移った。

二、消防組と災害

消防組の拡充

明治四二年(一九〇九)、従来からの「津山町消防組」が六部の編成に改められた。その後、大正四年(一九一五)、初めて新式ガソリンポンプが設備され、同年二月一〇日、町長は、県知事へ、次のような組織変更の申請を行っている。

当町消防組、従来六部編成致居候^{おほせ}処、今般ガソリンモートル式自動唧筒^{ポンプ}壹台備付ニ付、試験ノ結果、腕用唧筒ニ比シ約三台以上ノ効用アルヲ認め、且、起動極メテ迅速ニシテ、自動的運轉ヲ為ス^なヲ以テ、腕用唧筒ノ如ク多数ノ消防手ヲ要セザルニ^よ因リ、自今左記ノ通り組織変更致度候条御許可相成度候。

○ 区域

- 本 部―材木町外二九ヶ町(津山町中央部)
- 第一支部―安岡町外五ヶ町(津山町西部)
- 第二支部―橋本町外四ヶ町(津山町東部)
- 第三支部―西新町外二ヶ町(門通り^{かみど}以東)

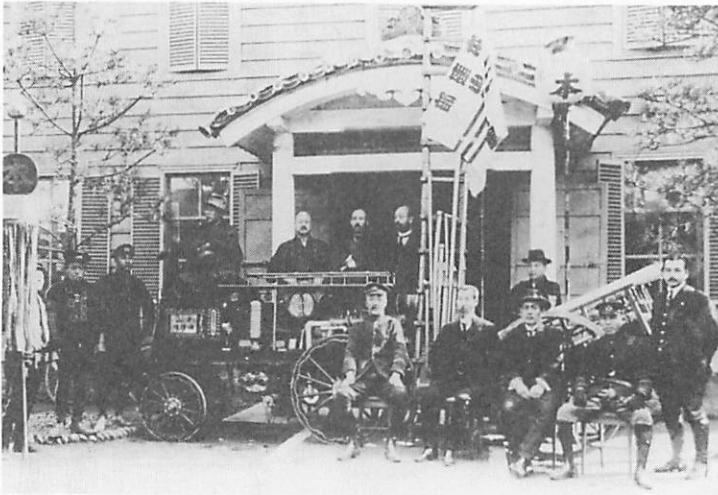


図136 津山消防組のガソリンポンプ

—大正10年3月— (津山郷土館蔵)

○ 人員 (津山消防組)

組頭一、部長(小頭)四、並小頭一五、消防手一九五

(『消防組関係書類綴』)

この申請書は、ガソリン式自動ポンプの威力が大きい
ため、組の編成替えを申請したもので、消防近代化の第
一步であった。この当時は、組の経費は町費をもって賅っ
ていたが、指導監督権は警察署長にあったため、大正五
年六月二七日の吉井川出水時に、町長が消防手の動員を
命じたので、両者の間にトラブルがあった。

大正一五年六月には、更にガソリンポンプ二台を購入、
腕用と合わせ計五台に設備を強化した。

津山市は、昭和四年(一九二九)一〇月二五日、初めて自
動車ポンプを購入したが、この当時、本部は大橋西詰
(現派出所)に置かれていた。昭和九年、上水道が設置
され、消火栓による消防が可能になり、市中心部はその
威力を増した。

その後、合併地区の五消防組を加え、「津山消防組」
と改め、組員八〇一名という大組織になった。昭和一三
年四月一日から、市庁舎西側の空地に詰所を建設して、
自動車ポンプ一台を置き、常備消防部員二名が、昼夜詰
めることになった。一四年に、消防組と防護団が統一さ
れ、津山市警防団が生まれた。

戦後の二二年四月、消防団令により、新しく「津山市



図137 旧津山消防署
—昭和27年— (『津山市勢要覧』所載)

は、十箇村合併によって、一部部、二三分団、団員二六〇〇名の大組織になった。

風水害の発生

大正から昭和に掛けての風水害の主なものは、大正四年(一九一五)の風水

害である。

および昭和九年(一九三四)と二〇年との風水害である。
△大正四年の風水害▽ 大正四年九月八日から翌朝に掛

消防団(団員六〇〇名、一分団)を編成、翌年、更に消防自動車ポンプ一台を購入して、部の強化が図られた。昭和二四年には常備部が廃され、「消防署」が設置された。昭和二九年に

けて、西日本一帯を襲った台風は、雨を伴わず風速二十七メートルに及び、県北の被害は特に大きかった。中でも苦田郡が最大の損害を受け、その状況が、『苦田郡誌』に次のように記されている。

本郡は、その衝地に当り、家屋の倒潰、農作物の被害少なからず。殊に、中稲開化期たりしを以て、各村稲田揉まれて白変、枯死の状を呈し、収穫皆無を予想するに至りて、農民齊しく其措置に呆然たりき。(中略) 其筋に陳情し、地租・地租割の減免及び罹災救助金並に種穀料の交付を受けたり。(後略)

この時、各郡有志は美作風害救済会(会長土居通憲)を設立、義捐金の募集を行うとともに、各方面に次のような陳情文を提出、救済に多大の貢献をした。

(前略) 農民ノ被リタル打撃ハ誠ニ深甚ニシテ、其ノ窮状ハ日ト共ニ加ハリ、漸ク嚴寒ノ候ニ至レバ吾寒ニ衣ナク、飢餓ニ食ナク、勢ノ窮マル所、殆ンド将ニ予測スル能ハザルモノアラムトス。(中略)

被害劇甚ナル耕地ニ於テハ、特別ノ御詮議ヲ以テ其ノ面積ニ準ジ、県税、就中、地租割減免ノ恩典ヲ与ヘラレム事、切望ニ不堪。(中略) 被害民一同ニ代リ

奉^ニ懇願^一候。

(「岡山県風害救済誌」)

この風害に御下賜金があり、死亡者一人に付き金一円、家屋倒壊一戸に付き金五〇銭、その他は、罹災の状況に応じて三三三八人に配布された。また、農作物の被害による^{もみだら}粗種の不足は、翌年、各地から集めて被害者へ配布された。その数量は、苦田郡一六二石六斗、勝田郡一二五石、久米郡一七五石であった。人・家屋の被災状況は次表のとおりである。

大正四年風害被災状況

郡	負傷 人	家屋全壊 戸	家屋半壊 戸	備 考
苦田郡	二	一九四	一〇九	備 考 津山四、二宮三、院庄九、一宮一、 津山二、林田六、神庭一、高田二、 田邑二、西苦田一、院庄二、一宮一、 高田二、 家屋全壊Ⅱ 家屋半壊Ⅱ
勝田郡	一	五一	七	
久米郡		一〇九	三七	

(「岡山県風害救済誌」)

が増水、川下の被害が大きかった。

「昭和九年風水害誌」は、津山市内の様子を次のように記している。

二十日午後四時頃から降りしきる豪雨は、夜に入りいよいよ激しく、二十一日からの猛烈な暴風雨は、兼田橋付近で氾濫を始め、同十時には今津屋橋を流失、岡山への唯一の街道である境橋は、への字型に曲って、殆んど墜落の状態に陥り、高台を除く平地は何れも浸水、凄惨な気分が全市に漲る。鉄砲町・南新座は浸

水階上に及び、二宮の松並木は倒壊し、院庄は堤防決壊のため、田圃に奔流し、所在に惨状を与へ、同十時過ぎから漸く減水し始めたり。(後略)

△昭和九年の室戸台風▽ この台風は、昭和九年九月一三日、南洋諸島から北上して二〇日夜半、神戸の東方

は二〇日夜から、作備線・中国鉄道はともに二一日始発から、全面不通、津山市は一時孤立の状態になった。

を北東へ時速約六〇―七〇キロメートル、風速六〇メートルで進み、空前の被害を出した。岡山県内は、各河川

さて、この台風による県北の被害は、次のとおりであった。

第八章 公共諸機関の変遷

市村	人			家			屋
	死亡	重傷	全壊	半壊	床上浸水		
津山市	三		一八	一九	六一六		
一宮村			一				
田邑村			四	四			
高野村			一七	三一			
神庭村					二		
高倉村			二				
高田村			一				
滝尾村			八	二		一九	
大崎村		一		一		二八	
河辺村			二	一		四	
佐良山村		二	二	四		三六	

(二) 人・家屋

郡市	田(町)	畑(町)	井堰 (箇所)	橋		道路埋没流失	堤防決壊
				流失 (箇所)	破損 (箇所)		
津山市	三〇・〇	六・〇	九	四	〇	四	七
苦田郡	二二・九	七・四	三七九	一六四	二三	四八五	一五七
勝田郡	九三・八	二二・三	四一七	六九	四八	四・五〇七・〇	二七
久米郡	八二・九	五二・五	二七五	七四	二五	四・八七八・〇	五五

室戸台風被害状況 (一) 耕地・橋梁・道路・堤防

(「昭和九年風水害誌」)

この時の人命救助が、当時の「津山毎日新聞」に、概要次のように載っている。

真夜中、南町一丁目の技芸学校(現作陽学園)が、増水で孤立した。投光器の明りの中に浮かぶ寄宿舎から、先生・生徒二八人が、神伝流の池上猷一、八出の柳卯三郎らによって救出された。

一同安堵の夜明け方、学校上手の豚小屋の子供が一入屋根にはい上がった。同時に、家は流れ、家族の母と弟は水死した。その時、津山消防組の田口喜全は、流失寸前の今津屋橋へ駆け出し、激突して流失する瞬間、屋根に飛び乗った。屋根が重みで沈みかけるので、下の天神橋で助けるから、と言い、飛び込み南岸へ泳いだ。天神橋で両手を広げ、流れてくる子供を拾い上げた。

この事は、当時の最大の美談であった。被災後、津山市

は、護岸について、内務大臣その他へ陳情書を提出した。運動の結果、昭和二年には、吉井川上流の改修（錦橋一押淵）が決まり、一三年には、吉井川改修事務所が設置され、以後、逐年工事が進められていった。

△昭和二〇年の枕崎台風▽ 昭和二〇年九月一七日、南太平洋に発生した台風が、四国松山から中国地方を横断、多くの損害をもたらした。その降雨量は、津山で二五二・四ミリメートル、平均風速一九・八メートルの強風が荒れた。同日午後三時ごろ、今津屋橋上手北岸の堤防を越えた水は、市街地へ流れ込み、一面泥の海となった。浸水は、中央部の新開地・堺町・京町・小性町・船頭町、特に、伏見町・材木町・南新座が激しく、床上二・四メートルに達する所もあった。

津山市の被害は、下表のとおり大惨事であった。被災後、市当局は市警防団・高田村警防団・牛馬車同業

枕崎台風被害状況
（「津山市議会議事録」）

区分	被害内容	被害数
家	床上浸水	4,995 戸
	床下浸水	1,595 戸
	流失	43 戸
	一部流失	37 戸
屋	全壊	21 戸
	半壊	37 戸
耕地	流失	ヘクタール 19
	埋没	ヘクタール 158
	浸水	ヘクタール 412
土	道路	箇所 183
		キロメートル 24
木	橋	箇所 19
		メートル 1,100
	護岸	箇所 10

組合等の援助を得て、貨物自動車・牛馬車により、九月二日から二〇数日間、清掃や消毒に従事した。消毒用石灰が不足し、西日本製紙・梶村工場・選鉱場・農業会等から譲り受け、全市に配布された。災害復旧要求額は、五二〇万四〇〇〇円という多額で、これは、津山市数箇年の予算に匹敵した。破損箇所が多く、働き手や資材の不足、その上、食糧事情まで加わって、復旧工事は思うように進まず、同年一二月の市議会で、災害箇所放置について、次のような意見が出ている。

一、押淵方面ハ自転車モ今以テ通ラナイ。徒歩ニヨル外ナイガ、今ニ復旧着手ガナクバ耕地復旧不能デ、食糧増産ノ国ヲ挙ゲテノ対策下、安閑トシテハ居ラナイ。



図138 昭和20年の水害の跡
 (『作州からみた明治百年』所載)

二、皿川方面モ決シテ等閑ニ付シテハキナイガ、仮橋ヲシナクトモ堰等デ一時利用出来ルモノハ、之ヲ利用シテ早く本橋ニシタイ。但シ、資材ガ入手困難デ、市街地用ノ木材ニモ困ツテキルノデ、木材ノ供与ニ特別ノ協力ヲ願ヒタイ。

三、思想類廃ニ困ル。昔ハ農民自ラガ修繕シテ来タガ、今ハ其ノ氣持ガ欠ケテ来タノハ事実デアル。

(『津山市議会議事録』)

戦争による、資材・人手の不足は当然としても、この時、既に、敗戦を境に公共物に対する市民の気持ちが変わっていることが述べられている。

三、医療施設の開設

病院の開設と変遷

津山に病院が開設されたのは、勝山町出身の山谷徳次郎が、明治三〇年(一八九七)八月一日、本町三丁目の商家を改築して病室を造り、「私立津山病院」としたのが最初である。

その三、四年後、この津山病院に対抗して、医師八人が協同で、「千田病院」(宮脇町時習小学校跡)を開いたため、山谷は、競争することを好まず、明治三五年病院を閉鎖して大阪へ出た。その後間もなく、千田治之吉院長の死により、総合病院であった千田病院は、千田徑(千田治之吉の妻)による婦人科の医院に生まれ変わった。続いて設立されたのが、現存する煉瓦造りの洋風建築「中島病院」である。中島琢之は、東京帝国大学を卒業、入沢内科に勤務しつつ日本病院内科部長をしていたが、当時、津山では名医を連れ戻したい、という地元有志の希望が強かった。その熱意に答えて、大正三年(一九一四)帰郷、初め元魚町で開業したが、中島は中央への望みは捨てきれなかった。これを察知した安黒一枝・妹尾順平

らが中心となり、慰留のため、大正五年、田町に立派な病院を建設した、といわれる。



図139 千田病院

—右側手前の家— (津山郷土館蔵)

津山の病院・医院数

年別	科別		療養所	結核
	病	医		
昭三二	二	一	〇	〇
昭二五	一一	一一	一	〇
大一四	三三	二二	八	〇
	二	四	〇	二
	二	二	二	〇
	二	一	〇	〇
	四	三	三	〇
	一	〇	〇	〇
	〇	八	四	〇
	二	〇	〇	〇
	〇	一	〇	〇
	一	〇	〇	〇
	三	二	〇	〇
	二	〇	〇	〇
	二	五	二	〇
	二	〇	〇	〇
	一	四	二	〇
	〇	〇	〇	〇
	二九	二二	一一	〇
	二七	七	一	〇
	七三	六八	三二	〇

(『津山町勢要覧』『津山市勢要覧』)

さて、当時の医業は生易しいものではなく、明治の末から医業を継いだ、南新座の宮地守治郎は、思い出を、自転車を四時間くらい踏んで、久米郡の方へ出掛けた。注射が珍しく、最初は恐れられたものである。葉もドイツから直接送らせたものもあった。

(『作州からみた明治百年』)

と、語っており、また、医師布上喜代免は、

当時、診察料は、患者の家から年二回、盆・暮れに持参してくれるのが普通であったが、貧しい人が多く、支払いのない場合もたびたびであった。反対に、栄養のある物を赤ちゃんに持って行くこともあった。

と、語っている。

さて、病院の開設は、前記のような経緯によったが、大正の末期になっても、病院は中島病院がただ一つであっ

た。医院の方は、前ページの表のように相当な数になっている。当時の医師は、内科と歯科が多く、他の専門医はまだわずかであった。昭和二五年から三一年の間に、病院が急に多くなっているが目立っている。

次に、これらの医療関係者をみると、次表のとおりに推移しており、特に、二七年に急増しているが、これは終戦による復員者の就業があったものと思われる。

さて、終戦後の混乱時は、食料を獲得するのがやっとで、各家庭は保健など顧みる余裕はなく、衛生状態は誠に悪かった。結核について、津山市は、昭和二四年八月二三日、国から結核予防特別都市の指定を受けた。そこで、市会議長外二名に結核予防対策委員を委嘱、協議の結果、元佐良山村の診療所であった佐良山病院を増改

医療関係従事者数

(「津山町勢要覧」「津山市勢要覧」)

年/区分	医師	歯科医	薬剤師	産婆	獣医	看護婦	備考
明四四	二〇名	四名	三名		〇名		町制時代
大一四	二二名	一名	八名	一三名	〇名	五五名	
昭五	三三名	一九名	一二名	三三名	〇名	五五名	市制後
昭二七	七七名	三三二名	三七七名	六〇名	七名	一二一名	東苦田・佐良山合併後
昭三一	一〇三名	三七七名	五一名	七八名	九名	二六〇名	十箇村合併後

築して、「津山市立療養所」を設置することにした。改築整備費予算一八二万円が計上され、二〇床を持つ療養所ができたのは二五年五月である。市立の療養所としては県下唯一であり、開設当初から入所希望者が殺倒する有様であった。

一方、津山市は、国から「国立津山療養所」設置方の交渉を受けていたらしく、二六年には、ぜひ開設したい意向であった。しかし、そのためには相当の地元負担を要し、関係町村の協力を得なければならなかった。そこで、二五年六月一六日、美作一市五郡共同で国立療養所誘致委員会を結成し、各方面と協議した。同年九月の市議会で、国との折衝の結果を、次のように報告している。

一、岡山県南部には、既に早島国立療養所があるが、鳥取・島根にはないので、この際、

国は津山に絶対必要であると考えている。

二、年次的に整備して三百床とする。

三、二千五百万円で建設し、内五百万円を県より、地元は敷地とその整地を行って提供する。

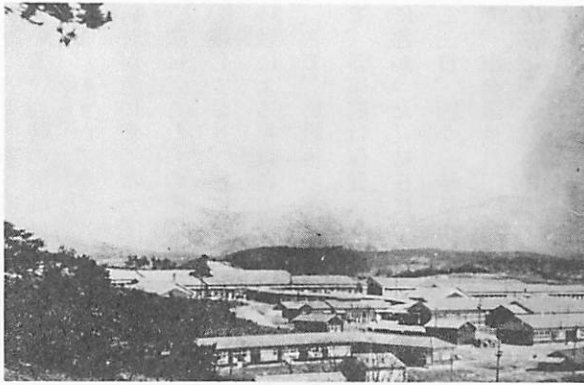


図140 国立津山療養所

四、場所は、視察の結果、川崎から高野村に跨^{また}がる地帯が最適である。

五、建築は十一月から着工する。

(『津山市議事録』)

この報告までには、対県交渉や各郡への協力依頼、設置場所の住民の協力など、多くの問題があった。地元の

敷地と整地費
その他七八九
万九五二〇円
の負担は、内
二〇〇万円を
五郡が負担し、
後を津山市が
負担すること
になった。す
べての準備を
終わり、開所
に漕^こぎ着けた
のは、二六年
一〇月である。

戦後の結核患者の多い時期に、この開所は、作北の患者にとり全くの朗報であった。

伝染病と隔離病舎

大正時代は、衛生思想が普及したとはいえ、伝染病の発生が多かった。次は、

『高野村役場事務報告』による同村の伝染病発生状況である。

○ 大正元年、腸窒扶斯^{ちようぢふす}患者発生。十月十二日、患者ヲ隔離病舎へ収容ス。死亡一人、全治一人。

○ 大正三年、三月中ヨリ腸窒扶斯患者発生。六月中ニ至リ終熄^{しゆうけつ}ス。患者八名、内二名死亡セリ。九月中一名発生死亡セリ。十一月中、又赤痢患者発生、患者五名、内一名死亡セリ。右隔離病舎へ収容日数総テ百四拾五日ニ至レリ。

○ 大正四年、伝染病予防ニ付テハ、各部衛生組合ガ初メヨリ能ク防禍ニ努メタルモ、一、二ノモノ流行地ニ入り、遂ニ^{つい}病毒ヲ輸入シタル形跡アリシハ、甚ダ遺憾トスル所ナリ。腸窒扶斯患者七名、死亡三名、全治三名。

○ 大正五年、伝染病腸窒扶斯患者一名ヲ出シ、其他村内異状ナカリシハ、衛生組合活動ノ効与^{あきか}リテ力ア

伝染病患者発生状況 (「苫田郡誌」)

年度	町		二宮村	院庄村	津山町	西苫田村	一宮村	田邑村	津山東町	高野村	神庭村	高田村
	患者	死亡										
大正一三年	赤痢	患者			三	六						
	赤痢	死者			二	二						
	腸チフス	患者			四	一				一		
		死者			七					一		
	ジフテリア	患者								一		
		死者								一		
	猩紅熱	患者				一						
		死者										
大正一四年	赤痢	患者			九						一	
	赤痢	死者			五							
	腸チフス	患者			一〇	二						
		死者			三	一						
	バラチフス	患者										
		死者				四						

○ 大正七年、腸窒扶斯患者十五人、死亡三人。衛生組合八部内各戸ニ就キ、老ケ月六回、検病的戸口調査ヲ行フベキ従来ノ規定ニ依リ、之ガ勵行ヲ為シ、其ノ効甚ダ著シ。

次表は、津山町と周辺農村の大正一三年（一九二四）と一四年の伝染病患者発生状況である。他の町村において

ルモノト認ム。

も、高野村と大同小異であったことがうかがえる。さて、昭和時代の津山の状況を、隔年ごとにとみると、次ページの表のようになる。患者は、大谷の隔離病舎か市内病院で治療されている。毎年、患者数は四〇名前後で推移しているが、昭和二〇年（一九四五）の終戦前後の年は、特に患者が多くなっている。これは、食糧事情が悪い上、労働過重で抵抗力がないため、罹患者率が高くなった、と思われる。しかし、これも二二年になると減少し、三〇年には、社会の安定と医薬の進歩により患者五名、死亡者なしという状態になった。

隔離病舎の建設は、二宮村明治三年、院庄村同三年、西苫田村同

津山市内伝染病治療患者数

(「津山市事務報告」)

区	年分		昭二	四	六	八	一〇	一二	一四	一六	一八	一九	二〇	二二	二二	二二
	全	死														
赤痢	全	死	一	三	二	四	三		一	二	四	四	八	一〇	二	二
	全	死	四	二		二	一	四	四	八	一	二	三	五	五	二
腸チフス	全	死	一	三〇	一	二七	一八	四	二二	三九	三七	九	八二	六六	一一	一一
	全	死	二	八	三	九	五	一		九	四		一一	二二		
ジフテリア	全	死		四	三	二	三	二	八		七	九二	二五	六四	三	三
	全	死			四		四	一	一		一	五	二二	八	三	三
痘瘡	全	死											二	九		
	全	死											二	二		
猩紅熱	全	死	二		七	一	一	八	一	五	一	一	二	二	一	一
	全	死											一	一		
日脳	全	死		三		一	二						一	一	一	一
	全	死	二	四四	二二	三五	二六	一六	三二	五六	四九	二六	四七	一七	一七	一七
計	全	死	二	一九	七	一三	一九	六	五	一九	一六	七	二六	二六	九	九
	全	死	七	一九	七	一三	一九	六	五	一九	一六	七	二六	二六	九	九

三三年、東苦田村同三六年、田邑村同三四年、神庭村同三五年、高田村同三三年、津山東町同二八年、高野村大

金一〇円、毎年前納)を行ひ、同年一〇月、津山町は病室・看護婦室の整備を行った。

正二年、高倉村同二三年(「苦田郡誌」とあり、他の町村も、おおむね、その当時と思われる。

隔離病舎は、一般に人家から離れた場所に設けられたが、患者を移送する経路の問題があり、福岡村会でも取

津山町の隔離病舎は、隣接町村に比べて最も早く、明

り上げられている。

治二七年一〇月、福岡村大字大谷に設置された。その後、年月の経過とともに老朽化し、設備も不十分であったので、大正一一年移転整備の要望があった。しかし、その時は対策が採られた様子はない。大正一五年九月一七日、福岡村長と町助役とは、避病院増設敷地(約二一坪)の賃貸契約(賃貸料

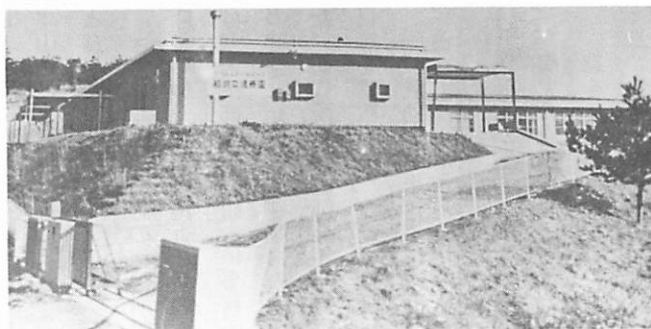


図141 清 療 園

津山町ニ於テハ、大字大谷下部落ヲ通過スル西線ヲ採用スルノ希望ヲ有スル旨、先般同町役場ヨリ交渉アリ。(中略)

東迂回線、西大谷線、何レトモ決定セザルモ、時ニ、

東線ノ駅構内南側ニ沿フ道路ヲ、成ルベク運搬ニ支障

ナキ様、経費約

參拾円内外ヲ以

テ、駅敷地南側

ノ道路面ニ、上

置ヲ為シ修理ス

ルコト。(『福

岡村会議事録』)

つまり、患者運

搬の経路として、

民家の少ない近道

が選ばれているこ

とを思うと、病舎

設置の地区として

は、やはり問題が

あった、と思われる。

市制施行後の合併町村は、原則的には津山の隔離病舎を使用するが、必要な時は、津山東町や二宮のものも使用することにし、西苦田・院庄の病舎は廃止した。

その後、市内で一箇所となった大谷の隔離病舎は、戦前戦後を通じ、伝染病患者の隔離に大いに利用され、昭和三九年、津山市を中心に近郊町村共同の津山伝染病隔離病舎組合ができるまで、継続して利用された。しかし、昭和四一年、押入に新しく組合立清療園(隔離病舎)が、建つに及んで、約七〇年の歴史をもつ大谷隔離病舎は、幕を閉じることになった。

敗戦後、進駐軍の保健所充実勧告によつて、各地区に保健所が増設されたが、

津山は、それより少し早く、昭和一六年(一九四一)一月一日、厚生省の設立認可を受けていた。しかし、敷地や庁舎の準備で日時を費やし、実際の発足は一九年一〇月一日であった。初代所長は森六朗医師、職員一五名で、津山市・苦田郡・久米郡の一市四町三七箇村を管轄した。設立当初、津山簡易保険相談所を統合、続いて、細菌検査所支所(二三年五月)、衛生研究所支所(二三年一二月)、性病診療所(二四年四月)をも併設して、次第に整備された。

昭和二十六年一〇月には木造二階建を増築、二十九年には、津山市の十箇村合併により、管轄区域が一市五町六箇村となった。

さて、津山は前記の保健所設置より早く、昭和三年四月、町が経営する乳幼児保健所を設置した。この保健所は、苦田郡医師会館内に事務所を置き、町在住の乳幼児の健全な発育と、妊産婦の健康を保持するのを目的とした。初代所長は医師会長河野稻太郎が兼務、産婆・補導員等を常置して、次のような事業を行った。

一、乳幼児を半年毎ごとに一回、期日を定めて一定の場所に集合せしめ、津山町の医師会員と県庁より派遣の医師とが協力して、診察や身長体重の測定をし、疾病児の看護方法・哺育方法はいく等について、保護者に注意を与え補導する。

二、産婆・補導員は、時々弱い子供や病児の家庭を訪問し、育児方法や看護の方法について、相談に応じ指導する。

三、母乳の足らぬ子供や栄養不足の子供には、家庭の事情により牛乳を無料で与え、又は、割引券（二割五分引き）を与える。

四、専任産婆は、妊婦を無料で毎月一回診察し、妊婦の心得、出産の際の用意等を指導する。

五、出産の際は、無料で産婆が取扱い、産後も、一定の期間産家を訪問し、母子の手当を行う。

（『津山市医師会史』）

右の外、貧困家庭の乳幼児に対し、衣類・栄養品の配給、妊産婦の排泄物はいせつぶつの検査、産具の貸付、出産用綿布の消毒、用品の無料配給等も行った。これには、各町内ごとに三―五名の補導員が委嘱され、常に保健所と連絡の上、町内の乳幼児や妊産婦の健康対策に当たっていた。その後、戦争が熾烈しりてつになるに伴い、昭和一九年三月、せっかくの乳幼児保健所も閉鎖せざるをえなかった。

医師会の組織は、明治三十九年（一九〇六）五月、医師法が公布され、同年一

一月、医師会規則が制定されると、これに合わせて誕生したもので、県内では、岡山市と苦田郡が真先に結成した。しかし、津山にはそれ以前に、医師組合が作られていたので、この組合を解散し、新しく「苦田郡医師会」を結成して、初代会長に久原茂良（二階町）が就任した。この医師会の入退会は自由であったため、大正に入る

と、脱落者が続いて、会員が減少した。大正八年（一九一九）、新たな医師法の改正と医師会令の公布によって、任意制の医師会を解散、公法人の「苫田郡医師会」が設立され、初代会長に中島琢之が就任して、事務所を田町の植村看護婦協会内に置いた。次いで、昭和三年（一九二八）一月、新しく苫田郡医師会館が山下（現建設業協会津山支部の位置）に建設されたので、事務所は会館内に移された。

この公的な苫田郡医師会の外に、「津山町医会」が大正一五年一〇月八日、津山町内在住の医師（二五名）だけで、非公認で結成されていた。この会は、市内医師の協調、医事衛生の向上、会員相互の親睦を目的としていた。

昭和四年二月の市制施行の際、町内在住の医師は、かねて津山町医会を作って活動していたので、苫田郡医師会から分離して、「津山市医師会」を設立、初代会長に河野稲太郎が就任した。この時から、津山市医師会が、会館と産婆看護婦学校の経営を行い、更に、付属看護婦会を設立して、一般患者や病院の要求に応じて、看護婦を派遣する業務を始めた。

戦争中の昭和一七年二月二五日、新たに国民医療法と医師会令が公布された。この新しい法による医師会は、会員の利益擁護と相互の親睦を目的とした従来の会と異なり、医師会の国家的役割を明確にして、国民の体位向上を目的とした。したがって、従来の公的私的医師会はすべて解散し、新しく生まれた県医師会に統合され、郡・市にはその支部が置かれた。

戦後の昭和二二年八月、医療法並びに政令が再び改正されると、上意下達の従来の県医師会・同津山支部は解散、同年一二月、社団法人津山市医師会が生まれ、会長に小野哲二が就任した。

その後、昭和二九年七月、近隣十箇村の合併に伴い、津山市医師会は一躍八一名の大世帯となった。こうして、従来使用の会館は老朽化し、手狭となったので、三六年、改築の聲が上がり、四二年八月、ようやく、椿高下に津山保健センターを完成して、医師会等の転居をみることになった。

看護婦講習所

看護婦の養成は、明治四三年（一九一〇）、津山町大字田町の開業医千田治之吉が、その医院内に看護婦養成所を設置したことに始

まる。その養成所の経営が、個人では無理になり、大正四年（一九一五）三月から苦田郡医師会と津山町衛生団とが、共同経営に当たり、「看護講習所」と名付けた。

次いで、大正一三年三月から、経営を医師会単独で行うことになり、田町の民家を借用、内容設備を改善し、名称も「苦田郡医師会付属産婆看護婦学校」と改めた。

校長は安東久次郎、講師には医師一五名が就任、それぞれ専門の担当医が指導を受け持ち、同年五月一日開校式を行った。

産婆看護婦学校規則

第一条 苦田郡医師会は、其事業の一として産婆看護婦の養成をなし、其公德心及義務心の涵養かんように勉め、つと學術技能の進歩統一を図るを以て目的とす。

（中略）

第三条 本校授業科目を十教科目とす。

修身科・産婆学・解剖学・生理学・内科看護学・

外科看護学・調剤学・衛生学・裁縫・生花

第四条 修業年限を二ヶ年として、之を四期（六ヶ月間）に分ち、第一学期・第二学期を学説期となし、

主として学説を教授し、第三学期・第四学期を実習

期となし、専ら実地練習をなさしめ、傍ら学説の補習をなさしむ。

第五条 実地練習は、主として津山町内医師会員経営の病医院に於て修業せしむ。

第六条 修業期は、毎年五月に始まり、翌年四月に終るものとす。

（後略）

（「津山市医師会史」）

こうして、産婆看護婦学校は誕生したが、時代が進むに従い、更にその内容設備を充実する必要に迫られた。そこで、県知事の指定する新しい学校を建設するため、

昭和三年（一九二八）一月八日、津山市山下四六番地に、産婆看護婦学校校舎を兼ねた苦田郡医師会館を建設した。

昭和四年二月一日、市制施行の際、校名を「津山産婆看護婦学校」と改称した。その後、戦争が激しくなり、看護婦志望が激減し、募集に苦しんだ。終戦後は、勤労動員の復帰により、一時、生徒の応募が増加したが、やがて、国内工業の発達につれ、中学校卒業生が工業方面に奪われ、再び応募者が減少した。そして、昭和二三年七月、保健婦・助産婦の看護法が制定公布され、同校はこの基準に達せず、三七年間にわたる歴史を閉じた。

そのため、作州地域内に、正しい看護技術を学ぶ機関がなく、地域住民から再建の声が揚がった。医師会は総力を挙げてその設立に努力し、ついに、昭和二十七年七月一日、津山市医師会の手による「津山准看護婦養成所」（所長光井貞八）の設立が認可された。この養成所は、昭和三年八月一日、校名を「津山准看護婦学校」と改称し、更に、四一年二月二六日には「津山准看護婦学院」と変えた。

四、電電公社と新聞社

電話設置の初期 津山郵便局は、電信事務を明治二二年（一八八九）、電話通話事務を明治四

〇年二月一六日から始めた。

この時の電話は、交換式ではなく、呼び出し方式であった。当時、津山と岡山間の市外電話は一回線だけで、電話をする場合は、局へ行き、岡山を呼び出して話し、津山局へかかった時は、通話料が配達され、それを持って局へ行き、通話料を払って相手を呼び出す、という状態であった。

翌四一年に、郵便局は市史第六巻のとおり現在地に移転、電話の交換事務を始めた。まず、加入者の申し込みを受け、開通したのは同年二月二六日であった。最初の加入者は、当時の『電話加入者原簿』を見ると二二三名となっている。

電話番号の〇番は話中取調係、一番が津山郵便局長室、二番から二五六番までが一般の電話である。電話の所有者はよく変わっているが、この電話番号二番の最初の架設場所は上之町で、職業は両替店となっている。しかし、大正二年（一九一三）には、その所有者が西美鉄道株式会社になり、大正五年二月まで所有している。前記の西美

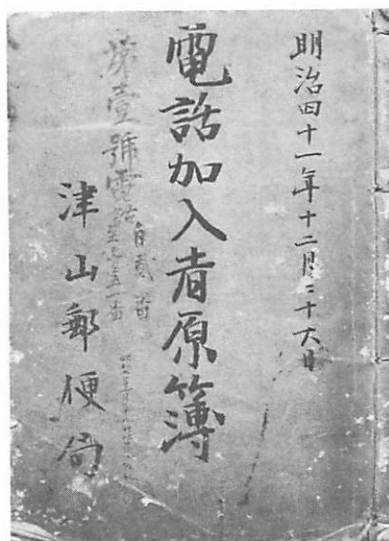


図142 最初の電話加入者原簿
(津山郷土館蔵)

鉄道の顛末と合わせ考えればうなずけるものがある。三番以下の電話も、それぞれ津山の変わりゆく姿を表しており、なかなかおもしろい。

その最初の加入者を職業別に分けると、旅館料理業二、呉服屋一二、紙文具商と医者が各一〇、雑貨商八、米屋・醬油屋・運送業の各七、芸妓置屋六、薬局・石油業・肥料屋の各五、これらがその主なもので、この職業別数字が、当時の津山の実状をよく物語っている。

さて、郵便業務は、世の進展とともにその量を加え、年金恩給支給事務（明四三）、国庫金受払事務（大四）、簡易生命保険事務（大五）、航空郵便事務（昭四）開始のため、局舎が次第に狭くなり、昭和六年（一九三一）、電話交換室を増築した。この時は、加入者も約七〇〇人となり、電話線の地下埋設が始められた。

戦後、電話の利用は急速に伸び、ついに、昭和二四年六月一日、逓信省は郵政と電気通信の二省に分かれ、津山郵便局もそれぞれの所管に分けられた。

更に、昭和二七年八月には、現在の日本電信電話公社が誕生するが、昭和一六年の八四六台（公衆二）の電話が、この年には一七二六台（公衆七）に増え、なお加入

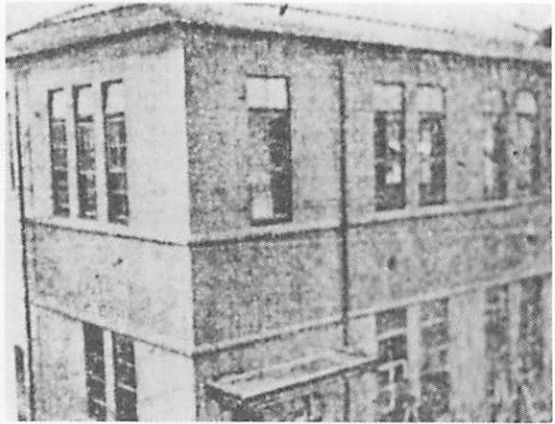


図143 増築された電話交換室

（『のびゆくゆうびん』所載）

希望者が多く、既設の設備ではこれを受け入れることが困難になった。そこで、公社は、設備拡張のため、他に移転先を求める状態であった。

こうした時、公社の候補地として、津山高等学校校舎の跡地に白羽の矢を立てた事は、第五章で述べたとおりである。しかし、この時は話し合いが成立せず、結局、昭和三年の津山高等学校山下校舎の移転決定に伴って、ようやく、現公社の位置が獲得されたわけである。

新聞社の
合併統合の

津山で地方新聞が発刊されたのは、『津山朝日新聞』の前身『作陽新聞』

が最も古く、明治四三年（一九一〇）である。それが「津山朝日新聞」と題号を変えるまでの経過を、同社の社史は次のように記している。

○ 明治四十三年七月、「作陽新聞」の題号で創刊。

発行所は当時、鉄砲町。印刷所は同町植月永光堂。

新聞名義人柴田文作。発行者は初代社長福田辰一であつた。

○ 翌四十四年堺町に移転、印刷工場を持って自社発行とし、題号を「備作新聞」と改める。

○ 大正四年夏、田町の津山警察署裏通りに移転、社屋を新築する。

○ 大正八年、宇那木直一が主宰する「美作新聞」と合併、「津山朝日新聞」と改題した。最初旬刊、後、週刊とし、この時から隔日刊となる。

この地方紙が発行される以前の美作地域は、中央紙によって報道を得ていたようである。その様子を「作州からみた明治百年」は、次のように記している。

鉄道開通（明治三一年中国鉄道）による異変は、新聞界にもあつた。中央紙は、岡山から人間によって運ばれていたからだ。岡山方と津山方が福渡で中継し、

マラソンのように新聞を担いで走つたものだ。部数も少なかった。共同新聞店があつて、市内だけは、この人間リレーで、朝刊が日暮れに入っていた。それが鉄道の開通で一変、新聞販売合戦が始まつた。いわゆる、専売システムが作られるようになったからだ。それにしても津山から久世や林野方面へは、やはり人間の足で運ばねばならなかつた。

以上のように、明治には早くから中央紙が入り、三一年ごろには、各社の販売店が開かれていた。岡山に本社をもつ「山陽新報」（明治一二年創刊）・「中国民報」（明治二五年創刊）も、当然、中央紙とともに美作各地で販売されていた。

こうした中央紙や岡山の新聞に次ぎ、大正末期、津山地域には次ページの表のような地方新聞が発刊されていた。「衛生相互新報」は、発行人宮地守治郎、編集人森岡栄とあり、当時の医師仲間が、社会の保健衛生思想の改善普及のため発行したもので、誠に特異なものであつた。配布は、医者を始め薬局その他が、責任部数を持ち、発刊数は五〇〇〇部に及んでいた。記事は、時には、市政批判に及ぶこともあつた。

津山地方新聞——大正十五年現在——

(「津山商工案内」)

新聞名	創刊年月日	経営	発行所	発行回数
津山朝日新聞	明四三・七	個人	田町三八	月三回
津山萬新報	大八・八・一	個人	西今町八四	月三回
産業新報	大一〇・五・二五	個人	田町	月一回
中国民報号外	大二三・五・二	個人	二階町	月一回
関西評論	大二三・一・二七	個人	材木町	三回以下
衛生相互新報	大二三・一〇・二五	個人	南新座	月一回
日之出新聞	大一四・一一・	個人	南新座	月一回



図144 津山の新聞
(津山郷土館蔵)

当時の地方紙は月刊か旬刊で、創設者は経営に非常な苦

勞をした。

大正一〇年(一九二一)創刊の『産業新報』は、発行一〇年で改題、昭和六年(一九三一)七月一〇日、『津山毎日新聞』(塩山寿主宰)となり、月刊を日刊に改め、日曜ごとに夕刊も発行した。昭和一〇年ごろの地方新聞は、『津山朝日新聞』(昭和二年三月、日刊)と、前記の『津山毎日新聞』および『作州日報』(昭和一〇年ごろの発行・藤田義彦主宰)の三紙であった。

その後、戦争が激しくなり、諸企業の合併と同じように新聞界も合併統合が行われ、昭和一四年八月一日、『津山朝日新聞』・『津山毎日新聞』・『作州日報』の三紙は合併し、題号を『津山朝日新聞』とした。

岡山でも、昭和一一年二月一日、『山陽新報』と『中国民報』が合併して『山陽中国合同新聞』と改題、更に、翌一二年九月、『合同新聞』と改められた。その後、昭和一六年三月一日、『岡山新聞』を合併し、県南の大新聞となり、続いて、同年一月三日、国策により一県一社となるに及んで、『合同新聞』は、『津山朝日新聞』・『倉敷日報』を合併して、岡山県を代表する唯一の新聞となった。こうして津山朝日の社屋には、終戦

後復刊されるまでの間、合同新聞津山支部局の看板が掲げられていた。

昭和一六年一二月一日から戦時下の政策により、新聞の共同販売が実施されるようになり、新聞のページ数は次第に減っていった。一九年一月には二ページになり、段数を増加して記事を増やすという策が採られた。

それとともに、言論統制も誠に厳しいものがあつた。「山陽新聞八十年史」は、それについて、

日華事変後、「国家総動員法」によって、新聞の検閲が日一日と強められ、紙面は無駄な伏字の羅列となり、単に軍の発表のみで終る時もあった。刻々と悪化する戦況は報道されなかつた。

昭和二〇年三月一三日には、「新聞非常態勢に関する暫定措置要項」によって、中央紙を委託の形式で、地方紙に合同吸収し、本土寸断の時も、新聞が発行できるようにされた。したがって、「合同新聞」の題字の下に、朝日・毎日の題字が付記されるようになった。同年六月、岡山が空襲に遭い、「合同新聞」の工場は焼失したが、その後も疎開工場で発刊を続け、終戦を迎えた。

終戦後、つぎつぎに中央紙が復刊されるのに伴い、「津山朝日新聞」も社内の整備を行い、昭和二十一年一月一五日から復刊した。「作州日報」もまた、二〇年二月から復刊していた。

その後、二九年冬、再び「津山朝日新聞」は「作州日報」を合併し、現在の田町に社屋を移して、県北最大の地方紙になった。

第七卷の参考文献

- 日本文化史(辻善之助)
- 日本蘭学史(生駒義博)
- 院庄作楽神社の創建(福田景門)
- 作楽神社修復記念誌(福田篤二)
- 桜木の宮(福田篤二)
- 中国鉄道の設立とその資本営業の展開(藤沢晋 在間宣久)
- 西美鉄道会社の顛末(鉄道省)
- 岡山県政百年の歩み(岡山県)
- 水廻 尾上柴舟追悼号(松田常憲)
- 市制施行五十周年記念(津山市)
- 二十五年のあゆみ(岡山県酪農試験場)
- 津山市勢要覧(津山市)
- 津山市教育要覧(津山市)
- 津山町勢要覧(津山町)
- 津山市事務報告(津山市)
- 津山市統計書(津山市)
- 津山市商工名鑑 昭二十五・昭二十七(津山市)
- 津山市の商工業(津山市)
- 津山町会議事録(津山町)
- 津山市議会議事録(津山市)
- 中鉄バス会社沿革(中鉄バス株式会社)
- 津山の銀行(今井三郎)
- 津山工場史(雪印津山工場)
- みまさかの電気の歴史(中国電力株式会社)
- 農林水産百年史(農林省)
- 岡山食糧事務所三十周年記念誌(農林省)
- 岡山県農地改革誌(岡山県)
- 会議所の五十年(津山商工会議所)
- 山陽新聞七十五年史(山陽新聞社)
- 岡山県の歴史(岡山県)
- 岡山県郡治誌(岡山県)
- 四季(四季編集委員会)
- 城南(城南青年団)
- 青年群像(津山市青年協議会)
- 産業博覧会関係書類(津山市役所)
- 電話加入者原簿(津山郵便局)
- 消防組関係書類(津山市役所)
- 御用書類(松平家津山出張所)
- 津山市政回顧録(合同新聞津山支局)
- 平沼駅一回顧録(平沼駅一回顧録編纂委員会)
- 大正デモクラシー(水野秋)
- 平沼駅一郎先生逸話集(平沼駅一郎逸話集刊行会)
- 院庄誌(院庄公民館)
- 美作一宮郷土の歩み(一宮公民館)
- 作州からみた明治百年(小山健三)
- 津山市医師会史(津山市医師会)
- 岡山の俳句(岡山文庫)
- 岡山の医学(岡山文庫)
- 津山の商工案内(津山商工会)

第七卷の参考文献

- 神伝流片々集(植月俊雄)
- 岡山県風害救済誌(岡山県)
- 昭和九年八月岡山風水害史(小林健二)
- 昭和九年風水害誌(岡山県)
- 平和国民の荣誉と幸福(森本謙三)
- 津山基督教図書館五十年誌(森本謙三)
- 社会教育研究(森本謙三)
- 学制百年史(文部省)
- 岡山県教育史(岡山県)
- 衛生相互新報(衛生相互新報社)
- 作陽学園創立五十年史(作陽学園)
- 自 彙(津山商業高等学校)
- 共和のあゆみ(共和中学校)
- 南中のあゆみ(南中学校)
- 市内各小学校沿革史(市内各小学校)
- 苦田郡誌(苦田郡教育会)
- 久米郡誌(久米郡教育会)
- 勝田郡誌(勝田郡誌刊行会)
- 英田郡誌(英田郡教育会)
- 久世町史(久世町)
- 作東町の歴史(作東町)
- 加茂町史(加茂町)
- 新講日本史(家永三郎・黒羽清隆)
- 詳説日本史(宝月圭吾・藤木邦彦)
- 日本史(稲垣泰彦・他三名)
- 津山の文化財(津山市教育委員会)
- 津山の文化財(小山健三)
- 占領下の民主主義(水野秋)
- 中国銀行三十年史(中国銀行)
- 富士銀行七十年誌(富士銀行)
- 市制二十周年記念博覧会の思い出(津山市)
- 鑑賞尾上柴舟の秀歌(加藤将之)
- 天皇陛下をお迎へして(津山市)
- 観光の津山(津山市)
- 津山消防のあゆみ(津山市)
- 東苦田・佐良山両村合併書類綴(津山市)
- 津山市水道記録綴(津山市)
- 津山石炭瓦斯会社関係書類綴(津山町)
- 津山市議会五十年のあゆみ(津山市議会議事事務局)
- 大正六年津山産業博覧会案内(石井猪八郎)
- 郡是製絲株式会社六十年史(郡是製絲株式会社)
- 多乃无良漫歩(鳥取与一)
- 東新町史(寺坂五夫・武田英雄)
- 津山坪井町の歩み(今井三郎)
- 郷土年鑑 昭和二十五年(西中学校)
- 学校史(津山工業高等学校)
- 母校のあゆみ(津山高等学校)
- 姫津鉄道に関する綴(津山市役所)
- 町村合併研究資料綴(佐良山村役場)
- 第十師団機動演習関係書類綴(高野村)
- 第十七師団對抗演習書類綴(高野村)
- 津山瓦斯会社の経歴書類綴(津山瓦斯会社)

- グラフ岡山（岡山県広報協会）
- 津山信用金庫五十年誌（津山信用金庫）
- 対鶴楼ものがたり（津山朝日新聞）
- 津山毎日新聞（塩山寺）
- 市農協要覧（市農協）
- 耳の中の真珠（山田健夫）
- 警察風土記（岡山県警察本部）
- 西東三鬼読本（角川書店）
- 天 狼（西東三鬼）
- 片山潜著作集（片山潜生誕百年記念会）
- 歩兵第十聯隊史（歩兵第十聯隊刊行会）
- 苫田郡昭和池支配地域用水改良事業概要（岡山県）
- 昭和池築造秘史（武川勝）
- 目ざめゆく大衆（水野秋）
- 中国銀行十年史（中国銀行）
- 因美線鉄道早速運動記録（難波庄一）
- 播美鉄道株式会社概要（播美鉄道）
- 美作地区退職教育長会会報 二号（美作地区退職教育長会）
- 昭和四年合併町村各町村会議事録（津山市）
- 昭和二十九年合併十箇村各村会議事録（津山市）
- のびゆくゆうびん（津山郵便局）
- 津山の社会福祉のあゆみ（津山市社会福祉協議会）
- ホクラク三十年史（ホクラク農業協同組合）
- 中国銀行五十年史（中国銀行）
- 岡山県市町村合併誌（岡山県）
- 因美線建設概要（鉄道省）

- 先代の足あと（金光教津山教会）
- 創立七十年津山教会略史（日本基督教団津山教会）
- 岡山の宗教（岡山文庫）
- 日本の新興宗教（高木宏夫）
- 回想出隆（出かず子）
- 哲学青年の手記（出隆）
- 近代日本総合年表（岩波書店）
- 現勢調査簿（津山町）

あとがき

一、第七巻は、大正元年から昭和二九年の津山市と十箇村との合併までを範囲としたが、記述内容の関係で、多少、明治時代に入ったり、合併以後になつたりしたところがある。特に、年表は参考のため最近の事まで記入した。

二、直接に引用した文献は、「」で記し、参考として利用した文献とともに、巻末にその文献名を記載している。

三、文章中、記載している人物の氏名には、敬称を省略させてもらった。

四、執筆に当たり、資料集め、写真撮影等のため、多くの方々に御協力いただいたことをここに記し、これらの方々に心から感謝の意を表す。

（第七巻執筆担当者 和田彰介）

第七巻年表

年	月	日	主 要 事 項
1972	昭和 47	3 31	市史第一巻を発刊する。
		7 22	生末敏夫が第十六代市長に就任する。
		10 10	スポーツ振興都市宣言を発表する。
1973	48	3 31	市史第三巻を発刊する。
1974	49	3 31	市史第五巻を発刊する。
1975	50	10 16	中国自動車道の吹田～落合間が開通する。
		10 1	国勢調査（津山市人口79,907人）。
1976	51	4 1	津山東中学校と北陵中学校を開校する。
		7 22	生末敏夫が第十七代市長に就任する。
1977	52	1 1	市史第二巻を発刊する。
		1 8	岡山県津山総合体育館を開館する。
		4 15	箕作阮甫旧邸を修復開館する。
1978	53	4 1	鶴山中学校を開校する。
		3 19	津山洋学資料館を開館する。
1979	54	2 11	市の木「クスノ木」、市の花「サツキ」を制定する。
1980	55	7 22	生末敏夫が第十八代市長に就任する。
		10 1	国勢調査（津山市人口83,136人）。
1981	56	3 31	市史第六巻を発刊する。
		4 1	弥生小学校と鶴山小学校を開校する。
		7 28	出雲市・諫早市と三市友好交流都市提携をする。
1982	57	6 30	新市庁舎が完成する。
1983	58	3 14	中国自動車道全線が開通する。
		4 25	永礼達造が第十九代市長に就任する。

年	月	日	主 要 事 項
1955	昭和 30	10 1	国勢調査（津山市人口80,883人）。
1956	31	7 23	額田雄治郎が第十二代市長に就任する。
1957	32	1 8	津山市立高等学校が林田の新校舎に移転する。
1958	33	3 31	津山市立高等学校の中山・白鷺校舎を廃止する。
1959	34	4 1	津山市立田邑中学校を津山市立西中学校に統合する。
1960	35	7	津山高等学校山下校舎を廃止、椿高下校舎に統合する。
		7 22	額田雄治郎が第十三代市長に就任する。
		10 1	国勢調査（津山市人口78,549人）。
1961	36	4	津山市補導センターを開設する。
1962	37	8 1	津山市立第一小学校と津山市立苦田小学校を統合して、津山市立北小学校とし、津山市立第二小学校と津山市立中道小学校を統合して、津山市立東小学校とする。
		10	国民体育大会の体操・サッカー・バレーボール競技会場となる。
1963	38	4 1	国立津山工業高等専門学校が開校される。
1964	39	7 22	額田雄治郎が第十四代市長に就任する。
1965	40	3 15	平良市と都市緑組を結ぶ。
		10 1	国勢調査（津山市人口76,007人）。
1966	41	1 11	文化センターを開設する。
		3 20	津山伝染病隔離病舎組合清療園を開設する。
		3 31	津山市立高等学校が県に移管され、県立津山東高等学校となる。
		4 1	中央公民館を中道小学校跡に開設する。
1967	42	5 1	中央隣保館を開館する。
1968	43	7 22	生末敏夫が第十五代市長に就任する。
1969	44	4 1	二宮小学校と田邑小学校が統合して、向陽小学校となる。
1970	45	4 1	スポーツセンターの本野球場が完成する。
		5 31	消防署新庁舎が落成する。
		10 1	国勢調査（津山市人口76,368人）。
1971	46	8 26	市民憲章を制定する。

第七卷年表

年	月	日	主 要 事 項
1951	昭和 26	4 23	中島琢之が第九代市長に就任する。
		5	中国電力株式会社が電気事業再編により発足する。
		10	国立津山療養所が開設される。
		10	津山福祉事務所を開設する。
		11 3	津山市立津山郷土館を開設する。
1952	27	3 1	津山市立西中学校田邑分校が、田邑村立田邑中学校となる。
		9 1	津山市文化協会が発足する。
		9 1	津山中学校を北中学校と改称する。
		10 5	津山市教育委員の選挙を行う。
		11 21	沼弥生住居跡の調査を始める。
1953	28	4 1	成美高等学校は津山高等学校、北園高等学校は津山商業高等学校、峰南高等学校は津山工業高等学校と改称される。
		4 1	私立東幼稚園を市営に移管する。
		5 1	鶴山球技場を設置する。
		11 3	神戸公会堂に作楽丘幼稚園を開設する。
1954	29	4 1	福岡小学校を廃止し、南小学校を開校する。
		7 1	田邑・一宮・高野・神庭・高倉・高田・河辺・大崎・広野・滝尾の十箇村を津山市へ編入する（人口80,616人・面積181.9㎢）。
		7 1	白鷺高等学校（定時制）と津山高等学校中山分校（定時制）を統合、津山市立高等学校（定時制）を開校する。
		7 1	津山市警察署（自治警）を廃止する。
		9	津山養老院を横山に新築移転、津山ときわ園と改称する。
1955	30	12 13	岸本昌が第十代市長に就任する。
		4 1	勝北町橋を津山市に編入する。
		6 1	勝中央堂尾、池ヶ原を津山市に編入する。
		7 5	津山市文化財保護条例、同保護委員会規則を制定する。
		7	津山市立動物園を鶴山公園内に開設する。
		9 4	井上義夫が第十一代市長に就任する。

年	月	日	主 要 事 項		
1948	昭和 23	3 6	国家警察苫田地区署，津山市警察署（自治警）が発足する。		
		4 1	新学制により，新制の高等学校（津山高等学校，津山女子高等学校，津山商業高等学校，津山工業高等学校，美作高等学校，作陽女子高等学校）が開校される。		
		4 1	新学制により，津山実業高等学校は，津山高等学校に定時制として併置され，中山・加美両実業高等学校は，津山高等学校の分校（定時制）となる。		
		4 1	美作酪農業協同組合が結成される。		
		5 23	作備酪農業協同組合（後，岡山県北部酪農業協同組合と改称）が結成される。		
		9	津山児童相談所が開設される。		
		10 5	岡山県教育委員の選挙が行われる。		
		1949	24	4 1	市制二十周年記念博覧会を開く。
				4 1	北中学校を新築し，津山中学校と改称する。
4	私立わかば園が開設される。				
8	津山高等学校と津山女子高等学校とが統合，成美高等学校となり津山商業高等学校は北園高等学校，津山工業高等学校は峰南高等学校となる。				
1950	25	4 10	津山市民の歌発表会を行う。		
		5	津山市立療養所（皿）を開設する。		
		6 25	朝鮮戦争が起こる。		
		7 12	津山基督教図書館高等学校が開校される。		
		10 1	国勢調査（津山市人口51,645人）。		
		11 3	津山市文化章制定，第一回授賞式を行う。		
		11 11	佐良山古墳群の調査を始める。		
1951	26	4 1	東一宮・一宮両村合併し，一宮村となる。東一宮・一宮両小学校を統合し，一宮小学校を開校する。		
		4 1	美作短期大学・作陽短期大学が開校される。		

第七卷年表

年	月	日	主 要 事 項
1945	昭和 20	8 15	太平洋戦争が終わる。
		9 17	枕崎台風のため吉井川が氾濫し、市街地が浸水する。
		10	連合軍が津山へ兵器類接收のため進駐する。
		12 17	「衆議院議員選挙法」が改正される。
1946	21	2 16	「食糧緊急措置令」が公布される。
		2 17	新円の切替えや預金封鎖が行われる。
		4 10	新しい選挙法により総選挙が行われる。
		4 18	津山市教員組合が結成される。
		6	教職員の公職追放が始まる。
		9 7	第二次農地改革案が出る。
		11 1	水田昌二郎が、日本蘭学会創設の会を開く。
		11 26	平松俊太郎市長の退任（10月30日）に伴い、和田義一が臨時市長代理になる。
1947	22	12 20	市町村農地委員の選挙が行われる。
		2 9	学校給食が始まる。
		4 1	新学制により、新制の中学校（東・西・南・北の各中学校）を開校する。国民学校を小学校と改称する。
		4 5	和田義一が第八代市長に就任する。
		4 7	「労働基準法」が公布される。
		4 30	県および市会議員の選挙が行われる。
		4 30	津山市消防団が新しい編成を行う。
		5 1	福岡小学校分教場が独立して、福南小学校となる。
		5 3	「日本国憲法」が施行される。
		7 1	臨時国勢調査（津山市人口51,571人）。
		10	津山報恩養老院を市営に移管、津山市養老院と改称する。
		12 11	天皇陛下が津山へ行幸される。
		12 19	「農業協同組合法」が公布される。
		・	青年学校を実業高等学校と改称する。

年	月	日	主 要 事 項		
1942	昭和 17	2 1	衣料切符配給制を実施する。		
		2 2	国防婦人会、愛国婦人会が統一され、大日本婦人会となる。		
		3 25	鶴山中学が閉校になる。		
		4 18	東京・名古屋・神戸が、初めて、空襲を受ける。		
		6 5	日本海軍、ミッドウェーの海戦で敗北する。		
		7	木炭自動車が出現する。		
		7 1	苫田地方事務所が山下に開設される。		
		10	私立東幼稚園を開設する。		
		11 30	津山市商業組合を結成する。		
		12	食糧検査所が開設される。		
		1943	18	1 1	津山気象観測所が丹後山に開設される。
				2 9	平松俊太郎が第七代市長に就任する。
4 19	軍需造船供木のため、二宮の松並木の斧入式を行う。				
5 1	金属類の非常回収が始まる。				
5	津山製紙株式会社は、他の四社と統合、西日本製紙株式会社となる。				
1944	19	2 16	国民登録制度を改正（男12～60歳、女12～40歳）する。		
		4 4	「学徒動員令」・「女子挺身隊勤労令」が施行される。		
		5	中等学校生徒の動員が始まる。		
		6 1	中国鉄道津山～岡山間が国営に移管され、津山線と改称される。		
		9 10	神戸市国民学校の児童が、津山市へ集団疎開する。		
		10 1	津山保健所が開設される。		
1945	20	12	農会が解散され、農業会が発足する。		
		5 15	谷崎潤一郎が津山の愛山に一時疎開する。		
		6 29	岡山市が空襲を受ける。		
		8 2	家屋疎開のため、津山城天守閣（博覧会用）・公会堂・商工会議所などを取り壊す。		
		8 6	広島に原子爆弾が投下される。		

第七卷年表

年	月	日	主 要 事 項
1937	昭和 12	9 25	岡山県国民精神総動員運動を展開する。
1938	13	3	一宮に、県営昭和池が竣工する。
		4 1	「国家総動員法」が制定される。
		4 1	市庁舎西側に、常備消防部を設置する。
		7 11	中島琢之が第五代市長に就任する。
		8	神伝流津山游泳会プールが完成する。
1939	14	1 5	平沼騏一郎が内閣総理大臣に就任する。
		4 1	津山市の消防団と防護団を津山市警防団に改組する。
		7 8	「国民徴用令」が公布される。
		8 1	津山朝日新聞社、津山毎日新聞社、作州日報社の三社が合併して、津山朝日新聞社となる。
		8 28	平沼内閣が総辞職する。
		9 3	小沼敬三郎が第六代市長に就任する。
		10 1	「価格統制令」が施行される（一般物価、地代、家賃、賃金）。
1940	15	3	私立西幼稚園を市営に移管する。
		10 1	国勢調査（津山市人口35,111人）。
		11 10	紀元2600年祝賀式を行う。
		12 25	津山市大政翼賛会の組織（隣保班）を作る。
1941	16	2 11	東苦田村、佐良山村を津山市へ編入する。
		4 1	岡山県津山工業学校が開校される。
		4 1	小学校を国民学校と改め、男子尋常高等小学校は第一国民学校、女子尋常高等小学校は第二国民学校、西尋常小学校は第三国民学校と改める。
		5 10	岡山県は米の通帳配給制を実施する。
		5 12	市内大田に、津山市農民道場を開設する。
		10	国民登録制度（男16～40歳、女16～24歳）を実施する。
		12 8	太平洋戦争が起こる。
1942	17	1 16	大日本翼賛壮年団が結成される。

年	月	日	主 要 事 項
1932	昭和 7	9 2	新市庁舎（山下）の建築に着手する。
		11 10	男子尋常高等小学校で、リットン報告排撃市民大会を開く。
1933	8	3 20	小沼敬三郎が第二代市長に就任する。
		4 1	南新座の幼稚園を津山市幼稚園と改称する。
		4 1	津山女子商業学校を津山実科高等女学校に併設する。
		5 23	ごみ焼却場を林田に設置する。
1934	9	2 11	新市庁舎へ移転する。
		4 10	市制五周年記念式と上水道通水祝賀会を行う。
		9 21	室戸台風のため、天神橋以外の全橋梁が流失する。
		11 7	姫津線の東津山～美作江見間が開通する。
		・	大谷地区土地区画整理組合を結成する。
1935	10	7 1	青年訓練所と実業補習学校を統合して、青年学校とする。
		10 1	国勢調査（津山市人口36,092人）。
		10 15	中島琢之が第三代市長に就任する。
		11 4	大日本国防婦人会津山支部が結成される。
		11 23	岡山県で初の防空演習を行う。
		・	中国鉄道株式会社が、作北でバス運行を始める。
1936	11	1 1	合併町村の消防組を統一して、津山消防組を編成する。
		2 26	「2・26事件」が起こる。
		3 26	姫津線全通記念産業振興大博覧会を開く。
		4 7	今井橋渡橋式を行う。
		4	津山済世会託児所を津山保育園と改称する。
		9 6	津山防護団を結成する。
		9 15	津山で最初の夜間防空演習を行う。
		10 10	姫津線と作備線を合わせて姫新線と改称する。
		11 12	津山市公会堂を市庁舎東側に建設する。
1937	12	8 15	有元史郎が第四代市長に就任する。

第七卷年表

年	月	日	主 要 事 項
1928	昭和 3	3 15	因美線の津山～加茂間が開通する。
		4 1	町立津山商業学校が県営に移管される。
		10 1	津山済世会託児所を妙願寺の太鼓楼に開設する。 津山報恩養老院を西寺町妙勝寺に開設する。
1929	4	2 11	六箇町村合併，津山市誕生（人口33,361人・面積38.5km ² ）。 小沼敬三郎が市長臨時代理に就任する。
		3 1	市会議員の第一回選挙が行われる。
		3 20	小沼敬三郎が初代津山市長に就任する。
		3 25	津山市連合青年団が創立される。
		10 25	初めて，津山市に自動車ポンプを購入する。
1930	5	2 15	津山商工会議所が創立総会を開催する。
		4 1	津山女子高等技芸学院（後，津山女子高等技芸学校，作陽女子高等学校，作陽高等学校と改称）が開校される。
		4 15	私立西幼稚園が開設される。
		10 1	国勢調査（津山市人口34,159人）。
		12 11	作備線の津山～新見間が全通する。
1931	6	12 21	山陽銀行と第一合同銀行とが合併，中国銀行となる。
		4 1	福岡小学校の分教場を押淵に開校する。
		7 10	『産業新報』を『津山毎日新聞』と改称する。
		9 18	満州事変が起こる。
1932	7	12 13	犬養毅，内閣総理大臣に就任する。
		1 1	姫津線工事を東津山駅からも始める。
		3 1	満州国建国。
		3 4	津山市章を制定する。
		4 1	鶴山中学塾（昭和18年鶴山中学となる）が開校される。
		4 8	津山済世会託児所を山下に移転する。
		5 15	「5・15事件」が起き，犬養首相が凶弾に倒れる。
7 1	因美線の津山～鳥取間が全通する。		

年	月	日	主 要 事 項
1922	大正 11	4 1	雙松尋常高等小学校を分けて、二宮尋常高等小学校と院庄尋常高等小学校を開校する。
		4 1	津山商工補習学校を津山実業学校と改称する。
1923	12	2 28	小沼敬三郎が苫田郡長に就任する。
		4 1	郡制が廃止になる。苫田郡役所はしばらく残る。
		4 1	林田村が町制を実施して、津山東町と改称する。
		7 1	津山西尋常小学校の開校式を行う。
		7 5	美作水平社が鶴山館で創立大会を開く。
		7 24	土居銀行が他の五銀行を合併して、作備銀行と改称する。
		8 21	作備線の津山～追分間、中国鉄道の津山～津山口間が開通する。
		12	播美鉄道株式会社が、上郡～津山間の鉄道敷設工事を中止する。
1924	13	2 2	国本社（社長平沼騏一郎）が創立される。
		7 24	作備銀行と津山銀行とが合併して山陽銀行となる。
1925	14	3 2	「普通選挙法改正案」（25歳以上の男子に選挙権）が成立する。
		3 22	国本社津山支部の発会式が行われる。
		10 1	国勢調査（津山町人口17,645人）。
1926	15	12	津山牛乳株式会社が開設される。
		1 3	津山基督教図書館が開設される。
		3 21	中国水力電気株式会社を中国合同電気株式会社と改称する。
		4	作楽神社の大修理が終わる。
		5 23	皇太子裕仁親王殿下が、津山へ行啓される。
		6 30	苫田郡役所が、事実上廃止される。
		7 1	各町村に青年訓練所が開設され、実業補習学校に併設される。
		10 16	小沼敬三郎が第十三代町長に就任する。
1927	昭和 2	1 1	津山町済世会が開設される。
		5 25	津山相愛信用組合（後、津山信用金庫と改称）が開設される。
		7	姫津線の姫路～余部間の鉄道敷設工事を始める。
1928	3	2 13	津山実科高等女学校を山北に移転する。

第七卷年表

年	月	日	主 要 事 項
1916	大正 5	7 12	郡是製絲株式会社津山分工場の女工がストライキを行う。
		・	津山産業協会が組織される。
1917	6	4 20	郡是製絲株式会社津山分工場が二宮へ移転、操業を始める。
		4 20	津山産業博覧会を開く。
		5 21	濟世顧問設置規程が制定される。
		9	関西瓦斯株式会社津山出張所を廃止する。
		11 15	津山産業協会が改称され、津山商工会となる。
1918	7	7 13	西美鉄道株式会社が解散する。
		8 3	米価暴騰、富山県下で米騒動が起こる。
		8 9	津山町内の米穀商が襲撃される。
		8	美作運輸株式会社が津山駅（現津山口駅）前に開設される。
		9 19	林田村の美作和紙株式会社でストライキが起こる。
1919	8	4 7	加茂五箇村の小学校長が教員昇給陳情を行う。
		12 21	津山施療院（現広濟療）が開設される。
		・	『備作新聞』と『美作新聞』が合併、『津山朝日新聞』となる。
1920	9	4	吉井川電力株式会社が設立される。
		7 1	津山商工補習学校（実業補習学校のこと）を開校する。
		10 1	国勢調査（津山町人口16,846人）。
		12	河辺井ノ口で小作争議が起こる。
		・	美作男会（操会）が結成される。
1921	10	1	鉄道院が作備線の建設を始める。
		4	私立二葉学園が開設される。
		5 14	津山町立津山商業学校を開校する。
		5 15	『産業新報』が創刊される。
1922	11	1 15	備作電気株式会社と岡山水電株式会社とが合併して、中国水力電気株式会社が開設される。
		2 11	津山商工会が商品陳列所を二階町に開設する。
		2 27	津山瓦斯株式会社が開設される。

津山市史第七巻年表

●主要事項の月日が判明しないものは、該当年の最後に記している。

●第七巻の範囲（大正元年～昭和29年）外についても、関係のある事項を参考に記している。

年	月	日	主 要 事 項
1908	明治 41	8 30	津山電気株式会社が、鶴山館で創立総会を開く。
1911	44	3	播美鉄道株式会社が設立され、上郡～津山間の鉄道敷設を計画する。
1912	45	4 17	津山軽便鉄道株式会社の津山～院庄、津山～加茂間の鉄道敷設が認可される。
	大正 1	9 28	美作仏教各宗自修会が組織される。
		・	津山石炭瓦斯株式会社が開設される。
1913	2	4	立憲青年会が犬養毅・尾崎行雄を迎え、鶴山館で憲政擁護の演説会を開く。
		5 15	西美鉄道株式会社が設立され、津山軽便鉄道株式会社の津山～院庄間の敷設権利を譲り受け、工事を始める。
		11 28	大正瓦斯株式会社（津山石炭瓦斯株式会社の改称）が、山陰瓦斯株式会社と合併して、関西瓦斯株式会社となり、その津山出張所となる。
1914	3	1	津山軽便鉄道株式会社は、工事施工開始の期限が切れ、免許停止となる。
		7 28	第一次世界大戦が始まる。
		・	蚕種冷蔵保管地下車を鶴山公園内の北東隅に設置する。
1915	4	2 10	津山町が自動式ガソリンポンプを購入、消防組編成替えを行う。
		4	県立農事講習所（二宮）を県立原蚕種製造所と改称する。
		5 7	津山高等裁縫学校（後、津山実科高等女学校、美作高等女学校、美作高等学校と改称）が開校される。
		9 8	台風襲来し、農作物の被害が大きかった。
1916	5	6 21	津山電気株式会社と倉敷電灯株式会社が合併して、備作電気株式会社が発立される。
		6	津山製糸合資会社が郡是製絲株式会社に買収合併され、その津山分工場となる。

第七卷 図版一覧

章	節	番号	図版名	ページ
4.	電々公社と新聞社	141	清 療 園	317
		142	最初の電話加入者原簿	321
		143	増築された電話交換室	322
		144	津 山 の 新 聞	324

章	節	番号	図 版 名	ページ	
5.	社 会 教 育	113	市内青年団の機関誌創刊号	263	
第六章	宗 教 と 福 祉 活 動	114	津山市公会堂	264	
		115	津山施療院を開設した大円寺内元三大師堂	267	
		1. 宗教活動の変遷	116	改築前の作楽神社	272
		117	田町のキリスト教会	274	
		2. 寺院の福祉活動	118	山下の旧自修会館	276
		119	津山施療院の設計図	278	
		120	妙願寺内太鼓楼	279	
第七章	文 化 と 体 育	121	復元された沼弥生住居跡	281	
1.	文 化	122	津山基督教図書館	284	
		123	津山市立津山郷土館	285	
		124	中山神社本殿	286	
		125	新 地 座	289	
		126	赤松麟作の油絵	291	
		127	平沼淑郎の書	293	
		128	尾上柴舟歌碑	294	
		129	津山中学校野球部の片岡鉄兵	296	
		130	西東三鬼の遺品	297	
	2. 体 育	131	神伝流津山游泳会西游泳場	298	
		132	全国中等学校柔道大会優勝の津中柔道部	300	
第八章	公共諸機関の変遷	133	昭和9年室戸台風	301	
1.	警 察 署 と 刑 務 所	134	津山市警察署（自治警）	304	
		135	津山の刑務所	305	
2.	消 防 組 と 災 害	136	津山消防組のガソリンポンプ	306	
		137	旧津山消防署	307	
		138	昭和20年の水害の跡	311	
3.	医 療 施 設 の 開 設	139	千 田 病 院	312	
		140	国立津山療養所	314	

第七巻 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	ページ
		85	ローズ前の道路舗装	206
	3. 車両交通の進歩	86	津山合同タクシー誕生	210
		87	津山駅（現津山口駅）前に勢揃いした自動車	211
第五章	教育の移り変わり	88	津山女子尋常高等小学校津山実業学校	215
	1. 幼稚園の創立	89	田町の幼稚園開園記念写真	218
		90	南新座の幼稚園	219
		91	二葉学園	219
	2. 大正期の学校	92	津山男子尋常高等小学校の全景	220
		93	津山西尋常小学校	223
		94	雙松尋常高等小学校	224
		95	二宮尋常高等小学校	225
		96	院庄尋常高等小学校	225
		97	津山高等女学校の而立館	227
		98	津山商業学校	228
		99	田町の津山実科高等女学校	230
		100	津山工芸専修学校の旧校舎	232
		101	学校の軍事教練	234
	3. 市制施行後の学校	102	福岡尋常高等小学校	238
		103	建設された福岡小学校(南中学校へ転用)	240
		104	津山女子技芸学校	241
		105	白鷺青年学校校舎	243
		106	戦前の小学校国史教科書にある天孫降臨の図	247
		107	女子生徒の勤労奉仕	248
	4. 戦後の教育改革	108	終戦直後の墨塗り教科書	252
		109	元津山市立東中学校	255
		110	津山市立鴨川中学校	257
		111	津山高等学校山下校舎（元津山高等女学校）	258
		112	津山市立高等学校	259

章 節	番号	図 版 名	ページ	
2. 工業の発達	57	二宮の郡製絲株式会社津山分工場	144	
	58	津山手漉き和紙の製造	146	
	59	上横野の和紙製造	147	
	60	美作製紙株式会社	148	
	61	燃紙工場	149	
	62	大一織物有限会社の「作州かすり」	151	
	63	備作電気津山変電所	153	
	64	元中国水力電気株式会社津山営業所	155	
	65	津山石炭瓦斯会社の事業許可書	157	
	3. 商業の発展	66	坪井町商店街	169
		67	津山商工会商品陳列所	172
		68	妹尾銀行東支店	174
		69	山陽銀行本店	175
		70	元中国銀行津山支店	176
	第四章 交通機関の発達	71	大正時代の自動車	179
1. 鉄道の発達	72	津山口駅	182	
	73	津山駅開設当時	184	
	74	西美鉄道予定敷設路線図	186	
	75	作備線開通当時の大谷・井ノ口付近	187	
	76	開業前の東津山駅	190	
	77	吉井川姫新線鉄橋	193	
	78	博覧会会場の天守閣	195	
	79	博覧会鳥瞰図	196	
	2. 道路の整備	80	旧今津屋橋通り	198
		81	新開地通りの整備	199
		82	開発中の吉井川南岸地区	203
83		吉井川南岸開発推進者安黒一枝の 顕彰碑	204	
84		天幕街	205	

第七巻 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	ページ
		29	対鶴楼での木堂・罌堂	79
	2. 第一次世界大戦と社会	30	津山基督教図書館での鉄兵の講演	82
		31	陸軍對抗演習の役場記録	86
		32	産業博覧会会場	88
	3. 第二次世界大戦と社会	33	慰問袋と千人針	90
		34	街頭での千人針	91
		35	出征兵士の見送り	92
		36	戦没者の河辺村村葬	93
		37	戦時中の朝のラジオ体操	94
		38	寄せ書きの国旗	96
		39	米穀購入通帳	98
		40	平沼内閣誕生を喜ぶ市民の提灯行列	99
		41	衣 料 切 符	100
		42	二宮松並木の供木	101
		43	大日本婦人会津山支部の航空機増産協力運動女子挺身隊	102
		44	愛染寺へ疎開していた児童	105
		45	前田壽夫の疎開時の思い出	106
		46	愛 山 の 門	107
		47	谷崎潤一郎の手紙	108
	4. 敗 戦 と 社 会	48	終戦の詔書の報道	110
		49	津山中学校奉迎場に入られる天皇陛下	116
第三章 産業・経済の発展		50	津山町元魚町通り	117
1. 農 業 の 変 遷		51	工事中の昭和池	126
		52	昭和池築造の千本搦	127
		53	戦時中の米の供出	129
		54	農地改革ポスター	133
		55	東洋乳業株式会社津山工場	141
		56	雪印乳業株式会社津山工場	141

第 7 卷 図 版 一 覧

章	節	番号	図 版 名	ページ
表	紙	1	建設当時の旧津山市庁舎	表紙
第一章	津山市の成り立ち	2	津 山 大 橋	1
	1. 市制施行前の様子	3	津 山 町 全 図	4
	2. 市制施行と市域の拡大	4	津 山 町 全 景	9
		5	初代津山市長小沼敬三郎	11
		6	元二宮村役場	12
		7	二宮の松並木	18
		8	昭和4年2月11日市制施行後の津山市全地図	20
		9	東苫田村・佐良山村の津山市合併記事	23
	3. 市政当初の諸問題	10	津山市新市庁舎設計図	26
		11	津山市庁舎建設地鎮祭	27
		12	津山市庁舎の建設	28
		13	中島上水道取水口	30
		14	上水道配水池起工式	32
		15	津山市上水道給水区主要配水幹線図	34
		16	上水道配水管工事	35
		17	元福南小学校	37
	4. 市制二十周年記念博覧会	18	市制二十周年記念博覧会ポスター	42
	5. 行政区画の移動	19	元一宮小学校	46
		20	元東一宮小学校	47
	6. 隣接十箇村との大合併	21	開発の進んだ高野地区	49
		22	元大崎村役場	53
		23	元滝尾村役場	56
		24	元神庭村役場	57
		25	十箇村合併後の新津山市全図	63
第二章	社会運動と戦争	26	農業報国推進隊	69
	1. 各種社会運動	27	罌堂・木堂憲政擁護演説会のため来津	72
		28	松平家御用書綴	76

偉山市史 第七卷 現代 II

—大正・昭和時代—

昭和六十年三月三十一日発行

編集者 津山市史編さん委員会

発行者 津山市

印刷者 広陽本社

岡山県津山市田町二番地

発行所 津山市役所

岡山県津山市北五二〇

津山市史 第七卷 正 誤 表

ページ	段	行	誤	正
三	上	一一	大正元年(一九一一) ××× 本町二丁目、本町三丁目	大正元年(一九二二) 二丁目、三丁目
四	図下段	二八、二九	改善×	改善を
一六	下	二〇	××× 三丁目・一丁目	本町三丁目・本町二丁目
六七	表下段	六	×××	
七九	上	五	大正一二年(一九二二) ×××	大正一二年(一九二三)
一三二	下	一二	関係都市×	関係地域
一六六	上下表	九	芸妓×	芸妓
一六七	上	六	芸妓×	芸妓
一六八	上	二一三	される×	された
二五八	下	二	二校××	第二小学校
二五九	上	一五、一六	その後入学生が減少し、 ××××××××××	そして、
二六二	下	八	影×	陰
二七二	下	一五	守護職の館跡なので、 ××××××××××	守護所の館跡ともいわれ、
二七八	下	一七	病院×	施療院
二八〇	上	三	昭和一五年四月	昭和一九年四月
二八八	上表	国・県指定文 化財の五行め	(津山城跡の指定区分) 県×	(津山城跡の指定区分) 国
二九二	下	一〇	明治八年(一八九五) ××××××××××	明治二八年(一八九五)
二九四	上	一〇	節に×	節を
三〇四	下	四	×××××××××× 明治五年(一八七二) ××××××××××	(削除)
三〇四	下	五	×××××××××× 津山県が管理した。	(削除)
三〇八	下	一二	田圃 ^{でんぼ}	田圃
三一三	下	四	殺倒×	殺到
年表一一	下から四	四	本野球場×	野球場